

広島国税局統計書

平成 14 年 度

広島 国 税 局

広島国税局統計書

平成 14 年 度

広島国税局

は じ め に

この統計書は、主として平成14年度における広島国税局管内の内国税の申告、処理、納税及びこれらに関する計数を収録したもので、この1年間の税務行政の実績を示すとともに、中国地方の経済活動の一端をも表しています。

近年、税を取り巻く環境は、高度情報化、国際化、経済取引の広域化・複雑化、経済社会の構造変化など急速に変化しており、税に対する国民の皆様に関心も一層高まっております。このような状況のなかで、本書は、税の動きとその実態から管内の経済現象を把握するための資料として、一層、重要性を増していくものと思っております。

今回の編集に当たっては、従来同様に図表を取り入れるとともに、統計数値の継続性を維持し、少しでも利用しやすく、かつ、親しみやすいものとなるよう努めました。

この統計書が、従来にも増して各分野で有効に利用されるとともに、税に対する正しい理解と認識を深めるための一助となれば幸いです。

平成16年6月

広島国税局長 **岡 本 佳 郎**

統計書利用上の注意

1 国税庁の統計調査の概要

国税庁の統計調査は、35種類の一般調査と主要税目(申告所得税、源泉所得税、法人税)について実施している3種類の特別調査からなっている。

一般調査は、大部分のものは税務署において調査したものを国税局及び国税庁が取りまとめ集計したものであるが、これらは税務署が統計作成のために特別な調査を行うものでなく、事務処理の過程から作成されるものである。また、特別調査である申告所得税標本調査及び会社標本調査は、税務署が作成した調査票を、国税庁において集計して結果表を作成したものであり、民間給与統計調査は、一部の抽出された源泉徴収義務者が作成した調査票を、国税庁において集計し結果表を作成したものである。

なお、これら3種類の特別調査結果については、国税庁において若干の分析を行った上、別途刊行物により一般に公表している。

2 利用上の注意

(1) 構成

- イ 全体の構成は、総括、直接国税、間接国税、徴収及びその他の5編からなっており、直接国税及び間接国税については税目ごとに配列している。
- ロ 計数は、広島国税局全管分を登載しており、主要な計数については、5年間の累年比較及び税務署別の計数を掲げている。又、これらの計数の大部分は、従来のもものと継続して利用することができる。

(2) 各表間の関連計数

賦課関係各表と国税徴収表の計数は、調査期間又は調査時点の相違により符合しない。

(3) 単位及び計数の処理方法

- イ 各表の計数は、単位未満を四捨五入している。したがって、それぞれの内容と計又は合計が符合していない場合がある。
- ロ 各表の単位未満の計数は「0」、皆無又は該当計数のないときは「-」、計数不明の場合は「...」、負の計数は「 」と表示している。
- ハ 表中の「×」は、情報を保護する観点から計数を秘匿した箇所である。

(4) 調査期間と調査時点

調査期間及び調査時点は各統計表ごとに掲げたが、主な統計表の調査期間と調査時点は次ページのとおりである。

この統計書についてのご意見、ご感想又は計数についてのお問い合わせは、次へご連絡ください。

〒730-8521 広島市中区上八丁堀6番30号

広島国税局総務部企画課

電話 (082) 221-9211 内線3662・3663

主な統計表の調査対象期間と調査時点

	平成14年												平成15年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
申告所得税	平成14年分の所得税について、平成15年3月31日までに申告又は処理したもの												所得											
													申告又は処理											
源泉所得税	平成14年分の所得税について、平成15年4月30日までに法定資料の合計表の提出があったもの												所得											
													合計表の提出											
法人税	平成14年2月1日から平成15年1月31日までに事業年度の終了した法人について平成15年6月30日までに申告又は処理したもの												事業年度が終了した法人											
													申告又は処理											
相続税	平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までに申告又は処理したもの												相続又は遺贈											
													申告又は処理											
贈与税	平成14年分の贈与について、平成15年6月30日までに申告又は処理したもの												贈与											
													申告又は処理											
消費税	平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に終了した課税期間分の消費税について、平成15年6月30日までに申告又は処理したもの												課税原因(個人事業者)											
													申告又は処理											
													課税原因(法人)											
													申告又は処理											
酒税	平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成15年4月30日までに申告又は処理したもの												課税原因											
													申告又は処理											
航空機燃料税 電源開発促進税 たばこ税及び たばこ特別税 揮発油税及び 地方道路税 石油ガス税 石油税	平成14年4月1日から平成15年3月31日までの課税実績												課税原因											
													課税(申告又は処理)											
印紙税	平成14年4月1日から平成15年3月31日までに現金納付があったもの												証書等の作成											
													現金納付											

目 次

平成 14 年度統計調査結果の概要

1	管内国税収入の推移	2
2	申告所得税	3
3	源泉所得税	4
4	法人税	5
5	相続税	5
6	贈与税	6
7	消費税	7
8	酒 税	7
9	たばこ税及びたばこ特別税	8
10	印紙税	9
11	揮発油税及び地方道路税	9
12	石油ガス税	9
13	航空機燃料税	10
14	電源開発促進税	10
15	国税徴収	11
16	国税滞納	12

第 編 総 括

1	総 括	
1-1	広島国税局管内国税収入の概要	
	税目別徴収決定済額の累年比較	14
1-2	管轄表	
	管轄表	16
1-3	広島国税局及び税務署機構	
(1)	機構図	18
(2)	税務署機構	19

第 編 直接国税

2 申告所得税

統計表を見るに当たって	22
-------------	----

2-1 課税状況

(1) 申告及び処理状況	24
(2) 既往年分の課税状況	26
(3) 減免状況	26
(4) 税務署別課税状況	28

2-2 所得階級別人員

(1) 所得者区分別人員	30
(2) 青色申告者数	31
(3) 税務署別人員	32

2-3 所得種類別状況

(1) 所得種類別内訳	38
(2) 人員の累年比較	39
(3) 所得金額の累年比較	39
(4) 業種別内訳	40

3 源泉所得税

統計表を見るに当たって	41
-------------	----

(1) 利子所得等の課税状況	42
(2) 配当所得の課税状況	42
(3) 給与所得、退職所得の課税状況	44
(4) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較	44
(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況	44
(6) 報酬、料金等の課税状況	45
(7) 非居住者等所得の課税状況	46
(8) 加算税の状況	46
(9) 税務署別課税状況	48
(10) 税務署別源泉徴収義務者数	49

4 法人税

統計表を見るに当たって	50
-------------	----

4-1 課税状況

(1) 現事業年度分の課税状況	52
(2) 既往事業年度分の課税状況	54
(3) 税務署別課税状況	56

4-2	法人数	
(1)	法人数等	58
(2)	税務署別法人数	59
(3)	業種別、資本金階級別法人数等	60
(4)	県別業種別、資本金階級別法人数等	66
(5)	税務署別、資本金階級別法人数等	70
(6)	決算期別、資本金階級別法人数等	72
5	相続税	
	統計表を見るに当たって	74
5-1	課税状況	
(1)	課税状況	75
(2)	課税状況の累年比較	75
(3)	加算税の状況	76
(4)	申告及び処理状況	76
(5)	税務署別課税状況	77
5-2	相続財産種類別・階級別状況	
(1)	相続財産種類別状況	78
(2)	相続財産価格階級別状況	79
(3)	法定相続人員別被相続人の数	79
6	贈与税	
	統計表を見るに当たって	80
6-1	課税状況	
(1)	課税状況	81
(2)	課税状況の累年比較	81
(3)	加算税の状況	81
(4)	申告及び処理状況	82
(5)	税務署別課税状況	83
6-2	贈与財産種類別・階級別状況	
(1)	贈与財産価額階級別状況	84
(2)	贈与財産種類別状況	84

第 編 間接国税

7 消費税

統計表を見るに当たって	86
(1) 課税状況	87
(2) 課税事業者等届出件数	87
(3) 税務署別課税状況	88

8 酒税

統計表を見るに当たって	94
-------------	----

8-1 酒税関係総括表

酒税関係総括表	95
---------	----

8-2 課税状況

(1) 課税状況	96
(2) 課税数量の累年比較	96
(3) 酒税額の累年比較	97

8-3 酒類製成、販売

(1) 酒類製成及び手持数量	98
(2) 製成数量の累年比較	98
(3) 酒類販売(消費)数量	100
(4) 県別販売(消費)数量の累年比較	100
(5) 税務署別酒類販売(消費)数量	102

8-4 酒類免許

(1) 酒類製造免許場数等	104
(2) 酒母及びもろみの製造場数	105
(3) 酒類販売免許場数等	105
(4) 税務署別製造免許場数、販売免許場数	106

9～15 消費税、酒税以外の間接税

統計表を見るに当たって	108
-------------	-----

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況	110
(2) 製造場数	110

10 印紙税

(1) 課税状況	111
(2) 課税状況の累年比較	111

11 揮発油税及び地方道路税

(1) 課税状況	112
(2) 関係場数	112

12	石油ガス税		
	(1) 課税状況	113
	(2) 関係場数	113
13	石油税		
	(1) 課税状況	114
	(2) 関係場数	114
14	航空機燃料税		
	(1) 課税状況	115
	(2) 関係場数	115
15	電源開発促進税		
	(1) 課税状況	116
	(2) 関係場数	116

第 編 徴 収

16～19	徴収関係各表		
	統計表を見るに当たって	118
16	国税徴収		
	16-1 国税徴収状況		
	(1) 国税徴収状況	120
	(2) 税務署別国税徴収状況	122
	16-2 物納及び年賦延納		
	(1) 物納状況	130
	(2) 物納状況の累年比較	130
	(3) 年賦延納状況	131
	(4) 年賦延納状況の累年比較	130
17	国税滞納		
	(1) 滞納状況	132
	(2) 税務署別滞納状況	134
18	還付金		
	還付金の支払決定の状況	136
19	国税振替納税		
	振替納税利用状況	137

第 編 その他

20～24 その他

統計表を見るに当たって	140
20 不服審査	
(1) 異議申立て	142
(2) 審査請求	142
21 訴訟事件	
(1) 国側被告事件	144
(2) 国側原告事件(徴収関係)	146
22 直接国税犯則事件	
(1) 起訴事件数	147
(2) 有罪に係る人員及び金額	147
(3) 犯則者違反行為別件数	147
23 間接国税犯則事件	
(1) 検挙及び処理の状況	148
(2) 通告処分及び履行状況	150
(3) 酒税の違反行為別検挙件数等	152
(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数	152
24 税理士	
税理士登録者数	154

付 録

1 所得税の控除及び税率の変遷	156
2 法人税の税率の変遷	160
3 酒類の税率の変遷	161
4 たばこの税率の変遷	161
5 平成14年度税制改正の要綱	162

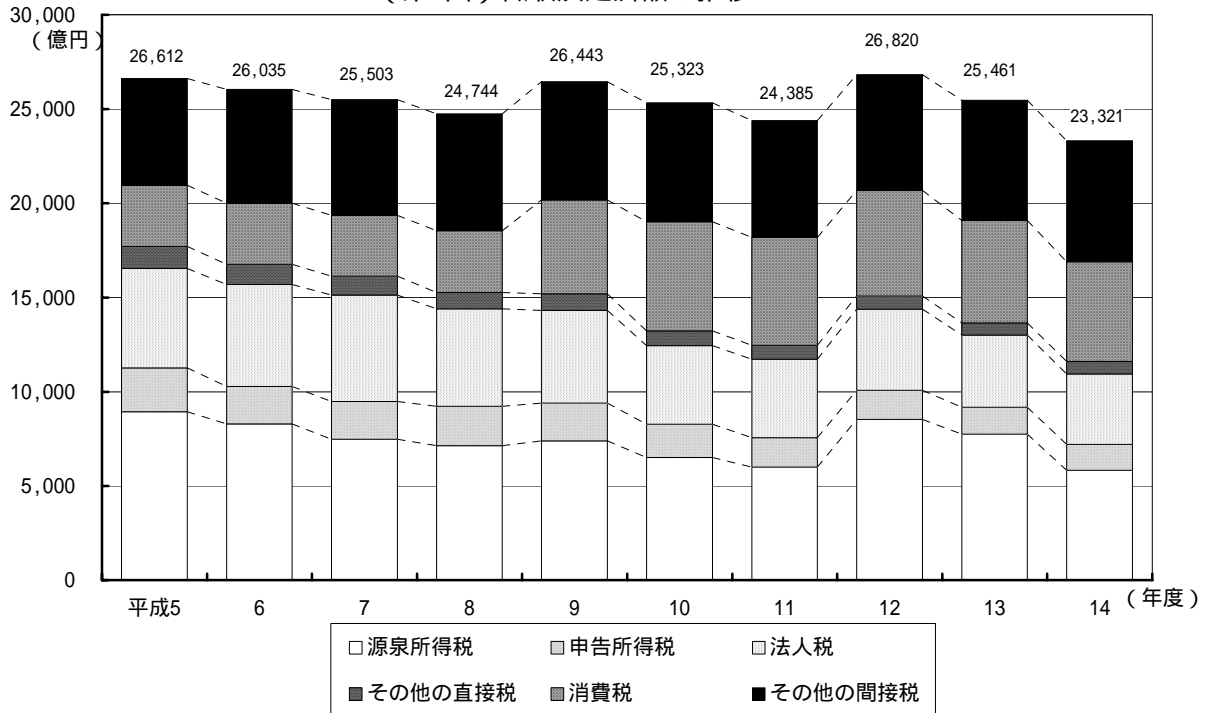
平成 14 年度
統計調査結果の概要

平成 14 年度統計調査結果の概要

1 管内国税収入の推移

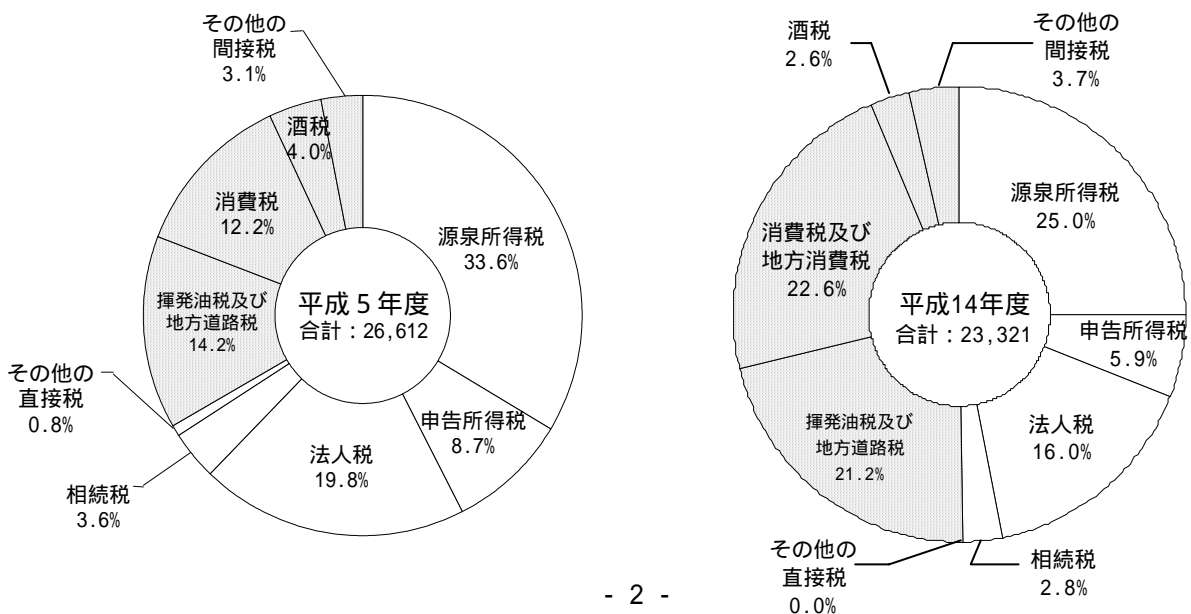
(1) 平成14年度における徴収決定済額は、2兆3,321億円(前年2兆5,461億円)で前年に比べて2,140億円(伸び率 8.4%)の減少となっている。(第1図参照)

(第1図) 徴収決定済額の推移



(2) 徴収決定済額を税目別の構成比で見ると、源泉所得税25.0%(前年30.5%)、消費税及び地方消費税22.6%(前年21.4%)、揮発油税及び地方道路税21.2%(前年19.3%)、法人税16.0%(前年15.0%)、申告所得税5.9%(前年5.6%)となっている。(第2図参照)

(第2図) 徴収決定済額の税目別構成比



2 申告所得税

(1) 平成14年分の確定申告により申告納税額のあった者は434,149人(前年454,438人)で、前年に比べて20,289人(伸び率 4.5%)減少している。

これを所得者別にみると、事業所得者119,008人(前年127,753人)、その他所得者315,141人(前年326,685人)となっている。(第3表参照)

(第3表) 申告納税者数

区 分	申 告 納税者数	事業所得者		そ の 他 所 得 者	
		人	人	人	人
平成10年分	410,870	118,277	292,593		
11	491,616	150,445	341,171		
12	470,937	136,670	334,267		
13	454,438	127,753	326,685		
14	434,149	119,008	315,141		

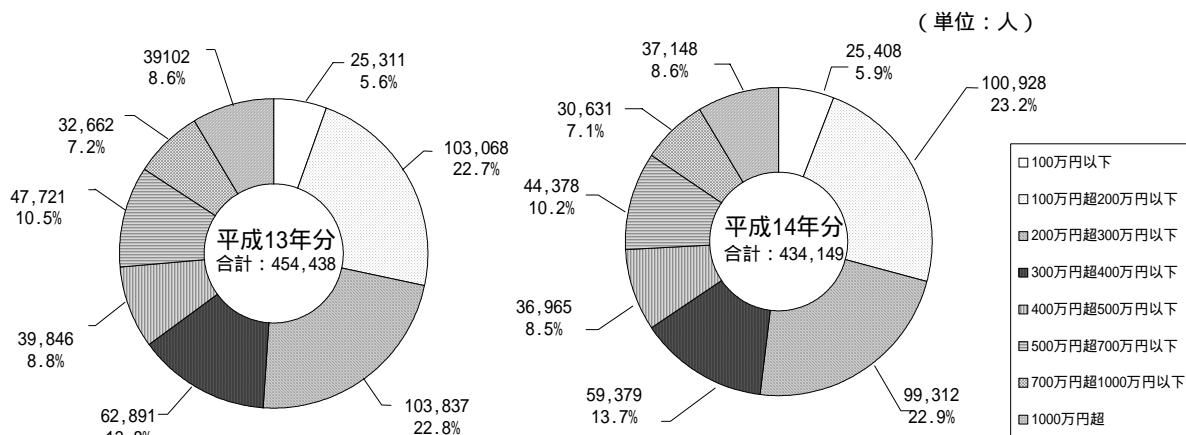
また、これに対する総所得金額等は2兆0,476億円(前年2兆1,678億円)、申告納税額は1,016億円(前年1,091億円)で、前年に比べて総所得金額等は1,201億円(5.5%)、申告納税額は75億円(6.9%)と、共に減少している。(第4表参照)

(第4表) 総所得金額等、申告納税額

区 分	総所得金額等		申告納税額	
	億円	伸び率 %	億円	伸び率 %
平成10年分	22,765	13.8	1,330	16.4
11	22,941	0.8	1,149	13.6
12	22,529	1.8	1,151	0.2
13	21,678	3.8	1,091	5.2
14	20,476	5.5	1,016	6.9

(2) 申告納税者数を合計所得階級別にみると、100万円以下の者25,408人(構成比5.9%)、100万円超200万円以下の者100,928人(構成比23.2%)、200万円超300万円以下の者99,312人(構成比22.9%)、300万円超400万円以下の者59,379人(構成比13.7%)、400万円超500万円以下の者36,965人(構成比8.5%)、500万円超700万円以下の者44,378人(構成比10.2%)、700万円超1,000万円以下の者30,631人(構成比7.1%)、1,000万円超の者37,148人(構成比8.6%)となっている。(第5図参照)

(第5図) 合計所得階級別の申告納税者数



3 源泉所得税

(1) 平成14年分の源泉徴収税額は5,880億円(前年8,249億円)で前年に比べて2,369億円(28.7%)減少している。

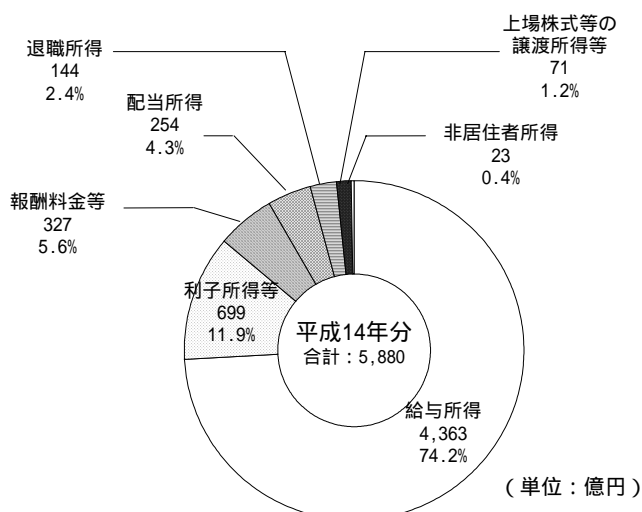
これを種類別にみると、給与所得は4,531億円から4,363億円へと168億円(3.7%)減少、利子所得等は2,908億円から699億円へと2,209億円(76.0%)減少している。(第6表参照)

(第6表) 源泉徴収税額

区 分	給与所得 億円	利子所得等 億円	配当所得 億円	その他 億円	計 億円	伸び率
						%
平成10年分	4,825	502	216	546	6,089	19.1
11	4,749	438	205	688	6,080	0.1
12	4,615	2,189	228	683	7,715	26.9
13	4,531	2,908	225	585	8,249	6.9
14	4,363	699	254	565	5,880	28.7

また、種類別に構成比をみると、給与所得74.2%(前年54.9%)、利子所得等11.9%(前年35.3%)、配当所得4.3%(前年2.7%)となっている。(第7図参照)

(第7図) 種類別の源泉徴収税額構成比



(2) 源泉徴収義務者は、417,731件(前年417,821件)で、前年に比べて90件(0.0%)の減少となっている。

これを種類別にみると、給与所得215,051件(前年217,209件)、報酬・料金等190,461件(前年187,610件)、配当所得7,823件(前年8,441件)となっている。(第8表参照)

(第8表) 種類別の源泉徴収義務者数

区 分	給与所得 件	報酬・料金等 件	配当所得 件	その他 件	計 件	伸び率
						%
平成10年分	223,959	189,574	9,927	4,785	428,245	0.6
11	222,958	188,880	9,058	4,680	425,576	0.6
12	220,410	188,670	8,765	4,604	422,449	0.7
13	217,209	187,610	8,441	4,561	417,821	1.1
14	215,051	190,461	7,823	4,396	417,731	0.0

(注) 各年分とも、翌年6月30日現在の源泉徴収義務者数を示している。

4 法人税

平成14年分の法人数は156,872社(前年156,104社)で、前年に比べて768社(0.5%)増加している。

平成14年分の所得金額は1兆0,905億円(前年1兆3,142億円)で、前年に比べて2,237億円(17.0%)減少している。

また、これに対する税額は3,113億円(前年3,768億円)で、前年に比べて656億円(17.4%)減少している。(第9表参照)

(第9表) 法人数、所得金額、税額

区 分	法人数		所得金額		税 額	
	社	伸び率	億円	伸び率	億円	伸び率
平成10年分	151,648	1.3	11,275	6.2	3,908	8.7
11	153,251	1.1	10,947	2.9	3,547	9.3
12	153,248	0.0	13,189	20.5	3,728	5.1
13	156,104	1.9	13,142	0.4	3,768	1.0
14	156,872	0.5	10,905	17.0	3,113	17.4

(注) 各年分とも、その年の2月1日から翌年1月31日までに事業年度が終了した法人(清算中を除く)について示している。

5 相続税

(1) 平成14年分の相続人数は7,292人(前年7,376人)、被相続人数は2,543人(前年2,544人)で、前年に比べて相続人数は84人(1.1%)、被相続人数は1人(0.0%)それぞれ減少している。

また、相続税の課税価格は4,980億円(前年5,061億円)、納付税額は436億円(前年457億円)で、前年に比べて課税価格は81億円(1.6%)減少し、納付税額は21億円(4.6%)減少している。(第10表参照)

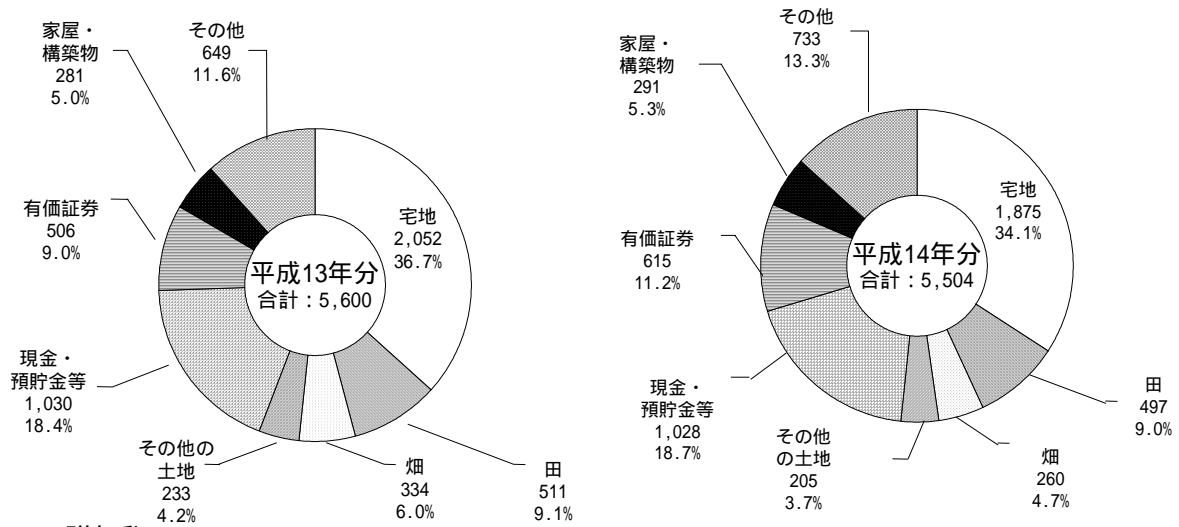
(第10表) 相続人数、課税価格、納付税額、被相続人数

区 分	相続人数		課税価格		納付税額		被相続人数	
	人	伸び率	億円	伸び率	億円	伸び率	人	伸び率
平成10年分	7,811	1.7	5,230	5.9	451	8.5	2,583	2.8
11	8,264	5.8	5,555	6.2	468	3.8	2,836	9.8
12	8,164	1.2	5,429	2.3	439	6.2	2,796	1.4
13	7,376	9.7	5,061	6.8	457	4.2	2,544	9.0
14	7,292	1.1	4,980	1.6	436	4.6	2,543	0.0

(2) 相続税の取得財産価額を種類別にみると、土地2,837億円(構成比51.6%)、現金・預貯金等1,028億円(構成比18.7%)、有価証券615億円(構成比11.2%)となっている。(第11図参照)

(第11図) 相続税の種類別取得財産価額

(単位：億円)



6 贈与税

(1) 平成14年中に贈与を受けた者は15,966人(前年16,546人)で、前年に比べて580人(3.5%)減少している。

また、贈与税の取得財産価額は576億円(前年584億円)、納付税額は25億円(前年29億円)で、前年に比べて取得財産価額は8億円(1.4%)減少し、納付税額は、4億円(13.8%)減少している。(第12表参照)

(第12表) 贈与を受けた者数、取得財産価額、納付税額

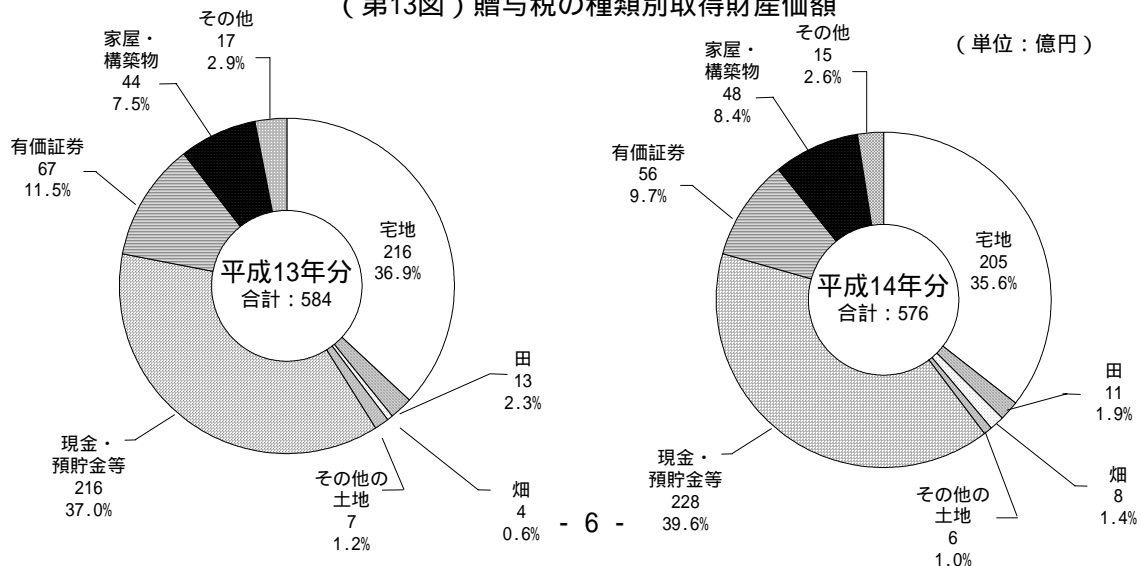
区分	贈与を受けた者数		取得財産価額		納付税額	
	人	伸び率 (%)	億円	伸び率 (%)	億円	伸び率 (%)
平成10年分	21,282	4.4	566	1.2	47	17.5
11	21,791	2.4	578	2.1	35	25.5
12	19,472	10.6	521	9.9	32	8.6
13	16,546	15.0	584	12.2	29	8.0
14	15,966	3.5	576	1.4	25	13.8

(2) 贈与税の取得財産価額を種類別にみると、土地229億円(構成比39.8%)、現金・預貯金等228億円(構成比39.6%)、有価証券56億円(構成比9.7%)となっている。

(第13図参照)

(第13図) 贈与税の種類別取得財産価額

(単位：億円)



7 消費税

(1) 申告件数

平成14年度分の消費税の申告件数は117,058件(前年119,759件)で、うち納税申告は113,517件(前年116,133件)、還付申告は3,541件(前年3,626件)となっている。納税申告の内訳は、一般申告が56,079件(前年56,493件)、簡易申告が57,438件(前年59,640件)である。

また、申告件数117,058件のうち、個人事業者は24,466件(前年25,867件)、法人は92,592件(前年93,892件)となっている。

(2) 納税申告額

平成14年度分の消費税の納税申告額は3,916億円(前年3,995億円)で、うち一般申告3,426億円(前年3,472億円)、簡易申告490億円(前年523億円)となっている。

(3) 還付税額

平成14年度分の消費税の還付税額は216億円(前年218億円)で、うち個人事業者は、5億円(前年6億円)、法人は211億円(前年212億円)となっている。

(4) 課税事業者(選択)届出件数

平成14年度末(平成15年3月末現在)の消費税の課税事業者届出件数は122,376件(前年125,051件)となっている。

また、課税事業者選択届出件数は、3,428件(前年3,563件)となっている。

(第14表) 消費税の申告件数、納税申告額、還付税額、課税事業者(選択)届出件数

区 分	納 税 申告件数	納税申告額	還付 申告件数	還付税額	課税事業者 届出件数	課税事業者 選択届出件数
	件	億円	件	億円	件	件
平成10年度	130,151	4,155	3,353	241	132,772	3,660
11	128,173	4,249	3,215	245	128,229	3,469
12	121,534	4,152	3,388	236	124,878	3,488
13	116,133	3,995	3,626	218	125,051	3,563
14	113,517	3,916	3,541	216	122,376	3,428

8 酒 税

(1) 平成14年度における酒税の税額は611億円(前年597億円)で、前年に比べて15億円(2.4%)増加している。

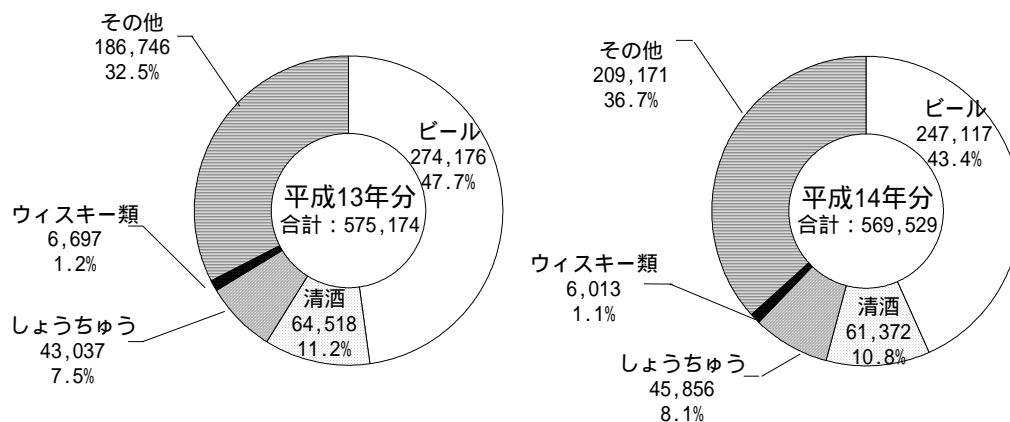
また、販売(消費)数量は569,529kl(前年575,174kl)で、前年に比べて5,645kl(1.0%)減少している。(第15表参照)

(第15表) 酒税の税額、販売(消費)数量

区 分	税 額		販売数量 (消費)	
	億円	伸び率 %	kl	伸び率 %
平成10年度	810	13.6	588,122	0.1
11	703	13.2	584,216	0.7
12	636	9.5	574,975	1.6
13	597	6.2	575,174	0.0
14	611	2.4	569,529	1.0

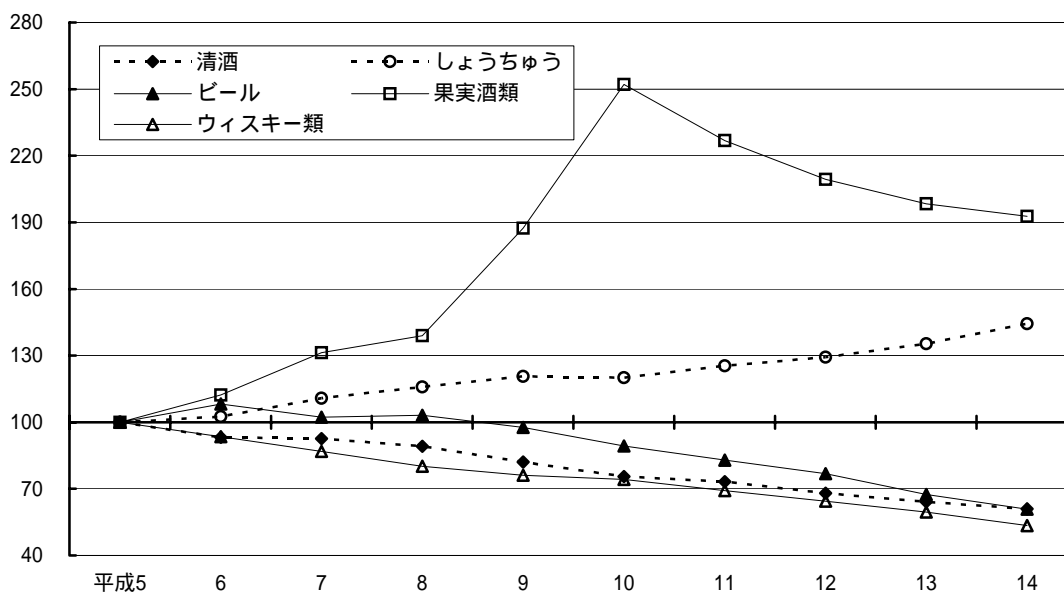
(2) 販売(消費)数量を種類別に前年と比べると、ビールは274,176klから247,117kl(構成比43.4%)へと27,059kl(9.9%)減少している。(第16図参照)

(第16図) 種類別の販売(消費)数量



(3) 販売(消費)数量の伸びを平成5年度を100とした場合の指数でみると、しょうちゅう144、果実酒類193と増加しているのに対し、清酒61、ビール61、ウイスキー類53とそれぞれ減少している。(第17図参照)

(第17図) 種類別販売(消費)数量の伸び
平成5年 = 100



9 たばこ税及びたばこ特別税

平成14年度におけるたばこ税及びたばこ特別税の課税標準数量は、13,214百万本(前年13,850百万本)で前年に比べて636百万本(伸び率4.6%)減少している。

また、税額は461.2億円(前年483.4億円)で、前年に比べて22.2億円(4.6%)減少している。(第18表参照)

(第18表) たばこ税及びたばこ特別税の課税標準数量、税額

区 分	課税標準数量	税 額		
		伸び率	税 額	伸び率
	百万本	%	億円	%
平成10年度	15,000	1.8	487.1	3.7
11	14,650	2.3	521.1	7.0
12	14,185	3.2	495.0	5.0
13	13,850	2.4	483.4	2.3
14	13,214	4.6	461.2	4.6

10 印紙税

平成14年度における印紙税(現金納付分)の税額は、63.9億円(前年64.3億円)で、前年に比べて0.4億円(0.6%)減少している。

また、納税人員は6,846人(前年6,937人)で、前年に比べて91人(1.3%)減少している。(第19表参照)

(第19表) 印紙税の税額、納税人員

区 分	税 額	納税人員		
		伸び率	納税人員	伸び率
	億円	%	人	%
平成10年度	64.3	1.5	7,606	3.4
11	64.8	0.8	7,476	1.7
12	64.8	0.0	7,240	3.2
13	64.3	0.9	6,937	4.2
14	63.9	0.6	6,846	1.3

11 揮発油税及び地方道路税

平成14年度における揮発油税及び地方道路税の課税数量は、8,431千kl(前年8,420千kl)で、前年に比べて11千kl(0.1%)増加している。

また、税額は4,536億円(前年4,530億円)で、前年に比べて6億円(0.1%)増加している。(第20表参照)

(第20表) 揮発油税及び地方道路税の課税数量、税額

区 分	課税数量	税 額		
		伸び率	税 額	伸び率
	千kl	%	億円	%
平成10年分	7,908	2.4	4,254	2.4
11	7,888	0.3	4,244	0.2
12	7,921	0.4	4,262	0.4
13	8,420	6.3	4,530	6.3
14	8,431	0.1	4,536	0.1

12 石油ガス税

平成14年度における石油ガス税の課税重量は81,928トン(前年80,708トン)で、前年に比べて1,220トン(1.5%)増加している。

また、税額は14.3億円(前年14.0億円)で、前年に比べて0.3億円(2.1%)増加している。(第21表参照)

(第21表) 石油ガス税の課税重量、税額

区 分	課税重量	税 額		
		伸び率	税 額	伸び率
	トン	%	億円	%
平成10年度	83,604	3.2	14.6	3.3
11	83,619	0.0	14.6	0.0
12	82,125	1.8	14.4	1.4
13	80,708	1.7	14.0	2.4
14	81,928	1.5	14.3	2.1

13 航空機燃料税

平成14年度における航空機燃料税の課税数量は153,369kl(前年134,370kl)で、前年に比べて18,999kl(14.1%)増加している。

また、税額は38.9億円(前年33.6億円)で、前年に比べて5.3億円(15.8%)増加している。(第22表参照)

(第22表) 航空機燃料税の課税数量、税額

区 分	課税数量	税 額		
		伸び率	税 額	伸び率
	kl	%	億円	%
平成10年度	120,050	8.8	30.0	7.5
11	112,965	5.9	28.1	6.3
12	122,061	8.1	30.3	7.8
13	134,370	10.1	33.6	10.8
14	153,369	14.1	38.9	15.8

14 電源開発促進税

平成14年度における電源開発促進税の販売電気の電力量は57,112百万kw/時(前年55,476百万kw/時)で、前年に比べて1,636百万kw/時(2.9%)増加している。

また、税額は254億円(前年247億円)で、前年に比べて7億円(2.8%)増加している。(第23表参照)

(第23表) 電源開発促進税の電力量、税額

区 分	販売電気の 電 力 量	税 額		
		伸び率	税 額	伸び率
	百万 k w / 時	%	億円	%
平成10年度	53,572	0.2	238	0.4
11	54,296	1.4	242	1.7
12	56,420	3.9	251	3.7
13	55,476	1.7	247	1.7
14	57,112	2.9	254	2.8

15 国税徴収

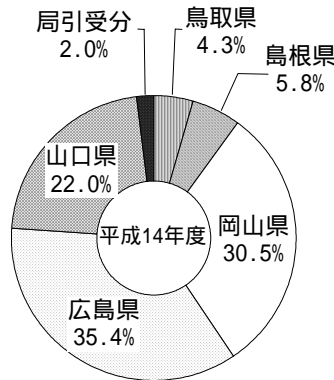
(1) 平成14年度の徴収決定済額を税目別にみると、源泉所得税が5,831億円(前年7,753億円)、消費税が5,278億円(前年5,440億円)、法人税が3,737億円(前年3,815億円)、申告所得税が1,384億円(前年1,431億円)、相続税661億円(前年656億円)となっている。(第24表参照)

(第24表) 税目別徴収決定済額

区 分	平成13年度		平成14年度		伸び率
	億円	構成比 %	億円	構成比 %	
源泉所得税	7,753	30.4	5,831	25.0	24.8
消 費 税	5,440	21.4	5,278	22.6	3.0
法 人 税	3,815	15.0	3,737	16.0	2.0
申告所得税	1,431	5.6	1,384	5.9	3.3
相 続 税	656	2.6	661	2.8	0.8
そ の 他	6,366	25.0	6,430	27.6	1.0
計	25,461	100.0	23,321	100.0	8.4

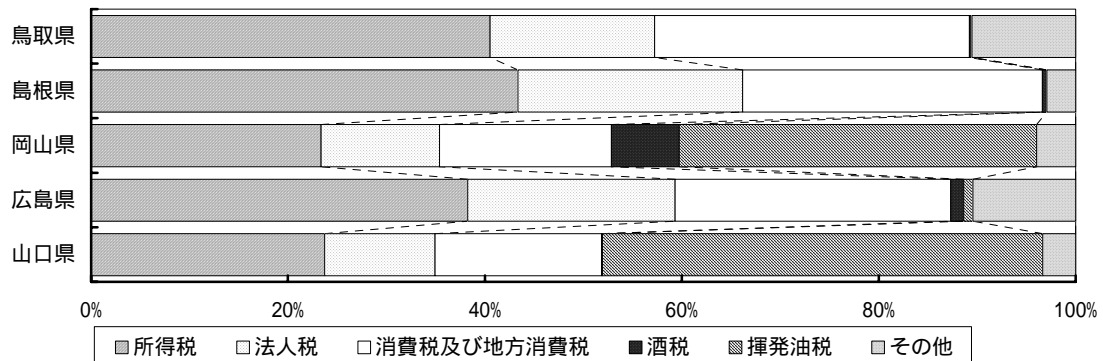
(2) 県別に徴収決定済額をみると、鳥取県1,011億円(構成比4.3%)、島根県1,352億円(構成比5.8%)、岡山県7,121億円(構成比30.5%)、広島県8,256億円(構成比35.4%)、山口県5,125億円(構成比22.0%)となっている。(第25図参照)

(第25図) 県別徴収決定済額



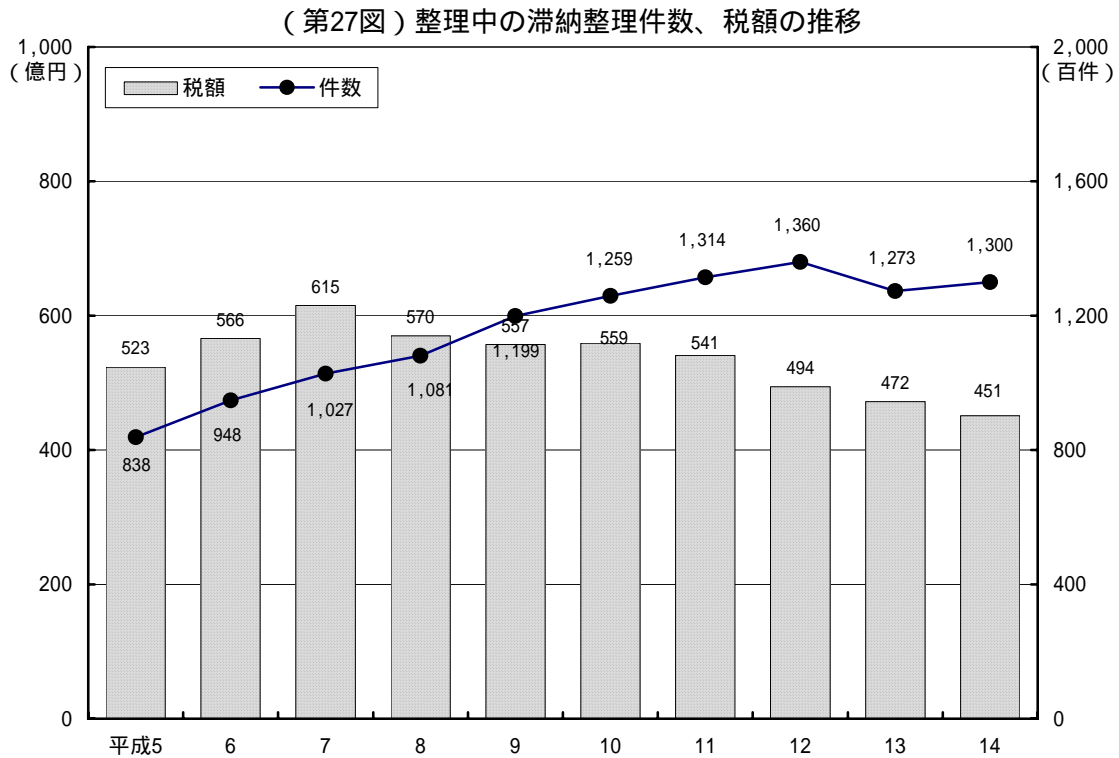
また、県別に主要税目の構成を見ると、各県とも所得税が高い比率となっているが、岡山県及び山口県では揮発油税及び地方道路税の比率が、それぞれ36.3%、44.7%と高くなっている。(第26図参照)

(第26図) 県別徴収決定済額の構成



16 国税滞納

(1) 平成14年度末における国税の整理中の滞納は129,998件(前年127,269件)、451億円(前年472億円)であり、前年度に比べて件数は2,729件(2.1%)増加し、税額は21億円(4.4%)減少している。(第27図参照)



(2) 整理中の滞納を税目別に見ると、申告所得税が178億円(前年175億円)、消費税122億円(前年132億円)、源泉所得税76億円(前年82億円)の順となっている。(第28表参照)

(第28表) 税目別整理中の滞納

区 分	平成13年度		平成14年度		伸び率
	件 数	税 額	件 数	税 額	
	件	億円	件	億円	%
源泉所得税	15,892	82	17,028	76	7.1
申告所得税	72,598	175	73,993	178	1.9
法人税	5,362	70	4,995	60	6.8
相続税	907	11	924	13	1.9
消費税	32,170	132	32,777	122	1.9
その他	340	2	281	1	17.4
計	127,269	472	129,998	451	2.1

第 編 總 括

1 總 括

1 総括

1 - 1 広島国税局管内国税収入の概要

税目別徴収決定済額の累年比較

区 分	平成5年度		平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
全 管 計	2,661,220,960	100.0	2,603,467,804	100.0	2,550,346,231	100.0	2,474,381,583	100.0	2,644,258,061	100.0	
国 税 局 分	34,887,605	1.3	39,219,794	1.5	38,983,986	1.5	42,787,368	1.7	43,718,521	1.7	
鳥 取 県	138,838,276	5.2	131,464,522	5.0	119,099,597	4.7	113,958,841	4.6	125,656,739	4.8	
島 根 県	150,158,438	5.6	151,584,404	5.8	151,129,486	5.9	140,003,837	5.7	162,422,698	6.1	
岡 山 県	739,110,261	27.8	754,926,539	29.0	749,145,419	29.4	737,422,083	29.8	765,989,554	29.0	
広 島 県	1,068,079,242	40.1	1,012,588,137	38.9	968,651,461	38.0	921,255,612	37.2	978,983,682	37.0	
山 口 県	530,147,136	19.9	513,684,409	19.7	523,336,282	20.5	518,953,842	21.0	567,486,867	21.5	
所 得 税	源泉所得税	894,586,604	33.6	830,325,636	31.9	747,395,554	29.3	714,281,447	28.9	739,010,246	27.9
	申告所得税	232,790,792	8.7	197,721,772	7.6	201,667,481	7.9	208,429,863	8.4	201,494,107	7.6
	計	1,127,377,396	42.4	1,028,047,408	39.5	949,063,035	37.2	922,711,310	37.3	940,504,353	35.6
法 人 税	526,027,247	19.8	539,984,074	20.7	564,375,694	22.1	516,649,915	20.9	491,280,629	18.6	
法 人 特 別 税	9,481,363	0.4	607,786	0.0	225,132	0.0	119,576	0.0	68,787	0.0	
法 人 臨 時 特 別 税	163,639	0.0	82,212	0.0	58,733	0.0	48,438	0.0	34,446	0.0	
相 続 税	95,895,009	3.6	96,378,925	3.7	89,065,761	3.5	80,078,913	3.2	82,225,589	3.1	
地 価 税	10,247,442	0.4	9,033,944	0.3	7,884,300	0.3	3,725,396	0.2	3,344,218	0.1	
有 価 証 券 取 引 税	1,773,441	0.1	2,195,409	0.1	2,953,006	0.1	2,181,046	0.1	2,029,699	0.1	
直 接 税 合 計	1,770,965,538	66.5	1,676,329,759	64.4	1,613,625,660	63.3	1,525,514,594	61.7	1,519,487,721	57.5	
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	324,261,812	12.2	323,507,499	12.4	322,579,823	12.6	328,981,330	13.3	497,851,634	18.8	
酒 税	107,543,020	4.0	115,935,300	4.5	112,371,892	4.4	109,248,941	4.4	94,061,436	3.6	
たばこ税及びたばこ特別税	48,605,353	1.8	47,864,373	1.8	46,909,991	1.8	47,176,476	1.9	45,463,827	1.7	
物 品 税	150,840	0.0	121,021	0.0	109,950	0.0	96,437	0.0	-	-	
取 引 所 税	56,525	0.0	56,643	0.0	127,607	0.0	181,229	0.0	163,490	0.0	
入 場 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
揮 発 油 税 及 び 地 方 道 路 税	377,769,256	14.2	405,274,472	15.6	419,800,830	16.5	427,074,137	17.3	450,914,636	17.1	
石 油 ガ ス 税	1,587,681	0.1	1,611,429	0.1	1,585,728	0.1	1,564,394	0.1	1,509,772	0.1	
自 動 車 重 量 税	6	0.0	11	0.0	11	0.0	4	0.0	28	0.0	
航 空 機 燃 料 税	1,986,424	0.1	2,279,772	0.1	2,126,361	0.1	2,337,269	0.1	2,556,548	0.1	
電 源 開 発 促 進 税	21,163,810	0.8	22,497,698	0.9	22,882,944	0.9	23,488,707	0.9	23,867,525	0.9	
印 紙 収 入 税	7,130,694	0.3	7,989,828	0.3	8,225,434	0.3	8,718,064	0.4	8,289,906	0.3	
旧 税	-	-	-	-	-	-	-	-	91,537	0.0	
間 接 税 合 計	890,255,422	33.5	927,138,046	35.6	936,720,571	36.7	948,866,989	38.3	1,124,770,339	42.5	

(注) 税額は、徴収決定済額(本年度分+過年度分)である。

平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		区 分
税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
2,532,330,651	100.0	2,438,518,405	100.0	2,682,023,541	100.0	2,546,056,221	100.0	2,332,104,352	100.0	全 管 計
44,182,629	1.7	44,449,959	1.8	45,291,176	1.7	41,860,931	1.6	45,547,450	2.0	国 税 局 分
120,764,029	4.8	117,578,168	4.8	115,116,869	4.3	106,298,415	4.2	101,096,452	4.3	鳥 取 県
152,251,661	6.0	147,443,276	6.0	180,776,924	6.7	163,464,951	6.4	135,223,576	5.8	鳥 根 県
756,177,406	29.9	737,219,828	30.2	785,022,744	29.3	753,573,853	29.6	712,127,516	30.5	岡 山 県
911,869,958	36.0	852,873,454	35.0	939,381,907	35.0	872,608,553	34.3	825,590,128	35.4	広 島 県
547,084,969	21.6	538,953,722	22.1	616,433,921	23.0	608,249,518	23.9	512,519,229	22.0	山 口 県
650,442,149	25.7	599,880,402	24.6	853,807,135	31.8	775,275,675	30.5	583,088,200	25.0	源泉所得税 } 所得税 申告所得税 } 計
176,787,165	7.0	155,987,698	6.4	154,529,158	5.8	143,149,935	5.6	138,424,782	5.9	
827,229,314	32.7	755,868,100	31.0	1,008,336,293	37.6	918,425,610	36.1	721,512,982	30.9	
417,806,194	16.5	416,993,735	17.1	429,823,672	16.0	381,457,944	15.0	373,746,784	16.0	法 人 税
42,752	0.0	28,051	0.0	18,633	0.0	-	-	-	-	法 人 特 別 税
23,962	0.0	19,526	0.0	-	-	-	-	-	-	法 人 臨 時 特 別 税
76,138,054	3.0	73,132,123	3.0	70,007,179	2.6	65,589,074	2.6	66,138,229	2.8	相 続 税
70,261	0.0	31,527	0.0	30,095	0.0	26,409	0.0	23,470	0.0	地 価 税
859,172	0.0	3,884	0.0	124	0.0	-	-	3	0.0	有 価 証 券 取 引 税
1,322,169,708	52.2	1,246,076,947	51.1	1,508,215,997	56.2	1,365,499,037	53.6	1,161,421,467	49.8	直 接 税 合 計
580,182,195	22.9	572,075,810	23.5	561,043,549	20.9	543,950,976	21.4	527,808,451	22.6	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税
81,300,158	3.2	70,424,335	2.9	63,864,922	2.4	59,708,332	2.3	61,176,918	2.6	酒 税
50,424,660	2.0	51,128,448	2.1	49,126,610	1.8	47,596,520	1.9	46,068,085	2.0	た ば こ 税 及 び た ば こ 特 別 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	物 品 税
48,533	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	取 引 所 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入 場 税
461,343,749	18.2	461,244,684	18.9	460,371,578	17.2	490,665,182	19.3	495,430,464	21.2	揮 発 油 税 及 び 地 方 道 路 税
1,468,055	0.1	1,467,805	0.1	1,438,240	0.1	1,423,527	0.1	1,440,303	0.1	石 油 ガ ス 税
3	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	自 動 車 重 量 税
2,694,919	0.1	2,626,772	0.1	2,914,219	0.1	3,179,736	0.1	3,810,531	0.2	航 空 機 燃 料 税
23,871,260	0.9	24,333,349	1.0	25,031,124	0.9	24,604,153	1.0	25,577,696	1.1	電 源 開 発 促 進 税
8,740,983	0.3	9,064,616	0.4	9,936,801	0.4	9,343,703	0.4	9,303,543	0.4	印 紙 収 入
86,428	0.0	75,641	0.0	79,528	0.0	83,237	0.0	66,894	0.0	旧 税
1,210,160,943	47.8	1,192,441,458	48.9	1,173,807,543	43.8	1,180,557,184	46.4	1,170,682,885	50.2	間 接 税 合 計

1 - 2 管 轄 表

管轄表

税務署名等	税務署等の所在地	管 轄 区 域
広島国税局	広島市中区上八丁堀 6 番30号	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
鳥取	鳥取市富安二丁目89番地 4 米子市東町124番16号 倉吉市上井587番 1 号	鳥取市・岩美郡・八頭郡・気高郡 米子市・境港市・西伯郡・日野郡 倉吉市・東伯郡
島根	松江市中中原町21番地 浜田市殿町1177番地 出雲市塩冶町1217番地 益田市元町12番11号 大田市大田町大田イ289番 2 号 大原郡大東町大字飯田86番 7 号 隠岐郡西郷町大字城北町55番地	松江市・安来市・八束郡・能義郡 浜田市・江津市・邑智郡・那賀郡 出雲市・平田市・簸川郡 益田市・美濃郡・鹿足郡 大田市・邇摩郡 仁多郡・大原郡・飯石郡 隠岐郡
岡山	岡山市天神町 3 番23号 岡山市伊福町四丁目 5 番38号 岡山市西大寺中二丁目24番13号 倉敷市児島小川五丁目 1 番66号 倉敷市幸町 2 番37号 倉敷市玉島阿賀崎二丁目 1 番50号 津山市田町67番地 玉野市宇野二丁目 4 番12号 笠岡市五番町 5 番48 高梁市向町13番地 新見市新見721番 1 号 戸赤磐郡瀬戸町瀬戸70番地 世真庭郡久世町大字鍋屋 8 番の 1	岡山市の一部 岡山市の一部・御津郡 岡山市の一部・備前市の一部・邑久郡 倉敷市の一部・児島郡 倉敷市の一部・総社市・都窪郡・吉備郡 倉敷市の一部・浅口郡 津山市・苫田郡・勝田郡・英田郡・久米郡 玉野市 笠岡市・井原市・小田郡・後月郡 高梁市・上房郡・川上郡 新見市・阿哲郡 備前市の一部・赤磐郡・和気郡 真庭郡
広島	広島市中区上八丁堀 3 番19号 広島市南区宇品東六丁目 1 番72号 広島市西区観音新町一丁目17番 3 号 広島市安佐北区龜山二丁目25番10号 呉市西中央二丁目 1 番21号 竹原市中央三丁目 2 番12号 三原市宮沖二丁目12番 1 号 尾道市古浜町27番18号 福山市三吉町四丁目 4 番 8 号 府中市鷓鴣町555番地の40 三次市十日市東一丁目13番 5 号 庄原市三日月町667番地の 5 西条市西条昭和町16番 8 号 廿日市市桜尾二丁目 1 番26号 海田市安芸郡海田町大正町 1 番13号 吉田市高田郡吉田町大字吉田3604番地の 1	広島市（中区の一部・東区の一部・南区の一部） 広島市南区の一部・佐伯郡（大柿町・沖美町・能美町） 広島市（中区の一部・西区） 広島市（安佐南区・安佐北区の一部）・山県郡 呉市・安芸郡（江田島町・音戸町・倉橋町・蒲刈町） 竹原市・豊田郡（安芸津町・安浦町・川尻町・豊浜町・豊町・大崎上島町） 三原市・賀茂郡大和町・豊田郡（本郷町・瀬戸田町） 尾道市・因島市・御調郡・世羅郡 福山市の一部・沼隈郡・深安郡 福山市の一部・府中市・神石郡・甲奴郡 三次市・双三郡 庄原市・比婆郡 東広島市・賀茂郡（黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町） 広島市佐伯区・大竹市・廿日市市・佐伯郡（大野町・湯来町・宮島町） 広島市（東区の一部・安芸区）・安芸郡（府中町・海田町・熊野町・坂町） 広島市安佐北区の一部・高田郡
山口	下関市山の口町 1 番18号 宇部市常盤町一丁目 8 番22号 山口市市中河原町 6 番16号 萩市唐樋町 3 番 7 号 徳山周南市今宿町二丁目35番地 防府市緑町一丁目 2 番12号 岩国市麻里布町七丁目 9 番37号 光市虹ヶ浜三丁目10番 1 号 長門市東深川964番地の 1 柳井市大字柳井3745番地の 1 厚狭郡山陽町大字鴨庄111番地の 1	下関市・豊浦郡（菊川町・豊田町・豊浦町） 宇部市・小野田市 山口市・吉敷郡・阿武郡阿東町 萩市・阿武郡（川上村・阿武町・田万川町・むつみ村・須佐町・旭村・福栄村） 周南市・下松市 防府市・佐波郡 岩国市・玖珂郡（和木町・由宇町・玖珂町・本郷村・周東町・錦町・美川町・美和町） 光市・周南市の一部・熊毛郡 長門市・豊浦郡豊北町・大津郡 柳井市・大島郡・玖珂郡大島町 美祢市・厚狭郡・美祢郡

調査時点 平成14年12月31日（ただし、各税務署の所在地、市町村名については平成15年12月31日）

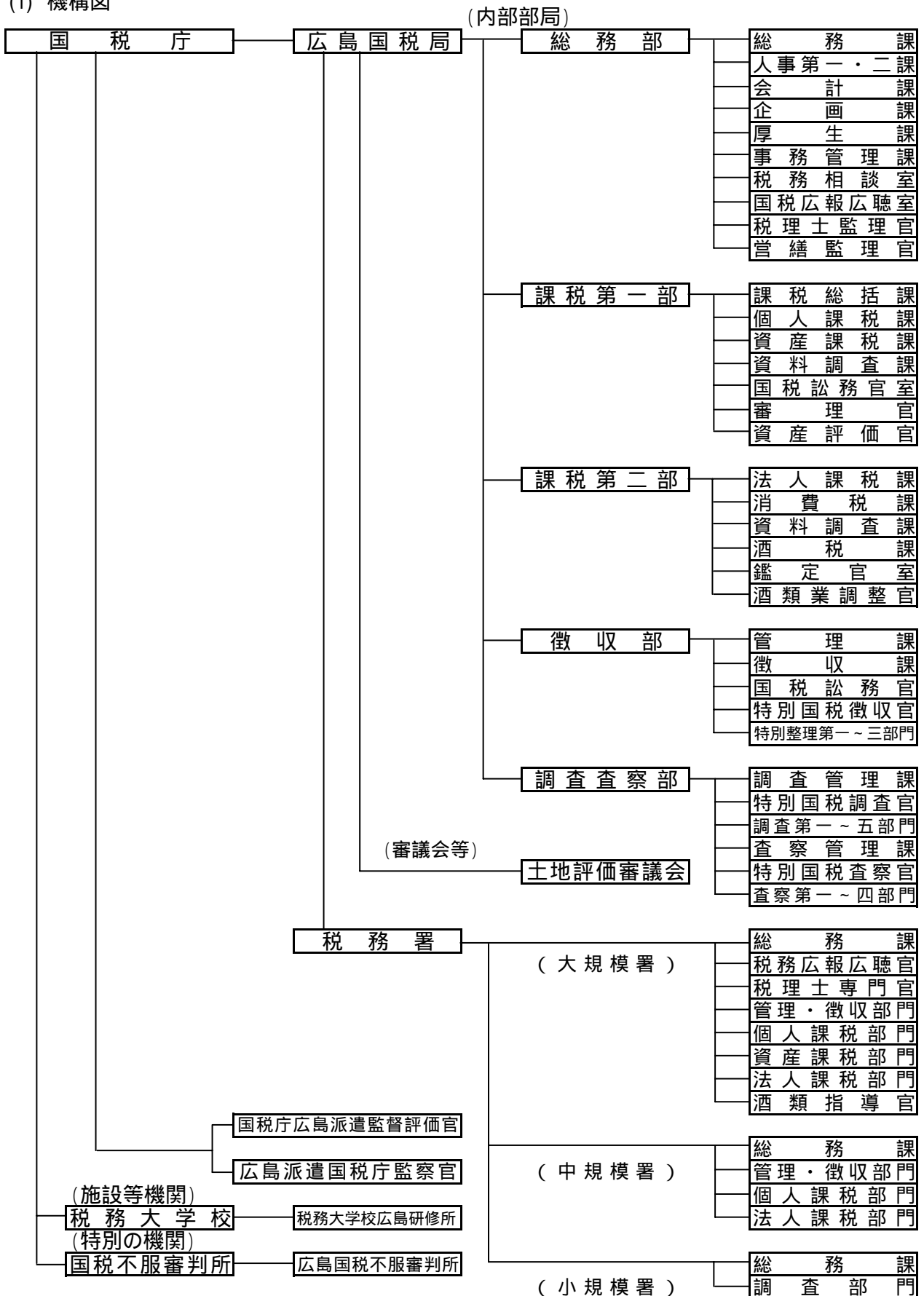
（注）1 「面積」は、国土交通省国土地理院調査（平成14年10月 1 日現在）によった。ただし、境界未定地域及び湖沼のうち児島湖7.1km²は、県計及び全管計のみに含めた。なお、境界未定地域のうち岡山県玉野市と香川県直島町（計117.8km²）は、全管計のみに外書で示した。

面積		世帯数	人口	市数	町数	村数	区分	
km ²		世帯	人	外	市	町	村	
外117.7	31,809.0	2,881,474	7,792,297		49	232	37	平成10年
外117.7	31,809.4	2,907,603	7,781,766		49	232	37	11
外117.8	31,810.4	2,932,564	7,735,876		49	232	37	12
外117.8	31,811.0	2,955,788	7,761,466		49	232	37	13
外117.8	31,811.5	2,979,947	7,749,201		49	232	37	14
	1,518.7	84,935	249,885		1	12	2	鳥取
(1,207.9)	1,147.6	91,292	250,921		2	11	1	米子
(780.6)	718.8	39,316	117,965		1	8	1	倉吉
	3,507.2	215,543	618,771		4	31	4	鳥取
	993.8	91,198	255,841		2	9	1	松江
	1,766.5	47,119	118,693		2	8	3	浜田
	624.1	53,586	175,562		2	5	-	出雲
	1,376.5	27,853	73,290		1	5	1	益田
	436.1	16,229	43,082		1	2	-	石見
	1,164.3	20,728	70,100		-	9	1	大田
	346.1	10,557	25,158		-	3	4	西郷
	6,707.3	267,270	761,726		8	41	10	島根
	69.2	104,106	246,403		1	-	-	岡山
	672.0	127,285	320,739	1	-	3	-	山
	254.3	43,536	125,932	2	-	3	-	西大
	111.0	33,268	93,923	1	-	1	-	児島
	423.1	143,366	395,561		2	2	2	倉敷
	149.0	41,805	121,226	1	-	5	-	玉島
	1,847.6	74,388	205,677		1	16	5	津山
(103.6)	・ ・ ・	26,680	70,316		1	-	-	玉野
	470.0	42,511	123,042		2	3	-	笠岡
	745.8	18,746	53,972		1	6	-	高梁
	793.3	12,566	37,956		1	4	-	新見
	642.1	41,657	118,396		1	9	-	瀬戸
	824.4	15,886	50,087		-	4	5	久世
(7,112.3)	7,008.7	725,800	1,963,230		10	56	12	岡山
	23.3	66,320	139,778		1	-	-	山
	95.3	65,077	144,377	1	-	3	-	広島
	46.4	119,833	257,654	1	-	-	-	島
	1,357.8	149,610	388,867	1	-	6	1	島
	277.3	105,148	242,840		1	5	-	呉
	332.7	33,081	83,010		1	8	-	竹原
	441.6	43,091	109,895		1	3	-	三原
	592.6	66,411	172,704		2	6	-	尾道
	391.7	151,284	403,365		1	3	-	福山
	839.6	42,002	124,741	1	1	7	1	府中
(713.0)	640.1	21,908	58,387		1	3	3	三原
	1,176.0	15,582	43,683		1	5	-	庄原
	570.2	63,142	159,408		1	4	-	西条
	791.2	107,367	283,857	1	2	4	1	廿日市
	189.6	86,207	222,340	1	-	4	-	海田
(639.0)	566.1	16,943	44,938	1	-	6	-	吉田
	8,477.4	1,153,006	2,879,844		13	67	6	広島
	547.2	118,034	283,320		1	3	-	下関
	253.7	88,369	217,485		2	-	-	宇部
	733.0	74,346	186,784		1	4	-	山口
	814.9	26,607	66,401		1	3	4	萩
	675.0	79,770	195,778		3	1	-	徳山
	478.9	51,561	127,975		1	1	-	防府
	882.2	67,097	161,604		1	7	1	岩国
	282.0	41,424	107,396		1	5	-	光
	526.5	21,134	56,729		1	4	-	長門
	277.9	27,026	60,531		1	5	-	柳井
	639.5	22,960	61,627		1	4	-	厚狭
	6,110.8	618,328	1,525,630		14	37	5	山口

- 2 面積欄の()書は、境界未定地域分を含めた計数を掲げた。
- 3 「人口」及び「世帯数」は、市町村等の調べによる。
- 4 「市数」欄の外書は、市庁所在地以外の一部地域を当該税務署が管轄していることを示す。

1 - 3 広島国税局及び税務署機構

(1) 機構図



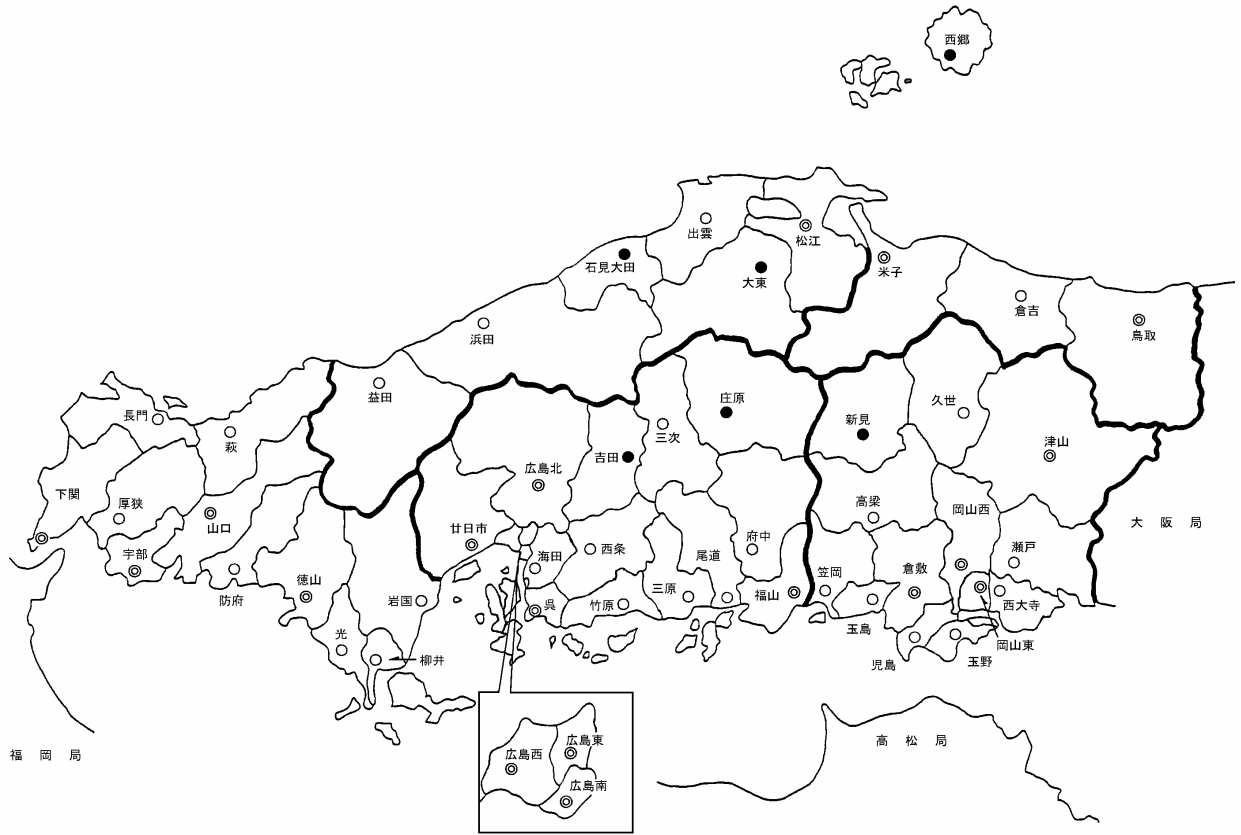
(平成14年10月1日現在)

(2) 税務署機構

署名	副署長	特別国	税	総務課	税務広報官	管理・徴収	個人・資産	法人課税	調査部門	酒類指導官
		調	査			部	課	部		
		(徴収)	官			部	部	部		
鳥米倉	取子吉	1	2	1	1	2	4	3	-	2
		1	2	1	-	2	4	4	-	-
		-	-	1	-	1	2	1	-	-
松浜出益石大西	江田雲田東郷	2	3	1	2	2	4	4	-	2
		-	-	1	-	1	2	1	-	-
		-	-	1	-	1	3	2	-	-
		-	-	1	-	-	1	1	-	-
		-	-	1	-	-	-	-	1	-
		-	-	1	-	-	-	-	-	1
岡山西児倉玉津玉笠高瀬久	東西寺島敷島山野岡梁見戸世	2	10	1	2	3	5	7	-	3
		2	4	1	-	2	5	5	-	-
		-	-	1	-	1	2	1	-	-
		-	-	1	-	1	2	1	-	-
		2	2	1	1	3	6	5	-	1
		-	-	1	-	1	2	1	-	-
		1	-	1	-	2	3	3	-	-
		-	-	1	-	-	1	1	-	-
		-	-	1	-	-	2	2	-	-
		-	-	1	-	1	1	1	1	1
広島島島島呉竹三尾福府三庄西廿海吉下宇山萩徳防岩光長柳厚	東南西北原原道山中次原条市田田関部口山府国門井狭	2	10	1	2	3	5	7	-	3
		1	-	1	-	2	4	3	-	-
		2	9	1	-	4	7	8	-	-
		2	-	1	-	3	7	3	-	-
		2	2	1	-	2	5	4	-	-
		-	-	1	-	1	1	1	-	-
		-	-	1	-	1	2	2	-	-
		2	5	1	1	3	7	7	-	1
		-	-	1	-	1	2	2	-	-
		-	-	1	-	1	1	1	1	-
1	-	1	-	2	4	3	-	1		
-	-	1	-	2	4	2	-	-		
-	-	1	-	-	-	-	-	1		
2	4	1	-	3	5	5	-	1		
1	-	1	-	2	4	3	-	-		
1	2	1	1	1	3	2	-	2		
-	-	1	-	1	1	1	-	-		
1	2	1	1	2	4	3	-	-		
-	-	1	-	1	2	2	-	-		
-	-	1	-	1	3	2	-	-		
-	-	1	-	-	1	1	-	-		
-	-	1	-	-	1	1	-	-		
-	-	1	-	-	1	1	-	-		
-	-	1	-	-	1	1	-	-		

(平成14年7月10日現在)

税務署管轄区域略図



第 編 直 接 国 税

2	申	告	所	得	税
3	源	泉	所	得	税
4	法		人		税
5	相		続		税
6	贈		与		税

2 申告所得税

統計表を見るに当たって

この章は、平成14年1月1日から平成14年12月31日までの間の所得について、平成15年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人（申告所得税の納税者という）の課税の事績を全数調査又は標本調査の方法で調査、集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない人及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告を要しない人は、調査の対象から除かれている。

1 用語の説明

事業所得者	事業所得だけを有する者及び事業所得と事業所得以外の各種所得を併有する者で、事業の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。
その他所得者	事業所得者以外の者をいう。

2 所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)

区 分	独 身 者	夫 婦 者	夫 婦 子 1 人	夫 婦 子 2 人
	千円	千円	千円	千円
63	967	1,556	2,095	2,619
元～4	1,075	1,928	2,484	3,198
5・6	1,075	1,928	2,484	3,277
7～9	1,107	2,095	2,698	3,539
10	1,107	2,095	2,698	3,616
11	1,107	2,095	2,857	3,821
12～14	1,144	2,200	2,833	3,842

(注) 各年とも社会保険料を加味して計算した。

資料：財務省主税局

3 所得税の主な控除(平成14年分)

(1) 所得控除

- イ 基礎控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380,000円
- ロ 配偶者控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380,000円
 - ただし、老人控除対象配偶者・・・・・・・・・・・・・・・・ 480,000円
 - 同居特別障害者である控除対象配偶者・・・・・・・・ 730,000円
 - 同居特別障害者である老人控除対象配偶者・・・・ 830,000円
- ハ 配偶者特別控除
 - (イ) 配偶者が控除対象配偶者の場合
 - A 合計所得金額が5万円未満である場合・・・・・・・・ 380,000円
 - B 合計所得金額が5万円以上である場合・・・・・・・・ 380,000円 - 合計所得金額
(合計所得金額は5万円の整数倍とし、5万円未満の端数は切り捨てる)
 - (ロ) (イ) 以外の場合
 - A 合計所得金額が40万円未満である場合・・・・・・・・ 380,000円
 - B 合計所得金額が40万円以上75万円未満である場合
380,000円 - (合計所得金額 - 380,000円)
(合計所得金額は5万円の整数倍とし、5万円未満の端数は切り捨てる)
 - C 合計所得金額が75万円以上76万円未満である場合・・・・ 30,000円
- ニ 扶養控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380,000円
 - ただし、特定扶養親族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 630,000円
 - 老人扶養親族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 480,000円
 - 同居老親等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 580,000円
 - 同居特別障害者である扶養親族・・・・・・・・・・・・ 730,000円
 - 同居特別障害者である特定扶養親族・・・・・・・・ 980,000円
 - 同居特別障害者である老人扶養親族(同居老親等以外の者)・・ 830,000円
 - 同居特別障害者である老人扶養親族(同居老親等)・・・・ 930,000円

- ホ 雑損控除・・・災害等の損失額で総所得金額等の合計額の10%を超える金額と災害関連支出額で5万円を超える金額とのいずれか多い方の金額
- ヘ 医療費控除・・・支払った医療費から10万円と総所得金額等の合計額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額（最高200万円）
- ト 生命保険料控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・支払った生命保険料等で
 - (イ) 一般の生命保険料

支払保険料のうち、25,000円以下	全額
25,000円超50,000円以下	1/2+12,500円
50,000円超	1/4+25,000円（最高50,000円）
 - (ロ) 個人年金保険料
 - (イ)と同じ
- チ 社会保険料控除・・・・・・・・・・・・・・・・支払った社会保険料の全額
- リ 損害保険料控除・・・・・・・・家屋又は家財及び身体の傷病について支払った損害保険料で
 - (イ) 長期契約のみの場合（最高15,000円）

10,000円まで全額	10,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と5,000円の合計
-------------	--------------------------------------
 - (ロ) 短期契約のみの場合（最高3,000円）

2,000円まで全額	2,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と1,000円の合計
------------	-------------------------------------
 - (ハ) 長期契約と短期契約がある場合（最高15,000円）
 - (イ)と(ロ)の合計額
- ヌ 小規模企業共済等掛金控除・・・小規模企業共済契約に係る掛金と心身障害者扶養共済掛金の支払額全額
- ル 障害者・寡婦・寡夫・勤労学生控除・・・・・・・・・・・・・・・・270,000円
- ロ 老年者控除・・・・・・・・・・・・・・・・500,000円
- ワ 寄付金控除・・・寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち10,000円を超える部分の金額

(2) 税額控除

- イ 配当控除・・・配当所得の10%(課税総所得金額が1,000万円を超える場合その超える金額に対する配当については5%)。ただし、証券投資信託の収益の分配金及び源泉分離課税や確定申告をしないことを選択した配当所得は配当控除の対象とならない。
- ロ 外国税額控除・・・・・・・・・・・・・・・・外国所得税額

ただし、所得税額 × $\frac{\text{国外所得総額}}{\text{所得総額}}$ が限度
- ハ 住宅借入金(取得)等特別控除

平成14年1月1日から平成14年12月31日までの間に居住の用に供した場合

住宅借入金等の年末残高	控除期間及び控除率	各年限度額	合計限度額
5,000万円以下の部分	1年目から10年目 1%	50万円	500万円

所得税の税率	
(課税所得金額又は課税退職所得金額に対して)	
330万円以下の金額	10%
330万円を超える金額	20%
900万円を超える金額	30%
1,800万円を超える金額	37%

2 - 1 課 税 状 況

(1) 申告及び処理状況

区 分	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	所 等 所	
				営 業	所
				人 員	総 所 得 金 額 等
	人	千円	千円	人	千円
平成 10 年 分	410,870	2,276,526,129	132,980,440	112,147	479,018,378
11	491,616	2,294,078,348	114,867,891	143,462	516,094,969
12	470,937	2,252,858,786	115,146,111	131,075	494,540,961
13	454,438	2,167,789,984	109,111,171	122,112	469,626,759
14	434,149	2,047,643,639	101,567,872	113,667	425,933,278
確 定 申 告	433,847	2,046,227,466	101,483,859	113,611	425,764,594
修 正 申 告	309	1,433,453	88,318	57	173,969
決 定 ・ 増 額 更 正	-	-	-	-	-
減 額 更 正 求 等	4	7,096	3,178	1	3,688
異 議 申 立 決 定 等	3	10,183	1,126	-	1,598
計	-	-	-	-	-
実	434,149	2,047,643,639	101,567,872	実 113,667	425,933,278
法 第 103 条 に よ る 税 額 合 計	1,460	-	481,639		
	435,609	-	102,049,511		
過 少 申 告 加 算 税 内 1	1	-	13		
無 申 告 加 算 税 内 14	14	-	479		
重 加 算 税 内 -	-	-	-		
納 税 額 総 計	-	-	102,050,003		

調 査 対 象 平成14年分の申告所得税の納税者について、申告又は処理（更正・決定等）による課税実績

調 査 時 点 平成15年3月31日

- (注) 1 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。
 2 加算税「人員」欄はそれぞれ延べ人員を示し、内書は加算税の全額が異動したものを示す。

- 用語の説明 1 総所得金額等とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び土地等に係る事業所得金額、分離譲渡、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。
 2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除した後の課税総所得金額等に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。
 3 更正の請求とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。
 4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。
 5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課す税であり、一種の行政罰の性格を有するものをいう。
 (1) 過少申告加算税・・・期限内の申告が過少であった場合に課せられるもの。
 (2) 無申告加算税・・・期限内の申告がなかった場合に課せられるもの。
 (3) 重加算税・・・所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課せられるもの。

得 者 別 内 訳						
得 者	農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額
千円	人	千円	千円	人	千円	千円
35,383,388	6,130	23,112,422	1,047,401	292,593	1,774,395,329	96,549,651
31,835,244	6,983	20,878,226	782,075	341,171	1,757,105,153	82,250,572
32,788,002	5,595	16,921,886	626,619	334,267	1,741,395,939	81,731,490
31,962,132	5,641	16,970,711	615,599	326,685	1,681,192,515	76,533,440
28,491,158	5,341	16,116,605	617,915	315,141	1,605,593,756	72,458,799
28,479,106	5,338	16,105,839	617,529	314,898	1,604,357,032	72,387,224
13,209	3	10,766	386	249	1,248,718	74,723
-	-	-	-	-	-	-
940	-	-	-	3	3,408	2,239
217	-	-	-	3	8,586	909
-	-	-	-	-	-	-
28,491,158 実	5,341	16,116,605	617,915 実	315,141	1,605,593,756	72,458,799

(2) 既往年分の課税状況

区 分	平成13年分			平成12年以前分			計		
	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
申告又は処理 による増減差額	内 22,216 44,936	82,757,403	4,090,198	内 4,460 13,554	33,993,446	5,131,932	内 26,676 58,490	116,750,850	9,222,130
加算税の 増減差額	過少申告 加算税	内 6,146 6,178	- 232,137	内 4,873 4,920	- -	263,176	内 11,019 11,098	-	495,312
	無申告 加算税	内 5,506 5,567	- 139,466	内 1,937 1,967	- -	92,214	内 7,443 7,534	-	231,680
	重加算税	内 373 379	- 110,098	内 1,432 1,456	- -	814,335	内 1,805 1,835	-	924,433
	計	内 12,025 12,124	- -	481,701	内 8,242 8,343	- -	1,169,725	内 20,267 20,467	- -
合 計	-	-	4,571,899	-	-	6,301,656	-	-	10,873,555

調査対象 平成13年分以前の申告所得税の納税者について、申告又は処理(更正・決定等)による課税実績

調査期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日

(注) 「人員」欄はそれぞれ延べ人員を示し、内書は本税又は加算税の全額について異動を生じたものを示す。

(3) 減免状況

区 分	人 員	所 得 金 額	軽 減 又 は 免 除 税 額
	人	千円	千円
租税特別措置 法の規定によ るもの	附則(平成7年法律第55号) 第12条(開墾地等の農業所得 の免税)該当 第25条(肉用牛の売却による 農業所得の免税)該当	- 467	- 1,233,485
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶 予等に関する法律第2条(所得税の軽減 免除)の規定によるもの	-	-	-
合 計	実 467 467	1,233,485	176,349

調査対象 平成14年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除された者(軽減又は免除により納付税額がなくなった者を含む。)

調査期間 平成15年3月31日

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(4) 税務署別課税状況

署名	所得者内訳								
	事業所得者			その他の所得者					
	人員	総所得金額等	申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額			
	人	千円	千円	人	千円	千円			
鳥米倉 鳥取県	取子吉計	3,646	12,945,093	764,958	8,885	43,019,491	1,772,006		
		3,851	13,460,227	843,618	8,766	44,048,602	1,776,633		
		2,078	6,932,410	362,564	4,476	18,685,239	629,770		
		9,575	33,337,731	1,971,139	22,127	105,753,332	4,178,408		
松浜出益石大西島 見大根県	江田雲田東郷計	4,285	16,323,857	1,057,116	10,443	52,434,332	2,236,193		
		1,827	7,073,946	455,126	4,437	18,264,047	587,775		
		3,353	12,623,124	759,468	7,304	35,957,944	1,455,149		
		1,211	4,861,008	372,913	2,607	11,432,768	442,782		
		787	2,814,725	162,705	1,531	6,380,067	190,126		
		1,259	4,655,595	244,437	2,731	11,349,162	345,112		
		539	1,958,496	104,991	836	3,552,721	103,373		
		13,261	50,310,751	3,156,755	29,889	139,371,042	5,360,510		
		岡山西児倉玉津玉笠高瀬久岡 山山県	東山西寺島敷島山野岡梁見戸世計	4,006	14,402,008	885,131	11,812	76,356,860	4,293,987
				4,198	15,379,841	954,009	13,736	83,730,331	3,986,201
1,816	6,282,353			303,873	4,096	18,592,798	716,738		
1,790	5,820,293			271,074	3,233	15,982,423	654,616		
4,793	16,463,473			904,048	14,280	76,412,876	3,963,401		
1,623	5,820,680			380,886	4,136	20,525,971	948,496		
2,217	8,498,590			594,639	6,959	32,254,062	1,188,959		
1,069	3,665,586			195,979	2,463	10,659,758	379,887		
1,446	5,002,357			283,659	3,917	17,681,325	607,837		
683	2,393,269			127,653	1,932	8,083,787	256,640		
510	1,672,939			88,994	1,493	5,858,720	186,442		
1,486	5,125,626			257,025	4,273	18,553,225	647,184		
733	2,493,588			115,782	2,115	8,573,699	247,284		
26,370	93,020,603			5,362,750	74,445	393,265,836	18,077,670		
広広島竹三尾福府三庄西廿海吉広 島島島呉日島県	東南西北原原道山中次原条市田田計	2,880	15,406,213	1,488,232	8,021	57,016,100	3,724,929		
		2,410	10,055,585	804,123	7,625	46,111,610	2,420,493		
		4,021	15,667,754	1,151,243	14,093	92,833,826	5,608,931		
		6,503	22,857,790	1,345,133	16,147	82,785,287	4,199,368		
		3,917	16,398,312	1,440,947	11,042	51,256,453	2,186,975		
		1,490	4,797,257	249,453	2,881	12,525,482	458,603		
		1,484	5,299,867	318,287	4,448	20,555,911	804,276		
		2,819	10,773,329	832,000	7,059	32,462,324	1,183,071		
		5,488	19,960,004	1,389,611	15,807	86,404,915	4,101,944		
		1,715	5,475,103	308,513	4,921	23,003,526	962,321		
		960	3,692,866	237,044	2,601	11,171,533	349,932		
		647	2,250,638	113,429	2,055	8,367,887	246,365		
		1,780	6,949,374	465,611	5,861	30,442,567	1,380,392		
		4,061	15,837,593	1,065,204	12,333	66,115,548	3,115,077		
		3,248	11,928,148	802,603	9,814	47,195,430	2,192,694		
		44,149	170,123,326	12,186,845	126,580	675,543,670	33,156,164		
下宇山徳防岩光長柳厚山 山萩山府国門井狭口県	関部口山府国門井狭口計	4,443	16,761,919	1,099,415	11,623	55,706,353	2,407,331		
		3,626	12,537,020	774,172	8,313	44,265,501	1,917,923		
		2,516	9,233,709	528,479	8,577	42,295,184	1,815,300		
		1,551	5,516,883	342,432	2,763	11,529,294	421,430		
		3,501	13,844,831	1,102,063	8,070	37,958,968	1,418,283		
		2,046	8,042,031	612,346	5,125	22,240,084	887,151		
		3,068	11,171,863	784,182	6,997	34,176,226	1,383,757		
		1,672	5,730,588	331,841	3,836	16,753,224	576,575		
		1,303	4,693,315	277,610	2,343	9,249,170	292,673		
		1,126	4,691,219	400,393	2,289	9,756,790	354,168		
		801	3,034,093	178,655	2,164	7,729,083	211,456		
		25,653	95,257,472	6,431,586	62,100	291,659,877	11,686,046		
		全管計	119,008	442,049,883	29,109,073	315,141	1,605,593,756	72,458,799	

合 計						署 名
人 員		総 所 得 金 額 等		申 告 納 税 額		
前 年 比		前 年 比		前 年 比		
	%	千円	%	千円	%	
12,531	95.8	55,964,584	92.6	2,536,963	88.1	鳥 取 県
12,617	91.6	57,508,830	91.7	2,620,251	90.3	取 子 吉 計
6,554	94.4	25,617,649	92.9	992,334	90.7	鳥 米 倉 鳥 取 県
31,702	93.8	139,091,063	92.3	6,149,548	89.4	鳥 米 倉 鳥 取 県
14,728	94.7	68,758,188	94.8	3,293,309	95.9	松 浜 出 益 石 大 西 島
6,264	93.0	25,337,992	93.2	1,042,902	94.1	松 浜 出 益 石 大 西 島
10,657	94.2	48,581,068	94.6	2,214,616	95.2	松 浜 出 益 石 大 西 島
3,818	88.2	16,293,777	88.3	815,694	87.9	松 浜 出 益 石 大 西 島
2,318	96.2	9,194,792	92.2	352,831	84.0	松 浜 出 益 石 大 西 島
3,990	91.5	16,004,757	88.3	589,549	81.3	松 浜 出 益 石 大 西 島
1,375	96.2	5,511,218	93.4	208,364	90.9	松 浜 出 益 石 大 西 島
43,150	93.5	189,681,793	93.2	8,517,265	92.9	松 浜 出 益 石 大 西 島
15,818	96.1	90,758,868	93.5	5,179,118	93.1	岡 山 県
17,934	94.7	99,110,172	92.9	4,940,210	87.6	岡 山 県
5,912	94.7	24,875,151	91.1	1,020,611	86.8	岡 山 県
5,023	94.2	21,802,716	90.1	925,691	79.4	岡 山 県
19,073	95.1	92,876,349	95.7	4,867,448	102.1	岡 山 県
5,759	96.8	26,346,650	97.3	1,329,381	90.7	岡 山 県
9,176	90.8	40,752,653	89.4	1,783,597	85.1	岡 山 県
3,532	92.3	14,325,343	90.1	575,866	84.6	岡 山 県
5,363	92.1	22,683,682	90.5	891,496	88.7	岡 山 県
2,615	92.6	10,477,056	91.2	384,293	95.7	岡 山 県
2,003	88.0	7,531,660	88.5	275,436	82.3	岡 山 県
5,759	91.2	23,678,851	90.7	904,208	87.2	岡 山 県
2,848	91.5	11,067,287	89.8	363,066	75.7	岡 山 県
100,815	94.0	486,286,439	92.7	23,440,420	90.8	岡 山 県
10,901	96.3	72,422,313	98.5	5,213,161	102.3	広 島 県
10,035	97.2	56,167,196	98.9	3,224,615	97.1	広 島 県
18,114	98.0	108,501,580	98.5	6,760,173	99.0	広 島 県
22,650	97.2	105,643,076	94.3	5,544,502	91.5	広 島 県
14,959	100.4	67,654,766	96.8	3,627,921	94.3	広 島 県
4,371	93.9	17,322,739	92.1	708,056	89.6	広 島 県
5,932	95.0	25,855,778	94.8	1,122,563	97.6	広 島 県
9,878	96.4	43,235,652	95.0	2,015,072	92.4	広 島 県
21,295	97.5	106,364,920	95.4	5,491,556	92.7	広 島 県
6,636	95.9	28,478,630	93.1	1,270,834	90.7	広 島 県
3,561	92.6	14,864,398	92.6	586,976	92.7	広 島 県
2,702	88.8	10,618,525	88.7	359,793	88.3	広 島 県
7,641	99.3	37,391,942	96.4	1,846,002	93.6	広 島 県
16,394	98.9	81,953,141	97.2	4,180,281	93.2	広 島 県
13,062	98.0	59,123,579	96.0	2,995,296	92.2	広 島 県
2,598	96.4	10,068,760	95.3	396,208	87.9	広 島 県
170,729	97.3	845,666,996	96.2	45,343,009	94.9	広 島 県
16,066	95.0	72,468,272	94.2	3,506,746	96.0	下 宇 山 萩 徳 防 岩 光 長 柳 厚 山 全 管
11,939	94.6	56,802,520	92.4	2,692,095	87.7	下 宇 山 萩 徳 防 岩 光 長 柳 厚 山 全 管
11,093	95.6	51,528,893	94.7	2,343,779	93.2	下 宇 山 萩 徳 防 岩 光 長 柳 厚 山 全 管
4,314	93.3	17,046,176	95.0	763,862	104.0	下 宇 山 萩 徳 防 岩 光 長 柳 厚 山 全 管
11,571	94.7	51,803,799	92.5	2,520,346	87.4	下 宇 山 萩 徳 防 岩 光 長 柳 厚 山 全 管
7,171	95.5	30,282,116	94.7	1,499,497	93.9	下 宇 山 萩 徳 防 岩 光 長 柳 厚 山 全 管
10,065	98.4	45,348,089	99.7	2,167,939	101.7	下 宇 山 萩 徳 防 岩 光 長 柳 厚 山 全 管
5,508	99.3	22,483,812	97.2	908,415	94.2	下 宇 山 萩 徳 防 岩 光 長 柳 厚 山 全 管
3,646	95.6	13,942,485	94.6	570,282	99.4	下 宇 山 萩 徳 防 岩 光 長 柳 厚 山 全 管
3,415	96.0	14,448,009	92.3	754,560	87.9	下 宇 山 萩 徳 防 岩 光 長 柳 厚 山 全 管
2,965	93.2	10,763,177	89.9	390,111	81.8	下 宇 山 萩 徳 防 岩 光 長 柳 厚 山 全 管
87,753	95.6	386,917,348	94.4	18,117,631	93.1	下 宇 山 萩 徳 防 岩 光 長 柳 厚 山 全 管
434,149	95.5	2,047,643,639	94.5	101,567,872	93.1	全 管 計

2 - 2 所得階級別人員

(1) 所得者区分別人員

所得階級	合 計 所 得				譲 渡 所 得		山 林 所 得
	営業等所得者	農業所得者	そ の 他 所 得 者	計		うち短期譲渡 所得があるもの	
	人	人	人	人	人	人	人
70 万円以下	4,213	103	5,822	10,138	1,535	407	97
100 万円以下	6,549	174	8,547	15,270	549	65	15
150 万円以下	13,068	639	32,906	46,613	735	65	23
200 万円以下	14,441	790	39,084	54,315	752	29	15
250 万円以下	15,078	797	40,232	56,107	579	28	15
300 万円以下	13,627	737	28,841	43,205	531	22	9
400 万円以下	19,463	945	38,971	59,379	852	38	7
500 万円以下	10,483	556	25,926	36,965	638	18	2
600 万円以下	5,449	276	19,829	25,554	558	16	5
700 万円以下	2,963	150	15,711	18,824	419	6	1
800 万円以下	1,707	68	11,892	13,667	372	4	-
1,000 万円以下	1,867	61	15,036	16,964	701	10	2
1,200 万円以下	909	24	8,781	9,714	477	3	1
1,500 万円以下	871	8	8,042	8,921	587	7	-
2,000 万円以下	1,038	7	6,897	7,942	583	7	-
3,000 万円以下	930	4	4,785	5,719	564	4	2
5,000 万円以下	705	2	2,813	3,520	447	6	-
5,000 万円超	306	-	1,026	1,332	260	1	-
合 計	113,667	5,341	315,141	内 182 434,149	外 1,188 11,139	736	外 2 194

調査対象 平成14年分の申告所得税の納税者

調査時点 平成15年3月31日

- (注)
- 1 「合計所得の計」欄の内書は、変動所得又は臨時所得の平均課税の適用を受けた者の人員である。
 - 2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は、山林所得の所得金額を階級区分して再掲した。
なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者の人員である。

用語の説明 1 合計所得とは、損益通算後、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得金額、分離譲渡所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

- 2 平均課税とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得等）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等の臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は、数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると、累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため、一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。

(2) 青色申告者数

所得階級	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
	人	人	人	人
70万円以下	1,368	18	309	1,695
100万円以下	2,601	48	640	3,289
150万円以下	6,177	232	3,034	9,443
200万円以下	7,528	338	4,194	12,060
250万円以下	8,074	353	4,968	13,395
300万円以下	7,374	408	4,964	12,746
400万円以下	11,369	576	8,919	20,864
500万円以下	6,859	385	7,058	14,302
600万円以下	3,965	212	5,618	9,795
700万円以下	2,257	112	4,560	6,929
800万円以下	1,350	54	3,526	4,930
1,000万円以下	1,527	52	5,086	6,665
1,200万円以下	750	21	2,892	3,663
1,500万円以下	736	7	2,635	3,378
2,000万円以下	912	5	2,238	3,155
3,000万円以下	857	4	1,881	2,742
5,000万円以下	671	2	1,355	2,028
5,000万円超	292	-	500	792
合計	64,667	2,827	64,377	131,871

調査対象 平成14年分の申告所得税の納税者のうち青色申告者

調査時点 平成15年3月31日

用語の説明

青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいて正確な申告と、完全な納税をすることを目的として設けられている制度で、一般の申告と区分するため、青色の申告書を用いることから青色申告といわれている。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には、税務計算上の特典がある。

(3) 税務署別人員(その1 事業所得者)

区分 署名	70万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取	120	201	420	443	485	465	629	337	198	100
米子	142	252	496	502	538	427	587	332	209	114
倉吉	57	107	255	280	301	270	356	188	87	58
鳥取県計	319	560	1,171	1,225	1,324	1,162	1,572	857	494	272
松山	131	253	454	471	568	480	753	447	222	133
浜田	72	87	206	231	238	217	284	181	110	59
出雲	90	168	343	364	388	400	681	364	157	134
益田	44	65	128	174	174	136	205	99	57	23
石見	29	39	70	99	116	80	155	75	39	30
大田	25	33	112	149	145	164	298	146	71	37
大東	5	26	59	72	66	71	90	54	29	20
西郷	5	26	59	72	66	71	90	54	29	20
島根県計	396	671	1,372	1,560	1,695	1,548	2,466	1,366	685	436
岡山	189	244	503	524	577	485	600	318	159	93
山崎	156	228	442	582	560	513	746	353	226	105
山西	46	85	205	203	259	224	336	190	112	48
西大	63	103	195	259	255	237	324	157	72	39
児倉	191	277	558	617	619	628	833	452	225	110
倉敷	49	55	187	217	246	194	292	163	73	46
玉野	70	154	241	314	295	242	405	222	90	46
津山	52	58	107	138	152	126	198	98	43	24
玉野	62	85	158	202	178	182	238	147	63	34
笠岡	19	29	81	84	105	96	102	70	35	22
高梁	28	34	51	70	73	56	98	36	28	11
新見	42	84	167	191	194	199	251	139	88	43
瀬戸	21	34	88	73	106	91	125	88	44	22
久世	21	34	88	73	106	91	125	88	44	22
岡山県計	988	1,470	2,983	3,474	3,619	3,273	4,548	2,433	1,258	643
広島	146	236	389	375	351	277	362	181	100	70
島南	81	143	292	325	322	284	395	194	102	52
広西	166	278	551	530	577	454	601	314	147	64
広北	188	314	667	845	920	826	1,259	652	328	154
呉	141	226	468	519	504	466	614	352	193	100
竹原	55	83	201	195	193	176	257	149	73	38
三尾	57	78	162	184	221	187	248	127	59	48
福山	112	176	340	332	380	345	504	257	115	56
府中	321	377	703	782	729	650	814	407	207	125
三原	74	119	273	229	230	202	267	145	54	39
庄原	40	65	100	112	122	106	149	96	54	31
西条	32	29	61	88	77	85	105	70	32	21
日田	60	83	177	200	223	244	309	209	83	52
廿日	121	204	403	443	562	501	751	422	230	120
海田	100	186	379	416	423	434	607	272	154	85
吉田	16	36	71	73	97	100	135	75	47	21
広島県計	1,710	2,633	5,237	5,648	5,931	5,337	7,377	3,922	1,978	1,076
下関	210	260	528	570	563	536	759	393	192	106
宇部	134	209	451	485	517	429	621	314	163	69
山口	84	136	276	311	296	301	442	249	140	87
萩	46	76	169	203	206	183	277	152	95	54
徳山	123	188	403	432	446	382	605	377	201	87
防府	67	108	244	267	233	246	351	193	98	61
岩国	76	146	348	403	409	372	578	301	158	80
光	52	111	159	235	217	214	279	168	97	47
長門	45	45	134	175	161	160	234	123	78	44
柳井	37	58	139	140	154	121	172	120	48	37
厚狭	29	52	93	103	104	100	127	71	40	14
山口県計	903	1,389	2,944	3,324	3,306	3,044	4,445	2,461	1,310	686
全管計	4,316	6,723	13,707	15,231	15,875	14,364	20,408	11,039	5,725	3,113

800万円以下	1,000万円以下	1,200万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	計	区分	署名		
65	58	28	30	23	24	16	4	3,646	鳥取県	取子吉計		
52	61	32	24	37	21	19	6	3,851				
33	34	14	9	6	11	7	5	2,078				
150	153	74	63	66	56	42	15	9,575				
80	112	52	29	31	36	24	9	4,285	松浜出益石見大西島	江田雲田東郷計		
27	35	17	18	11	12	17	5	1,827				
64	79	36	17	27	19	17	5	3,353				
22	21	13	7	16	12	9	6	1,211				
9	19	9	3	6	6	2	1	787	根	東郷計		
22	24	10	8	5	3	3	4	1,259				
15	11	9	0	7	4	1	-	539				
239	301	146	82	103	92	73	30	13,261				
65	61	37	35	48	38	23	7	4,006	岡山山	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計		
64	59	40	24	38	35	18	9	4,198				
28	27	16	7	16	9	4	1	1,816				
14	27	8	10	7	11	8	1	1,790				
57	62	30	28	48	31	19	8	4,793	倉津玉笠高瀬久岡	敷島山野岡梁見戸世計		
35	24	9	8	7	9	5	4	1,623				
22	33	16	12	14	19	12	10	2,217				
20	16	11	6	8	5	7	-	1,069				
26	17	17	7	16	8	4	2	1,446	山	久岡		
7	9	6	4	4	5	5	-	683				
7	7	2	1	1	1	6	-	510				
21	28	7	4	11	8	8	1	1,486				
10	16	3	3	3	4	2	-	733	岡山	久岡		
376	386	202	149	221	183	121	43	26,370				
42	45	28	49	77	73	51	28	2,880			広島島	東南西北
43	41	21	31	25	30	17	12	2,410				
45	67	34	37	46	53	39	18	4,021				
78	76	36	42	38	37	30	13	6,503				
55	77	37	29	46	35	38	17	3,917	竹三尾福府三庄西廿海吉広	原原道山中次原糸市田田計		
14	14	10	10	12	4	6	-	1,490				
24	26	9	14	20	14	5	1	1,484				
48	41	15	26	20	19	16	17	2,819				
52	77	37	51	38	48	51	19	5,488	島	福府三庄西廿海吉広		
20	17	9	6	7	15	5	4	1,715				
24	22	6	5	9	10	7	2	960				
12	17	6	2	5	2	3	-	647				
35	35	9	16	14	16	8	7	1,780	日	西廿海吉広		
63	63	29	37	40	33	27	12	4,061				
33	41	12	28	24	18	24	12	3,248				
11	21	3	4	6	3	6	1	726				
599	680	301	387	427	410	333	163	44,149	下宇山	關部口		
62	47	28	42	48	54	35	10	4,443				
56	46	23	25	37	24	18	5	3,626				
45	44	24	21	28	19	12	1	2,516				
28	24	10	10	8	3	6	1	1,551	萩	山府国		
50	56	30	32	31	23	24	11	3,501				
37	49	18	21	13	21	14	5	2,046				
46	46	34	16	26	15	6	8	3,068				
26	21	6	13	9	11	5	2	1,672	光	門井狭計		
20	34	20	9	9	6	5	1	1,303				
26	26	9	4	10	9	6	10	1,126				
15	15	8	5	9	8	7	1	801				
411	408	210	198	228	193	138	55	25,653	山口	山		
1,775	1,928	933	879	1,045	934	707	306	119,008			全	管計

(3) 税務署別人員(その2 その他所得者)

区分 署名	70万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取	199	258	960	1,137	1,095	777	1,117	731	588	440
米子	155	232	918	1,102	1,096	758	1,055	694	565	456
倉吉	140	197	587	595	538	423	593	317	264	226
鳥取県計	494	687	2,465	2,834	2,729	1,958	2,765	1,742	1,417	1,122
松山	183	238	1,066	1,377	1,366	1,011	1,219	819	664	531
浜田	86	159	569	674	608	435	552	321	263	201
出雲	160	228	793	889	853	632	933	660	480	370
益田	48	92	324	379	329	242	347	214	150	109
石見	28	63	210	228	226	137	194	109	80	66
大田	53	70	301	337	366	326	416	253	169	118
大東	16	30	114	117	112	73	111	57	50	42
西郷	16	30	114	117	112	73	111	57	50	42
島根県計	574	880	3,377	4,001	3,860	2,856	3,772	2,433	1,856	1,437
岡山	133	240	1,011	1,197	1,301	977	1,364	999	768	690
山陽	171	250	1,094	1,361	1,541	1,193	1,586	1,235	921	772
山	76	116	467	519	520	371	531	374	296	210
大	68	97	389	438	395	255	409	293	214	118
西児	227	353	1,381	1,676	1,680	1,273	1,825	1,287	981	699
倉敷	65	95	442	531	512	392	524	346	279	204
玉野	148	241	767	859	846	665	917	662	463	350
津山	56	57	294	337	357	301	319	181	113	94
玉野	83	138	503	533	512	337	489	337	242	163
笠岡	54	86	237	238	232	189	261	155	128	102
高梁	34	45	175	191	221	157	224	126	89	68
新見	103	127	515	562	566	403	563	343	285	211
瀬戸	70	65	275	269	259	221	285	187	141	99
久世	70	65	275	269	259	221	285	187	141	99
岡山県計	1,288	1,910	7,550	8,711	8,942	6,734	9,297	6,525	4,920	3,780
広島	105	175	658	835	835	627	848	671	513	423
島田	110	197	702	847	855	614	851	599	484	423
広島	178	343	1,260	1,468	1,455	1,068	1,605	1,138	914	776
広島	281	397	1,523	1,890	2,153	1,447	1,960	1,293	1,032	835
呉	134	235	1,241	1,550	1,729	1,046	1,387	838	643	471
竹原	65	99	379	390	421	258	348	220	146	136
三尾	83	157	460	584	585	447	559	380	290	218
福山	141	212	781	887	906	732	950	594	445	342
府中	261	416	1,511	1,898	1,796	1,419	1,986	1,394	1,062	820
三原	111	166	603	644	629	419	625	433	320	212
庄原	68	80	312	323	331	263	373	231	156	132
西条	64	70	241	217	252	207	312	203	151	105
日市	113	152	561	699	710	517	711	459	371	308
廿日	223	304	1,161	1,433	1,598	1,102	1,453	975	781	711
海田	170	244	980	1,334	1,435	960	1,225	726	569	479
吉田	46	68	242	265	271	173	241	149	127	74
広島県計	2,153	3,315	12,615	15,264	15,961	11,299	15,434	10,303	8,004	6,465
下関	233	324	1,288	1,548	1,637	1,141	1,475	907	699	501
宇山	139	232	890	1,084	1,167	762	1,013	573	430	350
山萩	157	193	808	1,044	1,175	782	1,037	717	570	490
萩	72	94	358	366	416	289	357	198	166	121
徳防	155	195	799	1,015	1,135	822	1,067	717	478	379
岩国	120	160	635	720	766	505	605	381	280	230
光	154	195	789	952	928	623	818	590	422	389
長門	100	118	441	486	538	368	555	317	221	169
柳井	79	90	290	347	350	258	269	192	117	97
厚狭	42	80	284	348	314	217	285	174	121	99
山口	62	74	317	364	314	227	222	157	128	82
山口県計	1,313	1,755	6,899	8,274	8,740	5,994	7,703	4,923	3,632	2,907
全管計	5,822	8,547	32,906	39,084	40,232	28,841	38,971	25,926	19,829	15,711

800万円以下	1,000万円以下	1,200万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	計	区分	署名
326	450	234	196	166	116	70	25	8,885	鳥取県	取子吉計
324	462	275	266	199	119	67	23	8,766	島根県	米倉
135	155	87	68	66	53	29	3	4,476	倉吉	
785	1,067	596	530	431	288	166	51	22,127	鳥取県	鳥取
403	502	280	262	243	148	106	25	10,443	松江	江田雲田
138	147	84	64	59	49	21	7	4,437	浜出	
257	337	202	187	141	94	68	20	7,304	益石	見大
71	96	57	49	44	31	22	3	2,607	大田	
41	50	24	27	13	19	12	4	1,531	大田	東郷
79	83	47	39	32	24	14	4	2,731	大田	
24	28	14	19	13	10	5	1	836	大田	東郷
1,013	1,243	708	647	545	375	248	64	29,889	島根県	島根
509	752	461	445	420	293	174	78	11,812	岡山	山
658	866	596	552	447	271	170	52	13,736	岡山	山
140	173	93	79	53	43	24	11	4,096	西大	
93	149	79	72	66	57	29	12	3,233	児島	敷島
597	700	407	406	367	240	129	52	14,280	倉玉	敷島
176	170	117	105	82	43	41	12	4,136	津玉	野岡
227	249	149	128	128	86	61	13	6,959	笠高	梁見
85	85	56	40	36	35	11	6	2,463	新瀬	久世
121	137	77	78	75	66	17	9	3,917	久岡	山
54	67	36	32	28	23	8	2	1,932	久岡	山
42	52	22	11	15	15	4	2	1,493	久岡	山
136	165	87	71	69	40	21	6	4,273	久岡	山
65	50	37	30	29	17	14	2	2,115	久岡	山
2,903	3,615	2,217	2,049	1,815	1,229	703	257	74,445	岡山	山
392	532	351	329	309	222	124	72	8,021	広島	島
335	462	320	288	254	151	101	32	7,625	広島	島
644	916	539	575	529	355	224	106	14,093	広島	島
716	916	492	469	346	230	127	40	16,147	広島	島
371	464	258	232	196	147	67	33	11,042	竹三	尾
97	102	62	56	40	40	17	5	2,881	福府	三
166	182	80	81	72	57	37	10	4,448	庄	西
237	269	148	125	113	108	53	16	7,059	西	日
666	822	468	425	359	258	168	78	15,807	海吉	島
174	167	100	110	92	68	38	10	4,921	海吉	島
86	87	46	38	24	31	14	6	2,601	海吉	島
65	58	26	32	24	17	9	2	2,055	海吉	島
266	375	214	147	113	86	40	19	5,861	海吉	島
492	680	385	364	308	205	111	47	12,333	海吉	島
367	473	265	207	171	117	59	33	9,814	海吉	島
56	69	25	26	16	12	9	3	1,872	海吉	島
5,130	6,574	3,779	3,504	2,966	2,104	1,198	512	126,580	広島	島
374	445	268	250	239	158	97	39	11,623	下宇	山
289	414	284	250	198	125	92	21	8,313	山	萩
376	444	241	209	157	106	58	13	8,577	山	萩
66	84	48	33	40	24	28	3	2,763	山	萩
284	342	162	165	167	107	61	20	8,070	徳防	岩
152	177	114	91	74	64	41	10	5,125	徳防	岩
222	304	171	150	114	92	64	20	6,997	徳防	岩
108	126	83	70	52	48	28	8	3,836	徳防	岩
59	54	40	28	33	23	13	4	2,343	長柳	厚
73	87	39	40	44	28	10	4	2,289	厚	山
58	60	31	26	22	14	6	-	2,164	厚	山
2,061	2,537	1,481	1,312	1,140	789	498	142	62,100	山口	県
11,892	15,036	8,781	8,042	6,897	4,785	2,813	1,026	315,141	全	管

(3) 税務署別人員(その3 合計)

区分 署名	70万円 以下	100万円 以下	150万円 以下	200万円 以下	250万円 以下	300万円 以下	400万円 以下	500万円 以下	600万円 以下	700万円 以下
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取	319	459	1,380	1,580	1,580	1,242	1,746	1,068	786	540
米子	297	484	1,414	1,604	1,634	1,185	1,642	1,026	774	570
倉吉	197	304	842	875	839	693	949	505	351	284
鳥取県計	813	1,247	3,636	4,059	4,053	3,120	4,337	2,599	1,911	1,394
松山	314	491	1,520	1,848	1,934	1,491	1,972	1,266	886	664
浜田	158	246	775	905	846	652	836	502	373	260
出雲	250	396	1,136	1,253	1,241	1,032	1,614	1,024	637	504
益田	92	157	452	553	503	378	552	313	207	132
石見	57	102	280	327	342	217	349	184	119	96
大田	78	103	413	486	511	490	714	399	240	155
大東	21	56	173	189	178	144	201	111	79	62
西郷	21	56	173	189	178	144	201	111	79	62
島根県計	970	1,551	4,749	5,561	5,555	4,404	6,238	3,799	2,541	1,873
岡山	322	484	1,514	1,721	1,878	1,462	1,964	1,317	927	783
山陽	327	478	1,536	1,943	2,101	1,706	2,332	1,588	1,147	877
山西	122	201	672	722	779	595	867	564	408	258
西大	131	200	584	697	650	492	733	450	286	157
児島	418	630	1,939	2,293	2,299	1,901	2,658	1,739	1,206	809
倉敷	114	150	629	748	758	586	816	509	352	250
玉野	218	395	1,008	1,173	1,141	907	1,322	884	553	396
津山	108	115	401	475	509	427	517	279	156	118
笠岡	145	223	661	735	690	519	727	484	305	197
高梁	73	115	318	322	337	285	363	225	163	124
新見	62	79	226	261	294	213	322	162	117	79
瀬戸	145	211	682	753	760	602	814	482	373	254
久世	91	99	363	342	365	312	410	275	185	121
岡山県計	2,276	3,380	10,533	12,185	12,561	10,007	13,845	8,958	6,178	4,423
広島	251	411	1,047	1,210	1,186	904	1,210	852	613	493
島田	191	340	994	1,172	1,177	898	1,246	793	586	475
広島	344	621	1,811	1,998	2,032	1,522	2,206	1,452	1,061	840
広島	469	711	2,190	2,735	3,073	2,273	3,219	1,945	1,360	989
呉	275	461	1,709	2,069	2,233	1,512	2,001	1,190	836	571
竹原	120	182	580	585	614	434	605	369	219	174
三尾	140	235	622	768	806	634	807	507	349	266
福山	253	388	1,121	1,219	1,286	1,077	1,454	851	560	398
府中	582	793	2,214	2,680	2,525	2,069	2,800	1,801	1,269	945
三原	185	285	876	873	859	621	892	578	374	251
庄原	108	145	412	435	453	369	522	327	210	163
西条	96	99	302	305	329	292	417	273	183	126
日田	173	235	738	899	933	761	1,020	668	454	360
吉田	344	508	1,564	1,876	2,160	1,603	2,204	1,397	1,011	831
広島	270	430	1,359	1,750	1,858	1,394	1,832	998	723	564
広島	62	104	313	338	368	273	376	224	174	95
広島県計	3,863	5,948	17,852	20,912	21,892	16,636	22,811	14,225	9,982	7,541
下関	443	584	1,816	2,118	2,200	1,677	2,234	1,300	891	607
宇部	273	441	1,341	1,569	1,684	1,191	1,634	887	593	419
山口	241	329	1,084	1,355	1,471	1,083	1,479	966	710	577
萩	118	170	527	569	622	472	634	350	261	175
徳山	278	383	1,202	1,447	1,581	1,204	1,672	1,094	679	466
防府	187	268	879	987	999	751	956	574	378	291
岩国	230	341	1,137	1,355	1,337	995	1,396	891	580	469
光	152	229	600	721	755	582	834	485	318	216
長門	124	135	424	522	511	418	503	315	195	141
柳井	79	138	423	488	468	338	457	294	169	136
厚狭	91	126	410	467	418	327	349	228	168	96
山口県計	2,216	3,144	9,843	11,598	12,046	9,038	12,148	7,384	4,942	3,593
全管計	10,138	15,270	46,613	54,315	56,107	43,205	59,379	36,965	25,554	18,824

800万円以下	1,000万円以下	1,200万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	計	区分 署名	
391	508	262	226	189	140	86	29	12,531	鳥取県 取子吉計	
376	523	307	290	236	140	86	29	12,617		
168	189	101	77	72	64	36	8	6,554		
935	1,220	670	593	497	344	208	66	31,702		
483	614	332	291	274	184	130	34	14,728	松江県 江田雲田東郷計	
165	182	101	82	70	61	38	12	6,264		
321	416	238	204	168	113	85	25	10,657		
93	117	70	56	60	43	31	9	3,818		
50	69	33	30	19	25	14	5	2,318		
101	107	57	47	37	27	17	8	3,990		
39	39	23	19	20	14	6	1	1,375		
1,252	1,544	854	729	648	467	321	94	43,150		
574	813	498	480	468	331	197	85	15,818		岡山県 山山 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
722	925	636	576	485	306	188	61	17,934		
168	200	109	86	69	52	28	12	5,912		
107	176	87	82	73	68	37	13	5,023		
654	762	437	434	415	271	148	60	19,073		
211	194	126	113	89	52	46	16	5,759		
249	282	165	140	142	105	73	23	9,176		
105	101	67	46	44	40	18	6	3,532		
147	154	94	85	91	74	21	11	5,363		
61	76	42	36	32	28	13	2	2,615		
49	59	24	12	16	16	10	2	2,003		
157	193	94	75	80	48	29	7	5,759		
75	66	40	33	32	21	16	2	2,848		
3,279	4,001	2,419	2,198	2,036	1,412	824	300	100,815		
434	577	379	378	386	295	175	100	10,901	広島県 島島島 原原道山中次原糸市田田計	
378	503	341	319	279	181	118	44	10,035		
689	983	573	612	575	408	263	124	18,114		
794	992	528	511	384	267	157	53	22,650		
426	541	295	261	242	182	105	50	14,959		
111	116	72	66	52	44	23	5	4,371		
190	208	89	95	92	71	42	11	5,932		
285	310	163	151	133	127	69	33	9,878		
718	899	505	476	397	306	219	97	21,295		
194	184	109	116	99	83	43	14	6,636		
110	109	52	43	33	41	21	8	3,561		
77	75	32	34	29	19	12	2	2,702		
301	410	223	163	127	102	48	26	7,641		
555	743	414	401	348	238	138	59	16,394		
400	514	277	235	195	135	83	45	13,062		
67	90	28	30	22	15	15	4	2,598		
5,729	7,254	4,080	3,891	3,393	2,514	1,531	675	170,729		
436	492	296	292	287	212	132	49	16,066	山口県 下宇山 萩 徳防岩 光 長柳厚山 関部口 山府国 門井狭計	
345	460	307	275	235	149	110	26	11,939		
421	488	265	230	185	125	70	14	11,093		
94	108	58	43	48	27	34	4	4,314		
334	398	192	197	198	130	85	31	11,571		
189	226	132	112	87	85	55	15	7,171		
268	350	205	166	140	107	70	28	10,065		
134	147	89	83	61	59	33	10	5,508		
79	88	60	37	42	29	18	5	3,646		
99	113	48	44	54	37	16	14	3,415		
73	75	39	31	31	22	13	1	2,965		
2,472	2,945	1,691	1,510	1,368	982	636	197	87,753		
13,667	16,964	9,714	8,921	7,942	5,719	3,520	1,332	434,149		全管計

2 - 3 所得種類別状況

(1) 所得種類別内訳

区 分	人 員		所 得 金 額		申告納税額 (主たるもの)		
	主たるもの	従たるもの	人	外	千円	千円	
事業	営業等所得	114,040	2,842	14,754	2,709,217	422,264,448	28,657,742
	農業所得	5,404	8,449	25,322	2,743,296	22,526,509	627,022
	計	119,444	11,291	40,076	5,452,513	444,790,957	29,284,765
利子所得	26	-	-	531	-	248,736	4,001
配当所得	280	-	-	17,032	-	15,556,281	544,086
不動産所得	47,219	2,586	82,619	1,152,398	270,178,953	17,935,724	
給与所得	175,185	-	47,256	-	966,030,280	29,663,059	
総合譲渡所得	129	1,016	908	451,949	1,262,966	489,524	
一時所得	4,448	-	23,850	-	27,075,769	1,497,041	
雑所得	79,204	-	95,940	-	216,251,712	3,246,661	
(損益通算による差額)	-	-	-	6,091,247	2,504,802	-	
合 計	425,935	14,893	308,212	13,148,108	1,943,900,456	82,664,861	
分離短期譲渡所得	85	62	240	-	751,157	134,327	
分離長期譲渡所得	7,455	122	2,437	-	102,739,192	17,176,972	
株式等の譲渡等所得	373	-	684	-	8,574,978	1,477,886	
山林所得	47	2	147	-	288,637	22,568	
退職所得	254	-	720	-	4,537,327	91,259	
総 計	434,149	15,079	312,440	13,148,108	2,060,791,748	101,567,872	

調査対象 平成14年分の申告所得税の納税者

調査時点 平成15年3月31日

- (注) 1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。
 なお、「所得金額」は「主たるもの」及び「従たるもの」の区分することなく、各種類ごとの金額の合計を掲げた。
- 2 外書は、損失額のあるものの人員及びその損失額である。
- 3 所得金額は、特後所得(青色事業専従者控除等青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の所得金額をいう。)で示している。

(2) 人員の累年比較

区 分	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年
	人	人	人	人	人
事業 { 営業等所得	130,544	164,342	150,401	138,460	128,794
事業 { 農業所得	37,582	40,292	34,886	36,104	30,726
事業 { 計	168,126	204,634	185,287	174,564	159,520
利子所得	640	659	662	556	557
配当所得	20,430	19,221	20,319	18,139	17,312
不動産所得	125,341	138,756	136,481	132,392	129,838
給与所得	230,078	243,776	238,657	233,118	222,441
総合譲渡所得	1,055	1,144	960	1,442	1,037
一時所得	32,320	30,575	24,058	26,356	28,298
雑所得	145,981	187,591	184,023	180,587	175,144
分離短期譲渡所得	359	390	380	395	325
分離長期譲渡所得	13,448	12,650	12,358	10,916	9,892
株式等の譲渡等所得	1,210	1,651	1,261	944	1,057
山林所得	363	414	331	272	194
退職所得	370	676	650	878	974
合 計	739,721	842,137	805,427	780,559	746,589

(注) 人員は、「主たるもの」と「従たるもの」との合計人員によった。

(3) 所得金額の累年比較

区 分	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
事業 { 営業等所得	473,933	511,304	490,868	465,528	422,264
事業 { 農業所得	32,029	29,052	23,939	24,919	22,527
事業 { 計	505,962	540,356	514,807	490,446	444,791
利子所得	402	420	386	290	249
配当所得	15,859	14,280	17,187	16,843	15,556
不動産所得	254,993	268,331	271,383	268,955	270,179
給与所得	1,108,728	1,043,702	1,037,105	1,014,711	966,030
総合譲渡所得	1,332	1,474	1,147	2,141	1,263
一時所得	31,965	27,135	23,327	27,526	27,076
雑所得	185,723	238,015	235,045	225,789	216,252
損益通算による差額分	1,160	1,192	1,461	4,265	2,505
分離短期譲渡所得	806	1,034	865	910	751
分離長期譲渡所得	164,958	145,278	142,371	116,283	102,739
株式等の譲渡等所得	8,646	15,795	11,467	10,031	8,575
山林所得	493	553	568	434	289
退職所得	2,035	3,833	3,582	4,632	4,537
合 計	2,283,064	2,301,396	2,260,700	2,183,258	2,060,792

(4) 業種別内訳

区 分	人 員		所 得 金 額	申告納税額 (主たるもの)		
	主たるもの	従たるもの				
	人外	人外	千円	千円		
営 業 等 所 得						
畜 産 水 産 業	3,514	124	675	70,184	12,780,738	717,712
医 療 保 健 業	5,044	55	351	121,872	81,317,645	11,462,342
弁 護 士、税 理 士、建 築 士 等	1,715	106	429	61,313	17,636,668	1,745,953
そ の 他 の 庶 業	17,656	355	3,646	158,669	49,695,853	2,073,009
各 種 商 品 小 売 業	21	2	1	3,153	75,370	4,185
飲 食 料 品 小 売 業	4,121	306	941	248,844	11,157,103	497,541
繊 維、身 ま わ り 品 小 売 業	1,199	73	161	66,558	3,170,596	158,211
家 具 小 売 業	70	9	9	15,922	219,964	10,058
雑 貨 類、日 用 具 類 小 売 業	3,156	159	441	159,095	10,264,652	540,564
機 械 器 具 小 売 業	1,650	61	136	44,858	4,767,908	193,200
そ の 他 の 小 売 業	1,801	169	926	223,379	5,748,526	299,771
料 理 飲 食 業	10,143	315	833	338,013	22,831,375	984,179
卸 売 業	2,201	90	273	133,302	7,708,533	479,654
製 造 小 売 業	2,089	46	131	43,230	6,541,247	311,577
製 造 卸 売 業	2,064	51	229	88,618	6,888,564	357,871
受 託 加 工 業	3,484	64	364	85,385	10,943,404	534,606
修 理 業	3,221	32	207	29,843	10,316,210	438,005
サ ー ビ ス 業	13,531	271	1,089	283,077	35,660,772	1,899,298
建 設 業	27,536	141	908	146,347	93,470,890	4,310,453
そ の 他 の 営 業	9,824	413	3,004	387,555	31,068,430	1,639,555
合 計	114,040	2,842	14,754	2,709,217	422,264,448	28,657,742

(注) 「(1)所得種類別内訳」の営業等所得について、業種別の内訳を示したものである。

- 用語の説明
- 1 「その他の小売業」には、燃料、化学薬品類、古物、花、植木、みやげ物、たばこ小売業等が含まれる。
 - 2 「その他の営業」には、運送業、金融業、不動産業、林業、鉱業、保険代理業等が含まれる。
 - 3 「畜産、水産業」には、畜産業、漁業、水産養殖業が含まれる。
 - 4 「医療保健業」には、病院、診療医、療術師(はり師、きゅう師、あんま、指圧師等)、獣医、助産婦、歯科技工師等が含まれる。
 - 5 「弁護士、税理士、建築士等」には、弁理士、公証人、司法書士、行政書士、公認会計士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等が含まれる。
 - 6 「その他」には、文筆家、作詞家、作曲家、美術家、工芸家、芸能関係者、職業選手、棋士、外交官、諸教授、学校経営、速記者、技能工、職人、ホステス、易者等が含まれる。

3 源泉所得税

統計表を見るに当たって

この章は、平成14年分の源泉所得税の課税状況を示したものである。
 課税状況は、全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕えたものである。

源泉徴収税率

1	利子所得(源泉分離課税)	15%	
2	配当所得		
(1)	株式等		
	総合課税分	20%	
	源泉分離選択課税分	35%	
	確定申告不要分	20%	
(2)	証券投資信託(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配(源泉分離課税)	15%	
	(注) 特定株式投資信託の収益の分配は、20%の税率が適用され、総合課税の対象となる。		
3	割引債の償還差益(源泉分離課税)	16・18%	
4	上場株式等の譲渡所得等(源泉分離課税)	20%	
5	給与所得「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)	
6	退職所得		
(1)	「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」	(略)	
(2)	「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合	20%	
7	報酬・料金等		
(1)	原稿料等(所得税法第204条第1項第1号)		
	弁護士、税理士等(同第2号)	1回の支払金額100万円までの部分	10%
	職業野球選手、騎手等(同第4号)		
	芸能等についての出演、演出等(同第5号)	1回の支払金額100万円超の部分	20%
	契約金(同第7号)		
(2)	司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同第2号)	= 1回の支払金額1万円を超える額 = 1回の支払金額5万円を超える額 = 月中の支払金額12万円を超える額 = (5千円×日数)を超える額 = 1回の支払金額50万円を超える額 = (賞金額の20%+60万円)を超える額	10%
	職業拳闘家(同第4号)		
	外交員、集金人、電力量計の検針人(同第4号)		
	バー、キャバレーのホステス等(同第6号)		
	広告宣伝の賞金(同第8号)		
	競馬の馬主が受ける賞金(同第8号)		
(3)	診療報酬(同第3号) = 月分の支払金額20万円を超える額		10%
(4)	芸能法人(所得税法第174条)		10%
8	公的年金等(所得税法第203条の2) = ((公的年金等の支給額) - (控除額))		10%
9	生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条)		
	(支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円を超えるもの		10%

(1) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額
	千円	千円	千円
平成 10 年 分	334,420,652	50,163,043	83,286,314
11	292,905,466	43,821,467	82,720,566
12	1,464,263,808	218,880,749	541,988,586
13	1,945,871,870	290,798,236	615,124,001
14	465,157,914	69,882,121	116,214,177
公 社 債	596,153	89,423	149,634
社 債	5,045,895	760,921	182,464
預 貯 金	409,368,910	61,516,339	107,844,122
郵便貯金	23,596,154	3,534,704	4,085,124
銀行以外の金融機関の預金	16,298,305	2,443,116	3,536,726
勤務先預金の利子	4,812,327	723,774	17,628
合同運用信託の収益の分配	1,947,736	290,486	398,092
公社債運用信託の収益の分配	21,340	3,201	387
小 計	461,686,820	69,361,964	116,214,177
定期積金の給付補てん金等	3,315,340	496,638	-
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	155,754	23,519	-
割引債の償還差益	-	-	-
計	465,157,914	69,882,121	116,214,177

調査対象 平成14年2月から平成15年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第9条の2（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税）のほか、第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（老人等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。

2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）のほか租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分である。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
平成 10 年 分	-	106,450,792	21,282,489	-	8,058,139
11	-	100,429,122	20,033,284	-	8,002,334
12	-	111,161,270	22,188,457	-	11,218,508
13	-	110,343,129	22,060,088	-	14,450,564
14	-	122,711,521	24,542,148	-	13,437,422
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配等	2,800,132	122,708,430	24,541,686	9,123	13,435,964
公募私募証券投資信託の収益の分配等	-	3,091	462	-	1,458
計	-	122,711,521	24,542,148	-	13,437,422

調査対象 配当等の支払者から平成15年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」及び平成14年2月から平成15年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

2 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税分である。

3 「一般課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

税 分	合 計		区 分	
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額		
その他非課税分支払金額				
千円	千円	千円		
130,786,761	548,493,727	50,163,043	平成 10 年 分	
111,313,682	486,939,714	43,821,467	11	
97,281,015	2,103,533,409	218,880,749	12	
78,068,773	2,639,064,644	290,798,236	13	
66,660,727	648,032,818	69,882,121	14	
8,362,840	9,108,627	89,423	公 社 郵 便 貯 金 銀 行 預 金 銀行以外の金融機関の預金利子 勤務先預金の利子 合同運用信託の収益の分配 公社債運用信託の収益の分配	
21,618,861	26,847,220	760,921		
2,133,820	519,346,852	61,516,339		
22,650,662	50,331,940	3,534,704		
11,545,695	31,380,726	2,443,116		
-	4,829,955	723,774		
40,605	2,386,433	290,486		
-	21,727	3,201		
66,352,483	644,253,480	69,361,964		小 計
308,244	3,623,584	496,638		定期積金の給付補てん金等
-	155,754	23,519	匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	
-	-	-	割引債の償還差益	
66,660,727	648,032,818	69,882,121	計	

- 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。
- 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益に対する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
- 5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条（少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		区 分
人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	千円	千円	千円	千円	
-	955,642	334,475	115,464,573	21,616,964	平成 10 年 分
-	1,317,282	461,049	109,748,738	20,494,333	11
-	1,605,054	561,769	123,984,832	22,750,226	12
-	1,305,472	452,185	126,099,165	22,512,273	13
-	2,473,214	848,819	138,622,157	25,390,967	14
4,757	2,389,594	836,358	138,533,988	25,378,044	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配等
-	83,620	12,461	88,169	12,923	公募私募証券投資信託の収益の分配等
-	2,473,214	848,819	138,622,157	25,390,967	計

用語の説明 法定資料とは、所得税法の規定により、税務署長に対してその提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば次のようなものが挙げられる。 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 給与所得の源泉徴収票 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書

(3) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
給与所得 〔俸給、給料、賞与 日雇労働者の賃金 計〕	人	千円	千円	人	千円
	679,319	2,085,751,044	91,705,012	3,664,981	10,506,315,040
	-	4,883,297	132,742	-	323,697,705
	-	2,090,634,342	91,837,754	-	10,830,012,745
退職所得	15,553	196,326,426	5,081,228	70,241	490,421,623
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-	-	-

調査対象 平成14年分の源泉所得税について、平成15年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成14年2月から平成15年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

（注） この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(4) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較

区 分	給 与 所 得						
	官 公 庁		そ の 他		合 計		
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
給 与 所 得	平成10年分	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	11	2,512,924,873	104,663,990	11,280,211,086	377,801,990	13,793,135,959	482,465,980
	12	2,295,937,338	98,241,560	11,554,538,837	376,658,215	13,850,476,175	474,899,775
	13	2,316,983,631	93,964,687	11,231,279,358	367,508,380	13,548,262,989	461,473,067
	14	2,343,929,618	104,105,603	10,865,872,550	349,016,888	13,209,802,169	453,122,491
退 職 所 得	平成10年分	2,090,634,342	91,837,754	10,830,012,745	344,449,694	12,920,647,086	436,287,448
	11	202,285,660	4,479,461	420,653,055	7,098,984	622,938,715	11,578,445
	12	189,457,118	4,263,569	431,737,977	8,091,137	621,195,095	12,354,706
	13	195,532,937	4,357,452	377,628,883	6,314,652	573,161,820	10,672,104
	14	220,933,182	5,601,084	510,300,203	8,624,128	731,233,385	14,225,212
	196,326,426	5,081,228	490,421,623	9,308,052	686,748,049	14,389,280	

（注） 「(3)給与所得、退職所得の課税状況」の累年比較を示したものである。

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	譲 渡 利 益 金 額	源 泉 徴 収 税 額
平 成 10 年 分	千円	千円
11	21,438,885	4,287,777
12	92,209,125	18,441,825
13	101,613,930	20,322,786
14	37,852,605	7,570,521
	35,353,400	7,070,680
信 用 取 引 等	1,962,755	392,551
転 換 社 債 等	379,010	75,802
そ の 他 上 場 株 式 等	33,011,635	6,602,327
計	35,353,400	7,070,680

調査対象 平成14年2月から平成15年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

他	合 計			区 分
源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	
千円	人	千円	千円	
342,710,073	4,344,300	12,592,066,085	434,415,085	俸給、給料、賞与 日雇労働者の賃金 } 給与所得 計
1,739,621	-	328,581,002	1,872,363	
344,449,694	-	12,920,647,086	436,287,448	
9,308,052	85,794	686,748,049	14,389,280	退職所得
-	-	-	-	災害減免法により徴収猶予したもの

用語の説明 「徴収猶予」とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続きを猶予すること。したがって、一定の期間、法定の納期限を延長するいわゆる延納制度とは異なるものである。

(6) 報酬、料金等の課税状況

区 分		人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
		人	千円	千円
平成	10 年 分	820,913	613,673,386	36,490,464
	11	784,654	581,744,493	36,084,563
	12	766,465	533,550,080	35,288,774
	13	1,160,897	568,094,523	33,939,591
	14	931,522	552,862,278	32,691,019
法 第 204 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	149,510	17,892,930	1,769,343
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	307,936	85,716,256	8,996,037
	診察報酬	7,247	137,805,550	12,563,169
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	56,227	74,387,527	5,348,140
	芸能等についての出演等の報酬又は料金	11,030	4,460,890	443,418
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	10,198	14,469,741	926,242
	契約金・賞金	3,345	1,844,177	173,518
小 計	545,493	336,577,071	30,219,867	
法第203条の2該当	公 的 年 金 等	84,264	101,795,463	1,335,642
法第207条該当	生命保険契約等に基づく年金	295,748	106,210,282	336,635
法第174条該当	芸能人の役務提供法人等の報酬又は料金	6,017	8,279,462	798,876
	計	931,522	552,862,278	32,691,019
	災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-

調査対象 平成14年分の源泉所得税について、平成15年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書)」に基づいて作成した。

調査方法 標本調査

(7) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源泉徴収税額
		課 税 分	非課税分又は 免 税 分	総 額	
	人	千円	千円	千円	千円
公社債、預貯金の利子等	-	258,020	-	258,020	36,135
利益又は利息 の配当、剰余 金の分配、基 金利息の分配	一般分	3,778	1,961,162		402,510
	源泉分離選択 課税適用分	9	466		93
	計	3,787	1,961,628	47,739	2,009,367
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	5,123	-	5,123	512
給 与 ・ 賞 与 等	2,701	2,436,578	3,507,329	5,943,907	417,572
退 職 所 得	31	60,920	-	60,920	12,184
役 務 の 報 酬	1,457	3,144,712	70,178	3,214,890	620,548
工業所有権その他の技術に関する権利等 の使用料又はその譲渡による対価	73	3,384,693	-	3,384,693	339,174
著作権の使用料又はその譲渡による対価	54	843,977	-	843,977	96,983
貸 付 金 の 利 子	5	54,423	-	54,423	5,618
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は 航空機、船舶の貸付による所得	690	1,369,632	12,606	1,382,238	272,195
機 械 等 の 使 用 料	-	-	-	-	-
土地等の譲渡による対価	55	739,713	-	739,713	74,774
人的役務提供事業の対価	118	219,703	-	219,703	24,671
生命保険契約等に基づく年金	9	1,847	-	1,847	259
賞 金	32	4,000	-	4,000	800
合 計	-	14,484,969	3,637,852	18,122,821	2,304,028

調査対象 平成14年分の源泉所得税について、平成15年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(非居住者等に支払われる給与等の支払調書)」に基づいて作成した。

調査方法 「公社債、預貯金の利子等」以外は標本調査

(8) 加算税の状況

区 分	不 納 付 加 算 税	重 加 算 税	計
	千円	千円	千円
利 子 所 得 等	2,669	-	2,669
配 当 所 得 等	13,006	158	13,164
給 与 所 得	714,952	71,820	786,772
退 職 所 得	10,860	-	10,860
報 酬 ・ 料 金 等 所 得	43,947	504	44,451
非居住者等所得	64,720	9,377	74,096
合 計	850,152	81,859	932,010

左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの				
区 分	適 用 の 内 容	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
		人	千円	千円
公 社 債 、 預 貯 金 の 利 子 等	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基 金 利 息 の 分 配	租税条約の適用を受けたもの	2,472	5,229,141	272,133
給 与 ・ 賞 与 等	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
退 職 所 得	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
役 務 の 報 酬	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	租税条約の適用を受けたもの	38	620,402	61,808
著作権の使用料又はその譲渡による対価	租税条約の適用を受けたもの	11	46,736	4,673
貸 付 金 の 利 子	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	2	52,657	5,265
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
機 械 等 の 使 用 料	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
賞 金	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
合 計		2,523	5,948,936	343,879

(9) 税務署別課税状況

署名	利子所得等	配当所得	株式等の譲渡所得等	給与所得等	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取	265,617	492,389	155,093	13,914,884	743,056	1,560,735	46,087	17,177,862
米子	185,855	226,426	133,378	10,619,681	383,128	325,729	7,149	11,881,347
倉吉	94,420	67,768	38,347	3,766,002	96,613	116,869	-	4,180,019
鳥取県計	545,892	786,583	326,818	28,300,567	1,222,797	2,003,333	53,236	33,239,228
松江	9,226,177	639,511	190,265	17,862,305	1,138,017	1,906,376	29,548	30,992,200
浜田	70,191	108,305	41,688	3,859,793	31,011	147,666	6,552	4,265,205
出雲	121,749	477,240	19,192	6,683,093	115,444	186,409	14,414	7,617,542
益田	48,320	47,370	29	2,485,882	11,734	104,006	6,025	2,703,366
石見	24,765	30,480	-	1,306,795	5,829	40,058	960	1,408,887
大田	39,885	36,694	-	1,981,552	8,950	51,003	-	2,118,084
西郷	12,555	36,664	-	993,058	6,096	31,515	3,949	1,083,836
島根県計	9,543,642	1,376,264	251,174	35,172,478	1,317,081	2,467,033	61,448	50,189,120
岡山	17,251,514	1,599,924	1,048,748	31,914,370	1,319,342	1,864,715	123,146	55,121,758
山西	269,035	1,420,085	167,099	18,510,540	652,856	3,678,430	79,197	24,777,242
西大寺	72,916	154,454	-	3,805,658	126,626	89,378	3,470	4,252,502
児島	55,157	109,713	20,152	3,382,264	51,382	219,513	3,082	3,841,263
倉敷	334,169	803,159	323,098	18,733,979	544,001	689,085	142,925	21,570,416
玉島	77,836	64,364	9	3,477,670	83,230	83,931	101	3,787,142
津山	122,648	161,938	83,862	6,996,352	175,774	207,981	38,661	7,787,216
玉野	39,897	88,329	50,111	2,552,073	50,112	203,157	288	2,983,967
笠岡	113,694	164,410	21,246	4,605,320	107,391	135,504	13,506	5,161,071
高梁	54,103	60,676	-	2,088,668	26,593	48,538	4,900	2,283,478
新見	23,477	23,613	-	1,162,011	26,482	27,063	726	1,263,373
瀬戸	98,137	77,907	-	4,191,971	53,214	113,767	1,041	4,536,038
久世	33,464	64,266	14,728	1,541,459	9,916	62,042	-	1,725,875
岡山県計	18,546,047	4,792,838	1,729,053	102,962,335	3,226,919	7,423,104	411,043	139,091,341
広島	24,690,432	4,627,630	957,530	53,877,122	3,073,959	3,805,529	181,775	91,213,976
広島	146,211	702,957	452	10,388,159	271,884	518,424	78,560	12,106,647
広島	297,108	5,078,574	1,737,095	28,741,470	693,883	7,341,069	198,216	44,087,415
広島	202,355	294,781	15,442	11,069,334	112,001	333,977	43,793	12,071,684
呉	443,010	392,627	136,567	13,653,104	684,409	315,518	300,620	15,925,854
竹原	103,379	66,202	11,065	2,606,706	61,795	78,120	25,156	2,952,422
三原	94,273	124,289	62,871	5,170,483	196,326	184,938	72,003	5,905,182
尾道	145,292	118,233	79,006	6,894,913	116,549	225,146	11,628	7,590,768
福山	404,382	1,220,785	511,502	23,084,133	361,055	1,153,860	111,915	26,847,633
府中	145,883	136,785	133,121	4,673,688	77,321	268,824	11,331	5,446,953
三原	56,541	47,500	35,828	2,418,452	17,373	73,661	3,213	2,652,569
庄原	35,619	43,765	144	1,541,304	17,886	26,674	63	1,665,454
西条	116,890	263,251	39,998	7,861,761	213,659	182,148	94,501	8,772,207
日田市	168,728	347,294	64,391	9,069,545	180,245	425,067	89,778	10,345,049
海田	389,632	798,246	653	13,473,243	271,078	271,609	47,744	15,252,205
吉田	30,124	65,204	-	1,193,504	5,341	33,773	-	1,327,945
広島県計	27,469,859	14,328,123	3,785,665	195,716,921	6,354,764	15,238,337	1,270,296	264,163,963
下関	12,700,855	864,575	225,744	13,947,569	370,438	826,032	22,704	28,957,917
宇部	212,135	725,841	225,272	10,534,228	423,135	276,557	59,621	12,456,789
山口	192,348	1,059,853	49,222	16,552,596	913,049	2,953,333	116,146	21,836,546
萩	42,115	35,227	15,841	2,016,894	15,438	75,516	1,308	2,202,339
徳山	184,228	1,021,759	228,458	10,520,411	127,857	540,359	68,603	12,691,675
防府	111,028	100,252	54,913	4,195,283	132,274	244,078	637	4,838,466
岩国	130,205	149,678	114,056	7,436,261	201,574	228,026	225,257	8,485,057
光	61,919	49,215	-	3,349,116	37,429	75,040	894	3,573,613
長門	43,470	38,938	12,153	1,676,726	18,010	56,431	2,210	1,847,937
柳井	60,594	46,256	52,311	1,979,132	16,624	61,513	3,491	2,219,921
厚狭	37,784	15,565	-	1,926,931	11,891	222,327	7,134	2,221,632
山口県計	13,776,681	4,107,159	977,970	74,135,147	2,267,719	5,559,212	508,005	101,331,892
全管計	69,882,121	25,390,967	7,070,680	436,287,448	14,389,280	32,691,019	2,304,028	588,015,544

(注) 「(1)利子所得等の課税状況」～「(7)非居住者等所得の課税状況」を税務署別に示したものである。

(10) 税務署別源泉徴収義務者数

署名	利子所得等	配当所得	特定口座内保管 上場株式譲渡所得	給与所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得
	件	件	件	件	件	件
鳥取県	147	242	3	6,412	5,810	18
米子	160	302	3	6,485	6,128	9
倉吉	95	106	1	3,429	3,467	1
鳥取県計	402	650	7	16,326	15,405	28
松浜	124	368	6	7,416	6,285	10
出雲	78	134	2	3,405	2,750	8
益田	114	229	1	5,050	4,148	7
石見大田	27	107	-	2,085	2,133	3
石見大田東郷	23	53	-	1,281	1,176	1
石見大田西郷	21	66	-	1,730	1,232	1
石見大田西郷	21	18	-	802	447	3
鳥取県計	408	975	9	21,769	18,171	33
岡山県	140	425	12	9,430	9,026	41
岡山県	129	382	1	9,381	8,619	28
西大寺	58	76	-	2,877	2,251	9
西大寺	26	84	1	2,720	2,518	9
倉敷	169	267	5	9,235	8,621	27
倉敷	46	62	-	2,563	2,107	2
玉津	57	130	2	5,002	5,344	14
玉津	21	70	1	1,630	1,455	2
笠岡	69	76	1	2,841	2,414	5
高梁	49	38	-	1,303	965	2
新見	13	39	-	857	918	1
瀬戸	58	65	-	2,994	2,306	4
久世	27	45	1	1,301	1,311	1
岡山県計	862	1,759	24	52,134	47,855	145
広島県	120	373	11	8,742	8,275	61
広島県	50	198	-	5,124	4,775	20
広島県	122	608	3	11,310	11,063	52
広島県	101	211	1	8,948	7,657	20
呉	78	202	3	6,873	6,662	23
竹原	43	58	1	2,162	1,514	4
三尾	51	86	3	2,745	2,775	15
尾道	80	170	3	5,070	4,379	16
福山	207	421	10	12,419	11,392	52
府中	68	111	2	3,912	3,850	13
三原	25	58	2	1,582	1,087	7
庄原	26	68	-	1,132	823	4
西条	42	88	2	3,234	2,885	12
廿日市	104	158	3	6,382	5,755	23
海田	69	127	-	4,649	4,051	16
吉田	20	22	-	1,075	706	-
広島県計	1,206	2,959	44	85,359	77,649	338
山口県	155	346	5	7,413	7,192	13
宇部	84	260	5	5,704	4,754	12
山口県	92	191	2	4,653	3,732	10
萩	38	51	1	2,048	1,280	1
徳山	65	232	5	5,581	4,516	20
防府	58	114	3	2,985	2,150	5
岩国	82	111	3	4,202	3,163	25
光	43	46	-	2,356	1,624	5
長門	52	52	1	1,711	1,042	2
柳井	42	46	2	1,575	1,014	15
厚狭	39	31	-	1,235	914	4
山口県計	750	1,480	27	39,463	31,381	112
全管計	3,628	7,823	111	215,051	190,461	656

調査時点 平成15年6月30日

用語の説明 源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。

4 法 人 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成14年2月1日から平成15年1月31日までの間に終了した事業年度についての法人課税状況及び法人数の状況から成っている。

法人課税状況は、すべての種類の法人について示してあるが、法人数は内国普通法人だけについて、業種別・資本金階級別等に、その構造を示したものである。

なお、会社標本調査は、内国普通法人のうち、活動中の会社・企業組合等の営業収入金額、益金処分の内容、交際費等の項目について標本調査の方法で調査、集計したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。

法人 税 課 税 状 況	法人 数 の 状 況	法 人 標 本 調 査	内 国 普 通 法 人		人 格 の な い 社 団 等 協 同 組 合 等 公 益 法 人 等 外 国 法 人
			活動中の次の法人	休業中の会社等	
			株 式 会 社 合 名 会 社 合 資 会 社 有 限 会 社 協 業 会 社	特 殊 な 法 人 日 本 銀 行 理 化 学 研 究 所 証 券 ・ 商 品 取 引 所 日 本 原 子 力 研 究 所	
			相 互 会 社 医 療 法 人 企 業 組 合	社 会 人 合	

用語の説明

1 法人の種類及び課税の範囲

- | | | |
|---------|---------------------|--|
| 内国法人・・・ | 国内に本店又は主たる事業所を有する法人 | 公 共 法 人・・・法人税法別表第1に該当する法人＝法人税の納税義務を有しない。（例：国民生活金融公庫・住宅金融公庫・地方公共団体・日本道路公団・日本放送協会・日本貿易振興会） |
| | | 公 益 法 人 等・・・法人税法別表第2に該当する法人＝その法人の所得のうち収益事業から生じた所得についてのみ課税される。（例：宇宙開発事業団・小型自動車競走会・社会福祉法人・宗教法人・学校法人・商工会議所・農業共済組合・特定非営利活動法人《NPO法人》） |
| | | 協 同 組 合 等・・・法人税法別表第3に該当する法人＝課税の範囲について特例はないが、普通法人に比べ適用される税率が低い。（例：農業協同組合・漁業協同組合・労働金庫・信用金庫・森林組合） |
| | | 人 格 の な い 社 団 等・・・法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの＝収益事業から生じた所得についてのみ課税される。 |
| | | 普 通 法 人・・・上記以外の法人＝課税の範囲について特例はない。 |
- 外国法人・・・内国法人以外の法人＝日本国内に源泉のある所得について課税される。
- 2 事業年度・・・法人の決算期間をいう。通常、年1回決算（決算期間12か月）する法人と、年2回決算（決算期間6か月）する法人がある。
- 3 資本金・・・事業年度末（年2回決算の会社では下期の決算期）の払込済資本金額であり、資本積立金額は含まない。

法人税の税率

(平成11年4月1日以後開始事業年度)

- 1 各事業年度の所得
 - (1) 協同組合等・公益法人
所得金額の 22%
(特定の協同組合等で、年10億円を超える所得の金額 26%)
 - (2) 普通法人等
所得金額の 30%
(資本金1億円以下の法人の所得金額のうち、年800万円以下の部分 . . . 22%)
- 2 清算所得
 - (1) 協同組合等
清算所得金額の 20.5%
 - (2) 普通法人等
清算所得金額の 27.1%
- 3 同族会社の留保金
各事業年度の留保所得金額から、資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額、所得等の金額の35%相当額、年1,500万円のうち最も多い金額を控除した金額
 - 年3,000万円以下の金額の 10%
 - 年3,000万円を超え1億円以下の金額の 15%
 - 年1億円を超える金額の 20%

4 - 1 課 税 状 況

(1) 現事業年度分の課税状況

区 分		内 国 法						
		普 通 法 人		人 格 の な い 社 団 等		協 同 組 合 等		
		事業年度数	金 額	事業年度数	金 額	事業年度数	金 額	
税 額 合 計	平成 10 年 度	44,945	千円 370,383,851	170	千円 76,353	2,185	千円 18,247,740	
	11	42,325	337,693,829	213	83,886	2,201	15,255,314	
	12	43,109	359,018,313	231	86,761	2,155	12,017,472	
	13	43,850	363,668,888	357	135,117	2,107	11,048,392	
	14	43,166	300,303,358	458	164,543	2,094	8,767,515	
法 定 事 業 年 度 分	確定申告	所 得 金 額	43,026	990,851,147	462	714,767	2,223	41,373,048
		所 得 に 対 す る 税 額	42,879	294,316,172	458	163,704	2,195	9,101,763
		税 額	42,808	294,957,220	454	161,739	2,082	8,616,503
	修正申告	所 得 金 額	2,909	24,537,387	11	11,230	83	542,326
		税 額	2,903	4,477,965	13	2,547	87	120,196
	処理による増差税額のあるもの	所 得 金 額	50	21,718,006	-	-	2	16,743
		税 額	55	436,159	-	-	2	2,081
	処理による減差税額のあるもの	所 得 金 額	279	1,580,896	2	409	20	50,954
		税 額	444	1,076,635	2	116	22	11,523
	計	所 得 金 額	43,353	1,038,511,061	466	727,289	2,228	41,881,164
		所 得 に 対 す る 税 額	43,208	299,394,671	462	166,509	2,201	9,213,616
		税 額	43,143	300,162,618	458	164,543	2,086	8,717,976
清算確定分	所 得 金 額	25	483,581	-	-	8	221,896	
	所 得 に 対 す る 税 額	23	139,754	-	-	8	49,698	
	税 額	23	140,739	-	-	8	49,539	
税 額 合 計		43,166	300,303,358	458	164,543	2,094	8,767,515	
過 少 申 告 加 算 税		1,765	253,976	4	257	57	6,679	
無 申 告 加 算 税		188	17,226	67	2,107	5	47	
重 加 算 税		683	469,400	-	-	10	11,242	
税 額 総 計		-	301,043,959	-	166,907	-	8,785,483	

調査対象 平成14年2月1日から平成15年1月31日までの間に終了した事業年度分の実績

調査時点 平成15年6月30日

人		外国法人		合計		区分		
公益法人等								
事業年度数	金額	事業年度数	金額	事業年度数	金額			
	千円		千円		千円			
781	2,156,580	2	93,421	48,083	390,957,945	平成10年度	税額合計	
776	2,055,118	1	258	45,516	355,088,405	11		
800	1,683,916	2	26,654	46,297	372,833,116	12		
809	1,940,255	2	54,960	47,125	376,847,610	13		
906	2,017,042	4	29,639	46,628	311,282,098	14		
903	9,164,316	6	102,532	46,620	1,042,205,810	所得金額	確定申告	法定事業年度分
895	2,017,196	5	29,726	46,432	305,628,561	所得に対する税額		
894	2,000,408	4	29,639	46,242	305,765,509	税額	修正申告	
33	101,884	-	-	3,036	25,192,827	所得金額		
34	24,281	-	-	3,037	4,624,989	税額	処理による増差税額のあるもの	
-	-	-	-	52	21,734,750	所得金額		
-	-	-	-	57	438,241	税額	処理による減差税額のあるもの	
10	26,300	-	-	311	1,658,560	所得金額		
13	7,797	-	-	481	1,096,071	税額	計	
915	9,241,406	6	102,532	46,968	1,090,463,452	所得金額		
907	2,033,830	5	29,726	46,783	310,838,353	所得に対する税額		
906	2,017,042	4	29,639	46,597	311,091,819	税額		
-	-	-	-	33	705,477	所得金額	清算確定分	
-	-	-	-	31	189,452	所得に対する税額		
-	-	-	-	31	190,278	税額		
906	2,017,042	4	29,639	46,628	311,282,098	税額合計		
20	1,693	-	-	1,846	262,604	過少申告加算税		
33	2,148	-	-	293	21,527	無申告加算税		
2	123	-	-	695	480,765	重加算税		
-	2,021,005	-	29,639	-	312,046,993	税額総計		

用語の説明 1 「清算確定分」欄の所得金額とは、法人が解散した場合における残余財産の価額が解散時における資本金額等を超える場合、その超える金額をいう。

2 税額とは、所得・留保及び土地譲渡利益に対する税額から、所得税額、外国税額などの控除額を差し引いた税額をいう。

(2) 既往事業年度分の課税状況

区 分	内 国 法									
	普 通 法 人			人 格 の な い 社 団 等			協 同 組 合 等			
	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	
	千 円	千 円		千 円	千 円		千 円	千 円		
法 定 事 業 年 度 分	申 告 額	3,599	15,639,047	4,741,648	459	521,413	128,873	119	348,348	79,342
	処理による増差 税額のあるもの	79	3,647,414	831,543	2	-	1	1	-	39,629
	処理による減差 税額のあるもの	466	3,501,960	919,418	2	-	79	17	107,954	28,146
清 算 確 定 分	申 告 額	-	-	-	-	-	-	2	12,335	2,528
	処理による増差 税額のあるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	処理による減差 税額のあるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	過少申告加算税	1,493	-	298,859	4	-	75	68	-	12,518
	無申告加算税	104	-	8,397	346	-	9,547	7	-	287
	重 加 算 税	1,902	-	1,034,768	-	-	-	24	-	5,611
	合 計	-	-	5,995,797	-	-	138,416	-	-	111,768

調査対象：平成14年1月31日以前に終了した事業年度分の実績

調査期間：平成14年7月1日から平成15年6月30日までの間に処理したもの

人			外 国 法 人			合 計			区 分	
公 益 法 人 等										
事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額		
	千 円	千 円		千 円	千 円		千 円	千 円		
129	237,692	55,327	1	1,885	566	4,307	16,748,385	5,005,755	申 告 額	法 定 事 業 年 度 分
2	96,508	21,232	-	-	-	84	3,743,923	892,404	処理による増差 税額のあるもの	
13	85,799	18,877	-	-	-	498	3,695,713	966,520	処理による減差 税額のあるもの	
-	-	-	-	-	-	2	12,335	2,528	申 告 額	清 算 確 定 分
-	-	-	-	-	-	-	-	-	処理による増差 税額のあるもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	処理による減差 税額のあるもの	
19	-	4,695	-	-	-	1,584	-	316,147	過少申告加算税	
76	-	3,599	-	-	-	533	-	21,829	無申告加算税	
6	-	1,380	-	-	-	1,932	-	1,041,758	重 加 算 税	
-	-	67,355	-	-	566	-	-	6,313,901	合 計	

(3) 税務署別課税状況

署名	法定事業年度分					
	所得金額		所得に対する税額	税額		
	事業年度数	金額		事業年度数	金額	
		千円	千円		千円	
鳥取県計	取子	1,774	22,667,815	6,291,433	1,756	6,091,489
	倉吉	1,684	23,715,735	6,476,922	1,671	6,616,313
	鳥取	722	6,660,837	1,719,849	709	1,690,809
	計	4,180	53,044,386	14,488,204	4,136	14,398,611
松江市計	江田	1,734	55,267,609	15,787,037	1,727	15,599,804
	出雲	693	8,261,237	2,243,341	682	2,262,550
	益田	1,137	22,098,758	6,101,947	1,137	6,113,247
	石見	467	5,266,039	1,421,636	463	1,453,073
	大田	285	3,050,108	806,424	280	804,612
	大東	483	5,630,496	1,558,657	480	1,562,036
	西郷	145	1,806,156	499,243	143	509,640
	計	4,944	101,380,403	28,418,284	4,912	28,304,962
岡山県計	山西	2,395	94,531,656	27,440,125	2,369	27,688,187
	大寺	2,425	48,412,106	13,619,035	2,403	13,819,303
	児島	562	8,678,423	2,463,404	559	2,524,410
	倉敷	533	10,134,090	2,911,609	527	2,717,654
	玉島	1,945	33,867,192	9,598,689	1,943	9,574,041
	津島	465	8,311,971	2,345,227	461	2,437,796
	玉野	1,080	19,846,643	5,614,150	1,071	6,021,343
	笠岡	390	4,780,795	1,324,902	388	1,343,262
	高梁	525	19,919,389	5,496,247	521	5,650,815
	瀬戸	289	3,759,303	1,037,827	288	1,036,941
	久世	237	2,259,346	585,852	236	585,252
	岡	536	6,473,083	1,766,409	524	1,782,495
	山	330	2,960,415	806,266	327	868,921
	計	11,712	263,934,411	75,009,743	11,617	76,050,420
広島県計	島田	1,974	81,610,692	23,461,330	1,940	23,526,534
	安芸	1,122	36,297,473	10,510,150	1,120	10,429,266
	庄原	2,812	110,346,658	32,081,981	2,795	31,957,159
	竹原	1,742	27,088,447	7,679,568	1,731	7,406,443
	三原	1,353	19,535,672	5,491,463	1,345	5,685,620
	尾道	396	4,786,579	1,310,817	392	1,308,488
	府中	569	11,869,694	3,352,185	563	3,489,340
	三庄	1,013	12,579,069	3,471,269	1,004	3,496,917
	廿日	2,564	67,757,128	19,393,066	2,542	19,812,460
	海田	648	14,085,532	4,014,412	649	3,871,270
	吉田	370	3,868,236	1,065,414	367	1,086,147
	広島	237	3,732,820	1,017,840	233	1,038,631
	島	752	32,129,208	9,436,826	751	10,361,583
	計	17,898	466,312,666	133,871,919	17,765	135,364,885
山口県計	下関	1,803	39,333,365	11,231,949	1,784	10,903,678
	宇部	1,280	46,432,360	13,512,652	1,267	12,256,633
	山陽	1,016	56,667,688	16,607,699	1,007	16,501,720
	萩	308	5,087,571	1,416,349	305	1,422,373
	徳山	1,258	23,968,427	6,837,086	1,244	6,282,781
	防府	522	7,647,849	2,141,399	513	2,177,892
	岩国	825	11,542,001	3,189,355	825	3,267,526
	光	446	5,714,767	1,595,834	443	1,625,844
	長門	244	3,058,506	823,825	244	832,688
	柳井	319	4,080,352	1,071,779	318	1,068,513
	厚狭	213	2,258,699	622,277	217	633,295
	山口	8,234	205,791,585	59,050,203	8,167	56,972,942
	全管計	46,968	1,090,463,452	310,838,353	46,597	311,091,819

(注) 「(1) 現事業年度分の課税状況」を署別に示したものである。

清算確定分		税額	税額合計	税額総計	署名
所得金額					
事業年度数	金額	千円	千円	千円	
-	-	-	6,091,489	6,104,584	鳥米倉島 取子吉計
1	1,941	505	6,616,817	6,638,574	
1	2,533	519	1,691,328	1,695,591	松浜出益石大西島 江田雲田東郷計
2	4,474	1,024	14,399,634	14,438,749	
3	28,572	7,743	15,607,547	15,630,003	岡山西児倉玉津玉笠高瀬久岡 山山 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	2,262,550	2,266,417	
1	4,066	1,086	6,114,333	6,122,892	見大 根
-	-	-	1,453,073	1,456,659	
-	-	-	804,612	806,721	大西郷計
-	-	-	1,562,036	1,568,002	
1	22,102	5,988	515,629	516,614	岡山西児倉玉津玉笠高瀬久岡 山山 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
5	54,740	14,817	28,319,778	28,367,307	
2	16,029	4,329	27,692,516	27,727,323	岡山西児倉玉津玉笠高瀬久岡 山山 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	13,819,303	13,844,027	
-	-	-	2,524,410	2,543,114	見大 根
2	92,968	33,406	2,751,060	2,756,931	
2	272,518	73,851	9,647,892	9,666,928	岡山西児倉玉津玉笠高瀬久岡 山山 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	2,437,796	2,440,677	
-	-	-	6,021,343	6,045,160	見大 根
-	-	-	1,343,262	1,345,763	
1	24,937	5,112	5,655,927	5,660,248	岡山西児倉玉津玉笠高瀬久岡 山山 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	1,036,941	1,038,125	
-	-	-	585,252	586,768	見大 根
1	1,697	348	1,782,842	1,787,516	
-	-	-	868,921	879,183	岡山西児倉玉津玉笠高瀬久岡 山山 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
8	408,148	117,045	76,167,465	76,321,762	
-	-	-	23,526,534	23,620,960	岡山西児倉玉津玉笠高瀬久岡 山山 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
2	3,165	1,041	10,430,307	10,448,578	
3	4,962	1,345	31,958,504	32,073,073	岡山西児倉玉津玉笠高瀬久岡 山山 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
1	25	7	7,406,450	7,429,929	
-	-	-	5,685,620	5,710,797	見大 根
-	-	-	1,308,488	1,311,305	
-	-	-	3,489,340	3,495,529	見大 根
1	3,129	848	3,497,765	3,522,085	
1	116	31	19,812,491	19,855,549	見大 根
-	-	-	3,871,270	3,881,497	
1	484	131	1,086,278	1,087,849	見大 根
-	-	-	1,038,631	1,040,587	
1	25	7	10,361,589	10,377,332	見大 根
-	-	-	5,111,760	5,135,780	
1	161,916	37,245	6,129,477	6,142,952	見大 根
-	-	-	691,037	693,794	
11	173,824	40,654	135,405,539	135,827,595	岡山西児倉玉津玉笠高瀬久岡 山山 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	10,903,678	10,931,299	見大 根
3	21,835	4,476	12,261,109	12,269,809	
2	9,628	2,097	16,503,817	16,509,483	見大 根
-	-	-	1,422,373	1,424,175	
1	11,269	3,054	6,285,834	6,318,251	見大 根
-	-	-	2,177,892	2,183,640	
-	-	-	3,267,526	3,278,939	見大 根
1	21,560	7,113	1,632,957	1,635,118	
-	-	-	832,688	834,678	見大 根
-	-	-	1,068,513	1,071,097	
-	-	-	633,295	635,092	見大 根
7	64,291	16,740	56,989,682	57,091,581	
33	705,477	190,278	311,282,098	312,046,993	岡山西児倉玉津玉笠高瀬久岡 山山 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計

4 - 2 法 人 数

(1) 法人数等

区 分		法人数	所 得 金 額			
			利 益		欠 損	
			事業年度数	金 額	事業年度数	金 額
内 国 法 人	普 通 法 人			千円		千円
	会 社 等	146,689	41,277	968,860,768	107,444	545,625,015
	企 業 組 合	165	30	105,935	140	247,309
	相 互 会 社	-	-	-	-	-
	法 医 療 法 人	3,026	2,044	69,542,803	992	5,978,924
	特 定 目 的 会 社	2	2	1,555	-	-
	小 計	149,882	43,353	1,038,511,061	108,576	551,851,248
	人 格 の な い 社 団 等	783	466	727,289	324	256,778
	協 同 組 合 等					
	農 業 協 同 組 合 及 び 同 連 合 会	278	137	10,007,562	161	20,189,707
	消 費 生 活 協 同 組 合 及 び 同 連 合 会	41	21	1,940,969	22	245,764
	中 小 企 業 協 同 組 合 (企 業 組 合 を 除 く 。)	1,503	832	5,644,492	702	3,020,855
	漁 業 会 、 漁 業 生 産 組 合 、 漁 業 協 同 組 合 及 び 同 連 合 会	300	149	587,772	151	840,581
森 林 組 合 及 び 同 連 合 会	368	157	1,255,640	211	201,952	
そ の 他	1,855	932	22,444,730	951	77,072,463	
小 計	4,345	2,228	41,881,164	2,198	101,571,322	
公 益 法 人 等	1,837	915	9,241,406	927	4,877,802	
外 国 法 人 等	25	6	102,532	20	320,198	
合 計	156,872	46,968	1,090,463,452	112,045	658,877,347	

調査対象 平成14年2月1日から平成15年1月31日までの間に終了した事業年度分について、平成15年6月30日までに申告又は処理（更正・決定等）をしたもの。

（注） この表には、清算中の法人は含まれていない。

(2) 税務署別法人数

署名	内 国 法 人									外国人	合計
	普 通 法 人						人格のない社 団等	協 同 組 合 等	公 益 法 人 等		
	会社等	企業組合	相互会社	医療法人	特定目的 法人	小 計					
鳥取子	4,123	5	-	99	-	4,227	30	235	93	-	4,585
米倉吉	4,255	4	-	130	-	4,389	23	161	65	1	4,639
倉吉	1,857	4	-	61	-	1,922	16	105	29	-	2,072
鳥取県計	10,235	13	-	290	-	10,538	69	501	187	1	11,296
松江	4,356	2	-	105	-	4,463	28	256	135	-	4,882
浜田	1,820	2	-	31	-	1,853	23	108	42	-	2,026
出雲	2,670	2	-	88	-	2,760	16	125	50	1	2,952
益田	1,329	4	-	18	-	1,351	10	51	17	-	1,429
石見大田	638	1	-	18	-	657	10	56	13	-	736
大東	934	1	-	20	-	955	14	84	16	-	1,069
西郷	351	-	-	2	-	353	3	43	10	-	409
鳥根県計	12,098	12	-	282	-	12,392	104	723	283	1	13,503
岡山山	7,861	3	-	136	-	8,000	34	249	109	2	8,394
山西	7,724	5	-	132	-	7,861	24	165	54	-	8,104
西寺	1,784	3	-	49	-	1,836	6	34	11	-	1,887
児倉敷	1,922	2	-	41	-	1,965	4	61	26	-	2,056
倉敷	6,984	7	-	145	-	7,136	23	122	53	2	7,336
玉津島	1,578	7	-	47	-	1,632	4	34	18	-	1,688
津野山	3,776	3	-	58	-	3,837	20	171	50	1	4,079
玉野	1,112	1	-	36	-	1,149	1	30	13	-	1,193
笠岡	1,852	5	-	36	-	1,893	12	65	18	-	1,988
高梁	775	-	-	20	-	795	7	30	21	-	853
新見	597	-	-	9	-	606	1	31	8	-	646
瀬戸	2,035	2	-	53	-	2,090	12	68	19	-	2,189
久世	809	2	-	23	-	834	8	40	11	-	893
岡山県計	38,809	40	-	785	-	39,634	156	1,100	411	5	41,306
広島島	6,641	11	-	89	-	6,741	35	122	121	1	7,020
島南	3,833	7	-	72	-	3,912	11	75	34	-	4,032
島西	9,597	10	-	122	-	9,729	26	155	83	5	9,998
島北	6,411	3	-	120	-	6,534	36	105	30	-	6,705
島呉	4,568	3	-	85	1	4,657	18	102	30	4	4,811
竹原	1,321	5	-	35	-	1,361	4	28	13	1	1,407
三尾	1,884	6	-	34	-	1,924	7	50	22	-	2,003
福道	3,538	5	-	69	-	3,612	23	74	40	-	3,749
府山	9,394	10	-	141	-	9,545	27	175	87	-	9,834
三山中	2,441	4	-	43	-	2,488	17	72	29	-	2,606
庄次	1,068	2	-	24	-	1,094	7	33	14	-	1,148
原条	650	-	-	16	-	666	8	29	4	-	707
西市	2,425	1	-	61	-	2,487	10	52	21	-	2,570
日田	4,386	4	-	97	-	4,487	13	63	36	2	4,601
海田	3,248	2	-	65	-	3,315	7	32	14	1	3,369
吉田	656	-	-	9	-	665	5	31	4	-	705
広島県計	62,061	73	-	1,082	1	63,217	254	1,198	582	14	65,265
下関	5,485	3	-	111	1	5,600	23	163	72	1	5,859
宇部	3,533	5	-	107	-	3,645	20	88	33	2	3,788
山口	2,706	5	-	72	-	2,783	43	133	103	-	3,062
萩	947	4	-	30	-	981	15	51	24	-	1,071
徳山	3,519	-	-	73	-	3,592	22	91	48	1	3,754
防府	1,509	2	-	44	-	1,555	10	60	20	-	1,645
岩国	2,360	3	-	79	-	2,442	22	68	23	-	2,555
光	1,256	3	-	30	-	1,289	9	45	15	-	1,358
長門	638	2	-	16	-	656	13	45	15	-	729
柳井	868	-	-	12	-	880	6	47	13	-	946
厚狭	665	-	-	13	-	678	17	32	8	-	735
山口県計	23,486	27	-	587	1	24,101	200	823	374	4	25,502
全管計	146,689	165	-	3,026	2	149,882	783	4,345	1,837	25	156,872

(注) 「(1) 法人数等」のうち法人数について署別に示したものである。

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その1)

業 種	法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
		事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額
			千円		千円
食 料 品	3,366	841	23,553,854	2,576	19,051,262
製糸、紡績、ねん糸	79	10	4,698,625	71	2,122,210
織 物	194	44	1,741,913	155	820,430
ニ ッ ト	34	4	29,393	31	132,629
染 色 整 理	88	24	1,613,119	65	290,742
その他の繊維工業	181	39	400,982	145	416,414
衣服その他の繊維製品	2,141	368	10,011,053	1,816	10,438,296
製 木 材、木 製 品	1,088	244	8,070,462	858	5,403,609
家 具、装 備 品	1,008	168	1,376,486	856	5,356,842
パルプ、紙、紙製品	333	139	5,907,003	197	948,570
新聞、出版、印刷	1,442	383	9,608,294	1,076	3,050,854
化 学 工 業	379	182	39,454,170	205	6,673,611
石 油 製 品	52	26	1,410,688	28	179,267
石 炭 製 品	7	1	3,080	6	19,286
造 ゴ ム 製 品	162	59	4,746,259	106	409,529
皮 革、皮 革 製 品	29	5	95,978	25	137,808
窯業、土石製品	1,286	439	15,543,442	865	12,339,829
鉄 鋼	546	140	4,340,081	411	4,376,976
非 鉄 金 属	106	35	2,997,559	73	983,403
金 属 製 品	2,192	574	19,062,604	1,650	7,989,886
機 械	2,381	673	24,763,928	1,744	11,464,447
業 産業用電気機械器具	771	219	18,071,285	573	10,196,655
民生用電気機械器具	251	83	4,967,872	174	34,845,130
通 信 機 械 器 具	78	25	2,606,522	54	332,231
輸 送 用 機 械 器 具	1,524	481	23,515,132	1,066	13,002,690
理 化 学 機 械 器 具	83	27	1,536,547	57	238,472
光 学 機 械 器 具	26	6	71,102	21	335,903
時 計、時 計 部 品	2	-	-	2	3,233
そ の 他	1,719	493	12,664,597	1,250	5,648,357
計	21,548	5,732	242,862,031	16,156	157,208,568

調査対象 平成14年2月1日から平成15年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人

調査時点 平成15年6月30日

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
26	17	1,229	493	1,131	320	108	36	1	5	-	-
-	-	27	9	29	5	4	3	-	-	-	2
2	1	54	30	84	17	6	-	-	-	-	-
-	-	9	7	14	4	-	-	-	-	-	-
-	-	28	8	35	10	5	2	-	-	-	-
1	-	67	19	69	18	5	2	-	-	-	-
1	8	889	242	815	144	32	8	1	1	-	-
5	6	357	198	378	107	27	9	-	-	1	-
5	1	436	177	305	63	18	3	-	-	-	-
-	1	95	43	127	44	15	5	1	2	-	-
7	2	595	173	510	117	30	7	1	-	-	-
-	-	61	27	157	56	25	27	4	16	1	5
-	-	8	3	19	10	8	4	-	-	-	-
-	-	1	-	3	3	-	-	-	-	-	-
-	-	60	14	54	20	5	8	-	1	-	-
-	-	9	4	11	1	4	-	-	-	-	-
4	-	356	175	446	213	61	23	2	4	-	2
1	-	213	89	153	56	20	11	1	2	-	-
-	-	43	10	30	9	8	5	-	-	-	1
1	2	931	345	653	181	49	26	1	1	2	-
1	2	854	331	864	226	62	25	4	10	1	1
2	-	273	79	284	78	25	26	2	1	1	-
-	-	67	28	93	39	7	14	1	1	1	-
-	-	29	7	33	5	1	3	-	-	-	-
2	1	671	206	435	118	53	30	1	6	-	1
-	1	23	14	28	14	1	1	-	-	1	-
-	-	11	3	9	3	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
10	-	773	232	532	128	30	13	1	-	-	-
68	42	8,170	2,966	7,302	2,009	609	291	21	50	8	12

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その2)

業 種		法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
			事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額
卸 売 業	飲 食 料 品	3,044	934	16,772,968	2,155	8,518,853
	織 維 品	970	228	6,680,988	764	3,088,085
	建 築 材 料	2,472	718	8,621,488	1,790	9,289,064
	家具、建具、じゅう器	409	104	19,912,220	315	1,438,953
	医 薬 品 、 化 粧 品	439	134	7,004,189	309	1,007,694
	機 械 器 具	3,059	1,078	31,602,346	2,043	10,801,624
	鉱 物 、 金 属 材 料	603	242	6,609,391	369	2,226,035
	貿 易	299	79	2,104,411	233	784,397
	そ の 他	2,841	1,011	22,154,954	1,869	5,980,009
	計	14,136	4,528	121,462,957	9,847	43,134,714
小 売 業	飲 食 料 品	6,027	1,015	13,043,717	5,098	11,905,581
	織 物	718	93	882,507	635	1,566,246
	衣 服 、 身 回 り 品	2,835	456	58,621,764	2,420	6,962,000
	家具、建具、じゅう器	3,015	559	4,094,684	2,494	4,670,216
	医 薬 品 、 化 粧 品	2,293	817	10,216,943	1,493	3,234,383
	百 貨 店	281	74	15,363,724	215	6,620,620
	趣 味 、 娯 楽 用 品	1,270	265	2,555,173	1,017	3,637,010
そ の 他	9,045	2,676	33,730,491	6,501	14,519,902	
計	25,484	5,955	138,509,002	19,873	53,115,958	
建 設 業	総 合 建 設	16,156	5,600	72,147,902	10,762	45,267,307
	職 別 建 設	14,625	3,809	32,783,909	10,984	28,612,756
	計	30,781	9,409	104,931,811	21,746	73,880,064
運 輸 通 信 公 益 事 業	鉄 道	14	3	541,036	12	17,047
	道 路 旅 客 運 送	669	218	3,929,430	457	1,858,202
	道 路 貨 物 運 送	3,284	1,068	17,901,255	2,263	9,184,347
	水 運	919	206	6,965,029	730	12,133,392
	倉 庫	195	79	2,239,129	120	1,345,413
	放 送	94	44	50,998,236	51	449,504
	電 気 供 給	9	5	22,400,675	4	52,497
	ガ ス ・ 熱 供 給	37	25	3,985,076	12	1,071,854
	その他の運輸、運輸 附帯サービス、水道	592	229	4,768,997	372	1,558,830
計	5,813	1,877	113,728,861	4,021	27,671,086	

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
6	6	1,000	398	1,204	320	88	21	1	-	-	-
2	-	241	111	493	90	21	10	-	2	-	-
1	3	794	336	1,047	235	43	13	-	-	-	-
1	-	125	44	183	50	4	-	1	1	-	-
-	2	173	43	182	27	5	3	1	3	-	-
4	2	854	279	1,413	334	84	77	6	6	-	-
-	-	156	44	285	89	17	11	-	1	-	-
1	-	119	22	121	24	6	5	1	-	-	-
7	7	919	345	1,210	288	50	14	1	-	-	-
22	20	4,381	1,622	6,138	1,457	318	154	11	13	-	-
43	24	3,555	981	1,160	200	39	24	-	1	-	-
2	4	305	135	237	30	4	1	-	-	-	-
13	8	1,477	472	716	126	15	5	-	2	-	1
9	6	1,542	438	897	105	10	5	1	-	1	1
10	4	1,444	368	403	51	9	4	-	-	-	-
-	1	88	39	77	30	18	22	-	5	-	1
4	1	606	191	403	53	10	1	1	-	-	-
39	16	4,453	1,386	2,530	495	106	15	3	2	-	-
120	64	13,470	4,010	6,423	1,090	211	77	5	10	1	3
22	10	6,019	2,791	3,477	3,455	315	56	7	3	1	-
23	8	8,013	2,245	3,183	1,061	75	15	-	2	-	-
45	18	14,032	5,036	6,660	4,516	390	71	7	5	1	-
-	-	1	1	3	2	-	5	2	-	-	-
1	-	247	95	213	70	22	16	2	2	-	1
6	3	1,179	578	1,175	280	48	12	-	2	-	1
-	3	250	156	341	126	23	16	3	1	-	-
-	-	50	16	77	33	15	2	1	1	-	-
-	1	21	1	14	6	5	29	6	9	1	1
-	-	1	-	2	1	-	-	-	3	1	1
-	-	8	4	8	3	4	9	-	1	-	-
2	1	168	71	247	66	28	6	2	1	-	-
9	8	1,925	922	2,080	587	145	95	16	20	2	4

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その3)

業 種		法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
			事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額
サ ー ビ ス 業	対個人サービス	3,982	1,026	11,223,099	3,010	6,863,913
	対事業所サービス	6,137	2,034	36,850,306	4,186	13,238,704
	映 画	87	21	213,367	67	232,855
	娯 楽	1,588	408	23,873,344	1,224	60,341,347
	その他のサービス業	12,134	4,930	106,133,818	7,343	22,840,591
	自動車修理	2,491	681	2,819,200	1,826	2,975,866
	その他の修理	1,090	282	3,205,208	820	1,291,432
	計	27,509	9,382	184,318,342	18,476	107,784,708
料 理 飲 食 旅 館 業	料理、飲食店	5,427	854	7,950,929	4,645	9,692,877
	旅 館	1,432	263	2,584,859	1,187	14,400,761
	計	6,859	1,117	10,535,789	5,832	24,093,638
農 林 業 水 産 業	農 林	984	226	6,276,564	767	3,897,644
	漁業、水産養殖	350	52	629,200	303	4,233,877
	計	1,334	278	6,905,764	1,070	8,131,521
鉱 業	金 属 ・ 石 炭	11	2	129,242	9	8,482
	原油、天然ガス	-	-	-	-	-
	非 金 属	361	111	2,818,607	256	1,495,369
	計	372	113	2,947,849	265	1,503,850
金 融 保 險 業	銀行、信託	31	25	43,294,809	6	4,673,111
	その他の金融	494	137	7,695,927	376	3,440,219
	証券、商品取引	67	14	1,803,938	53	1,163,464
	保険、保険サービス	1,253	484	1,690,749	787	3,713,924
	計	1,845	660	54,485,423	1,222	12,990,718
不 動 産 業	13,854	4,197	35,737,170	9,819	39,376,110	
そ の 他 の 産 業	347	105	22,086,062	249	2,960,313	
合 計	149,882	43,353	1,038,511,061	108,576	551,851,248	

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
35	11	2,373	569	754	181	44	15	-	-	-	-
75	18	3,013	599	1,928	352	91	48	3	9	1	-
1	-	36	6	32	9	2	1	-	-	-	-
4	1	520	240	508	174	75	47	8	9	1	1
104	29	5,163	1,934	3,647	951	225	71	4	6	-	-
3	-	1,401	431	569	73	13	1	-	-	-	-
-	1	674	130	241	38	5	1	-	-	-	-
222	60	13,180	3,909	7,679	1,778	455	184	15	24	2	1
9	9	3,414	855	905	182	39	11	2	1	-	-
2	2	546	270	370	131	48	52	3	6	2	-
11	11	3,960	1,125	1,275	313	87	63	5	7	2	-
33	24	479	192	144	69	32	9	2	-	-	-
1	1	174	90	53	22	7	2	-	-	-	-
34	25	653	282	197	91	39	11	2	-	-	-
-	-	1	2	5	1	-	2	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	1	94	59	124	64	14	3	-	-	-	-
2	1	95	61	129	65	14	5	-	-	-	-
-	1	-	-	20	-	-	-	-	-	2	8
-	-	167	53	178	67	15	11	2	-	1	-
-	-	25	6	15	6	5	7	1	2	-	-
15	1	865	74	249	27	7	14	1	-	-	-
15	2	1,057	133	462	100	27	32	4	2	3	8
101	42	7,283	1,920	3,451	732	186	119	10	7	2	1
17	2	148	39	92	33	9	4	1	-	-	2
666	295	68,354	22,025	41,888	12,771	2,490	1,106	97	138	21	31

(4) 県別業種別、資本金階級別法人数等(その1)

県	業種	法人数	利益計上法人		欠損法人		
			事業年度数	所得金額	事業年度数	欠損金額	
			千円		千円		
鳥取県	製造業	1,437	419	9,216,410	1,043	32,395,787	
	卸売業	941	357	5,225,519	596	3,470,634	
	小売業	1,959	589	5,361,354	1,397	3,466,895	
	建設業	2,324	1,026	10,224,331	1,315	5,636,866	
	運輸通信公益事業	324	132	3,913,955	197	1,519,020	
	サービス業	1,860	741	10,873,347	1,133	4,299,101	
	料理飲食旅館業	588	101	571,313	494	3,004,289	
	農林水産業	155	40	390,554	115	1,190,987	
	鉱業	29	11	46,406	18	50,182	
	金融保険業	129	65	579,760	65	234,691	
岡山県	不動産業	763	299	1,993,505	470	1,032,498	
	その他の産業	29	7	46,733	23	23,055	
	合計	10,538	3,787	48,443,187	6,866	56,324,006	
	根島	製造業	1,764	503	14,954,340	1,280	16,284,488
		卸売業	1,009	382	6,185,067	640	3,417,294
		小売業	2,544	772	8,027,941	1,797	3,665,022
		建設業	2,615	1,062	18,230,279	1,573	6,209,059
		運輸通信公益事業	414	150	2,030,254	265	453,614
		サービス業	2,085	842	14,241,187	1,263	4,433,522
		料理飲食旅館業	711	150	740,617	569	1,499,626
農林水産業		251	63	1,020,125	191	3,073,919	
鉱業		73	24	553,704	49	335,331	
金融保険業		145	83	24,440,180	65	379,283	
岡山県	不動産業	732	277	1,830,578	463	865,420	
	その他の産業	49	23	240,400	26	162,902	
	合計	12,392	4,331	92,494,672	8,181	40,779,480	
	岡山県	製造業	6,210	1,570	63,759,440	4,737	34,108,192
		卸売業	3,474	1,021	20,117,835	2,515	9,799,442
		小売業	6,711	1,431	20,816,838	5,371	13,703,110
		建設業	8,353	2,576	22,063,377	5,895	18,639,353
		運輸通信公益事業	1,564	453	12,836,814	1,131	11,842,339
		サービス業	7,159	2,308	51,462,408	4,943	24,236,320
		料理飲食旅館業	1,719	246	4,531,062	1,498	10,443,289
農林水産業		269	46	3,752,004	226	1,259,011	
鉱業		111	32	1,042,456	81	242,557	
金融保険業		504	163	18,902,596	348	879,640	
岡山県	不動産業	3,466	983	6,348,517	2,533	9,726,018	
	その他の産業	94	29	20,703,076	67	249,943	
	合計	39,634	10,858	246,336,423	29,345	135,129,213	

調査対象 平成14年2月1日から平成15年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人

調査時点 平成15年6月30日

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
6	2	562	248	371	171	46	24	1	5	1	-
2	1	323	157	310	108	24	16	-	-	-	-
14	7	1,077	366	371	94	18	12	-	-	-	-
1	2	928	491	380	481	36	5	-	-	-	-
1	-	131	65	89	22	4	12	-	-	-	-
7	4	881	444	385	93	26	16	2	2	-	-
1	-	346	115	84	27	7	7	-	1	-	-
1	1	87	24	25	12	4	1	-	-	-	-
-	-	8	6	7	3	2	3	-	-	-	-
-	-	83	11	22	6	2	3	1	-	1	-
11	3	438	100	148	46	6	10	1	-	-	-
-	1	17	3	5	3	-	-	-	-	-	-
44	21	4,881	2,030	2,197	1,066	175	109	5	8	2	-
14	4	665	366	433	191	68	22	-	1	-	-
3	3	345	223	303	93	24	14	1	-	-	-
12	9	1,336	578	444	127	27	9	-	2	-	-
5	2	1,009	626	392	537	38	6	-	-	-	-
2	3	180	85	94	32	8	8	1	1	-	-
17	4	1,007	423	440	135	32	24	1	2	-	-
3	2	368	176	96	37	18	11	-	-	-	-
3	3	108	63	40	20	10	3	1	-	-	-
-	-	24	19	18	12	-	-	-	-	-	-
2	-	78	17	34	9	1	2	-	-	1	1
11	2	396	132	105	57	14	14	1	-	-	-
3	-	21	5	12	7	-	1	-	-	-	-
75	32	5,537	2,713	2,411	1,257	240	114	5	6	1	1
16	13	2,329	807	2,231	560	167	69	7	9	-	2
9	5	1,075	373	1,534	376	67	32	3	-	-	-
32	16	3,553	1,016	1,762	268	46	12	1	5	-	-
10	2	3,818	1,200	1,812	1,347	142	18	1	2	1	-
3	-	436	283	593	174	34	30	4	7	-	-
84	29	3,364	1,015	2,116	388	110	42	2	7	1	1
2	4	1,007	252	326	88	17	17	3	3	-	-
10	6	138	58	30	18	5	4	-	-	-	-
2	1	25	14	45	19	4	1	-	-	-	-
4	1	300	25	134	21	8	7	2	-	-	2
23	10	1,735	539	893	186	53	22	3	1	1	-
6	-	38	8	30	7	3	-	1	-	-	1
201	87	17,818	5,590	11,506	3,452	656	254	27	34	3	6

(4) 県別業種別、資本金階級別法人数等(その2)

県	業 種	法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
			事業年度数	所得金額	事業年度数	欠損金額
			千円		千円	
広 島 県	製 造 業	9,535	2,484	98,141,423	7,206	53,574,439
	卸 売 業	6,226	1,894	71,620,757	4,457	20,237,391
	小 売 業	9,932	2,090	50,461,654	7,992	22,887,000
	建 設 業	11,775	3,010	36,410,986	8,908	27,904,380
	運輸通信公益事業	2,549	787	85,965,500	1,804	9,240,869
	サ ー ビ ス 業	12,032	3,825	73,072,917	8,381	44,271,098
	料理飲食旅館業	2,790	409	2,728,686	2,425	6,779,280
	農 林 水 産 業	473	99	1,634,947	380	2,098,102
	鉱 業	91	27	911,041	65	610,305
	金 融 保 険 業	771	237	8,192,748	552	10,852,661
不 動 産 業	6,917	1,961	21,645,560	5,026	24,832,434	
そ の 他 の 産 業	126	29	976,199	99	2,418,534	
合 計		63,217	16,852	451,762,419	47,295	225,706,494
山 口 県	製 造 業	2,602	756	56,790,418	1,890	20,845,661
	卸 売 業	2,486	874	18,313,778	1,639	6,209,952
	小 売 業	4,338	1,073	53,841,215	3,316	9,393,931
	建 設 業	5,714	1,735	18,002,838	4,055	15,490,405
	運輸通信公益事業	962	355	8,982,338	624	4,615,245
	サ ー ビ ス 業	4,373	1,666	34,668,482	2,756	30,544,667
	料理飲食旅館業	1,051	211	1,964,111	846	2,367,154
	農 林 水 産 業	186	30	108,134	158	509,502
	鉱 業	68	19	394,243	52	265,476
	金 融 保 険 業	296	112	2,370,139	192	644,443
不 動 産 業	1,976	677	3,919,010	1,327	2,919,740	
そ の 他 の 産 業	49	17	119,655	34	105,878	
合 計		24,101	7,525	199,474,360	16,889	93,912,054
局 計	製 造 業	21,548	5,732	242,862,031	16,156	157,208,568
	卸 売 業	14,136	4,528	121,462,957	9,847	43,134,714
	小 売 業	25,484	5,955	138,509,002	19,873	53,115,958
	建 設 業	30,781	9,409	104,931,811	21,746	73,880,064
	運輸通信公益事業	5,813	1,877	113,728,861	4,021	27,671,086
	サ ー ビ ス 業	27,509	9,382	184,318,342	18,476	107,784,708
	料理飲食旅館業	6,859	1,117	10,535,789	5,832	24,093,638
	農 林 水 産 業	1,334	278	6,905,764	1,070	8,131,521
	鉱 業	372	113	2,947,849	265	1,503,850
	金 融 保 険 業	1,845	660	54,485,423	1,222	12,990,718
不 動 産 業	13,854	4,197	35,737,170	9,819	39,376,110	
そ の 他 の 産 業	347	105	22,086,062	249	2,960,313	
合 計		149,882	43,353	1,038,511,061	108,576	551,851,248

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
23	18	3,670	1,179	3,438	813	237	117	10	21	4	5
5	6	1,822	566	2,961	628	154	67	4	13	-	-
42	20	5,199	1,337	2,799	401	94	33	2	1	1	3
21	7	5,642	1,757	2,856	1,348	112	26	3	3	-	-
2	4	890	346	953	239	69	26	6	8	2	4
80	20	5,854	1,247	3,622	912	206	71	8	11	1	-
4	3	1,691	390	543	111	23	20	1	2	2	-
14	13	220	94	83	29	17	3	-	-	-	-
-	-	26	11	35	17	2	-	-	-	-	-
7	-	428	53	208	43	10	15	1	2	1	3
38	17	3,696	856	1,822	331	87	60	3	5	1	1
5	1	53	17	30	12	4	3	-	-	-	1
241	109	29,191	7,853	19,350	4,884	1,015	441	38	66	12	17
9	5	944	366	829	274	91	59	3	14	3	5
3	5	816	303	1,030	252	49	25	3	-	-	-
20	12	2,305	713	1,047	200	26	11	2	2	-	-
8	5	2,635	962	1,220	803	62	16	3	-	-	-
1	1	288	143	351	120	30	19	5	4	-	-
34	3	2,074	780	1,116	250	81	31	2	2	-	-
1	2	548	192	226	50	22	8	1	1	-	-
6	2	100	43	19	12	3	-	1	-	-	-
-	-	12	11	24	14	6	1	-	-	-	-
2	1	168	27	64	21	6	5	-	-	-	2
18	10	1,018	293	483	112	26	13	2	1	-	-
3	-	19	6	15	4	2	-	-	-	-	-
105	46	10,927	3,839	6,424	2,112	404	188	22	24	3	7
68	42	8,170	2,966	7,302	2,009	609	291	21	50	8	12
22	20	4,381	1,622	6,138	1,457	318	154	11	13	-	-
120	64	13,470	4,010	6,423	1,090	211	77	5	10	1	3
45	18	14,032	5,036	6,660	4,516	390	71	7	5	1	-
9	8	1,925	922	2,080	587	145	95	16	20	2	4
222	60	13,180	3,909	7,679	1,778	455	184	15	24	2	1
11	11	3,960	1,125	1,275	313	87	63	5	7	2	-
34	25	653	282	197	91	39	11	2	-	-	-
2	1	95	61	129	65	14	5	-	-	-	-
15	2	1,057	133	462	100	27	32	4	2	3	8
101	42	7,283	1,920	3,451	732	186	119	10	7	2	1
17	2	148	39	92	33	9	4	1	-	-	2
666	295	68,354	22,025	41,888	12,771	2,490	1,106	97	138	21	31

(5) 税務署別、資本金階級別法人数等

署名	法人数	利益計上法人		欠損法人		
		事業年度数	所得金額	事業年度数	欠損金額	
			千円	千円		
鳥取県	取子	4,227	1,596	21,232,146	2,684	30,145,684
	米倉	4,389	1,541	21,658,551	2,896	22,406,437
	倉吉	1,922	650	5,552,491	1,286	3,771,884
	計	10,538	3,787	48,443,187	6,866	56,324,006
松島町	江田	4,463	1,497	51,120,832	3,015	18,507,069
	雲田	1,853	600	7,666,638	1,269	6,759,061
	大田	2,760	1,030	19,318,473	1,757	8,342,553
	東郷	1,351	422	4,879,999	941	3,388,969
	石見	657	237	2,513,631	426	1,459,139
	大西	955	425	5,283,854	538	1,307,716
	根	353	120	1,711,244	235	1,014,974
計	12,392	4,331	92,494,672	8,181	40,779,480	
岡山県	山	8,000	2,189	89,586,123	5,936	26,902,792
	山	7,861	2,302	44,996,812	5,697	27,217,435
	大	1,836	537	8,644,647	1,326	8,364,755
	児	1,965	486	9,785,691	1,503	4,200,432
	倉	7,136	1,845	32,227,925	5,374	18,638,696
	津	1,632	436	8,263,094	1,216	3,817,203
	玉	3,837	960	18,947,207	2,923	9,856,895
	笠	1,149	367	4,745,485	796	2,506,680
	高	1,893	477	15,832,337	1,440	9,393,818
	新	795	258	2,888,245	545	1,624,015
	瀬	606	218	1,840,246	395	693,199
	久	2,090	487	5,812,020	1,642	20,214,666
	世	834	296	2,766,591	552	1,698,628
	計	39,634	10,858	246,336,423	29,345	135,129,213
広島県	島	6,741	1,819	75,436,566	5,019	32,222,236
	島	3,912	1,059	35,556,540	2,911	14,686,438
	島	9,729	2,660	108,014,218	7,263	38,441,536
	島	6,534	1,675	26,638,022	4,930	15,861,113
	呉	4,657	1,271	19,307,393	3,450	12,922,275
	原	1,361	372	4,514,086	1,008	3,307,309
	道	1,924	528	11,782,368	1,413	4,840,448
	山	3,612	947	12,092,146	2,700	7,356,783
	中	9,545	2,435	66,460,511	7,268	30,391,454
	次	2,488	591	13,455,008	1,942	17,282,181
	原	1,094	340	3,746,582	763	2,184,765
	市	666	215	3,189,718	458	1,215,079
	日	2,487	704	31,998,993	1,829	14,133,096
	田	4,487	1,134	17,336,897	3,411	17,777,293
	田	3,315	905	20,174,316	2,456	10,338,879
	計	63,217	16,852	451,762,419	47,295	225,706,494
	山口県	下	5,600	1,674	38,515,344	3,994
宇		3,645	1,207	45,512,781	2,484	12,683,965
山		2,783	869	54,803,314	1,949	10,139,467
萩		981	266	4,651,100	730	2,575,259
徳		3,592	1,171	23,581,530	2,480	11,602,240
防		1,555	477	7,513,251	1,098	6,263,222
岩		2,442	767	11,219,605	1,703	6,666,281
光		1,289	413	5,649,970	891	5,392,468
長		656	210	2,714,527	453	1,285,385
柳		880	290	3,151,165	597	2,906,862
厚		678	181	2,161,772	510	19,573,915
計		24,101	7,525	199,474,360	16,889	93,912,054
全		149,882	43,353	1,038,511,061	108,576	551,851,248

(注) 「(1) 法人数等」のうち内国普通法人について署別に示したものである。

資 本 金 階 級 別 法 人 数												署 名	
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上		
11	8	1,796	813	1,004	477	59	53	1	3	2	-	鳥取	取子
23	6	2,081	848	859	440	85	40	3	4	-	-	米倉	吉計
10	7	1,004	369	334	149	31	16	1	1	-	-	倉島	取
44	21	4,881	2,030	2,197	1,066	175	109	5	8	2	-	鳥取	計
22	4	2,235	844	853	387	64	48	2	2	1	1	松	江
17	12	745	403	377	226	54	19	-	-	-	-	浜	田
11	3	1,135	708	538	287	55	22	1	-	-	-	出	雲
22	12	544	284	302	146	26	11	1	3	-	-	益	田
-	-	292	171	110	68	14	1	-	1	-	-	石	大
2	1	446	207	171	103	16	8	1	-	-	-	大	東
1	-	140	96	60	40	11	5	-	-	-	-	西	郷
75	32	5,537	2,713	2,411	1,257	240	114	5	6	1	1	島	根
31	14	3,419	947	2,617	728	158	68	5	9	1	3	岡	東
25	13	3,561	1,016	2,331	707	145	47	8	8	-	-	岡	西
15	3	855	283	459	165	39	15	1	1	-	-	西	寺
9	5	915	262	598	145	19	8	-	4	-	-	児	島
42	14	3,590	909	1,931	509	82	45	3	8	-	3	倉	敷
11	4	685	230	527	143	22	7	2	1	-	-	玉	島
19	13	1,580	711	984	421	86	17	4	1	1	-	津	山
5	4	566	146	318	83	13	12	1	-	1	-	玉	野
12	4	800	284	598	148	27	16	2	2	-	-	笠	岡
7	5	294	151	217	93	23	5	-	-	-	-	高	梁
4	-	244	107	186	60	5	-	-	-	-	-	新	見
18	3	963	372	537	160	25	11	1	-	-	-	瀬	戸
3	5	346	172	203	90	12	3	-	-	-	-	久	計
201	87	17,818	5,590	11,506	3,452	656	254	27	34	3	6	岡	山
25	5	3,011	678	2,336	450	136	80	7	7	2	4	広	東
25	17	1,724	457	1,274	309	66	30	3	6	-	1	広	南
31	20	3,996	1,006	3,474	876	197	98	6	19	3	3	広	西
17	11	3,406	889	1,698	415	62	26	4	3	1	2	広	北
15	2	2,152	671	1,361	364	62	27	1	1	-	1	島	北
6	4	624	156	402	139	25	4	1	-	-	-	島	北
5	2	931	276	498	160	28	16	3	4	1	-	竹	原
17	6	1,721	478	1,020	290	56	17	3	4	-	-	三	原
41	20	4,299	1,163	3,067	717	164	56	7	5	3	3	尾	道
9	5	1,060	309	865	190	29	13	2	4	1	1	福	山
7	2	483	224	229	126	20	3	-	-	-	-	府	中
5	1	281	116	176	70	12	5	-	-	-	-	三	次
11	3	1,242	320	637	215	36	19	-	4	-	-	庄	原
15	7	2,257	579	1,254	280	66	23	-	4	1	1	西	条
9	2	1,690	425	911	205	45	22	-	5	-	1	甘	市
3	2	314	106	148	78	11	2	1	-	-	-	海	田
241	109	29,191	7,853	19,350	4,884	1,015	441	38	66	12	17	吉	田
23	9	2,638	888	1,439	454	96	44	2	4	2	1	広	島
20	7	1,702	570	913	324	57	33	6	10	1	2	島	北
19	7	1,277	468	670	253	52	33	2	2	-	-	島	北
9	5	481	208	170	81	21	6	-	-	-	-	島	北
11	2	1,577	448	1,118	319	66	34	7	7	-	3	下	關
8	6	615	249	490	149	27	10	-	1	-	-	宇	部
5	4	1,125	370	703	183	36	14	2	-	-	-	山	口
5	1	590	174	375	128	13	2	1	-	-	-	萩	山
2	2	275	160	143	65	8	1	-	-	-	-	防	府
1	1	345	167	254	90	15	6	1	-	-	-	岩	国
2	2	302	137	149	66	13	5	1	-	-	-	光	門
105	46	10,927	3,839	6,424	2,112	404	188	22	24	3	7	長	井
666	295	68,354	22,025	41,888	12,771	2,490	1,106	97	138	21	31	柳	狹
												厚	計
												山	口
												山	口
												全	管
												計	計

(6) 決算期別、資本金階級別法人数等

決 算 期	法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人		
		事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額	
年 1 回 決 算 の も の	2 月	9,261	2,371	53,851,753	6,890	26,371,599
	3 月	29,312	9,545	523,713,003	19,767	189,720,746
	4 月	10,528	2,780	32,670,006	7,748	24,405,168
	5 月	12,696	3,785	49,841,987	8,911	31,303,458
	6 月	15,083	4,385	54,200,138	10,698	37,959,991
	7 月	11,654	3,392	37,140,362	8,262	26,173,638
	8 月	13,410	3,657	83,385,567	9,753	36,112,893
	9 月	15,742	4,519	61,749,531	11,223	40,749,286
	10 月	6,121	1,572	16,948,481	4,549	22,327,317
	11 月	3,820	1,078	16,766,297	2,742	13,914,844
	12 月	15,257	4,513	70,748,968	10,744	47,015,445
	1 月	4,951	1,270	19,149,546	3,681	21,807,410
	計	147,835	42,867	1,020,165,639	104,968	517,861,796
年 2 回 決 算 の も の	2 ・ 8 月	147	58	685,359	236	2,040,619
	3 ・ 9 月	237	141	8,560,862	333	2,571,696
	4 ・ 10 月	217	41	1,904,323	393	3,626,174
	5 ・ 11 月	253	54	731,944	452	4,910,878
	6 ・ 12 月	892	139	3,524,268	1,645	12,239,167
	7 ・ 1 月	301	53	2,938,667	549	8,600,919
	計	2,047	486	18,345,422	3,608	33,989,452
合 計	149,882	43,353	1,038,511,061	108,576	551,851,248	

調査対象 平成14年2月1日から平成15年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人

調査時点 平成15年6月30日

(注) 年1回決算の法人数欄には、事業年度月数が7か月以上のものを揚げ、年2回決算法人数欄には、事業年度月数が6か月以下のものを揚げた。

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
24	23	4,634	1,395	2,404	592	110	60	4	12	2	1
215	88	11,712	3,573	8,835	3,114	946	621	62	100	16	30
27	13	5,339	1,753	2,577	697	96	23	1	2	-	-
33	13	5,914	2,069	3,377	1,103	150	30	5	2	-	-
56	17	6,800	2,356	4,224	1,364	212	45	5	4	-	-
36	13	5,522	1,887	3,121	936	107	28	3	1	-	-
41	23	6,320	2,179	3,771	901	137	33	3	2	-	-
52	30	7,079	2,283	4,590	1,402	240	64	1	-	1	-
16	8	3,140	948	1,512	419	59	16	2	1	-	-
20	4	1,845	477	1,097	307	50	17	1	2	-	-
119	53	7,204	2,225	3,948	1,322	260	111	8	5	2	-
16	8	2,217	691	1,537	384	72	20	-	6	-	-
655	293	67,726	21,836	40,993	12,541	2,439	1,068	95	137	21	31
-	1	68	21	35	13	7	2	-	-	-	-
4	-	86	27	73	36	7	4	-	-	-	-
2	-	96	24	66	19	5	5	-	-	-	-
2	1	94	33	80	33	7	1	1	1	-	-
2	-	160	47	551	94	20	18	-	-	-	-
1	-	124	37	90	35	5	8	1	-	-	-
11	2	628	189	895	230	51	38	2	1	-	-
666	295	68,354	22,025	41,888	12,771	2,490	1,106	97	138	21	31

5 相 続 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成15年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成13年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

1 用語の説明

- (1) 加算贈与財産価額 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 2割加算額 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (3) 納税猶予 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差し引いた残額が、20年間納付を猶予される。

2 相続税の主な控除

- (1) 税額控除
 - イ 贈与税額控除 相続税額から控除される金額。加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
 - ロ 配偶者の税額軽減 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額(その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円)と配偶者の課税価格(実際取得額)とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。
 - ハ 未成年者控除 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。
 - ニ 障害者控除 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円(特別障害者の場合には12万円)の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
 - ホ 相次相続控除 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (2) 遺産に係る基礎控除 5,000万円と、1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

相 続 税 の 税 率

	800万円以下の金額	10%
800万円を超え	1,600万円以下の金額	15%
1,600万円を超え	3,000万円以下の金額	20%
3,000万円を超え	5,000万円以下の金額	25%
5,000万円を超え	1億円以下の金額	30%
1億円を超え	2億円以下の金額	40%
2億円を超え	4億円以下の金額	50%
4億円を超え	20億円以下の金額	60%
	20億円を超える金額	70%

5 - 1 課 税 状 況

(1) 課税状況

区 分	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円
取 得 財 産 価 額	7,287	553,430,173
債 務 控 除 額	3,668	58,138,821
加 算 贈 与 財 産 価 額	912	2,703,060
課 税 価 格	実 7,292	497,991,114
相 続 税 額	算 出 税 額	73,810,644
	2 割 加 算 額	281,426
	計	74,092,070
税 額 控 除 等	贈 与 税 者	355,153
	配 偶 者	24,382,893
	未 成 年 者	33,017
	障 害 者	101,859
	相 次 相 続	646,913
	外 国 税 額	6837
	計	25,526,671
差 引 税 額	実 6,220	48,565,394
納 税 猶 予 額	305	4,974,030
納 付 税 額	実 6,146	43,591,364
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額	-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	2,543	210,260,000

調査対象 平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

調査時点 平成15年10月31日

（注）1 「相続人の数」欄の「実」は、実人員である。

2 「遺産に係る基礎控除額」欄の人数は、被相続人の数である。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	納 付 税 額		被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			相 続 人 の 数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成10年分	7,811	522,971,566	75,944,500	23,604,299	6,811	45,111,951	2,583
11	8,264	555,528,350	78,840,794	25,107,416	6,874	46,794,801	2,836
12	8,164	542,889,572	75,393,817	25,413,745	6,763	43,891,990	2,796
13	7,376	506,065,049	73,654,012	22,182,752	6,236	45,732,448	2,544
14	7,292	497,991,114	74,092,070	25,526,671	6,146	43,591,364	2,543

（注）「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本 年 分	141	34,782	84	12,125	35	43,414
過 年 分	1,532	340,435	190	49,304	261	463,460
合 計	1,673	375,217	274	61,429	296	506,874

調査対象 本年分 平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績

過年分 平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者については、平成14年11月1日から平成15年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績

平成12年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者については、平成14年7月1日から平成15年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績

(4) 申告及び処理状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
		人	千円	人	千円	人
本 年 分	申 告 額	7,294	494,988,956	6,132	43,040,765	2,543
	修正申告による増差額	207	3,230,540	382	673,802	153
	更正による増差額	1	7,431	1	487	1
	更正等による減差額	63	235,813	92	122,716	45
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 7,292	497,991,114	実 6,146	43,591,364	実 2,543
過 年 分	申 告 額	185	8,217,065	167	303,998	83
	修正申告による増差額	1,460	20,563,490	2,079	4,123,932	769
	更正による増差額	16	563,815	21	200,934	15
	更正等による減差額	255	2,171,009	312	974,794	161
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 219	27,173,361	実 290	3,654,070	実 83
合 計	申 告 額	7,479	503,206,021	6,299	43,344,763	2,626
	修正申告による増差額	1,667	23,794,030	2,461	4,797,734	922
	更正による増差額	17	571,246	22	200,446	16
	更正等による減差額	318	2,406,822	404	1,097,509	206
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 7,511	525,164,475	実 6,436	47,245,434	実 2,626

調査対象 「(3)加算税の状況」と同じである。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 税務署別課税状況(本年分)

署名	課税価格		納付税額		被相続人の数	
	人員	金額	人員	金額		
	人	千円	人	千円	人	
鳥米倉鳥	取子	192	13,053,359	165	1,053,607	67
	吉計	174	8,535,518	148	409,873	54
	取 県	69	4,148,604	54	154,922	26
	計	435	25,737,481	367	1,618,402	147
松浜出益石大西島	江田	187	11,903,125	158	1,073,356	56
	雲田	48	2,230,068	42	116,095	15
	田東	146	8,772,464	119	608,360	45
	郷計	32	1,451,160	26	93,502	11
	見 大	18	919,177	14	27,338	6
	根 県	26	1,484,591	20	72,620	10
	計	11	700,295	8	47,127	3
	計	468	27,460,880	387	2,038,397	146
岡 山 県	西山	332	20,715,925	287	1,492,690	115
	大	437	31,454,208	370	3,012,093	152
	敷島	160	7,712,941	113	480,731	54
	山	101	7,079,159	88	651,736	40
	野	420	30,475,682	342	2,146,904	152
	梁	130	8,531,312	114	679,214	46
	見	112	6,156,050	82	350,987	39
	戸	49	3,576,353	41	347,205	20
	世	61	3,042,271	48	93,300	21
	計	16	763,525	12	36,533	5
	久	25	1,169,526	21	67,016	8
	岡	47	2,436,829	40	115,142	17
	計	8	391,576	8	6,165	4
	計	1,898	123,505,357	1,566	9,479,714	673
広 島 県	東南	211	20,382,024	196	2,607,429	79
	西北	168	11,599,523	143	1,584,001	60
	北	366	28,725,539	324	3,308,175	123
	呉	484	31,099,028	407	2,273,193	168
	原	230	27,991,524	191	5,400,241	81
	道	68	3,347,421	58	186,587	22
	山	103	4,965,468	89	245,112	32
	中	178	12,499,373	151	845,784	65
	次	499	34,138,213	414	2,590,571	170
	原	140	8,568,638	110	438,598	50
	条	50	3,155,988	43	196,430	18
	市	26	1,185,672	23	67,653	8
	田	174	10,721,971	145	659,170	61
	計	322	22,489,673	275	1,892,381	112
計	251	19,751,977	214	1,726,125	84	
計	24	1,667,627	21	226,482	11	
計	3,294	242,289,659	2,804	24,247,932	1,144	
下 山 萩 徳防岩 光 長柳厚山	関	188	12,766,640	160	1,393,094	62
	部	138	9,101,076	120	574,923	52
	口	184	11,604,236	158	617,705	68
	萩	44	3,014,727	40	144,545	18
	山	207	14,499,224	178	1,214,477	71
	府	119	6,529,008	96	399,526	46
	国	158	10,161,441	130	860,561	58
	門	74	3,368,138	63	164,290	26
	井	14	1,073,670	14	72,841	4
	狭	46	4,993,141	40	576,619	19
	計	25	1,886,436	23	188,338	9
	計	1,197	78,997,737	1,022	6,206,919	433
	全	7,292	497,991,114	6,146	43,591,364	2,543

(注) 「(1)課税状況」を署別に示したものである。

5 - 2 相続財産種類別・階級別状況

(1) 相続財産種類別状況

財 産 等 の 種 類	被 相 続 人 の 数	取 得 財 産 価 額	
	人	千円	
土 地	田 (耕作権及び永小作権を含む)	999	49,745,128
	畑 (耕作権及び永小作権を含む)	1,118	25,963,754
	宅地 (借地権を含む)	2,408	187,468,552
	山林	878	3,077,188
	その他の土地	761	17,472,547
	計	実	2,448
家 屋、構 築 物	2,319	29,071,110	
事 業 (農業) 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	420	884,958
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	85	340,469
	売 掛 金	113	542,225
	その他の財産	200	1,417,112
	計	実	572
有 証 価 券	特定同族会社の株式及び出資	582	22,290,683
	同上以外の株式及び出資	1,661	24,078,242
	公 債 及 び 社 債	454	7,664,550
	投資・貸付信託受益証券	528	7,448,245
	計	実	1,954
現 金 ・ 預 貯 金 等	2,525	102,808,976	
家 庭 用 財 産	1,854	1,097,415	
そ の 他 の 財 産	生命保険金等	513	20,155,845
	退職金及び功労金等	247	12,635,409
	立 替 金	218	250,608
	その他	2,201	35,963,830
	計	実	2,265
合 計	実	2,543	550,376,847
債 務	借 入 金	2,358	52,848,247
	葬 式 費	2,484	5,179,362
	合 計	実	2,531
差 引 純 資 産 価 額	実	2,543	492,349,237
加 算 贈 与 財 産 価 額	491	2,643,018	
課 税 価 格	実	2,543	494,988,956

調査対象 平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 相続財産価格階級別状況

課税価格階級	被相続人の数	課 税 価 格	左のうち加算贈与 財 産 価 額	納 付 税 額	法定相続人数
	人	千円	千円	千円	人
1 億 円 以下	513	43,872,128	233,499	564,310	1,237
1 億 円 超	1,263	175,214,939	1,044,509	6,913,171	4,267
2 億 円 超	411	98,543,831	514,689	7,315,831	1,499
3 億 円 超	258	94,176,966	448,371	11,352,112	934
5 億 円 超	61	36,170,600	157,972	5,784,997	233
7 億 円 超	26	20,893,241	224,666	4,207,765	92
10 億 円 超	9	9,146,139	19,311	1,906,749	38
20 億 円 超	2	16,971,112	-	4,995,830	8
合 計	2,543	494,988,956	2,643,018	43,040,765	8,308

調査対象 平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(3) 法定相続人員別被相続人の数

区 分	法 定 相 続 人 員 別 被 相 続 人 数											
	0人の もの	1人の もの	2人の もの	3人の もの	4人の もの	5人の もの	6人の もの	7人の もの	8人の もの	9人の もの	10人の もの	10人超 のもの
1 億 円 以下	5	82	181	187	58	-	-	-	-	-	-	-
1 億 円 超	2	59	223	457	319	138	40	17	6	2	-	-
2 億 円 超	2	17	49	137	126	44	23	7	3	2	-	1
3 億 円 超	1	7	38	82	83	25	13	4	4	-	1	-
5 億 円 超	-	1	11	21	14	5	7	-	1	-	-	1
7 億 円 超	-	1	3	10	7	3	2	-	-	-	-	-
10 億 円 超	-	-	-	3	2	3	1	-	-	-	-	-
20 億 円 超	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
合 計	10	167	505	897	611	218	86	28	14	4	1	2

(注) この表は、「(2)相続財産価格階級別状況」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

6 贈 与 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成14年中に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者（贈与税の配偶者控除及び住宅取得資金の贈与の特例を受けたことにより贈与税額がなくなった者を含む）について、平成15年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について平成13年分以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

1 用語の説明

(1) 住宅取得資金の贈与 父母又は祖父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件のもとで、1,500万円までの部分について、5分5乗方式により贈与税額を計算する。

(2) 納税猶予 贈与者の法定相続人であつた農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

2 贈与税の主な控除

(1) 配偶者控除 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。

なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。

(2) 基礎控除 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。

贈 与 税 の 税 率

	150万円以下の金額	10%
150万円を超え	200万円以下の金額	15%
200万円を超え	250万円以下の金額	20%
250万円を超え	350万円以下の金額	25%
350万円を超え	450万円以下の金額	30%
450万円を超え	600万円以下の金額	35%
600万円を超え	800万円以下の金額	40%
800万円を超え	1,000万円以下の金額	45%
1,000万円を超え	1,500万円以下の金額	50%
1,500万円を超え	2,500万円以下の金額	55%
2,500万円を超え	4,000万円以下の金額	60%
4,000万円を超え	1億円以下の金額	65%
	1億円を超える金額	70%

6 - 1 課 税 状 況

(1) 課税状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額（本年分）	15,966	57,580,302
配偶者控除額	1,295	16,036,493
基礎控除額	15,965	17,562,600
基礎控除後の課税価格	14,785	25,213,775
贈与税額	12,412	2,921,428
外国税額控除	-	-
差引納付税額	12,412	2,921,398
納税猶予額	55	439,860
納付税額	12,364	2,481,538
災害減免法による免除税額	-	-
住宅取得資金の贈与額	2,618	13,379,073

調査対象 平成14年中に贈与により財産を取得した者についての申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

調査時点 平成15年6月30日

（注）「人員」欄の「実」は、実人員である。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	取得財産価額		納付税額	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円
平成10年分	21,282	56,574,254	18,548	4,673,095
11	21,791	57,825,910	18,535	3,493,912
12	19,472	52,096,869	16,146	3,202,592
13	16,546	58,429,444	13,065	2,944,901
14	15,966	57,580,302	12,364	2,481,538

（注）「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重加算税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本年分	22	1,011	108	2,596	-	-
過年分	20	2,075	266	30,542	3	5,372
合計	42	3,086	374	33,138	3	5,372

調査対象 本年分 平成14年中に贈与により財産を取得した者について、平成15年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

過年分 平成13年以前に贈与により財産を取得した者について、平成14年7月1日から平成15年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

(4) 申告及び処理状況

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	15,958	57,506,850	12,349	2,467,853
	修正申告による増差額	53	93,604	56	17,180
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	11	20,153	14	3,495
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 15,966	57,580,302	実 12,364	2,481,538
過 年 分	申 告 額	546	2,335,914	360	265,116
	修正申告による増差額	55	110,808	62	26,099
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	50	130,909	49	34,144
	決 定 額	1	93,915	1	54,755
	計	実 556	2,409,728	実 374	311,826
合 計	申 告 額	16,504	59,842,764	12,709	2,732,969
	修正申告による増差額	108	204,412	118	43,279
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	61	151,062	63	37,639
	決 定 額	1	93,915	1	54,755
	計	実 16,522	59,990,030	実 12,738	2,793,363

調査対象 「本年分」平成14年中に財産の贈与を受けた者について、平成15年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績

「過年分」平成13年以前に贈与を受けた者について、平成14年7月1日から平成15年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績

（注） 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(5) 税務署別課税状況

署名	人員	署名	人員
	人		人
鳥取県計	400	広島県計	543
米子	478	島根県計	459
倉吉	181	東出雲郡	991
	1,059	雲南郡	846
		大田郡	475
松江市	413	竹原市	110
浜田	176	三刀根町	203
出雲市	258	尾道市	365
益田市	89	福山市	1,033
石見大田	81	府中	211
大田東郷	65	三原	57
西郷	37	庄原	41
島根県計	1,119	西条市	288
		廿日市	756
岡山市	818	海田町	532
岡山西	942	吉田	73
児倉	207	広島県計	6,983
倉玉	204	下関市	353
津玉	845	宇野	377
玉野	207	山萩	374
笠岡	374	萩	98
高瀬	148	徳山	402
久瀬	209	防府	247
岡山県計	72	岩国	250
	26	光	162
	186	長門	62
	73	柳井	113
	4,311	厚狭	56
		山口県計	2,494
		全管計	15,966

(注) 「(1)課税状況」の取得財産価額(本年分)欄の人員を署別に示したものである。

6 - 2 贈与財産種類別・階級別状況

(1) 贈与財産価額階級別状況

取得財産価額階級	人 員	取得財産価額	納 付 税 額
	人	千円	千円
150万円以下	5,437	6,651,604	67,379
150万円超	2,176	3,862,604	136,145
200万円超	4,081	11,375,257	636,264
400万円超	2,825	14,930,210	560,174
700万円超	476	4,095,694	381,889
1,000万円超	707	10,423,368	412,388
2,000万円超	245	5,290,892	163,712
3,000万円超	9	316,019	82,851
5,000万円超	2	561,201	27,052
合 計	15,958	57,506,850	2,467,853

調査対象 平成14年中に贈与により財産を取得した者について、平成15年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 贈与財産種類別状況

財 産 等 の 種 類	人 員	取得財産価額
	人	千円
土 地	田（耕作権及び永小作権を含む）	407 1,082,651
	畑（耕作権及び永小作権を含む）	222 779,712
	宅地（借地権を含む）	4,581 20,468,814
	山	226 171,351
	その他の土地	252 389,771
	計	実 5,191
家 屋 、 構 築 物	2,171	4,823,149
事 業 (農業) 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	7 20,530
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	2 2,323
	売掛金	5 8,275
	その他の財産	8 12,541
	計	実 20
有 価 証 券	株式及び出資債	2,536 5,544,210
	公債及び社債	8 15,966
	投資・貸付信託受益証	-
	計	実 2,544
現 金 、 預 貯 金 等	7,228	22,760,699
家 庭 用 財 産	-	-
そ の 他	生命保険金等	247 707,774
	立木の他	19 14,863
	その他の	389 704,221
	計	実 652
合 計	実 15,958	57,506,850

調査対象 平成14年中に贈与により財産を取得した者について、平成15年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

第 編 間 接 国 税

7	消	費	税
8	酒		税
9	たばこ税及びたばこ特別		税
10	印	紙	税
11	揮発油税及び地方道路		税
12	石	油	税
13	石	油	税
14	航空機燃料		税
15	電源開発促進		税

7 消 費 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に終了した課税期間に係る消費税の課税実績を示したものである。

消費税の概要

1 納税義務者

国内取引...課税資産の譲渡等を行う事業者
輸入取引...課税貨物を保税地域から引き取る者

2 課税標準

国内取引...課税資産の譲渡等の対価の額
輸入取引...保税地域からの引取価格

3 税額の計算

国内取引...納付税額 = 課税期間中の課税売上高 × 4 % - 課税期間中の課税仕入高 × 4 %
輸入取引...納付税額 = 保税地域からの引取価格 × 4 %

(注)平成9年3月31日までの取引及び税率に関する経過措置の適用があるものについては、3%

4 申告及び納付

国内取引...課税期間(個人事業者 = 暦年・法人 = 事業年度)の終了後2か月以内に確定申告書を提出し、納付する。

(注)個人事業者の申告・納付期限は、翌年の3月31日までとなっている。

輸入取引...課税貨物を保税地域から引き取る時まで、輸入申告書を提出し、納付する。

5 免税取引及び非課税取引(国内取引分)

(1)輸出取引は免税とされている。

(2)非課税取引

消費税の性格上、課税することになじまないもの

土地の譲渡及び貸付、公社債や株式の譲渡、利子、保険料、保証料、郵便切手、印紙等の譲渡、商品券の譲渡、国等の行政手数料等など
社会政策的な配慮に基づくもの

社会保険医療等、介護保険法に基づく居宅サービス等、社会福祉事業法に規定する社会福祉事業等、身体障害者用物品の譲渡等、学校教育法に規定する学校の授業料、入学検定料、住宅家賃など

6 事業者の納税事務負担を軽減するための措置等(国内取引分)

(1)納税義務の免除

基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。

なお、これらの事業者が、課税事業者選択届出書を提出した場合には、消費税の納税義務者となる。

(注)基準期間のない法人のうち、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上の法人については、納税義務は免除されない。

(2)簡易課税制度

基準期間の課税売上高が2億円以下の事業者は、選択により、課税売上高のみから納付税額を計算できる簡易課税制度の適用を受けることができる。

納付税額 = 課税期間の課税売上高 × 4 % × (1 - みなし仕入率)

* みなし仕入率

第1種事業(卸売業)	90%
第2種事業(小売業)	80%
第3種事業(製造業等)	70%
第4種事業(その他の事業)	60%
第5種事業(サービス業等)	50%

(1) 課税状況

区 分	個人事業者		法人		合計		
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	
	件	千円	件	千円	件	千円	
平成10年度	納税申告計	32,881	16,599,231	97,270	398,904,050	130,151	415,503,281
	還付申告及び処理	604	560,339	2,749	23,538,109	3,353	24,098,448
11	納税申告計	31,287	15,518,665	96,886	409,413,658	128,173	424,932,323
	還付申告及び処理	535	456,737	2,680	24,066,320	3,215	24,523,057
12	納税申告計	27,551	14,070,047	93,983	401,123,139	121,534	415,193,186
	還付申告及び処理	562	577,065	2,826	22,999,313	3,388	23,576,378
13	納税申告計	25,285	12,813,263	90,848	386,728,020	116,133	399,541,283
	還付申告及び処理	582	614,450	3,044	21,215,649	3,626	21,830,099
14	納税申告計	23,888	11,929,509	89,629	379,706,301	113,517	391,635,811
	還付申告及び処理	578	451,811	2,963	21,117,332	3,541	21,569,143
現年分	一般申告及び処理	9,534	4,411,033	46,545	338,222,939	56,079	342,633,972
	簡易申告及び処理	14,354	7,518,477	43,084	41,483,362	57,438	49,001,839
	納税申告計	23,888	11,929,509	89,629	379,706,301	113,517	391,635,811
	還付申告及び処理	578	451,811	2,963	21,117,332	3,541	21,569,143
既往年分の 申告及び処理	増差税額のあるもの	2,329	578,338	5,191	2,245,471	7,520	2,823,809
	減差税額のあるもの	216	50,486	709	755,817	925	806,304
差引計	実25,163	12,005,550	実93,305	360,078,623	実118,468	372,084,173	
加算税	2,068	113,070	4,682	347,077	6,750	460,147	

調査期間 「現年分」は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までに終了した課税期間について、平成15年6月30日現在の申告（国・地方公共団体等については、平成15年9月30日までの申告を含む）又は処理（更正・決定等）による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

「既往年分」は、平成14年3月31日以前に終了した課税期間について、平成14年7月1日から平成15年6月30日までの間の申告（平成14年7月1日から同年9月30日までの間の国・地方公共団体等に係る申告を除く）又は処理による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

- (注) 1 税関分は含まない。
2 件数欄の「実」は、実件数を示す。

(2) 課税事業者等届出件数

課税事業者届出書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	合計
件	件	件	件
122,376	3,428	1,231	127,035

調査期間 平成14年度末（平成15年3月31日現在）の届出件数を示している

- (注) 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

(3) 税務署別課税状況(その1 個人事業者)

区分 署名	納 税 申 告						還付申告及び処理	
	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		小 計		件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額		
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	
鳥取県	284	147,911	505	254,507	789	402,417	20	20,041
米子	287	175,999	486	272,999	773	448,998	13	6,873
倉吉	180	79,500	263	127,904	443	207,404	18	13,454
鳥取県計	751	403,410	1,254	655,409	2,005	1,058,819	51	40,368
松江市	278	141,857	494	254,534	772	396,392	11	5,400
浜田	172	77,446	338	164,588	510	242,034	8	2,601
出雲	243	119,812	535	270,034	778	389,846	17	9,129
益田市	110	43,912	171	81,261	281	125,173	6	5,682
石見大東	75	40,040	197	102,087	272	142,127	7	5,263
大田郷	94	49,612	189	98,688	283	148,300	3	258
西郷	72	45,048	107	53,202	179	98,251	1	1,556
鳥根県計	1,044	517,728	2,031	1,024,394	3,075	1,542,122	53	29,888
岡山市	266	128,654	463	289,557	729	418,211	17	8,212
山西	319	136,216	422	224,286	741	360,502	23	17,831
西大	152	60,003	147	75,482	299	135,485	6	3,549
児島	120	51,696	151	74,143	271	125,839	8	10,013
倉敷	368	152,654	435	219,819	803	372,473	27	18,447
玉島	156	62,299	198	99,012	354	161,311	8	5,437
津山	223	103,847	317	140,285	540	244,132	18	7,319
玉野	98	38,727	73	33,261	171	71,988	4	2,933
笠岡	166	79,451	217	110,980	383	190,431	15	5,855
高梁	110	41,224	87	39,364	197	80,588	8	8,937
新見	53	17,927	56	29,029	109	46,956	-	-
瀬戸	147	52,874	160	80,054	307	132,929	6	1,493
久世	81	34,280	115	47,757	196	82,037	2	1,269
岡山県計	2,259	959,852	2,841	1,463,028	5,100	2,422,880	142	91,296
広島県	217	144,822	459	358,352	676	503,174	14	15,917
広島南	169	71,002	325	202,534	494	273,535	8	18,660
広島西	330	149,668	440	239,673	770	389,341	34	32,302
広島北	423	171,136	441	211,659	864	382,796	31	14,278
呉	323	150,074	507	279,724	830	429,798	17	17,864
竹原	111	37,802	213	99,946	324	137,748	3	5,377
三原	121	57,026	188	96,998	309	154,024	4	5,887
尾道	206	81,797	299	165,517	505	247,314	12	8,107
福山	544	219,045	649	359,683	1,193	578,729	45	38,844
府中	266	104,706	221	102,157	487	206,864	17	3,786
三原	71	26,123	134	59,702	205	85,825	4	2,248
庄原	76	23,076	95	41,512	171	64,587	6	4,603
日南	136	60,671	199	100,051	335	160,722	10	5,516
廿日	330	138,627	406	197,836	736	336,463	17	14,556
海田	214	86,892	242	126,919	456	213,810	7	4,685
吉田	67	25,556	122	56,410	189	81,966	5	1,052
広島県計	3,604	1,548,022	4,940	2,698,673	8,544	4,246,695	234	193,683
下関	333	145,188	462	237,212	795	382,399	29	36,563
宇山	253	165,063	464	251,144	717	416,206	9	4,128
山口	167	86,721	313	152,463	480	239,184	7	14,507
萩	69	28,989	195	96,036	264	125,025	4	1,571
徳防	244	142,991	483	253,268	727	396,259	11	19,215
岩国	154	85,376	352	181,958	506	267,334	12	2,826
光	236	110,539	338	183,972	574	294,511	11	5,464
長門	134	60,077	209	91,115	343	151,191	4	4,041
柳井	143	90,923	188	94,667	331	185,589	6	4,335
厚狭	72	22,725	177	81,484	249	104,209	3	2,105
山口県計	1,876	982,021	3,288	1,676,972	5,164	2,658,993	98	96,576
全管計	9,534	4,411,033	14,354	7,518,477	23,888	11,929,509	578	451,811

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の申告及び処理		合 計		課税事業者（選択）届出件数			区分 署名
件 数	税 額	件 数	税 額	課 税 事 業 者 届 出	課 税 事 業 者 選 択 届 出	合 計	
件	千円	件	千円	件	件	件	
89	35,030	840	417,406	1,100	25	1,125	鳥取県
88	22,301	818	464,425	1,252	20	1,272	米子
63	5,032	471	198,982	537	12	549	倉吉
240	62,363	2,129	1,080,813	2,889	57	2,946	鳥取県計
53	11,351	794	402,343	893	17	910	松山
29	850	519	240,284	535	10	545	浜田
110	11,682	819	392,399	894	17	911	出雲
30	3,569	295	123,060	358	4	362	益田
33	1,907	281	138,771	332	4	336	石見
30	2,076	289	150,118	326	5	331	大田
11	625	180	97,320	233	1	234	西郷
296	32,062	3,177	1,544,296	3,571	58	3,629	島根県計
88	16,965	775	426,963	1,096	30	1,126	岡山
66	41,452	796	384,123	1,007	39	1,046	岡山大
18	8,783	314	140,719	537	6	543	西児
16	1,762	284	117,588	313	5	318	倉敷
95	19,367	854	373,392	1,004	24	1,028	倉敷
19	6,781	369	162,655	538	6	544	玉野
52	12,750	574	249,562	768	20	788	津山
23	5,052	187	74,107	282	4	286	玉野
54	17,751	405	202,327	430	13	443	笠岡
21	699	205	72,350	221	1	222	高梁
17	2,810	116	49,766	145	2	147	新見
28	12,138	323	143,574	313	5	318	瀬戸
19	2,855	200	83,623	200	3	203	久世
516	149,165	5,402	2,480,750	6,854	158	7,012	岡山県計
76	12,111	710	499,368	764	32	796	広島
54	7,376	515	262,251	588	26	614	広島
106	23,314	844	380,352	867	50	917	広島
120	31,985	947	400,503	1,224	46	1,270	広島
82	16,135	872	428,069	891	39	930	広島
23	1,050	330	133,421	348	3	351	竹三
20	1,315	315	149,452	381	10	391	三尾
62	7,081	532	246,287	642	10	652	福山
132	27,585	1,269	567,470	1,717	52	1,769	福山
47	7,110	519	210,187	565	5	570	府中
24	5,652	218	89,229	325	6	331	三原
17	3,566	182	63,550	187	8	195	庄原
41	12,877	356	168,082	386	15	401	西条
67	5,816	765	327,723	850	42	892	廿日
58	16,918	474	226,042	525	15	540	海田
19	7,378	202	88,291	200	3	203	吉田
948	187,268	9,050	4,240,280	10,460	362	10,822	広島県計
151	26,360	850	372,196	1,040	20	1,060	下関
54	7,032	737	419,110	918	21	939	宇山
50	8,433	508	233,110	554	11	565	山萩
18	2,501	272	125,954	305	7	312	萩
77	18,784	762	395,828	1,066	18	1,084	徳山
41	6,898	535	271,407	542	8	550	防府
39	10,728	596	299,774	957	13	970	岩国
33	5,728	360	152,878	446	4	450	光
32	5,238	346	186,492	463	7	470	長門
29	2,835	257	104,939	261	3	264	柳井
21	2,459	182	97,723	203	8	211	厚狭
545	96,994	5,405	2,659,412	6,755	120	6,875	山口県計
2,545	527,852	25,163	12,005,550	30,529	755	31,284	全管計

(3) 税務署別課税状況(その2 法人)

区分 署名	納 税 申 告						還付申告及び処理	
	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		小 計		件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額		
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	
鳥取県 米子市 倉吉市 鳥取県計	1,330	8,714,783	1,367	1,302,162	2,697	10,016,945	101	968,940
	1,455	8,041,265	1,246	1,295,910	2,701	9,337,175	93	439,506
	603	3,135,540	622	557,772	1,225	3,693,312	41	137,896
	3,388	19,891,588	3,235	3,155,844	6,623	23,047,432	235	1,546,342
松江市 浜田市 出雲市 益田市 石見大東町 大西町 島根県計	1,474	10,760,632	1,414	1,346,946	2,888	12,107,578	90	370,052
	661	3,081,755	619	574,882	1,280	3,656,636	50	163,360
	919	6,526,605	1,020	964,448	1,939	7,491,052	69	262,508
	417	2,138,214	429	398,855	846	2,537,070	36	88,470
	215	892,558	274	250,409	489	1,142,967	18	19,516
	328	1,555,277	359	316,518	687	1,871,795	34	124,171
	136	740,784	148	149,035	284	889,820	13	22,931
	4,150	25,695,826	4,263	4,001,093	8,413	29,696,918	310	1,051,006
岡山市 山西町 西条市 倉敷市 玉津町 玉野市 笠岡市 高梁市 新見市 瀬戸町 久美町 岡山県計	2,406	23,329,845	1,883	1,746,025	4,289	25,075,870	136	689,611
	2,440	16,226,217	1,864	1,758,042	4,304	17,984,259	147	441,781
	573	3,479,749	507	479,149	1,080	3,958,897	28	212,543
	624	3,372,598	556	537,688	1,180	3,910,286	32	41,005
	2,108	12,540,509	1,942	1,908,715	4,050	14,449,224	108	444,551
	493	2,528,637	512	466,860	1,005	2,995,496	38	153,667
	1,201	5,686,568	1,258	1,154,422	2,459	6,840,990	87	452,488
	348	2,017,854	320	326,124	668	2,343,978	13	110,059
	624	3,728,451	540	540,851	1,164	4,269,302	41	486,437
	279	1,324,728	303	279,793	582	1,604,521	11	171,479
	225	2,854,889	187	196,040	412	3,050,929	14	53,563
	641	3,068,731	625	599,099	1,266	3,667,831	47	129,678
	304	1,220,432	290	264,304	594	1,484,735	25	55,529
12,266	81,379,206	10,787	10,257,112	23,053	91,636,318	727	3,442,391	
広島県 広島市 広島市 広島市 呉市 竹原市 三原市 福山市 府中町 庄原市 西条市 廿日町 海田町 吉田町 広島県計	1,991	37,183,392	1,637	1,659,711	3,628	38,843,102	134	1,119,348
	1,219	11,663,998	976	955,965	2,195	12,619,963	75	135,416
	3,106	31,007,724	2,309	2,229,387	5,415	33,237,111	147	352,188
	1,846	8,045,772	1,672	1,595,497	3,518	9,641,269	100	1,024,148
	1,401	7,985,922	1,474	1,467,170	2,875	9,453,092	74	534,551
	438	1,731,395	438	438,817	876	2,170,213	30	252,957
	620	3,181,867	608	575,546	1,228	3,757,413	34	727,035
	1,032	4,715,762	1,197	1,106,929	2,229	5,822,692	60	102,823
	2,964	21,459,192	2,705	2,578,427	5,669	24,037,619	160	1,900,703
	887	4,667,157	708	627,669	1,595	5,294,826	55	567,064
	310	1,560,995	377	359,930	687	1,920,925	27	79,946
	227	1,284,678	227	201,352	454	1,486,030	17	113,160
	719	5,890,014	675	708,456	1,394	6,598,470	49	320,744
	1,368	6,464,153	1,107	1,027,099	2,475	7,491,252	77	340,019
961	7,472,488	903	983,947	1,864	8,456,435	56	5,054,001	
243	859,139	186	213,689	429	1,072,828	22	58,590	
19,332	155,173,648	17,199	16,729,590	36,531	171,903,238	1,117	12,682,692	
下宇山郡 山形市 萩市 徳防岩 光市 長門郡 柳井市 厚狭市 山口県計	1,646	10,510,203	1,572	1,486,714	3,218	11,996,917	176	925,109
	1,141	10,423,214	1,116	1,047,336	2,257	11,470,550	74	299,234
	855	9,725,384	905	865,500	1,760	10,590,885	45	155,635
	246	1,055,557	406	339,090	652	1,394,647	24	131,432
	1,131	11,876,999	1,117	1,148,505	2,248	13,025,503	66	132,379
	472	2,813,355	507	492,885	979	3,306,240	32	72,657
	803	4,140,815	765	784,247	1,568	4,925,062	69	207,558
	425	1,677,010	408	418,974	833	2,095,984	31	60,124
	199	1,058,293	271	260,731	470	1,319,024	21	59,378
	281	1,349,789	288	266,048	569	1,615,837	17	42,529
	210	1,452,053	245	229,694	455	1,681,747	19	308,867
	7,409	56,082,672	7,600	7,339,723	15,009	63,422,396	574	2,394,901
	全管計	46,545	338,222,939	43,084	41,483,362	89,629	379,706,301	2,963

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の申告及び処理		合 計		課税事業者（選択）届出件数				区分 署名
件 数	税 額	件 数	税 額	課税事業者 届 出	課税事業者 選 択 届 出	新設法人に該当 する旨の届出	合 計	
件	千円	件	千円	件	件	件	件	
128	10,640	2,821	9,058,644	2,727	94	25	2,846	鳥取県
216	100,075	2,831	8,997,745	2,844	111	33	2,988	米子
134	19,407	1,282	3,574,822	1,247	50	5	1,302	倉吉
478	130,122	6,934	21,631,211	6,818	255	63	7,136	鳥取県計
175	4,379	2,991	11,733,148	2,964	78	27	3,069	松江市
51	602	1,332	3,493,879	1,230	49	13	1,292	浜田
89	12,882	2,021	7,215,662	1,903	62	20	1,985	出雲
43	4,992	888	2,453,592	861	28	11	900	益田市
31	4,216	508	1,127,667	478	20	4	502	石見大田
36	20,839	728	1,726,785	686	34	3	723	大東郷
23	4,096	305	870,985	281	12	1	294	大西
448	24,195	8,773	28,621,717	8,403	283	79	8,765	鳥根県計
290	88,798	4,461	24,475,057	4,459	96	87	4,642	岡山市
237	38,109	4,481	17,580,587	4,406	118	104	4,628	山山
44	24,297	1,114	3,770,651	1,095	23	18	1,136	岡西
41	10,608	1,217	3,879,889	1,161	33	11	1,205	児島
239	78,408	4,200	14,083,082	4,125	108	70	4,303	倉敷
54	1,701	1,052	2,840,129	1,006	33	4	1,043	玉島
206	111,783	2,569	6,500,285	2,538	65	25	2,628	津山
49	22,085	682	2,256,003	681	10	4	695	玉野
99	17,387	1,216	3,800,252	1,165	43	14	1,222	笠岡
51	17,094	603	1,450,135	570	20	6	596	高梁
13	131	427	2,997,497	425	12	1	438	新見
62	27,309	1,320	3,565,462	1,288	54	8	1,350	瀬戸
73	9,732	628	1,419,474	570	28	5	603	久世
1,458	424,575	23,970	88,618,502	23,489	643	357	24,489	岡山県計
341	88,356	3,793	37,812,110	3,660	112	121	3,893	広島県
182	34,768	2,288	12,519,315	2,221	57	27	2,305	広島
500	94,101	5,588	32,979,024	5,727	122	121	5,970	広島
161	76,654	3,654	8,693,775	3,923	116	45	4,084	広島
215	34,252	2,967	8,952,793	2,916	77	26	3,019	呉
84	11,545	918	1,928,800	901	20	5	926	竹原
71	14,842	1,267	3,045,218	1,228	29	8	1,265	三ツ山
142	56,808	2,320	5,776,676	2,251	71	12	2,334	尾道
331	91,889	5,861	22,228,805	5,734	111	80	5,925	福山
86	47,596	1,659	4,775,358	1,599	41	10	1,650	府中
54	3,635	723	1,844,614	706	30	5	741	三ツ庄
71	3,272	482	1,376,142	458	18	5	481	西日
65	422	1,451	6,278,147	1,454	48	24	1,526	廿日
147	48,781	2,569	7,200,014	2,588	82	39	2,709	海田
158	69,252	1,939	3,471,686	1,934	53	22	2,009	吉田
24	2,051	456	1,016,289	440	22	4	466	広島
2,632	678,221	37,935	159,898,767	37,740	1,009	554	39,303	広島県計
195	144,710	3,421	11,216,518	3,460	93	40	3,593	下関
76	8,128	2,351	11,179,444	2,321	63	37	2,421	宇部
134	42,340	1,824	10,477,590	1,765	66	22	1,853	山口
21	268	678	1,263,483	627	34	4	665	萩
151	37,041	2,326	12,930,166	2,300	68	26	2,394	徳山
59	12,304	1,017	3,245,888	1,012	19	15	1,046	防府
73	22,478	1,650	4,739,982	1,581	44	16	1,641	岩国
45	5,841	866	2,041,701	843	30	5	878	光
44	377	491	1,260,023	456	21	5	482	長門
38	14,871	592	1,588,178	575	22	4	601	柳井
48	7,426	477	1,365,453	457	23	4	484	厚狭
884	280,931	15,693	61,308,425	15,397	483	178	16,058	山口県計
5,900	1,489,654	93,305	360,078,623	91,847	2,673	1,231	95,751	全管計

(3) 税務署別課税状況(その3 合計)

区分 署名	納 税 申 告						還付申告及び処理		
	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		小 計		件 数	税 額	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額			
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円		
鳥取県 米子市 倉吉市 鳥取県計	1,614	8,862,694	1,872	1,556,668	3,486	10,419,362	121	988,982	
	1,742	8,217,264	1,732	1,568,908	3,474	9,786,173	106	446,378	
	783	3,215,040	885	685,676	1,668	3,900,716	59	151,350	
	4,139	20,294,998	4,489	3,811,253	8,628	24,106,251	286	1,586,710	
松江市 浜田町 出雲市 益田市 石見大東町 大西郷 島根県計	1,752	10,902,490	1,908	1,601,480	3,660	12,503,970	101	375,452	
	833	3,159,201	957	739,469	1,790	3,898,670	58	165,961	
	1,162	6,646,417	1,555	1,234,482	2,717	7,880,898	86	271,636	
	527	2,182,126	600	480,117	1,127	2,662,243	42	94,152	
	290	932,598	471	352,496	761	1,285,094	25	24,779	
	422	1,604,889	548	415,206	970	2,020,095	37	124,429	
	208	785,833	255	202,238	463	988,070	14	24,486	
5,194	26,213,553	6,294	5,025,487	11,488	31,239,040	363	1,080,894		
岡山市 山形市 西大島町 西大島町 倉敷市 玉野市 津山市 玉野市 笠岡市 高梁市 新見市 瀬戸市 久美町 岡山県計	2,672	23,458,499	2,346	2,035,582	5,018	25,494,081	153	697,823	
	2,759	16,362,433	2,286	1,982,329	5,045	18,344,761	170	459,612	
	725	3,539,752	654	554,631	1,379	4,094,383	34	216,093	
	744	3,424,294	707	611,831	1,451	4,036,125	40	51,018	
	2,476	12,693,163	2,377	2,128,534	4,853	14,821,697	135	462,998	
	649	2,590,936	710	565,871	1,359	3,156,807	46	159,104	
	1,424	5,790,415	1,575	1,294,707	2,999	7,085,122	105	459,807	
	446	2,056,580	393	359,385	839	2,415,966	17	112,992	
	790	3,807,902	757	651,831	1,547	4,459,733	56	492,292	
	389	1,365,952	390	319,156	779	1,685,108	19	180,416	
	278	2,872,816	243	225,069	521	3,097,885	14	53,563	
	788	3,121,605	785	679,154	1,573	3,800,759	53	131,170	
	385	1,254,712	405	312,061	790	1,566,772	27	56,798	
14,525	82,339,058	13,628	11,720,140	28,153	94,059,198	869	3,533,686		
広島市 広島市 広島市 広島市 呉市 竹原市 三原市 福山市 福山市 庄原市 西条市 廿日市市 海田市 吉田町 広島県計	2,208	37,328,214	2,096	2,018,063	4,304	39,346,276	148	1,135,265	
	1,388	11,735,000	1,301	1,158,498	2,689	12,893,498	83	154,076	
	3,436	31,157,392	2,749	2,469,060	6,185	33,626,452	181	384,490	
	2,269	8,216,908	2,113	1,807,157	4,382	10,024,065	131	1,038,425	
	1,724	8,135,996	1,981	1,746,894	3,705	9,882,890	91	552,415	
	549	1,769,197	651	538,763	1,200	2,307,960	33	258,334	
	741	3,238,893	796	672,544	1,537	3,911,437	38	732,923	
	1,238	4,797,559	1,496	1,272,446	2,734	6,070,005	72	110,930	
	3,508	21,678,237	3,354	2,938,110	6,862	24,616,347	205	1,939,547	
	1,153	4,771,863	929	729,826	2,082	5,501,689	72	570,850	
	381	1,587,118	511	419,632	892	2,006,750	31	82,194	
	303	1,307,753	322	242,864	625	1,550,617	23	117,763	
	855	5,950,685	874	808,507	1,729	6,759,192	59	326,260	
	1,698	6,602,780	1,513	1,224,935	3,211	7,827,714	94	354,575	
1,175	7,559,379	1,145	1,110,866	2,320	8,670,245	63	5,058,686		
310	884,695	308	270,099	618	1,154,794	27	59,642		
22,936	156,721,670	22,139	19,428,263	45,075	176,149,932	1,351	12,876,375		
下宇部町 山口県 萩市 徳防町 岩国市 光市 長門郡 柳井町 厚狭町 山口県計	1,979	10,655,391	2,034	1,723,925	4,013	12,379,316	205	961,672	
	1,394	10,588,277	1,580	1,298,479	2,974	11,886,756	83	303,361	
	1,022	9,812,105	1,218	1,017,964	2,240	10,830,069	52	170,141	
	315	1,084,547	601	435,126	916	1,519,672	28	133,004	
	1,375	12,019,990	1,600	1,401,773	2,975	13,421,762	77	151,594	
	626	2,898,732	859	674,843	1,485	3,573,574	44	75,483	
	1,039	4,251,354	1,103	968,219	2,142	5,219,573	80	213,022	
	559	1,737,087	617	510,089	1,176	2,247,175	35	64,164	
	342	1,149,215	459	355,398	801	1,504,613	27	63,713	
	353	1,372,514	465	347,532	818	1,720,046	20	44,633	
	281	1,495,483	352	283,348	633	1,778,831	21	310,688	
	9,285	57,064,693	10,888	9,016,696	20,173	66,081,389	672	2,491,477	
	全管計	56,079	342,633,972	57,438	49,001,839	113,517	391,635,811	3,541	21,569,143

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の申告及び処理		合 計		課税事業者（選択）届出件数				区分 署名
件 数	税 額	件 数	税 額	課税事業者 届 出	課税事業者 選 択 届 出	新設法人に該当 する旨の届出	合 計	
件	千円	件	千円	件	件	件	件	
217	45,670	3,661	9,476,050	3,827	119	25	3,971	鳥取県
304	122,376	3,649	9,462,170	4,096	131	33	4,260	米子市
197	24,438	1,753	3,773,804	1,784	62	5	1,851	倉吉市
718	192,484	9,063	22,712,024	9,707	312	63	10,082	鳥取県計
228	6,973	3,785	12,135,490	3,857	95	27	3,979	松江市
80	1,452	1,851	3,734,163	1,765	59	13	1,837	浜田市
199	1,200	2,840	7,608,061	2,797	79	20	2,896	出雲市
73	8,561	1,183	2,576,652	1,219	32	11	1,262	益田市
64	6,123	789	1,266,438	810	24	4	838	石見大田町
66	18,763	1,017	1,876,903	1,012	39	3	1,054	大東町
34	4,721	485	968,305	514	13	1	528	西郷町
744	7,868	11,950	30,166,013	11,974	341	79	12,394	鳥根町 島根県計
378	105,762	5,236	24,902,020	5,555	126	87	5,768	岡山市
303	79,561	5,277	17,964,711	5,413	157	104	5,674	山山町
62	33,080	1,428	3,911,369	1,632	29	18	1,679	西大寺町
57	12,369	1,501	3,997,477	1,474	38	11	1,523	児島町
334	97,774	5,054	14,456,474	5,129	132	70	5,331	倉敷市
73	5,080	1,421	3,002,784	1,544	39	4	1,587	玉島町
258	124,534	3,143	6,749,848	3,306	85	25	3,416	津山町
72	27,137	869	2,330,111	963	14	4	981	玉野町
153	35,138	1,621	4,002,579	1,595	56	14	1,665	笠岡町
72	17,793	808	1,522,485	791	21	6	818	高見町
30	2,940	543	3,047,263	570	14	1	585	新瀬町
90	39,447	1,643	3,709,035	1,601	59	8	1,668	久戸町
92	6,877	828	1,503,097	770	31	5	806	久世町
1,974	573,739	29,372	91,099,252	30,343	801	357	31,501	岡山県計
417	100,467	4,503	38,311,478	4,424	144	121	4,689	広島県
236	42,144	2,803	12,781,566	2,809	83	27	2,919	広島市
606	117,415	6,432	33,359,377	6,594	172	121	6,887	広島市
281	108,638	4,601	9,094,278	5,147	162	45	5,354	広島市
297	50,387	3,839	9,380,862	3,807	116	26	3,949	広島市
107	12,595	1,248	2,062,221	1,249	23	5	1,277	竹原市
91	16,157	1,582	3,194,671	1,609	39	8	1,656	尾道市
204	63,889	2,852	6,022,963	2,893	81	12	2,986	福山市
463	119,475	7,130	22,796,275	7,451	163	80	7,694	福山市
133	54,706	2,178	4,985,545	2,164	46	10	2,220	福山市
78	9,286	941	1,933,843	1,031	36	5	1,072	三ツ庄町
88	6,838	664	1,439,692	645	26	5	676	原市
106	13,297	1,807	6,446,230	1,840	63	24	1,927	西条市
214	54,598	3,334	7,527,737	3,438	124	39	3,601	廿日市市
216	86,170	2,413	3,697,728	2,459	68	22	2,549	海田市
43	9,429	658	1,104,580	640	25	4	669	吉田町
3,580	865,489	46,985	164,139,046	48,200	1,371	554	50,125	広島県計
346	171,070	4,271	11,588,714	4,500	113	40	4,653	下関市
130	15,159	3,088	11,598,554	3,239	84	37	3,360	宇部市
184	50,774	2,332	10,710,701	2,319	77	22	2,418	山口市
39	2,768	950	1,389,437	932	41	4	977	萩市
228	55,825	3,088	13,325,993	3,366	86	26	3,478	徳山市
100	19,203	1,552	3,517,295	1,554	27	15	1,596	防府市
112	33,206	2,246	5,039,756	2,538	57	16	2,611	岩国市
78	11,568	1,226	2,194,579	1,289	34	5	1,328	光市
76	5,614	837	1,446,515	919	28	5	952	長門郡
67	17,705	849	1,693,118	836	25	4	865	柳井町
69	4,967	659	1,463,176	660	31	4	695	厚狭町
1,429	377,925	21,098	63,967,837	22,152	603	178	22,933	山口県計
8,445	2,017,505	118,468	372,084,173	122,376	3,428	1,231	127,035	全管計

8 酒 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成15年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類に分類している。

種類は清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウィスキー類、スピリッツ類、リキュール類、雑酒である。

酒 税 の 税 率

各酒類の基準アルコール分及び基準税率（1kl当たり従量税率）は、次のとおりである。

清酒	アルコール分 15度	140,500円
合成清酒	アルコール分 15度	79,300円
しょうちゅう	アルコール分 25度	248,100円
みりん	アルコール分 13.5度	21,600円
ビール	・・・・・・・・・・・・・・・・	222,000円
果実酒類	・・・・・・・・・・・・・・・・	56,500円
果実酒類	・・・・・・・・・・・・・・・・	56,500円
甘味果実酒	アルコール分 12度	98,600円
ウィスキー類	アルコール分 40度	409,000円
スピリッツ類	アルコール分 37度	367,188円
リキュール類	アルコール分 12度	119,088円
雑酒	原料中（水を除く）麦芽の重量が25%未満のもの	105,000円
発泡酒	・・・・・・・・・・・・・・・・	320,500円
粉末酒	・・・・・・・・・・・・・・・・	320,500円
その他の雑酒	みりに類似するもの アルコール分 13.5度	21,600円
	その他のもの アルコール分 12度	98,600円

8 - 1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

区 分	課税数量	税 額	製成数量	販売(消費)数量	製造場数	販売場数		
	kl	百万円	kl	kl	場	場		
平成10年度	447,892	81,010	459,728	588,122	388	13,962		
11	407,254	70,342	364,505	584,216	387	13,949		
12	374,058	63,605	323,233	574,975	379	13,796		
13	362,627	59,652	316,752	575,174	372	13,751		
14	425,019	61,112	374,827	569,529	364	13,602		
清 成 酒	42,884	5,262	31,710	61,372	305	-		
合 成 清 酒	×	×	×	3,387	-	-		
し ょ う ち ゅ う	}	甲 類	×	9,786	1	-		
		乙 類	×	36,070	3	-		
	計	4,449	1,076	3,809	45,856	4	-	
み り ん	×	×	7,849	6,969	6	-		
ビ ー ル	146,171	32,450	134,878	247,117	17	-		
果実酒類	}	果実酒	9,814	534	6,722	9,337	14	-
		甘味果実酒	689	73	671	1,108	2	-
		計	10,503	607	7,393	10,434	16	-
ウイスキー類	}	ウイスキー	×	×	×	4,609	-	-
		ブランデー	×	×	×	1,405	-	-
		計	2,471	949	×	6,013	-	-
スピリッツ類	345	71	-	893	3	-		
リキュール類	73,302	5,927	70,595	29,606	10	-		
雑 酒	}	発泡酒	138,592	14,554	118,683	157,426	1	-
		粉末酒	×	×	×	50	-	-
		その他の雑酒	×	×	×	390	2	-
		計	138,615	14,555	117,765	157,865	3	-
合 計	425,019	61,112	374,827	569,529	364	13,602		

調査期間 課税数量、税額、製成数量及び販売(消費)数量は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間である。

調査時点 製造場数及び販売場数は、平成15年3月31日現在である。

用語の説明

- 1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
- 2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- 3 販売(消費)数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
- 4 「製造場数」欄は、複数の酒類を製造している場合は、製造数量が最も多い酒類を掲げた。

関連表

「8-2」の「(1)課税状況」、「8-3」の「(1)酒類製成及び手持数量」、「(3)酒類販売(消費)数量」、「8-4」の「(1)酒類製造免許場数等」、「(3)酒類販売免許場数等」

8 - 2 課 税 状 況

(1) 課税状況

区 分	課 税						
	一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用		計		
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	
清 酒	43,812	5,374,411	-	-	43,812	5,374,411	
合 成 清 酒	×	×	×	×	×	×	
しょうちゅう	甲 類	×	×	×	×	×	
	乙 類	×	×	×	×	×	
計	4,468	1,080,424	-	-	4,468	1,080,424	
み り ん	×	×	×	×	×	×	
ビ ー ル	148,024	32,861,422	-	-	148,024	32,861,422	
果 実 酒 類	果 実 酒	9,915	539,997	-	-	9,915	539,997
	甘味果実酒	802	83,788	-	-	802	83,788
計	10,718	623,785	-	-	10,718	623,785	
ウイスキー類	ウイスキー	×	×	×	×	×	
	ブランデー	×	×	×	×	×	
計	2,284	931,563	187	17,259	2,471	948,822	
スピリッツ類	スピリッツ	332	68,694	10	763	341	69,457
	原料用アルコール	3	1,621	-	-	3	1,621
計	335	70,315	10	763	344	71,078	
リ キ ュ ー ル 類	72,865	5,892,046	484	39,601	73,349	5,931,647	
雑 酒	発 泡 酒	140,637	14,768,722	-	-	140,637	14,768,722
	粉 末 酒	×	×	×	×	×	×
	その他の雑酒	×	×	×	×	×	×
計	140,660	14,769,793	-	-	140,660	14,769,793	
合 計	429,452	61,817,675	681	57,623	430,133	61,875,298	

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成15年4月30日までの申告又は処理による課税実績

- (注) 1 「特定税率適用」欄には、酒税法第22条第3項（アルコール分が13度未満のもので発泡性を有するもの）に該当のものを掲げた。
- 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄には、酒類製造場から移出した酒類を当該製造場に戻入れた場合の酒税額の控除等を示す。

(2) 課税数量の累年比較

区 分	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
	kl	kl	kl	kl	kl	kl
平 成 10 年 度	61,501	4,208	273,501	12,096	96,583	447,892
11	57,381	3,661	222,239	10,313	113,661	407,254
12	50,974	3,856	194,832	8,090	116,301	374,058
13	46,482	4,590	173,319	9,887	128,350	362,627
14	42,884	4,449	146,171	10,503	221,013	425,019

(注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の数量を累年比較で示したものである。

控 除		課 税 実 数		免 除			
酒 税 法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災 害 減 免 法 (第7条第1項)		未納税移出		輸 出 免 税	
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量
kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	kl
928	112,177	0	61	42,884	5,262,174	14,321	139
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
20	4,122	-	-	4,449	1,076,301	111	6
×	×	×	×	×	×	×	×
1,851	410,481	2	462	146,171	32,450,479	10,819	321
101	5,512	-	-	9,814	534,487	208	-
115	11,266	-	-	689	72,522	7	2
214	16,778	-	-	10,503	607,009	215	2
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
0	131	-	-	2,471	948,691	68	27
0	1	0	1	341	69,455	8	1
-	-	-	-	3	1,621	34,001	-
0	1	0	1	345	71,076	34,009	1
46	4,337	0	1	73,302	5,927,310	7,713	6
2,042	214,261	2	245	138,592	14,554,217	23,859	-
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
2,043	214,284	2	245	138,615	14,555,264	23,859	2
5,109	762,699	4	769	425,019	61,111,830	94,862	504

用語の説明 未納税移出とは、酒類製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

(3) 酒税額の累年比較

区 分	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果実酒類	そ の 他	合 計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成 10 年 度	7,587,803	936,153	60,717,664	736,757	11,031,189	81,009,565
11	7,097,642	850,679	49,336,853	638,912	12,417,418	70,341,509
12	6,272,420	912,407	43,252,671	494,380	12,672,839	63,604,715
13	5,718,155	1,128,122	38,476,775	588,056	13,741,088	59,652,197
14	5,262,174	1,076,301	32,450,479	607,009	21,715,868	61,111,830

(注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の税額を累年比較で示したものである。

8 - 3 酒類製成、販売

(1) 酒類製成及び手持数量

区 分	製 成 数 量 等					手持数量 <small>平成15年3月末日現在</small>	
	製 成 kl	アルコール 等 混 和 kl	アルコール 分 等 変 更 kl	用途変更等 kl	+ + - 計 kl		
清 酒	31,873 (29,199)	-	-	164	31,710 (29,147)	40,993 (36,501)	
合 成 清 酒	×	×	×	×	×	×	
し ょ う ち ゅ う	甲 類	×	×	×	×	×	
	乙 類	×	×	×	×	×	
み り 計	3,698	-	722	610	3,809	2,318	
ビ ー ル	8,576	300	-	1,027	7,849	706	
果 実 酒 類	135,592	-	-	715	134,878	2,970	
果 実 酒 類	果 実 酒	7,804	264	-	1,346	6,722	4,465
	甘 味 果 実 酒	671	-	-	-	671	248
計	8,476	264	-	1,346	7,393	4,712	
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	×	×	×	×	×	
	ブ ラ ン デ ー	×	×	×	×	×	
計	×	×	×	×	×	×	
ス ピ リ ッ ツ 類	-	-	-	-	-	60	
リ キ ュ ー ル 類	72,751	3,933	-	6,089	70,595	4,483	
雑 酒	発 泡 酒	119,165	-	-	481	118,683	2,681
	粉 末 酒	×	×	×	×	×	
	そ の 他 の 雑 酒	×	×	×	×	×	
計	119,180	-	-	1,414	117,765	2,803	
合 計	381,298	4,498	722	11,694	374,827	59,464	

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの期間の酒類製成の事績
 (注) 「清酒」欄の()書は、アルコール度数20度に換算した数量である。

(2) 製成数量の累年比較

区 分	清 酒	し ょ う ち ゅ う	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
	kl	kl	kl	kl	kl	kl
平 成 10 年 度	49,286	3,348	261,440	11,431	130,876	456,381
11	46,315	3,226	209,518	9,782	95,666	364,505
12	41,322	3,282	189,051	6,969	82,599	323,233
13	34,531	4,024	162,334	6,443	109,420	316,752
14	31,710	3,809	134,878	7,393	197,032	374,827

(注) この表は、「(1)酒類製成及び手持数量」の製成数量等の計を累年比較したものである。

(3) 酒類販売(消費)数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					
	製 造 場 (課 税)	製 造 場 の 支 店 等	卸 売 業 者	小 売 業 者	消 費 者	計
清 酒	6	1,478	29,145	10,835	1,260	42,718
成 酒	×	×	×	×	×	×
し ょ う ち ゅ う	×	×	×	×	×	×
み づ	×	×	×	×	×	×
ビ ー ル	-	23	4,079	260	86	4,449
果 実 酒 類	11	138,491	7,000	252	423	146,174
ウ イ ス キ ー 類	1	8,313	971	40	501	9,825
ス ピ リ ッ ツ 類	1	41	489	2	237	688
リ キ ュ ー ル 類	2	8,272	1,460	43	738	10,515
雑 酒	×	×	×	×	×	×
合 計	27	21	2,404	-	17	2,469
	1	-	337	-	3	341
	12	67,737	5,178	81	152	73,160
	59	120,342	18,031	10	151	138,594
	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×
	59	120,356	18,037	10	151	138,614
	118	339,848	70,312	11,527	2,922	424,724

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの期間の酒類の製造場からの移出及び販売数量の事績

(4) 県別販売(消費)数量の累年比較

区 分	清 酒	し ょ う ち ゅ う	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計	
鳥 取 県	10 年度	7,611	2,017	28,403	854	7,340	46,228
	11	7,422	2,159	26,477	766	9,072	45,897
	12	6,777	2,352	24,665	720	11,270	45,784
	13	6,510	2,452	21,822	705	14,766	46,256
	14	6,286	2,855	19,971	719	17,588	47,420
島 根 県	10 年度	10,731	4,427	35,370	1,727	7,563	59,818
	11	10,250	4,624	32,692	1,533	9,557	58,660
	12	9,459	4,788	30,919	1,461	11,401	58,030
	13	9,011	4,995	27,695	1,369	15,334	58,405
	14	8,429	5,307	24,792	1,305	18,267	58,101
岡 山 県	10 年度	18,181	7,466	76,103	3,222	22,001	126,971
	11	16,811	7,582	69,877	2,519	27,651	124,441
	12	15,908	8,077	63,816	2,338	32,145	122,280
	13	15,208	8,542	55,876	2,296	41,976	123,893
	14	14,717	9,382	51,466	2,254	47,368	125,188

(注) この表は、「(3)酒類販売(消費)数量」の累年比較を県別に示したものである。

販売業者の販売数量		平成15年3月	消費者に対す	区分
販売業者	消費者	31日現在販売業者の手持数量	る販売数量計 +	
kl	kl	kl	kl	
84,341	60,112	9,683	61,372	清酒
6,741	3,383	390	3,387	成類
21,972	9,753	1,726	9,786	甲類
65,728	36,015	5,766	36,070	乙類
87,698	45,769	7,492	45,856	計
15,863	6,881	871	6,969	みり
555,899	246,695	21,271	247,117	ビール
14,432	8,835	2,529	9,337	果実酒
1,479	872	289	1,108	甘味果実酒
15,914	9,697	2,818	10,434	計
9,147	4,598	1,319	4,609	ウイスキー
2,628	1,399	358	1,405	ブランデー
11,772	5,996	1,675	6,013	計
2,186	890	270	893	スピリッツ
72,096	29,456	7,255	29,606	キユー
376,007	157,277	15,748	157,426	泡酒
5	50	5	50	粉末酒
783	388	63	390	その他の雑酒
376,797	157,714	15,815	157,865	計
1,229,312	566,611	67,539	569,529	合計

区分		清酒	しょうちゅう	ビール	果実酒類	その他	合計
		kl	kl	kl	kl	kl	kl
広島県	10年度	25,955	14,593	146,943	5,798	41,220	234,513
	11	25,592	15,400	136,640	5,466	51,073	234,168
	12	24,112	15,934	127,796	5,069	59,200	232,110
	13	22,294	16,705	111,422	4,716	74,454	229,588
	14	21,210	17,724	100,660	4,522	81,546	225,666
山口県	10年度	13,642	9,655	76,090	2,052	19,150	120,592
	11	13,617	10,093	71,258	2,000	24,081	121,050
	12	12,306	9,918	65,165	1,748	27,638	116,771
	13	11,495	10,343	57,361	1,655	36,180	117,032
	14	10,730	10,588	50,228	1,634	39,964	113,154
全管計	10年度	76,120	38,158	362,909	13,653	97,274	588,122
	11	73,692	39,858	336,944	12,284	121,434	584,216
	12	68,562	41,069	312,361	11,336	141,654	574,975
	13	64,518	43,037	274,176	10,741	182,710	575,174
	14	61,372	45,856	247,117	10,434	204,733	569,529

(5) 税務署別酒類販売(消費)数量

区分		清 酒	合成清酒	しょうちゅう	みりん	ビール	果実酒類
署名		kl	kl	kl	kl	kl	kl
鳥米倉島	取子吉計	2,560	173	932	206	7,985	282
		2,326	331	1,406	330	8,038	313
		1,400	74	517	135	3,948	124
		6,286	578	2,855	671	19,971	719
松浜出益石大西島	江田雲田東郷計	2,929	175	1,675	315	8,271	337
		1,043	49	847	87	3,854	110
		1,923	75	1,205	173	5,592	644
		775	38	663	72	2,616	92
		420	28	297	48	1,357	39
		953	43	435	61	2,049	69
		386	-	185	37	1,053	14
		8,429	408	5,307	793	24,792	1,305
岡西見倉玉津玉笠高瀬久岡	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	1,972	108	1,391	397	10,587	541
		1,916	101	1,367	228	7,960	448
		795	29	507	74	2,176	91
		706	38	436	72	2,595	58
		2,565	187	1,994	293	9,783	456
		905	54	581	178	2,486	75
		1,975	79	963	161	5,646	183
		440	15	288	49	1,373	55
		947	32	532	77	2,638	56
		550	9	271	35	1,229	30
		415	14	297	22	1,110	26
		825	35	434	57	2,321	186
		706	20	321	42	1,562	49
		14,717	721	9,382	1,685	51,466	2,254
広島	東南西北	1,848	136	1,577	339	15,095	886
		913	40	796	126	5,237	185
		1,903	129	1,938	274	13,066	764
		2,650	102	2,380	200	10,100	518
		1,935	98	1,408	215	8,444	285
竹三尾福府三庄西廿海吉広	原原道山中次原条市田計	705	33	354	75	2,436	49
		927	39	659	109	3,555	110
		1,280	59	912	124	4,732	146
		2,732	183	2,472	392	14,035	522
		783	26	735	100	3,144	75
		606	23	410	38	2,261	210
		524	14	332	36	1,620	40
		1,489	54	983	103	4,509	205
		1,366	86	1,378	178	5,582	264
		1,144	58	1,152	97	5,741	236
		405	5	238	14	1,103	27
		21,210	1,085	17,724	2,420	100,660	4,522
下宇山	関部口	1,761	124	2,115	220	9,301	325
		1,388	89	1,569	256	6,658	283
		1,219	82	1,204	171	5,777	257
		600	38	512	52	2,579	47
徳防岩	山府国	1,453	73	1,397	169	6,964	227
		913	39	932	128	4,142	114
		1,268	58	1,110	155	6,323	170
		658	34	598	81	2,323	78
長柳厚山	門井狭計	433	25	391	62	2,224	35
		631	29	439	70	2,097	53
		406	4	321	36	1,840	45
		10,730	595	10,588	1,400	50,228	1,634
全 管 計		61,372	3,387	45,856	6,969	247,117	10,434

(注) 「(3) 酒類販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」を署別に示したものである。

ウイスキー	ブランデー	スピリッツ類	リキュール類	雑酒	販売(消費) 数量合計	区分	
						署名	
k1	k1	k1	k1	k1	k1		
163	33	24	952	5,262	18,572	鳥米倉島	取子吉計
200	43	31	1,047	5,313	19,378		
75	19	9	523	2,645	9,470		
438	95	64	2,522	13,220	47,420		
195	29	34	823	4,912	19,693	松浜出益石大西島	江田雲田東郷計
57	14	10	357	2,341	8,769		
89	11	14	469	3,131	13,327		
34	12	5	327	1,656	6,290		
21	7	8	132	872	3,230		
23	3	3	124	995	4,760		
11	1	6	66	273	2,032		
430	77	80	2,298	14,180	58,101		
214	115	74	1,442	5,584	22,425	岡山	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
190	57	43	1,354	5,898	19,562		
51	11	7	377	2,158	6,276		
41	17	6	385	1,817	6,171		
216	72	44	1,645	8,491	25,746		
46	11	6	434	2,078	6,856		
106	26	16	817	3,356	13,327		
28	11	3	208	1,195	3,665		
44	10	4	320	1,678	6,338		
18	3	3	131	454	2,732		
12	3	1	90	459	2,449		
42	14	6	324	1,706	5,950		
22	4	2	196	767	3,691		
1,030	354	215	7,723	35,641	125,188		
342	100	85	1,245	4,346	25,999	広島島島呉	東南西北
74	16	20	570	3,157	11,134		
245	54	65	1,331	6,626	26,395		
210	42	43	1,457	9,304	27,006		
160	85	23	964	5,047	18,664		
22	7	7	262	1,127	5,077		
72	23	10	533	2,287	8,326		
85	25	10	586	2,935	10,894		
241	84	66	1,788	9,029	31,543		
41	11	10	343	1,950	7,218		
30	9	5	223	1,423	5,238		
21	4	2	137	748	3,478		
89	25	17	755	3,871	12,102		
116	26	17	880	5,722	15,615		
107	23	16	856	4,945	14,375		
16	3	2	117	672	2,602		
1,871	537	398	12,047	63,189	225,666		
198	63	27	1,086	6,125	21,345	下宇山	関部口
124	39	23	792	4,753	15,974		
102	39	15	632	3,685	13,183		
33	9	3	182	1,188	5,243		
130	64	20	601	4,486	15,585		
48	26	13	419	2,883	9,656		
89	61	22	551	3,432	13,249		
39	11	4	278	2,025	6,129		
28	10	4	136	817	4,165		
32	16	2	188	1,247	4,804		
17	4	3	151	994	3,821		
840	342	136	5,016	31,635	113,154		
4,609	1,405	893	29,606	157,865	569,529	全管	計

8 - 4 酒 類 免 許

(1) 酒類製造免許場数等

区 分	前年度末 免許場数	本年度末 免許場数	左のつち試験 のための免許場 数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数	本年度末 蔵置場数
	場	場	場	場	者	場
平成10年度	556	555	24	388	526	309
11	555	557	31	387	529	281
12	557	561	41	379	532	279
13	561	557	49	372	530	276
14	557	549	53	364	524	284
清 成	315	307	6	305	301	49
合	2	2	1	-	2	18
し よ う	2	2	1	1	2	22
ち ゆ う	76	76	3	3	74	28
	78	78	4	4	76	50
み り	16	16	1	6	16	19
ビ	22	21	2	17	18	24
果実酒類	24	25	8	14	23	-
	9	8	1	2	7	-
	33	33	9	16	30	22
ウイスキー類	2	2	1	-	2	-
	4	4	2	-	3	-
	6	6	3	-	5	27
スピリッツ類	6	7	3	2	5	-
	3	3	1	1	2	-
	9	10	4	3	7	25
リ キ ュ	56	53	12	10	48	26
雑 酒	6	7	2	1	6	-
	1	1	1	-	1	-
	13	15	8	2	14	-
	20	23	11	3	21	24
合 計	557	549	53	364	524	284
各酒類を通じたもの	-	364	17	-	317	50

調査対象 酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた製造場

調査時点 平成15年3月31日

- (注) 1 免許場数については、製造免許を受けている酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれ1場として掲げた。
- 2 「本年度末製造場数」欄には、1製造場で2以上の種類又は品目の酒類を製造している場合には、同期間内に製造数量の最も多かった酒類の欄のみに1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店の所在地において、その製造者が免許を受けている酒類の種類又は品目ごとに1人として掲げた。
- 4 「各酒類を通じたもの」の行には1製造場で2以上の酒類又は品目の酒類の製造免許を受けている場合でも1場として掲げた。

(2) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製 造 場 数
酒 母	11
も ろ み	38

調査時点 平成15年3月31日

(注) 酒税法第8条(酒母等の製造免許)の規定により製造免許を受けた場数を掲げた。

用語の説明 1 酒母とは、酵母で含糖物質を発酵させることができるもの 酵母を培養したもので含糖物質を発酵させることができるもの これにこうじを混和したものをいう。
2 もろみとは、酒類の原料となる物品を発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

(3) 酒類販売免許場数等

免 許 区 分	前年度末 販売場数	本 年 度 販 売 場 数			本年度末 販売業者数	
		卸売に限る旨 の条件が付さ れているもの	販売方法に 条件が付され ていないもの	計		
販売方法に条件が付されて いないもの及び卸売に限る 旨の条件が付されているもの	全 酒 類	422	55	355	410	271
	ビ ー ル	29	4	23	27	21
	洋 酒	135	5	127	132	40
	輸 出 入 酒 類	32	15	20	35	16
	自 製 酒 類	52	9	41	50	6
	その他の酒類	15	3	7	10	9
	合 計	685	91	573	664	363
販売方法に小売に限る旨の 条件が付されているもの	全 酒 類	11,255	-	-	11,166	10,099
	特殊のもの	337	-	-	337	88
	期限付	-	-	-	-	-
	計	11,592	-	-	11,503	10,187
	そ の 他	88	-	-	64	55
	特殊のもの	310	-	-	325	226
	期限付	9	-	-	12	3
	みりんだけのもの	672	-	-	618	135
	薬用酒だけのもの	1,080	-	-	1,080	1,076
	計	2,159	-	-	2,099	1,495
合 計	13,751	-	-	13,602	11,682	
媒 介 業	13	-	-	9	3	
代 理 業	-	-	-	-	-	

調査時点 平成15年3月31日

(注) 免許が2以上の種類にまたがっている場合は、本年度内における販売数量が最も多かった種別の行にのみ掲げた。

用語の説明 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。
2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

(4) 税務署別製造免許場数、販売免許場数

区分 署名	製 造 免 許										
	清酒	合成 清酒	しょうちゅう		みりん	ビール	果実酒類		ウイスキー類		スピリッツ
			甲類	乙類			果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	
鳥取	9	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
米子	8	-	-	3	1	3	-	-	-	-	-
倉吉	10	-	-	3	-	1	2	1	-	-	-
鳥取県計	27	-	-	7	1	4	3	1	-	-	-
松山	11	-	-	6	2	1	-	-	-	-	-
浜田	6	-	-	4	1	-	-	-	-	-	-
出雲	8	-	-	6	-	1	3	1	-	-	-
益田	10	-	-	2	-	-	1	1	-	-	-
石見	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大田	6	-	-	6	-	-	1	-	-	-	-
西郷	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
島根県計	47	-	-	25	3	2	5	2	-	-	-
岡山	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	2
山形	5	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-
西宮	5	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
児島	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
倉敷	11	-	-	2	-	1	-	-	-	-	1
玉津	13	-	-	7	4	-	2	1	-	-	-
山野	12	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-
玉笠	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高梁	4	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
新見	8	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
瀬戸	1	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-
久世	9	-	-	3	-	2	3	1	-	1	1
岡山県計	78	-	-	22	6	6	10	2	-	1	4
広島	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
島田	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
広島	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島	10	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
呉	14	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-
竹原	6	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-
三ツ尾	3	-	-	1	2	-	-	-	-	-	1
福山	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山中	5	-	-	2	2	-	-	1	-	-	-
次原	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
条市	4	-	-	2	-	1	1	-	-	-	-
田原	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日田	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
海田	5	1	1	2	1	-	1	1	1	1	1
吉田	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
広島県計	86	2	2	15	6	5	5	3	2	2	3
下関	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
宇山	4	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-
山部	4	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
萩	13	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
徳防	13	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
岩国	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
光	7	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-
長門	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
柳井	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚狭	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口県計	8	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
全管計	69	-	-	7	-	4	2	-	-	1	-
全管計	307	2	2	76	16	21	25	8	2	4	7

(注) 「(1)酒類製造免許場数等」及び「(3)酒類販売免許場数等」を署別に示したものである。

場 数						製造場数	販 売 免 許				区分	
ツツ類	リール類	酒			合 計		卸 売 業		小 売 業		署名	
原料用アルコール		発泡酒	粉末酒	その他雑酒			販売業者数	販売場数	販売業者数	販売場数		
	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場		
-	1	-	-	-	12	10	12	15	331	439	鳥	取
-	1	-	-	1	17	11	19	23	340	451	米	子
-	2	-	-	-	19	13	8	9	207	257	倉	吉
-	4	-	-	1	48	34	39	47	878	1,147	鳥	取
-	2	2	-	2	26	14	8	13	359	451	松	江
-	-	-	-	-	11	6	5	13	296	312	浜	田
-	1	1	-	1	22	14	7	11	287	338	出	雲
-	1	-	-	-	15	11	7	12	196	205	益	田
-	1	-	-	-	6	6	1	1	135	141	石	見
-	-	-	-	-	13	7	2	3	157	174	大	大
-	-	-	-	-	2	2	3	3	111	111	西	郷
-	5	3	-	3	95	60	33	56	1,541	1,732	島	根
-	1	1	-	-	8	3	3	21	277	322	岡	山
-	1	-	-	2	11	5	5	29	348	431	岡	山
-	1	-	-	-	8	5	18	19	143	160	西	大
-	-	-	-	-	6	5	-	3	134	150	児	島
-	3	-	-	1	19	13	8	11	465	531	倉	敷
-	7	-	-	2	36	19	8	10	190	216	玉	島
-	2	1	-	-	18	12	5	23	487	518	津	山
-	-	-	-	-	1	1	-	1	114	119	野	野
-	-	-	-	-	5	5	7	7	240	262	玉	岡
-	2	-	-	-	13	8	4	5	166	169	笠	梁
-	-	-	-	1	5	2	2	3	106	113	高	見
-	6	1	-	-	27	14	5	8	215	249	新	戸
-	-	-	-	1	5	3	3	4	154	164	瀬	世
-	23	3	-	7	162	95	68	144	3,039	3,404	岡	山
-	-	-	-	-	2	2	4	28	180	257	広	東
-	-	-	-	-	3	2	1	19	202	217	広	南
-	-	-	-	-	1	1	22	39	266	320	広	西
-	-	-	-	-	11	10	15	16	378	467	広	北
-	1	-	-	-	19	15	12	39	358	421	竹	原
-	2	-	-	-	13	9	12	13	219	260	三	原
-	-	-	-	-	5	3	9	9	214	253	尾	道
-	-	-	-	-	3	3	11	41	320	332	福	山
-	4	-	-	1	15	9	11	20	470	542	福	中
-	-	-	-	-	6	5	8	8	231	240	府	次
-	-	-	-	-	8	6	2	2	133	144	三	原
-	-	-	-	-	5	5	4	4	112	120	庄	原
1	3	1	1	2	34	17	4	7	173	235	西	市
1	3	-	-	-	19	5	10	26	304	349	廿	日
-	-	-	-	-	3	3	4	6	181	248	海	田
-	-	-	-	-	4	4	4	5	100	108	吉	田
2	13	1	1	3	151	99	133	282	3,841	4,513	広	島
-	2	-	-	-	7	5	25	32	368	478	下	關
-	1	-	-	1	9	4	18	18	268	320	宇	部
-	1	-	-	-	7	6	8	17	196	267	山	口
-	1	-	-	-	16	15	7	7	177	207	萩	山
-	1	-	-	-	15	13	4	17	298	333	徳	山
1	-	-	-	-	5	5	3	15	171	194	防	府
-	-	-	-	-	10	7	7	8	275	310	岩	国
-	-	-	-	-	4	4	4	4	208	208	光	門
-	-	-	-	-	4	4	5	5	134	157	長	井
-	-	-	-	-	4	4	6	6	155	177	柳	狭
-	2	-	-	-	12	9	3	6	133	155	厚	口
1	8	-	-	1	93	76	90	135	2,383	2,806	山	計
3	53	7	1	15	549	364	363	664	11,682	13,602	全	管

9～15 消費税・酒税以外の間接税

統計表を見るに当たって

この章は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を示したものである。

9 たばこ税及びたばこ特別税

たばこ税及びたばこ特別税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

たばこ税及びたばこ特別税の税率		
1 喫煙用の製造たばこ		
(1) 第1種(紙巻きたばこ)	1gを1本に換算して	(たばこ税)
(2) 第2種(パイプたばこ)		1,000本につき2,716円
(3) 第3種(葉巻たばこ)		(たばこ特別税)
(4) 第4種(刻みたばこ)		1,000本につき820円
2 かみ用の製造たばこ	2gを1本に換算して	(計)
3 かぎ用の製造たばこ		1,000本につき3,536円
4 旧3級品の紙巻たばこ		(たばこ税)
		(たばこ特別税)
		(計)
		1,000本につき1,289円
		1,000本につき389円
		1,000本につき1,678円

10 印紙税

印紙税は、流通取引に関連して作成される文書に対して課税される。

印紙税の税率	
[一般的な契約書、証書等のうち主なものについて掲げた]	
不動産等の譲渡、消費貸借、運送に関する契約書	契約金額により 200円～600,000円 (契約金額1万円未満は非課税)
不動産の譲渡契約書で契約金額が1,000万円を超えるものについては税率が軽減されている。	
請負契約書	契約金額により 200円～600,000円 (契約金額1万円未満は非課税)
建設工事に係る請負契約書で契約金額が1,000万円を超えるものについては税率が軽減されている。	
約束手形、為替手形	手形金額により 200円～200,000円 (手形金額10万円未満は非課税)
株券、出資証券、社債券、受益証券	券面金額により 200円～20,000円
預貯金証書、保険証券、信用状等	1通につき 200円
配当金領収書、配当金振込通知書	配当金額3,000円以上の場合 200円 (配当金額3,000円未満は非課税)
金銭、有価証券の受取書で営業に関するもの	受取金額により 200円～200,000円 (受取金額3万円未満は非課税)
預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳	1冊・1年につき 200円
判取帳	1冊・1年につき 4,000円

11 揮発油税及び地方道路税

揮発油税及び地方道路税は、揮発油に対して課税される。

揮発油とは、温度15度において0.8017を超えない比重を有する炭化水素油(炭化水素を主成分とし、温度15度及び1気圧において液状のもの)をいう。

揮発油税及び地方道路税の税率

揮発油 1klにつき	
揮発油税	48,600円
地方道路税	5,200円
計	53,800円

12 石油ガス税

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスに対して課税される。

石油ガス税の税率

課税石油ガス 1kgにつき	17円50銭
---------------	--------

13 石油税

石油税は、原油の採取場から移出する原油又はガス状炭化水素及び保税地域から引き取る原油、石油製品並びにガス状炭化水素に対して課税される。

石油税の税率

1 原油・輸入石油製品1klにつき	2,040円
2 ガス状炭化水素のうち	
天然ガス 1tにつき	720円
輸入 LPG 1tにつき	670円

14 航空機燃料税

航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。

航空機燃料税の税率

航空機燃料 1klにつき	26,000円
ただし、沖縄路線航空機	13,000円
特定離島路線航空機	19,500円

15 電源開発促進

電源開発促進税は、一般電気事業者が販売する販売電気に対して課税される。

電源開発促進税の税率

販売電気 1,000kw 時につき	445円
-------------------	------

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
紙 巻 た ば こ	13,212,310 千本	46,111,268 千円
パ イ プ た ば こ	423	1,496
葉 巻 た ば こ	1,492	5,271
刻 み た ば こ	32	115
かみ用の製造たばこ	-	-
かぎ用の製造たばこ	-	-
税 額 計	-	46,118,150
手 持 品 課 税 額	-	-
合 計 税 額	-	46,118,150
控 除 税 額	-	313,954
差 引 税 額	-	45,804,194
加 算 { 過 少 申 告	-	-
税 額 { 無 申 告	-	-
課 税 人 員		70 人
還 付 金 額		302,718 千円
納 期 限 延 長 税 額		-

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

(2) 製造場数

区 分	場 数
製 造 場 { 製造たばこ製造場	4 場
{ 原料事務所	2
{ そ の 他	2
法 定 製 造 場	20
合 計	28

調査時点 平成15年3月31日

10 印 紙 税

(1) 課税状況

区 分	税 額	納 税 人 員	関係条文
税 印 押 な つ	千円 1,999	人 81	第 9 条
印紙税納付計器の使用によるもの	656,655	1,118	第 10 条
書 式 表 示	2,780,319	5,602	第 11 条
預金通帳の一定時納付によるもの	2,950,610	45	第 12 条
計	6,389,580	6,846	
充 当 税 額	24,375	-	
差 引 計	6,365,200	-	
加 算 税	過 少 申 告	-	
	無 申 告	437	-
	重	-	-
過 怠 税	412,153	1,471	件
還 付 金 額	71,578	-	
印紙税納付計器設置者数		372 人	
印紙税納付計器設置台数		531 台	

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の印紙税の現金納付による実績

(注) 印紙税は、原則として証書や帳簿に相当額の印紙をちょう付して納税することになっているが、株券、債券等のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙ちょう付の手数を省くため、例外的に相当額を現金で納付することを認めている。
この場合、課税物件に政府の定める書式による表示をするものを「書式表示」といい、税印の押なつを受けることを「税印押なつ」という。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	書 式 表 示	印紙税納付 計器使用分	預金通帳の 一定時納付	そ の 他	計	納 付 人 員
	千円	千円	千円	千円	千円	人
平成10年度	2,641,887	881,786	2,901,504	1,462	6,426,642	7,606
11	2,774,740	803,662	2,903,306	1,456	6,483,162	7,476
12	2,827,095	749,352	2,904,710	1,941	6,483,098	7,240
13	2,768,284	681,134	2,974,704	1,676	6,425,798	6,937
14	2,780,319	656,655	2,950,610	1,999	6,389,580	6,846

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

11 揮発油税及び地方道路税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
平成10年度	7,907,742	425,436,493
11	7,887,745	424,360,555
12	7,921,051	426,152,557
13	8,420,209	453,007,171
14	8,431,131	453,594,798
移出(引取)数量	8,546,363	-
欠減控除数量	115,376	-
場内消費数量	143	-
用途外使用等数量	-	-
計	8,431,131	453,594,798
控除税額計	-	28,552
加算税 { 過少申告計	-	453,566,241
加算税 { 無申告計	-	715
合 計	-	38
		453,566,991
課税人 員		107 人
還付金 額		- 千円
納期限延長税額		71,209,496 千円

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	場 数	区 分	場 数
製 造 場 { 製 油 所	6	免 税 揮 発 油 使 用 場 { 航 空 用 揮	11
{ 天 然 揮 発 油 製 造 場	-	{ 発 電 等 用 揮	-
{ 廃 油 再 製 工 場	3	{ ゴ ム 用 揮	18
{ その 他 工 場	20	{ 塗 料 用 揮	9
石 油 化 学 工 場 { ガ ス 工 場	3	{ ノ ル マ ル パ ラ フ ィ ン 用 揮	-
{ 特 定 石 油 化 学 製 品 製 造 場	25	{ 印 刷 用 イ ン キ 用 揮	4
{ その 他 工 場	8	{ 接 着 剤 用 揮	2
未 納 税 蔵 置 場	18	{ 洗 浄 剤 用 揮	3
特 定 石 油 化 学 製 品 蔵 置 場	21	{ 洗 浄 用 又 は 離 型 用 揮	6
特 定 石 油 化 学 製 品 使 用 場	222	外 国 公 館 等 用 指 定 給 油 所	30
駐 留 軍 等 用 免 税 使 用 場 指 定 店 舗	-	合 計	409

調査時点 平成15年3月31日

12 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分	重 量	税 額
平成10年度	83,604 t	1,463,045 千円
11	83,619	1,463,312
12	82,125	1,436,466
13	80,708	1,402,408
14	81,928	1,433,749
移出(引取)重量	81,928	1,433,749
控除税額	-	4,541
差引	-	1,429,100
加算税 { 過少申告	-	-
{ 無申告	-	147
合 計	81,928	1,429,247
課税人員		2,319 人
還付金額		831 千円
納期限延長税額		2,319 千円

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	場 数
営業用スタンダード	166 場
自家用スタンダード	9
着脱式容器充てん場	20
その他	3
合 計	198
免税課税石油 { 原料用	-
ガス使用場 { 熱源用	-

調査時点 平成15年3月31日

13 石 油 税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
原 油 製 油 品 石 ガ ス 状 炭 化 水 素 ガ ス 状 炭 計 税 額 控 除 引 過 少 申 告 差 算 税 { 無 申 告 加 合	k l - - t - - - - -	千円 - - - - - - -
課 税 人 員 還 付 金 額 納 期 限 延 長 税 額		- 人 1,513,256 千円 - 千円

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	原 油	ガ ス 状 炭 化 水 素
特 例 承 認 に 係 る 納 税 地 そ の 他 の 納 税 地 未 納 家 税 用 蔵 置 場 自 家 用 探 取 場 合 計	場 - - - - -	場 - - 2 2

調査時点 平成15年3月31日

14 航空機燃料税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	kl	千円
平成10年度	120,050	2,995,965
11	112,965	2,814,598
12	122,061	3,029,440
13	134,370	3,356,584
14	153,369	3,891,025
積込数量及び税額	153,369	3,891,025
控除税額	-	152,336
差引	-	3,738,667
加算税 {	過少申告	-
	無申告	-
	重	-
合 計	-	3,738,667

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	納 税 地 数
特例承認に係るもの	26
その他 {	14
	39
合 計	79

調査時点 平成15年3月31日

15 電源開発促進税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額	
	千kw時	千円	
平成 10 年度	53,572,280	23,839,664	
11	54,296,417	24,161,905	
12	56,420,218	25,106,993	
13	55,476,084	24,686,857	
14	57,112,317	25,414,981	
販売 電気 の 電力 量	従量料金制の供給販売電気	56,598,668	-
	定額料金制の供給販売電気	321,366	-
	計量自家使用販売電気	169,665	-
	推計自家使用販売電気	22,618	-
	計	57,112,317	25,414,981
加 算 税	過 少 申 告	-	-
	無 申 告	-	-
	重	-	-
	合 計	-	25,414,981
課 税 人 員		12	

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	人 員
一 般 電 気 事 業 者	人 1

調査時点 平成15年3月31日現在

第 編 徵 收

16	国	税	徵	收
17	国	税	滯	納
18	還	付	替	金
19	国	税	振	納

16～19 徴収関係各表

統計表を見るに当たって

この章は、平成14年度における国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

16 国税徴収

1 国税徴収

国税の徴収決定済額、収納済額、収納未済額等の状況を示す。

- (1) 徴収決定済額
納税義務の確定した国税で、その事実の確認（徴収決定）を終了した金額
 - (2) 収納済額
収納された国税の金額
 - (3) 不納欠損額
滞納処分の停止後3年経過及び消滅時効の完成等の理由により納税義務が消滅した国税の金額
 - (4) 収納未済額
徴収決定済額のうち収納済とならなかった金額（不納欠損として整理したものを除く）
- （注）関係計数については、次のとおりである。
徴収決定済額 - （収納済額 + 不納欠損額） = 収納未済額

2 物納及び年賦延納

- (1) 物納状況
相続税の物納について申請、許可、収納等の状況を示す。
 - イ 収納額
国に所有権が移転され法令による第三者対抗要件を充足した物納財産の金額
 - ロ 引継額
収納済の物納財産を財務局へ引き渡した金額
- （注）関係計数については、次のとおりである。
（処理のうち許可（本書）+ 前年度収納未済） - 収納（本書） = 収納未済
（前年度引継未済 + 収納（本書及び外書）） - 引継 = 引継未済
- (2) 年賦延納状況
相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等の状況を示す。
- （注）関係計数については、次のとおりである。
（前年度許可未済額 + 本年度申請額） - （更正減等、取下げ、却下の額 + 許可額） = 許可未済額

17 国税滞納

国税の滞納について期首（繰越）、新規発生、整理等の状況を示す。

- （注）関係計数については、次のとおりである。
期首滞納 + 新規発生滞納 - 整理済滞納 = 整理中の滞納

18 還付金

還付金支払決定の状況を示す。

- 支払決定済額
還付金が発生した場合において、未納国税への充当等を行った後、支払のための手続きを行った金額

19 国税振替納税

振替納税利用状況を示す。

振 替 納 税

税金を納付する一方法で、税務署から納税者名義の納付書とその納税者が預貯金口座を有する金融機関に送付し、金融機関が納税者の口座から納税者に代わって税金を納付する仕組みである。なお、納付後の領収書は、日本銀行から金融機関が受領し、その金融機関から納税者に直接送付される。

16 国 税 徴 収

16 - 1 国税徴収状況

(1) 国税徴収状況

区 分	徴 収 決 定 済 額			収 納 済 額			
	本 年 度 分	繰 越 分	計	本 年 度 分	繰 越 分	計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
平成10年度	2,410,913,740	121,416,911	2,532,330,651	2,332,578,133	75,972,882	2,408,551,015	
11	2,328,367,839	110,150,567	2,438,518,405	2,251,861,780	64,113,774	2,315,975,554	
12	2,572,139,087	109,884,454	2,682,023,541	2,502,093,681	64,545,440	2,566,639,121	
13	2,443,944,246	102,111,975	2,546,056,221	2,372,635,041	59,062,556	2,431,697,597	
14	2,229,475,576	102,628,776	2,332,104,352	2,150,639,368	62,294,986	2,212,934,354	
所得税	源泉所得税	573,744,747	9,343,453	583,088,200	570,201,706	2,616,454	572,818,160
	申告所得税	119,271,918	19,152,864	138,424,782	113,349,390	4,362,479	117,711,869
	計	693,016,665	28,496,317	721,512,982	683,551,096	6,978,933	690,530,029
法人税	366,348,853	7,397,931	373,746,784	361,805,935	2,597,728	364,403,662	
相続税	59,893,444	6,244,785	66,138,229	49,356,777	1,315,587	50,672,364	
地価税	-	23,470	23,470	-	-	-	
消費税	37,955	1,234,677	1,272,632	26,388	143,076	169,464	
消費税及地方消費税	505,201,674	21,334,145	526,535,819	492,844,523	13,447,545	506,292,068	
酒税	61,117,929	58,989	61,176,918	61,085,486	52,362	61,137,848	
たばこ税	-	-	-	-	-	-	
たばこ税及たばこ特別税	46,067,675	410	46,068,085	46,067,675	278	46,067,953	
石油税	-	-	-	-	-	-	
取引所税	-	-	-	-	-	-	
有価証券取引税	3	-	3	3	-	3	
日本銀行券発行税	-	-	-	-	-	-	
旧税	-	66,894	66,894	-	363	363	
電源開発促進税	25,577,696	-	25,577,696	25,577,696	-	25,577,696	
揮発油税及地方道路税	457,759,311	37,671,153	495,430,464	415,897,586	37,671,153	453,568,739	
石油ガス税	1,433,150	7,152	1,440,303	1,425,664	6,806	1,432,470	
自動車重量税	-	-	-	-	-	-	
航空機燃料税	3,810,531	-	3,810,531	3,810,365	-	3,810,365	
印紙収入	9,210,690	92,853	9,303,543	9,190,174	81,155	9,271,330	
合計	2,229,475,576	102,628,776	2,332,104,352	2,150,639,368	62,294,986	2,212,934,354	

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(注) 1 「税目」の区分は、国税収納金整理資金受入科目の区分による。

2 「徴収決定済額」には、還付加算金充当済額（還付加算金を未納の国税に充当した金額）を含む。

3 「相続税」には、贈与税を含む。

不 納 欠 損 額			収 納 未 済 額			区 分
本 年 度 分	繰 越 分	計	本 年 度 分	繰 越 分	計	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
40,111	4,658,243	4,698,354	78,295,496	40,785,786	119,081,282	平 成 10 年 度
135,375	6,304,171	6,439,546	76,370,684	39,732,621	116,103,305	11
155,608	6,849,511	7,005,119	69,889,798	38,489,502	108,379,300	12
258,771	4,734,809	4,993,580	71,050,434	38,314,611	109,365,044	13
264,209	5,868,007	6,132,215	78,571,999	34,465,784	113,037,783	14
163,807	1,453,726	1,617,533	3,379,234	5,273,273	8,652,507	源泉所得税
1,046	1,387,111	1,388,157	5,921,482	13,403,274	19,324,756	申告所得税
164,853	2,840,837	3,005,690	9,300,716	18,676,547	27,977,263	計
26,969	1,628,358	1,655,327	4,515,949	3,171,845	7,687,795	法 人 税
2	24,833	24,835	10,536,665	4,904,365	15,441,030	相 続 税
-	19,167	19,167	-	4,303	4,303	地 価 税
0	313,435	313,435	11,567	778,165	789,732	消 費 税
72,384	1,032,493	1,104,877	12,284,767	6,854,108	19,138,874	消費税及地方消費税
-	5,914	5,914	32,442	714	33,156	酒 税
-	-	-	-	-	-	た ば こ 税
-	40	40	-	92	92	たばこ税及たばこ特別税
-	-	-	-	-	-	石 油 税
-	-	-	-	-	-	取 引 所 税
-	-	-	-	-	-	有 価 証 券 取 引 税
-	-	-	-	-	-	日 本 銀 行 券 発 行 税
-	2,449	2,449	-	64,081	64,081	旧 税
-	-	-	-	-	-	電 源 開 発 促 進 税
-	-	-	41,861,725	-	41,861,725	揮 発 油 税 及 地 方 道 路 税
-	-	-	7,486	346	7,832	石 油 ガ ス 税
-	-	-	-	-	-	自 動 車 重 量 税
-	-	-	166	-	166	航 空 機 燃 料 税
-	482	482	20,516	11,216	31,732	印 紙 収 入
264,209	5,868,007	6,132,215	78,571,999	34,465,784	113,037,783	合 計

(2) 税務署別国税徴収状況

署名	源泉所得税			申告所得税			
	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
鳥取県	米子	17,109,129	16,951,092	152,069	3,245,366	2,978,722	258,644
	倉吉	11,861,761	11,654,043	175,606	3,361,052	3,020,608	319,779
	吉	4,167,173	4,124,133	35,090	1,217,766	1,164,630	50,291
	計	33,138,063	32,729,268	362,765	7,824,183	7,163,960	628,714
松江市	江田	29,241,215	29,148,715	81,834	3,977,456	3,770,390	196,802
	雲田	4,232,530	4,218,342	10,695	1,281,713	1,226,265	52,683
	益田	7,607,763	7,580,859	23,767	2,620,849	2,541,946	77,562
	大田	2,701,917	2,683,082	16,363	946,724	912,653	31,459
	東郷	1,384,604	1,379,554	5,050	425,581	414,326	11,255
	根	2,114,152	2,107,668	6,484	752,382	723,913	28,313
	計	1,070,042	1,066,500	3,542	269,768	263,584	5,520
岡山県	48,352,223	48,184,720	147,734	10,274,473	9,853,077	403,594	
岡山県	山西	52,767,080	52,448,914	302,927	6,279,775	5,676,209	590,234
	大寺	25,166,519	24,901,099	247,071	6,071,816	5,677,310	381,272
	倉敷	4,287,724	4,248,739	34,896	1,269,264	1,156,955	109,624
	島	3,821,644	3,805,947	15,463	1,153,136	1,086,206	58,087
	敷島	21,961,355	21,612,686	323,978	6,037,666	5,365,145	625,446
	山	3,787,555	3,776,632	10,762	1,499,829	1,429,600	69,592
	野	7,755,823	7,695,463	56,761	2,357,343	2,031,232	319,980
	梁	2,994,494	2,985,299	8,657	712,970	676,701	35,809
	見	5,155,132	5,122,881	31,331	1,185,595	1,116,373	67,455
	瀬	2,255,642	2,249,851	5,790	438,845	426,888	11,336
	久	1,247,151	1,241,342	4,817	317,891	310,418	7,250
	世	4,542,687	4,512,788	26,400	1,104,015	1,047,708	49,885
	計	1,692,185	1,675,765	15,018	436,696	410,810	25,820
	広島県	137,434,990	136,277,406	1,083,872	28,864,842	26,411,556	2,351,789
広島県	東	87,557,303	87,116,090	415,141	6,214,081	5,743,144	457,995
	南	12,125,086	11,970,073	137,674	3,815,288	3,668,431	144,184
	西	42,016,778	41,557,561	405,098	8,148,004	7,452,509	676,791
	北	12,399,335	12,018,655	348,072	6,911,786	6,290,441	594,535
	呉	15,861,538	15,689,401	166,209	4,686,189	4,401,219	280,865
	原	2,909,764	2,867,012	39,635	917,637	843,365	72,185
	道	5,892,823	5,819,321	72,016	1,379,939	1,288,343	87,223
	山	7,540,186	7,455,891	83,124	2,448,504	2,276,801	165,848
	中	26,959,633	26,574,820	368,510	7,883,469	6,869,053	989,578
	次	5,344,612	5,294,037	48,024	1,572,177	1,472,317	97,163
	原	2,653,495	2,636,005	13,825	722,958	689,087	30,851
	条	1,670,568	1,668,139	2,222	436,825	420,931	15,810
	市	8,779,047	8,686,738	81,873	2,274,488	2,066,848	197,432
	日	10,512,104	10,270,693	212,415	5,133,747	4,725,603	379,069
田	15,597,774	15,481,457	102,707	3,619,017	3,440,771	174,658	
計	1,318,876	1,306,255	11,198	492,193	462,838	28,069	
山口県	259,138,921	256,412,147	2,507,743	56,656,303	52,111,701	4,392,255	
山口県	関	27,265,170	27,046,872	204,804	4,570,822	4,003,481	545,417
	部	12,440,595	12,393,865	41,639	3,287,648	3,087,075	189,603
	口	21,489,705	21,403,013	86,375	2,791,101	2,600,149	188,140
	萩	2,186,749	2,177,977	8,661	904,340	869,461	31,983
	山	12,653,688	12,521,447	126,835	3,253,954	2,963,098	288,720
	府	4,819,949	4,774,195	42,182	1,900,401	1,759,170	136,396
	国	8,234,705	8,132,331	96,435	2,756,071	2,530,981	219,329
	光	3,553,214	3,544,266	8,780	1,104,250	1,040,471	62,768
	門	1,837,700	1,833,039	2,040	680,889	642,354	38,110
	井	2,168,560	2,163,794	4,502	880,279	839,042	41,238
	狭	2,209,566	2,198,859	9,710	527,632	486,564	40,440
	口	98,859,601	98,189,659	631,964	22,657,386	20,821,845	1,782,144
	局	6,164,402	1,024,959	3,918,430	12,147,594	1,349,730	9,766,260
	全管計	583,088,200	572,818,160	8,652,507	138,424,782	117,711,869	19,324,756

(注) 1 「(1) 国税徴収状況」を署別に示したものである。

2 本年分と繰越分の合計税額を揚げた。

3 「局引受分」とは、国税の徴収を税務署から広島国税局に引き継いだものである。

法 人 税			相 続 税			署 名
徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
7,747,731	7,685,852	58,064	1,377,931	1,294,025	83,906	鳥取県 取子吉計
6,958,191	6,809,184	148,979	822,675	765,924	56,694	米倉
2,178,747	2,140,587	37,266	532,340	343,457	188,883	倉島
16,884,668	16,635,623	244,308	2,732,946	2,403,406	329,482	鳥取県
16,616,016	16,582,532	31,884	1,479,258	1,329,169	150,089	松山 江田雲田
2,463,783	2,457,769	6,014	149,650	146,416	3,234	浜出
6,876,144	6,856,978	14,729	784,672	690,263	94,409	益石
1,791,142	1,774,616	16,412	349,706	349,676	30	大田
975,638	970,775	4,863	44,125	44,125	-	見大
1,473,313	1,469,075	4,238	117,361	116,564	797	石大
663,408	663,290	118	23,493	22,864	628	西郷
30,859,444	30,775,036	78,258	2,948,264	2,699,076	249,188	島根県
27,784,626	27,684,068	96,679	2,503,370	2,207,634	295,736	岡山 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
14,818,783	14,689,245	127,043	4,285,265	3,672,433	612,832	岡山 山山大
3,030,722	3,006,719	24,002	374,940	373,053	1,887	西児
2,806,786	2,802,218	4,568	806,937	778,312	28,463	倉玉
12,165,888	12,102,249	62,716	3,245,230	2,855,497	389,733	津玉
3,462,416	3,459,159	1,849	663,863	636,580	27,283	笠高
6,204,215	6,173,161	30,551	877,570	759,965	117,604	新瀬
1,454,398	1,451,164	3,234	432,699	428,486	4,213	久岡
7,409,389	7,393,796	5,098	250,282	224,421	25,861	岡山 山
1,343,926	1,342,495	1,431	47,011	44,748	2,264	高瀬
2,181,740	2,172,417	9,168	110,026	103,622	6,404	久岡
2,034,654	2,024,388	10,181	264,965	258,593	6,372	久岡
936,844	936,465	379	82,719	79,718	3,002	岡山 山
85,634,385	85,237,543	376,901	13,944,878	12,423,062	1,521,653	岡山 山
46,074,455	45,920,567	153,162	3,967,577	3,142,660	824,917	広島 島島島
9,573,780	9,504,114	66,891	1,815,515	1,139,481	676,034	島島
38,642,688	38,362,268	274,643	5,906,419	4,012,745	1,893,675	島島
8,353,288	8,260,458	87,425	4,659,946	3,314,698	1,342,429	島島
7,191,721	7,085,209	105,118	1,931,610	1,860,063	71,548	呉
1,620,257	1,606,616	13,641	267,837	258,752	9,086	竹三
3,586,125	3,560,923	25,202	812,822	457,188	355,339	尾福
3,943,793	3,890,238	53,554	910,602	882,039	28,563	府三
22,263,644	22,170,752	92,056	4,226,400	3,782,320	442,712	庄西
4,071,916	4,062,706	9,210	650,364	646,520	3,844	日
1,334,003	1,323,563	10,061	219,545	180,424	39,111	海吉
1,197,915	1,184,123	13,729	59,681	50,314	9,366	吉
12,417,323	12,359,005	56,536	1,174,238	1,006,628	167,531	島
5,308,347	5,204,277	97,386	3,346,532	2,841,778	504,754	島
7,550,784	7,517,971	30,419	1,791,935	1,360,211	431,724	島
660,805	650,954	9,851	60,234	60,198	37	島
173,790,845	172,663,745	1,098,884	31,801,258	24,996,018	6,800,669	島
13,684,299	13,171,162	510,080	1,811,020	1,467,853	343,167	下宇山
12,469,029	12,443,044	25,841	1,179,099	1,016,138	162,961	萩
10,365,133	10,313,345	50,944	889,153	867,582	21,571	徳防
1,523,435	1,520,392	3,043	250,605	250,444	161	岩
9,412,387	9,383,034	29,351	1,386,214	1,335,981	50,233	光
2,384,124	2,376,192	7,932	697,519	676,814	20,706	柳
3,598,901	3,572,100	26,400	1,248,974	1,150,222	98,752	厚山
1,425,020	1,420,801	3,764	290,154	282,954	7,201	山口
901,668	900,783	885	120,809	91,639	29,170	引受
1,048,538	1,045,246	3,292	412,427	409,200	3,228	分
674,629	671,025	3,604	361,419	302,149	59,269	計
57,487,162	56,817,124	665,135	8,647,394	7,850,976	796,418	計
9,090,279	2,274,591	5,224,308	6,063,489	299,826	5,743,619	計
373,746,784	364,403,662	7,687,795	66,138,229	50,672,364	15,441,030	計

(2) 税務署別国税徴収状況(続)

署名	その他の直接税			直接税合計		
	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	-	-	-	29,480,156	28,909,692	552,682
米子	-	-	-	23,003,678	22,249,759	701,058
倉吉	-	-	-	8,096,026	7,772,807	311,530
鳥取県計	-	-	-	60,579,860	58,932,257	1,565,269
松山県	-	-	-	51,313,946	50,830,806	460,609
浜田	-	-	-	8,127,676	8,048,792	72,625
出雲	-	-	-	17,889,428	17,670,046	210,467
益田市	-	-	-	5,789,489	5,720,027	64,264
石見大東	-	-	-	2,829,948	2,808,780	21,167
石見大東郷	-	-	-	4,457,208	4,417,220	39,832
石見大東郷計	-	-	-	2,026,711	2,016,239	9,808
松山県計	-	-	-	92,434,404	91,511,910	878,773
岡山県	-	-	-	89,334,851	88,016,825	1,285,577
山形	-	-	-	50,342,384	48,940,087	1,368,219
西大寺	-	-	-	8,962,650	8,785,467	170,409
西大寺敷	-	-	-	8,588,502	8,472,682	106,581
倉敷	3	3	-	43,410,141	41,935,579	1,401,873
玉野	-	-	-	9,413,663	9,301,971	109,486
津山	-	-	-	17,194,950	16,659,821	524,897
玉野	-	-	-	5,594,561	5,541,650	51,912
笠岡	-	-	-	14,000,398	13,857,471	129,744
高梁	-	-	-	4,085,425	4,063,982	20,821
瀬戸	-	-	-	3,856,807	3,827,799	27,638
久世	-	-	-	7,946,321	7,843,477	92,838
岡山県計	3	3	-	265,879,097	260,349,569	5,334,215
広島県	-	-	-	143,813,416	141,922,462	1,851,215
広島西北	-	-	-	27,329,670	26,282,100	1,024,783
広島北	-	-	-	94,713,890	91,385,082	3,250,207
広島	-	-	-	32,324,355	29,884,251	2,372,461
竹原	-	-	-	29,671,059	29,035,892	623,740
三原	-	-	-	5,715,496	5,575,744	134,547
尾道	-	-	-	11,671,709	11,125,776	539,780
福山	-	-	-	14,843,085	14,504,969	331,089
中庄	-	-	-	61,333,145	59,396,946	1,892,856
次原	-	-	-	11,639,070	11,475,581	158,240
市原	-	-	-	4,930,000	4,829,078	93,848
日田	-	-	-	3,364,988	3,323,507	41,127
吉田	-	-	-	24,645,096	24,119,219	503,371
広島県計	-	-	-	24,300,731	23,042,351	1,193,624
下関	-	-	-	28,559,509	27,800,410	739,509
宇山	-	-	-	2,532,109	2,480,244	49,155
萩	-	-	-	521,387,327	506,183,611	14,799,551
徳防	-	-	-	47,331,311	45,689,368	1,603,468
岩国	-	-	-	29,376,370	28,940,122	420,044
光	-	-	-	35,535,093	35,184,090	347,030
柳井	-	-	-	4,865,128	4,818,274	43,847
厚狭	-	-	-	26,706,243	26,203,560	495,139
山口	-	-	-	9,801,994	9,586,371	207,217
山口計	-	-	-	15,838,651	15,385,634	440,916
引受	-	-	-	6,372,638	6,288,491	82,513
分	-	-	-	3,541,066	3,467,815	70,204
局	23,470	-	4,303	4,509,805	4,457,282	52,259
全管計	23,472	3	4,303	3,773,246	3,658,597	113,024
				187,651,544	183,679,603	3,875,661
	23,470	-	4,303	33,489,235	4,949,107	24,656,921
	23,472	3	4,303	1,161,421,467	1,105,606,058	51,110,391

消 費 税			消 費 税 及 地 方 消 費 税			署 名
徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
8,389	1,477	5,803	14,000,876	13,401,853	592,913	鳥取県 取子吉計
5,933	1,229	3,792	13,181,647	12,581,625	585,644	米倉郡
1,048	-	221	5,141,074	5,003,023	130,359	倉吉市
15,369	2,706	9,816	32,323,597	30,986,500	1,308,915	鳥取県計
1,852	255	627	16,670,870	16,328,772	329,617	松江市 江田雲田
-	-	-	5,116,819	5,004,713	107,218	浜出郡
332	127	35	10,177,815	10,016,474	154,877	益石町
-	-	-	3,512,777	3,427,463	78,093	大田郷計
-	-	-	1,669,737	1,638,854	30,884	見大
11	11	-	2,697,094	2,661,383	33,909	西郷計
-	-	-	1,305,297	1,292,809	12,488	大根郡
2,195	393	662	41,150,409	40,370,468	747,085	鳥根郡計
14,302	7,070	5,777	33,580,790	32,840,237	762,093	岡山市 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
10,195	2,192	3,938	23,917,600	23,205,258	677,739	岡山大
458	385	53	5,273,476	5,129,835	142,058	西児倉玉津玉笠高瀬久岡
670	30	640	5,291,267	5,207,785	82,392	倉敷市
22,509	3,656	15,863	19,924,124	19,240,430	658,626	倉敷市
17	17	0	4,279,567	4,229,287	49,173	玉津玉笠高瀬久岡
1,491	337	942	9,611,382	9,391,633	207,725	山野岡梁見戸世計
56	11	45	3,241,231	3,193,418	46,793	笠高瀬久岡
10,446	6,960	3,140	5,876,147	5,771,268	103,364	笠高瀬久岡
10	-	10	2,157,523	2,123,862	33,650	高瀬久岡
-	-	-	3,957,423	3,925,120	31,549	新瀬久岡
-	-	-	5,047,180	4,939,282	103,132	久岡
-	-	-	2,060,936	2,001,053	58,219	久岡
60,153	20,659	30,408	124,218,645	121,198,468	2,920,512	岡山県計
22,926	6,946	14,890	51,332,270	50,585,756	735,885	広島県 島島島
4,020	1,735	1,983	16,731,243	16,405,827	303,578	広島県
30,509	4,304	24,170	43,657,390	42,552,762	1,074,311	広島県
9,756	1,177	7,345	13,305,356	12,629,457	648,285	広島県
4,148	2,841	1,307	12,936,536	12,472,827	457,623	広島県
3,559	1,773	1,364	3,072,024	2,926,886	143,612	竹三尾福府三庄西廿海吉
2,009	16	844	5,251,630	5,079,687	171,513	原原道山中次原条市田田
3,133	1,438	1,695	8,069,665	7,806,813	261,454	福府三庄西廿海吉
38,898	4,842	32,440	32,518,716	31,453,916	1,052,938	福府三庄西廿海吉
2,345	491	1,854	7,264,079	7,109,781	148,574	福府三庄西廿海吉
259	12	-	2,708,092	2,628,040	76,084	福府三庄西廿海吉
-	-	-	1,996,473	1,965,104	31,263	福府三庄西廿海吉
8,182	1,292	6,214	8,737,827	8,410,066	305,191	福府三庄西廿海吉
4,498	323	1,127	10,665,531	10,184,915	444,266	福府三庄西廿海吉
93	64	1	11,543,984	11,237,973	289,735	福府三庄西廿海吉
673	-	100	1,551,088	1,482,139	68,949	福府三庄西廿海吉
135,007	27,254	95,334	231,341,905	224,931,950	6,213,262	広島県計
28,053	6,853	19,901	16,804,407	15,888,832	878,104	下宇山 萩 徳防岩 光 長柳厚山
5,000	286	2,299	15,690,661	15,333,495	344,172	下宇山
2,929	1,437	1,457	13,367,580	13,158,825	207,861	下宇山
36	-	-	2,195,495	2,153,511	41,635	下宇山
8,132	639	7,093	17,460,702	17,036,027	413,854	徳防岩
5,547	814	2,613	4,720,750	4,588,661	127,732	徳防岩
7,574	2,068	4,564	6,964,308	6,657,200	304,198	徳防岩
1,056	68	752	2,779,275	2,689,219	87,059	徳防岩
-	-	-	2,053,997	2,014,820	38,402	徳防岩
280	43	235	2,247,343	2,197,337	46,889	長柳厚山
46	46	-	2,292,196	2,235,426	56,770	長柳厚山
58,653	12,255	38,914	86,576,714	83,953,352	2,546,676	山口県計
1,001,253	106,196	614,599	10,924,549	4,851,329	5,402,424	局引受分
1,272,632	169,464	789,732	526,535,819	506,292,068	19,138,874	全管計

(2) 税務署別国税徴収状況(続)

署名	酒 税			た ば こ 税		
	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	90,416	90,416	-	-	-	-
米子	84,288	84,256	33	-	-	-
倉吉	94,366	94,366	1	-	-	-
鳥取県計	269,070	269,037	33	-	-	-
松山県	175,939	175,939	-	-	-	-
浜田	x	x	x	-	-	-
出雲	185,158	185,158	-	-	-	-
益田	44,319	44,319	-	-	-	-
石見	x	x	x	-	-	-
大田	63,373	63,373	-	-	-	-
大東	x	x	x	-	-	-
西郷	x	x	x	-	-	-
松山県計	617,586	617,586	-	-	-	-
岡山県	76,074	76,074	-	-	-	-
山陽	4,945	4,945	-	-	-	-
西大	11,877	11,877	-	-	-	-
児島	32,035	32,006	29	-	-	-
倉敷	280,742	280,471	270	-	-	-
玉島	513,446	513,443	3	-	-	-
津島	63,901	63,821	80	-	-	-
玉野	x	x	x	-	-	-
笠岡	x	x	x	-	-	-
高梁	33,342	33,342	-	-	-	-
新見	x	x	x	-	-	-
瀬戸	48,107,200	48,107,200	-	-	-	-
久世	71,072	71,072	-	-	-	-
岡山県計	49,239,909	49,239,527	382	-	-	-
広島県	x	x	x	-	-	-
広島	x	x	x	-	-	-
広島	x	x	x	-	-	-
広島	39,910	39,910	-	-	-	-
呉	775,454	775,277	177	-	-	-
竹原	670,026	668,428	1,597	-	-	-
三原	253,326	253,326	-	-	-	-
尾道	1,446	1,446	-	-	-	-
福山	53,025	53,025	-	-	-	-
府中	17,916	17,916	-	-	-	-
三庄	68,356	68,356	-	-	-	-
西原	34,823	34,823	-	-	-	-
日田	1,829,395	1,822,044	7,351	-	-	-
海田市	1,155,728	1,155,728	-	-	-	-
吉田	518,832	518,637	195	-	-	-
広島県計	10,530,635	10,521,314	9,320	-	-	-
下関	101,810	101,741	69	-	-	-
宇山	10,194	10,194	-	-	-	-
山萩	32,564	32,564	-	-	-	-
徳防	61,282	60,662	620	-	-	-
岩国	24,445	24,445	-	-	-	-
光	7,002	5,813	1,189	-	-	-
長門	163,974	163,974	-	-	-	-
柳井	1,034	1,034	-	-	-	-
厚狭	10,662	10,662	-	-	-	-
山口県計	23,309	23,309	-	-	-	-
引受	31,309	31,307	2	-	-	-
分	467,583	465,704	1,879	-	-	-
局	52,135	24,680	21,542	-	-	-
全管計	61,176,918	61,137,848	33,156	-	-	-

たばこ税及たばこ特別税			揮発油税及地方道路税			署名
徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
-	-	-	-	-	-	取子吉計
7,068,624	7,068,624	-	-	-	-	鳥米倉島
7,068,624	7,068,624	-	-	-	-	取県
-	-	-	-	-	-	松浜出益石大西島
-	-	-	32	32	-	見大
-	-	-	-	-	-	根
-	-	-	32	32	-	東郷計
11,244,100	11,244,060	-	-	-	-	岡山
6	6	-	-	-	-	山
-	-	-	-	-	-	大
-	-	-	258,274,605	238,229,160	20,045,445	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	85,805	85,805	-	倉玉津玉笠高瀬久岡
-	-	-	-	-	-	山
-	-	-	-	-	-	島
11,244,106	11,244,066	-	258,360,410	238,314,965	20,045,445	島
309	216	92	-	-	-	山
-	-	-	-	-	-	島
-	-	-	-	-	-	島
-	-	-	4,259	4,259	-	島
-	-	-	-	-	-	島
-	-	-	307	307	-	島
-	-	-	-	-	-	島
4	4	-	-	-	-	島
-	-	-	-	-	-	島
-	-	-	7,739,730	7,136,441	603,289	島
21,601,331	21,601,331	-	1,262	1,262	-	島
21,601,643	21,601,551	92	7,745,558	7,142,270	603,289	島
-	-	-	-	-	-	島
-	-	-	84,891,211	77,552,888	7,338,323	島
-	-	-	-	-	-	島
-	-	-	74,638,543	67,267,752	7,370,791	島
6,153,712	6,153,712	-	617	617	-	島
-	-	-	69,794,094	63,290,216	6,503,878	島
-	-	-	-	-	-	島
-	-	-	-	-	-	島
6,153,712	6,153,712	-	229,324,464	208,111,473	21,212,992	島
-	-	-	-	-	-	島
46,068,085	46,067,953	92	495,430,464	453,568,739	41,861,725	島

(2) 税務署別国税徴収状況(続)

署名	印紙収入			その他の間接税		
	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	280,430	280,227	204	164,964	164,964	-
米子	142,564	141,874	690	223,278	223,278	-
倉吉	16,790	16,588	202	11,906	11,906	-
鳥取県計	439,784	438,688	1,096	400,148	400,148	-
松山県	648,573	648,044	529	37,561	37,561	-
浜田	x	x	x	x	x	x
出雲	34,729	33,707	1,022	239,883	239,883	-
益田	9,289	8,992	297	9,459	9,459	-
石見	x	x	x	x	x	x
大田	902	902	-	3,192	3,192	-
大東	x	x	x	x	x	x
西郷	x	x	x	x	x	x
松山県計	710,845	708,881	1,964	308,105	306,721	1,384
岡山県	1,350,125	1,349,203	922	106,798	104,963	1,835
山崎	318,645	316,962	1,683	715,980	715,863	117
西大寺	20,469	20,367	101	2,104	2,104	-
児島	12,132	12,132	-	8,279	8,279	-
倉敷	201,632	200,630	1,001	51,041	51,041	-
玉津島	42,817	42,817	-	11,648	11,648	-
津山	89,183	89,059	125	15,851	15,851	-
玉野	x	x	x	x	x	x
笠岡	x	x	x	x	x	x
高梁	28,347	28,347	-	2,846	2,846	-
新見	x	x	x	x	x	x
瀬戸	51,152	50,615	537	2,694	2,694	-
久世	2,382	2,205	177	1,727	1,727	-
岡山県計	2,188,266	2,183,620	4,646	936,930	934,979	1,951
広島県	x	x	x	x	x	x
広島	x	x	x	x	x	x
広島	x	x	x	x	x	x
広島	52,810	52,760	50	8,160	8,160	-
呉	336,434	336,137	297	63,006	60,668	2,338
竹原	16,463	15,594	869	-	-	-
三原	56,817	56,806	11	1,651,226	1,651,226	-
尾道	34,926	29,348	5,526	11,510	11,510	-
福山	278,290	277,794	496	81,974	81,974	-
府中	93,866	93,733	133	6,584	6,584	-
三ツ庄	39,899	39,766	132	8,080	8,080	-
原	12,045	12,045	-	2,900	2,900	-
糸市	108,560	108,182	379	23,683	23,683	-
日田	177,254	176,865	128	19,152	19,152	-
吉田	43,978	43,679	299	23,819	23,819	-
海田	10,257	10,257	-	3,208	3,208	-
広島県計	4,451,382	4,437,698	13,372	28,396,671	28,393,653	3,018
下関	892,902	892,243	659	52,702	52,702	1
宇部	131,372	131,339	33	561,180	561,180	-
山口	90,518	90,142	376	31,817	31,817	-
萩	28,344	28,332	13	11,242	11,242	-
徳山	242,410	242,210	201	38,056	38,056	-
防府	63,470	63,383	86	25,832	25,832	-
岩国	26,850	26,296	554	32,680	32,680	-
光	11,822	11,822	-	6,047	6,047	-
長門	678	678	-	5,558	5,558	-
柳井	13,363	13,306	58	12,219	12,219	-
厚狭	1,873	1,873	-	5,623	5,623	-
山口県計	1,503,602	1,501,623	1,979	782,956	782,956	1
局引受分	9,664	819	8,676	70,613	2,438	65,726
全管計	9,303,543	9,271,330	31,732	30,895,424	30,820,895	72,080

間 接 税 合 計			總 計			署 名
徴収決定済額	収 納 済 額	収納未済額	徴収決定済額	収 納 済 額	収納未済額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
14,545,075	13,938,936	598,919	44,025,230	42,848,628	1,151,600	鳥取県 取子吉計
20,706,334	20,100,885	590,159	43,710,012	42,350,644	1,291,218	米倉
5,265,184	5,125,883	130,783	13,361,210	12,898,690	442,312	倉取
40,516,592	39,165,704	1,319,861	101,096,452	98,097,961	2,885,130	島取
17,534,796	17,190,572	330,773	68,848,741	68,021,378	791,381	松山 江田雲田
5,207,212	5,093,713	108,612	13,334,888	13,142,505	181,237	浜出
10,637,918	10,475,350	155,934	28,527,346	28,145,396	366,401	益石 見大
3,575,875	3,490,264	78,390	9,365,364	9,210,291	142,654	大田
1,695,423	1,664,540	30,884	4,525,371	4,473,320	52,051	石大
2,764,572	2,728,861	33,909	7,221,780	7,146,080	73,741	大西
1,373,376	1,360,782	12,594	3,400,087	3,377,021	22,402	島根
42,789,172	42,004,082	751,095	135,223,576	133,515,991	1,629,868	島根
46,372,188	45,621,607	734,626	135,707,038	133,638,433	2,020,203	岡山 山
24,967,372	24,245,227	683,476	75,309,755	73,185,314	2,051,695	山
5,308,383	5,164,568	142,212	14,271,034	13,950,034	312,621	西大
5,344,381	5,260,231	83,060	13,932,884	13,732,914	189,641	児島
278,754,653	258,005,389	20,721,206	322,164,793	299,940,968	22,123,079	倉敷
4,933,300	4,883,017	49,176	14,346,963	14,184,988	158,663	玉津
9,781,808	9,560,700	208,872	26,976,758	26,220,521	733,769	玉野
3,254,719	3,206,862	46,837	8,849,279	8,748,512	98,750	笠岡
5,957,133	5,848,669	106,604	19,957,531	19,706,140	236,348	高梁
2,222,068	2,188,397	33,660	6,307,493	6,252,379	54,481	新見
4,008,072	3,975,770	31,549	7,864,880	7,803,569	59,187	瀬久
53,208,226	53,099,791	103,669	61,154,547	60,943,268	196,507	久
2,136,116	2,076,055	58,397	5,284,561	5,178,813	102,616	岡山
446,248,419	423,136,285	23,003,344	712,127,516	683,485,853	28,337,559	岡山
84,795,620	84,031,069	752,833	228,609,036	225,953,530	2,604,049	広島 島
16,975,076	16,646,899	306,037	44,304,745	42,928,998	1,330,819	島
44,793,006	43,658,881	1,101,773	139,506,895	135,043,963	4,351,979	島
13,415,993	12,731,464	655,680	45,740,348	42,615,716	3,028,140	島
14,119,837	13,652,010	461,741	43,790,896	42,687,902	1,085,481	島
3,762,072	3,612,682	147,442	9,477,567	9,188,426	281,989	竹
7,215,315	7,041,368	172,368	18,887,024	18,167,144	712,148	三
8,120,679	7,850,556	268,675	22,963,764	22,355,525	599,764	尾
32,970,903	31,871,551	1,085,874	94,304,048	91,268,497	2,978,730	福
7,384,793	7,228,508	150,561	19,023,863	18,704,089	308,801	府
2,824,686	2,744,254	76,216	7,754,686	7,573,333	170,064	三
2,046,241	2,014,872	31,263	5,411,229	5,338,379	72,390	庄
10,707,647	10,365,266	319,134	35,352,743	34,484,485	822,505	西
19,761,892	18,673,424	1,048,810	44,062,623	41,715,775	2,242,435	日
33,733,300	33,426,766	290,230	62,292,809	61,227,175	1,029,739	海
1,575,741	1,506,120	69,049	4,107,850	3,986,364	118,204	吉
304,202,801	297,055,690	6,937,687	825,590,128	803,239,301	21,737,238	島
17,879,873	16,942,371	898,733	65,211,184	62,631,738	2,502,201	下
101,289,618	93,589,382	7,684,826	130,665,989	122,529,504	8,104,871	宇
13,525,408	13,314,784	209,694	49,060,501	48,498,874	556,723	山
2,296,399	2,253,746	42,268	7,161,527	7,072,020	86,115	萩
92,412,288	84,609,128	7,791,939	119,118,531	110,812,688	8,287,078	徳
10,976,928	10,838,832	131,620	20,778,922	20,425,202	338,836	防
76,989,480	70,172,433	6,813,194	92,828,131	85,558,068	7,254,109	岩
2,799,234	2,708,190	87,811,359	9,171,871	8,996,682	170,325	光
2,070,895	2,031,718	38,402	5,611,960	5,499,533	108,606	長
2,296,514	2,246,214	47,181	6,806,319	6,703,495	99,440	柳
2,331,048	2,274,276	56,772	6,104,294	5,932,873	169,796	厚
324,867,685	300,981,074	23,802,440	512,519,229	484,660,678	27,678,101	山
12,058,216	4,985,462	6,112,967	45,547,450	9,934,569	30,769,887	局
1,170,682,885	1,107,328,296	61,927,393	2,332,104,352	2,212,934,354	113,037,783	全

16 - 2 物 納 及 び 年 賦 延 納

(1) 物納状況

区 分	相 数		続 税	
	件	数	金	額
申請及び許可等の状況	前年度許可未済	183	件	千円
	本年度申請	144		6,426,590
	更正減等	-		7,907,575
	処 取 下 げ	29		81,648
	理 却 却	-		679,189
	許可	124	外	-
	計	153		7,593,282
	許可未済	174		8,272,613
				5,979,904
許可後の状況	前年度収納未済	3		10,593
	許可取消等	-		-
	収納未済	120	外	240,590
	前年度引継未済	7		3,455,053
	許可取消等	3		4,148,822
	引継未済	-		284,183
物納の撤回状況	前年度承認未済	121		-
	本年度申請	-		3,929,968
	取 下 げ	-		49,858
	却 却	2		-
	承認未済	-		-
		-		-

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に、相続税の物納について、申請、許可、収納等のあったもの。

- (注) 1 「許可」欄の外書は、許可した年度内に更正減又は許可取消等により控除した件数及び金額である。
 2 「収納」欄の外書は、過誤納額である。

(2) 物納状況の累年比較

区 分	本年度申請額		許可願		許可未済額		前年度収納未済額	収納済額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
平成10年度	127	5,641,862	92	4,615,533	123	5,459,488	269,241	4,633,328
11	103	4,550,323	76	2,637,802	127	5,392,506	251,446	2,889,248
12	162	6,646,198	88	2,907,736	167	8,078,858	-	2,907,736
13	129	4,597,611	94	5,221,626	183	6,426,590	-	5,211,033
14	144	7,907,575	124	7,593,282	174	5,979,904	10,593	3,455,053

(4) 年賦延納状況の累年比較

区 分	前年度許可未済額及び本年度申請額		許可額		許可
	件数	金額	件数	金額	
平成10年度	632	8,823,784	369	4,571,271	219
11	615	9,582,448	392	7,010,094	179
12	534	7,008,971	315	4,399,988	166
13	438	7,340,591	293	4,557,114	110
14	387	5,085,180	253	3,655,015	107

(3) 年賦延納状況

区 分	相 続 税		贈 与 税		所 得 税		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
申 請 及 び 許 可 等 の 許 可 状 況	前年度許可未済	80 1,669,565	30 74,898	- -	110 1,744,463			
	本年度申請	226 3,240,281	50 93,936	1 6,500	277 3,340,717			
	更正減等	6 124,065	1 17,168	- -	7 141,233			
	取 下 げ	10 51,160	2 4,193	- -	12 55,353			
	却 下	6 152,301	2 20,686	- -	8 172,987			
	許 可	222 3,601,736	31 53,279	- -	253 3,655,015			
	許 可 未 済	62 980,584	44 73,508	1 6,500	107 1,060,592			
	徴 収 状 況	前年度以前許可分	2,315 3,453,168	146 35,058	- -	2,461 3,488,226		
		本年度許可分	134 1,199,971	35 29,418	- -	169 1,229,389		
		収 納 未 済	152 71,504	99 12,480	- -	251 83,984		
延 納 現 在 額 (徴収決定未済)	2,012 17,331,725	61 44,791	- -	2,073 17,376,516				

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日の間に、相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等のあったもの。

未 済 額	徴 収 状 況			延 納 現 在 額 (徴収決定未済)
	徴 収 決 定	徴 収 決 定	収 納 未 済	
金 額	前年度以前許可分	本年度許可分	収 納 未 済	(徴収決定未済)
千円	千円	千円	千円	千円
3,973,353	7,144,735	2,238,572	224,424	22,286,489
2,125,867	4,993,377	3,697,848	527,894	20,782,492
2,061,575	4,516,638	1,477,811	191,422	19,346,893
1,744,463	4,050,413	1,572,472	190,903	18,344,160
1,060,592	3,488,226	1,229,389	83,984	17,376,516

17 国 税 滞 納

(1) 滞納状況

項 目	発 生 の			
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額
	件	百万円	件	百万円
平成 10 年 度	119,949	55,652	281,482	63,802
11	125,901	55,916	262,292	56,584
12	131,394	54,118	235,218	53,465
13	135,970	49,401	150,298	48,135
14	127,269	47,191	100,138	47,506
所得税 { 源泉分	15,892	8,179	12,813	5,746
源 申 告 計	72,598	17,546	50,047	9,909
	88,490	25,725	62,860	15,655
法人税	5,362	7,015	5,923	6,985
相続税	907	1,111	1,114	1,597
消費税	32,170	13,185	29,999	23,186
その他	340	155	242	83
合 計	127,269	47,191	100,138	47,506

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における滞納の処理等の状況

(注) 1 地方消費税を除く。

2 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち本税と納期を同一にするものは、本税と合わせて1件として掲げた。

状 況		整 理 の 状 況			
合 計		整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
件	百万円	件	百万円	件	百万円
401,431	119,454	275,530	63,538	125,901	55,916
388,193	112,500	256,799	58,382	131,394	54,118
366,612	107,583	230,642	58,182	135,970	49,401
286,268	97,536	158,999	50,345	127,269	47,191
227,407	94,697	97,409	49,580	129,998	45,117
28,705	13,925	11,677	6,281	17,028	7,644
122,645	27,455	48,652	9,651	73,993	17,804
151,350	41,380	60,329	15,932	91,021	25,448
11,285	14,000	6,290	7,956	4,995	6,044
2,021	2,708	1,097	1,405	924	1,303
62,169	36,371	29,392	24,159	32,777	12,212
582	238	301	128	281	110
227,407	94,697	97,409	49,580	129,998	45,117

(2) 税務署別滞納状況(平成14年度最終分)

署名	発 生 の 状						
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数		
	件	千円	件	千円	件		
鳥米倉鳥	取 県	取子吉計	3,003	657,560	2,918	1,181,068	5,921
			4,166	797,742	2,982	1,175,609	7,148
			706	138,061	1,231	410,581	1,937
			7,875	1,593,363	7,131	2,767,258	15,006
松浜出益石大西島	見 大 根 県	江田雲田東郷計	2,617	490,452	2,893	1,015,672	5,510
			660	112,043	1,062	292,422	1,722
			621	135,124	2,009	511,747	2,630
			342	73,696	658	189,566	1,000
			141	26,201	442	131,277	583
			300	44,793	637	119,509	937
			46	5,954	230	66,540	276
4,727	888,263	7,931	2,326,733	12,658			
岡岡西尾倉玉津玉笠高瀬久岡	山 大 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計	山 県	6,560	1,387,765	4,836	2,027,671	11,396
			4,900	1,013,095	3,936	1,547,849	8,836
			732	149,852	1,289	351,989	2,021
			843	87,019	1,026	251,933	1,869
			7,118	1,404,458	4,284	1,884,790	11,402
			484	78,296	836	242,582	1,320
			1,082	228,644	1,727	626,255	2,809
			544	76,856	537	163,798	1,081
			1,101	187,593	998	315,552	2,099
			212	35,402	315	103,787	527
			161	33,395	274	76,437	435
			746	122,879	1,002	464,079	1,748
			340	52,247	382	131,959	722
24,823	4,857,501	21,442	8,188,681	46,265			
広広広広	島 島 島 島 計	東 南 西 北 原 道 山 中 次 原 奈 市 田 計	6,054	1,372,819	3,755	1,626,401	9,809
			1,851	422,294	2,097	828,761	3,948
			8,030	1,703,718	5,464	2,250,256	13,494
			7,559	1,407,986	5,530	1,745,391	13,089
			2,110	496,599	3,224	1,501,244	5,334
			992	204,537	851	255,508	1,843
			1,360	279,453	1,097	359,918	2,457
			1,852	317,646	1,906	625,859	3,758
			7,494	1,714,031	5,483	2,142,800	12,977
			1,403	225,720	1,233	369,239	2,636
			542	88,015	737	301,850	1,279
			199	28,303	423	95,898	622
			1,890	448,333	1,633	579,202	3,523
4,035	777,639	3,718	1,276,396	7,753			
1,929	331,326	2,815	949,702	4,744			
309	58,604	494	142,403	803			
47,609	9,877,023	40,460	15,050,828	88,069			
下宇山徳防岩長柳厚山	萩 光 口 県 計	関 部 口 山 府 国 門 井 狭 計	7,054	1,109,354	4,348	1,323,170	11,402
			2,915	379,576	2,958	975,276	5,873
			2,099	359,934	1,997	649,800	4,096
			340	62,239	580	183,263	920
			4,243	633,868	2,446	819,160	6,689
			2,176	255,152	1,534	424,558	3,710
			2,943	481,992	2,138	634,869	5,081
			675	86,437	727	206,722	1,402
			388	46,368	527	107,846	915
			476	71,121	480	106,321	956
579	88,867	529	145,195	1,108			
23,888	3,574,908	18,264	5,576,180	42,152			
局 所 掌 分	18,347	26,399,831	4,910	13,596,237	23,257		
全 管 計	127,269	47,190,889	100,138	47,505,917	227,407		

(注) 「(1)滞納状況」を署別に示したものである。

況	整 理 の 状 況				署 名	
	整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納			
	税 額	件 数	税 額	件 数		
計	千円	件	千円	件	千円	
1,838,628	2,450	1,109,718	3,471	728,910	鳥米倉島	取子吉計
1,973,351	2,941	1,148,094	4,207	825,257	取 県	
548,642	1,145	420,105	792	128,537		
4,360,621	6,536	2,677,917	8,470	1,682,704		
1,506,124	2,957	1,076,997	2,553	429,127	松浜出益石大西島	江田雲田田東郷計
404,465	986	298,802	736	105,663		
646,871	1,878	492,842	752	154,029	見 大	
263,262	599	198,899	401	64,363		
157,478	418	125,029	165	32,449	根 県	
164,302	690	124,549	247	39,753		
72,494	206	60,748	70	11,746		
3,214,996	7,734	2,377,866	4,924	837,130		
3,415,436	4,968	2,108,864	6,428	1,306,572	岡 山 大	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
2,560,944	3,916	1,595,829	4,920	965,115		
501,841	1,213	360,160	808	141,681		
338,952	1,127	255,347	742	83,605		
3,289,248	4,025	1,984,034	7,377	1,305,214		
320,878	795	235,248	525	85,630		
854,899	1,888	667,787	921	187,112		
240,654	536	176,968	545	63,686		
503,145	904	356,845	1,195	146,300		
139,189	347	109,713	180	29,476		
109,832	317	83,460	118	26,372		
586,958	1,130	478,781	618	108,177		
184,206	383	130,693	339	53,513		
13,046,182	21,549	8,543,729	24,716	4,502,453	山 県	
2,999,220	3,662	1,690,512	6,147	1,308,708	広 島 島 島 呉	東南西北
1,251,055	1,982	839,287	1,966	411,768		
3,953,974	4,931	2,257,731	8,563	1,696,243		
3,153,377	5,499	1,828,579	7,590	1,324,798		
1,997,843	2,778	1,425,692	2,556	572,151		
460,045	813	265,748	1,030	194,297		
639,371	1,155	398,286	1,302	241,085		
943,505	1,521	548,026	2,237	395,479		
3,856,831	5,509	2,239,770	7,468	1,617,061		
594,959	1,343	377,230	1,293	217,729		
389,865	801	313,823	478	76,042		
124,201	414	94,304	208	29,897		
1,027,535	1,475	555,566	2,048	471,969		
2,054,035	3,395	1,315,624	4,358	738,411		
1,281,028	2,572	915,302	2,172	365,726		
201,007	451	138,360	352	62,647		
24,927,851	38,301	15,203,840	49,768	9,724,011	島 県	
2,432,524	3,513	1,330,688	7,889	1,101,836	下 萩 光	関部口 山府国 門井狭計
1,354,852	3,032	984,822	2,841	370,030		
1,009,734	1,789	669,213	2,307	340,521		
245,502	561	188,778	359	56,724		
1,453,028	2,737	822,389	3,952	630,639		
679,710	1,703	450,016	2,007	229,694		
1,116,861	2,041	627,490	3,040	489,371		
293,159	605	190,160	797	102,999		
154,214	539	110,629	376	43,585		
177,442	396	100,685	560	76,757		
234,062	531	159,106	577	74,956		
9,151,088	17,447	5,633,976	24,705	3,517,112	厚 山 口 県	
39,996,068	5,842	15,142,032	17,415	24,854,036	局 所 掌 分	
94,696,806	97,409	49,579,360	129,998	45,117,446	全 管 計	

18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額		
	支 払 命 令 官 分	支 払 委 託 官 分	合 計
	千円	千円	千円
平成10年度	138,826,098	2,090,545	140,916,643
11	140,711,843	2,194,335	142,906,178
12	130,258,299	2,355,561	132,613,860
13	128,316,446	2,427,797	130,744,242
14	141,460,246	2,788,956	144,249,203
源泉所得税	53,355,036	2,312,277	55,667,312
申告所得税	6,854,958	210,337	7,065,295
法人税	31,266,437	50,702	31,317,139
消費税及び地方消費税	46,247,701	131,248	46,378,949
その他諸税	3,736,115	84,393	3,820,507
還付金合計	141,460,246	2,788,956	144,249,203

調査期間

平成14年4月1日から平成15年3月31日

用語の説明

- 1 「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのもので、「支払委託官分」とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものである。
- 2 「消費税及び地方消費税」とは、消費税と消費税及び地方消費税の合計額である。

(注) 還付加算金を含む

19 国税振替納税

振替納税利用状況

区 分		要納付人員	左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者	利 用 率	振替納税で納付した者	振 替 率
		人	人	%	人	%
申告所得税	平成10年度	606,910	512,226	84.4	485,033	94.7
	11	625,820	509,539	81.4	482,890	94.8
	12	615,086	501,202	81.5	474,091	94.6
	13	597,073	482,058	80.7	454,718	94.3
	14	570,482	455,449	79.8	428,316	94.0
	第1期分 (法定納期限平成14年7月31日)	80,179	73,209	91.3	67,776	92.6
	第2期分 (法定納期限平成14年11月30日)	79,746	72,931	91.5	66,907	91.7
	第3期分 (法定納期限平成15年3月15日)	410,557	309,309	75.3	293,633	94.9
	計 (延 べ)	570,482	455,449	79.8	428,316	94.0

(注) (注) 「利用率」欄は、「要納付人員」に対する「左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者」の割合を示し、「振替率」欄は、「左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者」に対する「振替納税で納付した者」の割合を示す。

第 編 その 他

20	不		服		審		査
21	訴		訟		事		件
22	直	接	国	税	犯	則	件
23	間	接	国	税	犯	則	件
24	税			理		事	士

20～24 その他

統計表を見るに当たって

20 不服審査

この統計表は、平成14年度における国税通則法及び行政不服審査法による不服申立ての事績を、異議申立てと、審査請求とに分けて掲げたものである。

21 訴訟事件

この統計表は、平成14年度における賦課、徴収又は滞納処分に関連して、国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について、国側被告事件（賦課又は徴収）と、国側原告事件（滞納処分）に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第一審における原告、被告の区分による。

22 直接国税犯則事件

この統計表は、平成14年中の国税犯則取締法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分の状況について掲げたものである。

23 間接国税犯則事件

この統計表は、平成14年度の国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を、検挙及び処理の状況、通告処分及び履行状況、酒税の違反行為別検挙の状況、消費税の違反行為別検挙件数に区分して掲げたものである。

24 税理士

この統計表は、平成15年3月末における税理士登録者数の状況を掲げたものである。

20 不服審査

(1) 異議申立て

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数			計	み な す 審 査 請 求 件 数
	前 年 度 未 決 繰 越 件 数	本 年 度 に 申 立 て た 件 数 処 分 に 係 る も の	本 年 度 に 申 立 て た 件 数 不 作 為 に 係 る も の		
申 告 所 得 税	66	267	-	333	-
源 泉 所 得 税	3	11	-	14	1
法 人 税	14	51	-	65	-
相 続 税	-	20	-	20	-
贈 与 税	-	6	-	6	-
消 費 税	29	108	-	137	2
有 価 証 券 取 引 税	-	-	-	-	-
法 人 特 別 税 等	6	-	-	6	-
地 方 消 費 税	15	98	-	113	2
そ の 他 税	-	-	-	-	-
酒 税	-	-	-	-	-
徴 収 関 係	8	19	-	27	-
計	141	580	-	721	5

(2) 審査請求

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数			計
	前 年 度 未 決 繰 越 件 数	本 年 度 に 申 立 て た 件 数 処 分 に 係 る も の	本 年 度 に 申 立 て た 件 数 み な す 審 査 請 求 件 数	
申 告 所 得 税	172	134	-	306
源 泉 所 得 税	4	3	1	8
法 人 税	75	38	-	113
相 続 税	16	11	-	27
贈 与 税	-	6	-	6
消 費 税	50	96	2	148
有 価 証 券 取 引 税	-	-	-	-
地 方 特 別 税 等	-	-	-	-
法 人 特 別 税 等	6	-	-	6
地 方 消 費 税	30	85	2	117
そ の 他 税	1	-	-	1
酒 税	-	-	-	-
徴 収 関 係	4	4	-	8
計	358	377	5	740

(1)・(2)共通

調査対象
調査期間
(注)

国税通則法及び行政不服審査法に基づき異議申立て及び審査請求されたもの
平成14年4月1日から平成15年3月31日

1 件数は、処分に係るものについては1処分ごとに、その他のものについては1事案ごとに1件として掲げた。ただし、本税と過少加算税を併せて異議申立てがあった場合は、1件として掲げた。

2 審査請求の内書は、国税局分である。

用語の説明

1 不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

2 みなす審査請求とは、国税局長又は、税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。

3 みなす取下げとは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取下げられたものとみなされた審査請求をいう。

本年度処 理 済 件 数									本年度未決 繰越件数
みなす 取下げ件数	取下げ 件数	却下 件数	棄却 件数	全 取消し件数	一 部 取消し件数	変 更 そ の 他	計		
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	39	4	173	2	31	-	249	84	
-	2	2	4	-	-	-	8	5	
-	5	3	21	-	-	-	29	36	
-	2	1	12	1	-	-	16	4	
-	-	-	6	-	-	-	6	-	
-	2	14	68	-	19	-	103	32	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	6	-	-	-	-	6	-	
-	2	10	62	-	17	-	91	20	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	9	4	6	-	-	-	19	8	
-	61	44	352	3	67	-	527	189	

本年度処 理 済 件 数									本年度未決 繰越件数
みなす 取下げ件数	取下げ 件数	却下 件数	棄却 件数	全 取消し件数	一 部 取消し件数	変 更 そ の 他	計		
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	15	11	106	5	15	-	152	154	
-	1	-	1	1	1	-	4	4	
-	6	5	33	9	2	-	55	58	
-	-	1	16	-	1	-	18	9	
-	-	-	-	-	-	-	-	6	
-	20	8	35	-	4	-	67	81	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	6	-	-	-	6	-	
-	17	8	25	-	2	-	52	65	
-	-	-	1	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	2	2	-	-	-	4	4	
-	59	35	225	15	25	-	359	381	

- 4 取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。
- 5 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。
- 6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め、不服申立てが認められなかったものをいう。
- 7 取消し又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。

21 訴 訟 事 件

(1) 国側被告事件

区 分			前年度 末係属 件 数	事 件 区分の 変更等 の調整 件 数	本年度 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 末係属 件 数
						取下げ	却 下	国 側 勝 訴	国 側 一 部 勝 訴	国 側 敗 訴	差 戻 し	和 解	そ の 他	計		
第 一	課 税 関 係	所 得 税	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
		法 人 税	11	-	2	-	-	7	-	-	-	-	-	-	7	6
		資 産 税	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
		消 費 税	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		酒 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計			15	-	5	-	-	8	-	-	-	-	-	8	12	
審 判	徴 収 関 係	行 政 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		損 害 賠 償	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		そ の 他 民 事	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計			-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
合 計			15	-	7	-	-	8	-	-	-	-	-	8	14	
控 訴	課 税 関 係	所 得 税	6	-	-	-	-	3	-	1	-	-	-	4	2	
		法 人 税	2	-	9	-	-	3	-	-	-	-	-	3	8	
		資 産 税	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	
		消 費 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		酒 税	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	
		そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計			10	-	10	-	-	8	-	1	-	-	9	11		
審 判	徴 収 関 係	行 政 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		損 害 賠 償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合 計			10	-	10	-	-	8	-	1	-	-	-	9	11	

調査対象 国税の賦課又は徴収に関する訴訟事件

調査期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日

(注) 件数は、訴状1通につき1件とした。控訴審又は上告審において、原告、被告双方から控訴又は上告した事件についても1件とした。

区 分			前年度 未係属 件 数	事 件 区分の 変更等 の調整 件 数	本年度 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 未係属 件 数	
						取下げ	却 下	国 側 勝 訴	国 側 一 部 勝 訴	国 側 敗 訴	差 戻 し	和 解	そ の 他	計			
上 告	課 税 関 係	所 得 税	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	
		法 人 税	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	
		資 産 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		消 費 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		酒 税	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
		そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計			2	-	3	-	-	4	-	-	-	-	-	4	1		
審 級 別 合 計	課 税 関 係	行 政 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		損 害 賠 償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計			27	-	18	-	-	20	-	1	-	-	-	21	24		
審 級 別 合 計	課 税 関 係	所 得 税	9	-	4	-	-	5	-	1	-	-	-	-	6	7	
		法 人 税	14	-	12	-	-	11	-	-	-	-	-	-	11	15	
		資 産 税	2	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	1	
		消 費 税	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
		酒 税	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	
		そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計			27	-	18	-	-	20	-	1	-	-	-	21	24		
審 級 別 合 計	課 税 関 係	行 政 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		損 害 賠 償	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
		そ の 他 民 事	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
		簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
計			27	-	20	-	-	20	-	1	-	-	-	21	26		

- 用語の説明
- 1 取下げとは、原告が訴えを撤回したものをいう。
 - 2 却下とは、訴訟要件又は上訴の要件が具備されていないため、不適法として排斥されたものをいう。
 - 3 差戻しとは、上級審で原判決を取り消した場合に、審理をやり直させるため改めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。
 - 4 和解とは、争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。

(2) 国側原告事件（徴収関係）

区 分	前年度 未係属 件数	事 件 区分の 変更等 の調整 件数	本年度 提 起 件数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 未係属 件数	
				取下げ	却 下	国 側 勝 訴	国 側 一 部 勝 訴	国 側 敗 訴	差戻し	和 解	その他	計			
第 一 審	詐 害 行 為	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	そ の 他 民 事	1	-	7	4	-	3	-	-	-	-	-	-	7	1
	簡 易 支 払 督 促 分 行 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	4	-	12	5	-	6	-	-	-	-	-	2	13	3	
控 訴 審	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡 易 支 払 督 促 分 行 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上 告 審	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡 易 支 払 督 促 分 行 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
審 級 別 合 計	詐 害 行 為	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	そ の 他 民 事	1	-	7	4	-	3	-	-	-	-	-	-	7	1
	簡 易 支 払 督 促 分 行 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	4	-	12	5	-	6	-	-	-	-	2	13	3		

調査対象 国税滞納処分に関する訴訟事件
 調査期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数

区 分	起 訴 事 件			左 の 内 訳			
	前年からの 繰越未決件数	本 年 の 起 訴 件 数	起訴件数の 合 計	有 罪	無 罪	公訴権消滅	未 決
申告所得税	2	-	2	×	-	×	×
法 人 税	1	6	7	3	-	-	4
合 計	3	6	9	×	-	×	×

調査期間 平成14年1月1日から平成14年12月31日

(2) 有罪に係る人員及び金額

区 分	懲役刑を科せら れたもの的人员	罰 金	
		人 員	金 額
申告所得税	×	×	40,000
法 人 税	4	-	56,000
合 計	×	×	96,000

調査期間 平成14年1月1日から平成14年12月31日

(注) 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

(3) 犯則者違反行為別件数

申 告 所 得 税		法 人 税	
該当条項	件 数	該当条項	件 数
第 238 条	外 件 数	第 159 条	外 件 数
	-	×	-
第 244 条	×	第 164 条	3
	×		-
合 計	×	合 計	3
	×		3

(注) 1 この表は、「(1)起訴事件数」の「有罪件数」欄の内書を示したものである。
2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理の状況

区 分	酒							
	免 許 者				非免許者		小 計	
	酒 類 等 製 造 者		酒 類 販 売 業 者		外	件	外	件
要 処 理 件 数	外	件	外	件	外	件	外	件
前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	-
検	-	-	-	-	-	-	-	-
処 理 件 数	通	告	処	分	-	-	-	-
理	告	収	税	官	-	-	-	-
済	不	問	の	他	-	-	-	-
件	通	知	処	分	-	-	-	-
不	通	知	処	分	-	-	-	-
件	不	告	処	分	-	-	-	-
数	処	分	前	公	訴	権	消	滅
本年度未処理未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-
犯則に係る税額	-	-	-	-	-	-	-	-
通告処分罰科金相当額	-	-	-	-	-	-	-	-

区 分	石 油 ガ ス 税				石 油 税			
	ほ脱犯		秩序犯		ほ脱犯		秩序犯	
	件	件	外	計	件	件	外	計
要 処 理 件 数	外	件	外	件	外	件	外	件
前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	-
検	-	-	-	-	-	-	-	-
処 理 件 数	通	告	処	分	-	-	-	-
理	告	収	税	官	-	-	-	-
済	不	問	の	他	-	-	-	-
件	通	知	処	分	-	-	-	-
不	通	知	処	分	-	-	-	-
件	不	告	処	分	-	-	-	-
数	処	分	前	公	訴	権	消	滅
本年度未処理未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-
犯則に係る税額	-	-	-	-	-	-	-	-
通告処分罰科金相当額	-	-	-	-	-	-	-	-

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分は含まない。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税							
	免 許 者				非 免 許 者		計	
	酒 類 等 製 造 者		酒 類 販 売 業 者		非 免 許 者		計	
	外	件	外	件	外	件	外	件
要 履 行 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越履行未済 通 告 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-
履 行 等 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-
通告不履行による告発 通 告 後 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 履 行	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円

区 分	石 油 税			た	
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	件
	件	件	件	件	件
要 履 行 件 数	-	-	-	-	-
前年度からの繰越履行未済 通 告 処 分	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-
履 行 等 件 数	-	-	-	-	-
通告不履行による告発 通 告 後 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-
通 告 履 行	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	-	千円	千円	千円	千円

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分は含まない。

用語の説明 不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

揮 発 油 税			石 油 方 又 税		
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
件	件	件	件	件	件
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
千円	千円	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-

ば こ 税		合 計	
秩 序 犯	計	外	件
件	件		件
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
千円	千円	-	千円
-	-	-	-

(3) 酒税の違反行為別検挙件数等

区 分	免 許											
	酒 類 製 造 者				酒母、もろみ製造者				酒 類 卸 売 業 者			
	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額
	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税について、違反行為の該当条項別に示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数

揮 発 油 税		石 油 税		石 油 ガ ス 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第 27 条 第 1 項 第 1 号	-	第 24 条 第 1 項 第 1 号	-	第 28 条 第 1 項 第 1 号	-	第 28 条 第 1 項 第 1 号	-
第 27 条 第 1 項 第 2 号	-	第 24 条 第 1 項 第 2 号	-	第 28 条 第 1 項 第 2 号	-	第 28 条 第 1 項 第 2 号	-
第 28 条 第 1 号	-	第 25 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	-
第 28 条 第 2 号	-	第 25 条 第 2 号	-	第 29 条 第 2 号	-	第 29 条 第 2 号	-
第 28 条 第 3 号	-	第 26 条 第 1 号	-	第 29 条 第 3 号	-	第 30 条 第 1 号	-
第 29 条 第 1 号	-	第 26 条 第 2 号	-	第 30 条 第 1 号	-	第 30 条 第 2 号	-
第 29 条 第 2 号	-	第 26 条 第 3 号	-	第 30 条 第 2 号	-	第 30 条 第 3 号	-
第 29 条 第 3 号	-	第 26 条 第 4 号	-	第 30 条 第 3 号	-	第 30 条 第 4 号	-
第 29 条 第 4 号	-			第 30 条 第 4 号	-		
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

電 源 開 発 促 進 税		印 紙 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第 13 条 第 1 項	-	第 22 条 第 1 項 第 1 号	-
第 14 条 第 1 号	-	第 22 条 第 1 項 第 2 号	-
第 14 条 第 2 号	-	第 23 条	-
第 14 条 第 3 号	-	第 24 条	-
		第 25 条 第 1 号	-
		第 25 条 第 2 号	-
		第 25 条 第 3 号	-
		第 25 条 第 4 号	-
		第 26 条 第 1 号	-
		第 26 条 第 2 号	-
合 計	-	合 計	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税以外について、違反行為の該当条項別に示したものである。

24 税 理 士

税理士登録者数

区 分	弁 護 士	公 認 会 計 士	試 験 合 格 者	試 験 免 除 者	資 格 認 定 者	税 務 代 理 士	特 別 試 験 合 格 者	合 計
	人	人	人	人	人	人	人	人
平成 10 年度	5	167	1,058	432	24	19	1,333	3,038
11	5	159	1,075	462	21	17	1,291	3,030
12	7	160	1,092	500	16	14	1,238	3,027
13	7	155	1,105	542	13	12	1,180	3,014
14	7	150	1,116	583	11	10	1,124	3,001

調査時点

平成15年3月31日

用語の説明

- 1 試験合格者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が試験合格による者をいう。
- 2 試験免除者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が免除による者をいう。
- 3 資格認定者とは、税理士法施行（昭和26年7月15日）の際、国又は地方公共団体の職員である者で、税理士試験の合格者と同等以上の学識を有する旨の税理士試験委員の認定を受けた者をいう。
- 4 税務代理士とは、税務代理士の許可を受けた者をいう。
- 5 特別試験合格者とは、一定の実務経験を有する者に対し行う特別の税理士試験に合格した者をいう。

付 録

- 1 所得税の控除及び税率の変遷
- 2 法人税の税率の変遷
- 3 酒類の税率の変遷
- 4 たばこの税率の変遷
- 5 平成14年度税制改正の要綱

1 所得税の控除及び税率の変遷

区分	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	
所得控除	基礎控除	380,000円				
	配偶者控除	配偶者	380,000円			
		年齢70歳以上の老人控除対象配偶者	480,000円			
		同居している特別障害者である控除対象配偶者	730,000円			
		同居している特別障害者である老人控除対象配偶者	830,000円			
		(控除対象配偶者の所得要件: 合計所得金額38万円以下であること)				
		合計所得金額が1,000万円以下の者について適用する	380,000円			
	特別控除	配偶者	控除対象配偶者の場合		配偶者の所得	控除額
					5万円未満	38万円
					5～10万円未満	33万円
					10～15万円未満	28万円
					15～20万円未満	23万円
					20～25万円未満	18万円
					25～30万円未満	13万円
					30～35万円未満	8万円
			35～38万円未満	3万円		
			38万円	0円		
控除対象配偶者以外の配偶者の場合			配偶者の所得	控除額		
			38超～40万円未満	38万円		
			40～45万円未満	36万円		
			45～50万円未満	31万円		
		50～55万円未満	26万円			
		55～60万円未満	21万円			
		60～65万円未満	16万円			
		65～70万円未満	11万円			
		70～75万円未満	6万円			
		75～76万円未満	3万円			
		76万円以上	0円			
扶養控除	扶養	380,000円				
		年齢16歳未満の年少扶養親族	480,000円			
		年齢16歳以上23歳未満の特定扶養親族	580,000円			
			630,000円			
		年齢70歳以上の老人扶養親族	480,000円			
		ただし、老人扶養親族のうち同居している老親	580,000円			
		同居している特別障害者である扶養親族	730,000円			
		同居している特別障害者である年少扶養親族	830,000円			
		同居している特別障害者である特定扶養親族	930,000円			
			980,000円			
		同居している特別障害者である老人扶養親族(同居老親等以外の者)	830,000円			
		同居している特別障害者である老人扶養親族(同居老親等)	930,000円			
		(扶養親族の所得要件: 合計所得金額38万円以下であること)				

区分	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
所得	障害者・ 老年者・ 寡婦・ 寡夫及び 勤労学生 控除	控除額(障害者、寡婦、寡夫、勤労学生)			
		270,000円			
		障害者のうち、特別障害者に該当する場合 400,000円			
		寡婦のうち、特定の寡婦に該当する場合 350,000円			
		老年者控除 500,000円			
所得 控除	その他 の 所得 控 除	<p>(所得要件等)</p> <p>(1) 障害者 所得要件なし</p> <p>(2) 老年者 その年12月31日において65歳以上で年間所得1,000万円以下の者</p> <p>(3) 寡婦(寡夫) 寡婦とは、次の者(老年者でない者に限る)</p> <p>1. 夫と死別・離婚しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、扶養親族又は、所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者、扶養親族とされない者に限る)がある者</p> <p>2. 夫と死別しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者</p> <p>特定の寡婦とは、前記1に該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者(老年者でない者に限る)</p> <p>寡夫とは、妻と死別・離婚しまだ再婚していない者又は妻が生死不明などの者で、所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者、扶養親族とされない者に限る)があり、かつ、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者(老年者でない者に限る)</p> <p>(4) 勤労学生 勤労学生とは、学生、生徒等のうち、給与所得等の所得金額の合計が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者</p>			
		<p>(1) 雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産の災害等による損失額のうち、総所得金額等の合計額の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、総所得金額等の合計額の10%相当額又は5万円のいずれか低い金額を超える金額</p> <p>(2) 医療費控除 支払った医療費(保険金などで補てんされる金額を除く)のうち、総所得金額等の合計額の5%相当額と10万円のいずれか少ない方の金額を超える金額(最高200万円)</p> <p>(3) 社会保険料控除 支払額の全額</p> <p>(4) 小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)及び心身障害者扶養共済制度の掛金支払額の全額</p> <p>(5) 寄付金控除 国又は地方公共団体に対する寄付金 社会福祉への貢献、教育の振興等のためにした寄付金 政党その他一定の政治団体又は特別の公職の候補者に対する寄付金等について、寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち、1万円を超える部分の金額。</p>			

区分		平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年			
所得 控除	その他所得控除	<p>(6) 生命保険料控除</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>〔 一般の生命保険料の計の金額(A)を下の算式に当てはめてそのAの金額を基に計算した金額 (最高5万円) 〕</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>〔 個人年金保険料の計の金額(B)を下の算式に当てはめてそのBの金額を基に計算した金額 (最高5万円) 〕</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>25,000円までの場合 _____ A又はBの金額</p> <p>25,000円を超え50,000円までの場合 _____ (A又はB) × 1/2 + 12,500円</p> <p>50,000円を超える場合 _____ (A又はB) × 1/4 + 25,000円</p> </div> </div> <p>(7) 損害保険料控除</p> <p>家屋又は家財について支払った損害保険料、傷害保険料、医療費用保険料等</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>〔 長期保険料の計の金額(A)(Aの金額が10,000円を超える場合はA × 1/2 + 5,000円) (最高15,000円) 〕</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>〔 短期保険料の計の金額(B)(Bの金額が2,000円を超える場合はB × 1/2 + 1,000円) (最高3,000円) 〕</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p style="text-align: right;">(最高限度額15,000円)</p> </div> </div>							
	税額控除	<p>配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について10%、1,000万円を超える部分の金額について5%</p> <p>証券投資信託の収益の分配については5% (課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分については2.5%)</p> <p>ただし、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得、少額配当の確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。</p>							
控除	外国税控除	<p>外国の所得税を課せられた年分の所得税額のうち外国源泉の所得全体に対応する金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で、過去3年以内の控除枠に加え、また過去3年以内の控除未済額は当年で控除することを認める。</p>							
	住宅借入金等特別控除	<p>新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6カ月以内に居住の用に供した場合のその住宅に係る借入金残高及び一定の増改築に係る借入金残高等を対象として算出した額を所得税額から控除する。 (年間の所得要件)</p> <p style="text-align: center;">3,000万円以下</p> <p>(控除期間)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">6年間</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">15年間</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">10年間</td> </tr> </table>					6年間	15年間	10年間
	6年間	15年間	10年間						
政党等寄付金特別控除	<p>個人が行う政治団体等に対する献金のうち、政党・政治資金団体(「政党等」という)に対する献金(特定寄付金と合わせて所得金額の25%を限度)については、寄付金控除に代えて、次のいずれか少ない方の金額の税額控除を選択することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (その年中に支出した政党等に対する寄付金の合計額 - 1万円) × 30% ・ 納税者の納付する所得税額の25%相当額 								
その他控除	<p>(1) 退職所得 勤続年数1年につき、勤続年数20年まで40万円、20年超70万円を乗じた金額(最低限度額80万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに100万円加算)を収入金額から控除し、その控除後の金額の2分の1相当額を課税所得とし、分離課税する。</p> <p>(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から50万円を控除し、五分五乗により分離課税する。</p>								

区分	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
その他	特別控除	(3) 譲渡所得 総合課税 譲渡益から50万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の2分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。 分離課税 譲渡所得のうち、土地・建物等の譲渡については、譲渡益から一定の特別控除額を控除して分離課税する。 (4) 一時所得 収入金額からその収入を得るために支出した金額と特別控除額50万円とを控除し、その金額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する。			
	給与所得控除	収入金額が180万円以下の場合 収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は65万円) 収入金額が180万円を超え360万円以下の場合 収入金額 × 30% + 18万円 収入金額が360万円を超え660万円以下の場合 収入金額 × 20% + 54万円 収入金額が660万円を超え1,000万円以下の場合 収入金額 × 10% + 120万円 収入金額が1,000万円超の場合 収入金額 × 5% + 170万円			
	給与所得控除	給与所得の金額の計算上、特定支出の額が給与所得控除を超える場合には、申告によりその超える部分を控除することができる。			
の専従者特別控除	(青色申告特別控除)	青色事業専従者給与 青色事業専従者給与額のうち、届けた金額の範囲内で労働の提供の程度等からみて労働の対価として相当であると認められる金額 白色事業専従者控除 500,000円[最高限度:事業所得等の金額 / (1 + 事業専従者の数)] 配偶者の場合 860,000円[最高限度:事業所得等の金額 / (1 + 事業専従者の数)] 青色申告特別控除 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、帳簿書類を備え付けてこれらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 450,000円 上記以外の青色申告者 550,000円 (450,000円) 100,000円			
	他の公的年金等控除	定額控除と定率控除の合計 定額控除 1,000,000円(65歳未満の者500,000円)			
		定率控除 定額控除後の年金収入が 360万円以下の場合 720万円以下の場合 720万円を超える場合 定額控除後の金額 × 25% (定額控除後の金額 - 360万円) × 15% + 90万円 (定額控除後の金額 - 720万円) × 5% + 144万円			
		最低控除額 1,400,000円(65歳未満の者700,000円)			
税率	330万円以下 10%				
	330万円を超え900万円以下 20%				
	900万円を超え1,800万円以下 30%				
	1,800万円を超え3,000万円以下 40%				
	3,000万円超 50%				
	1,800万円を超える金額 37%				

2 法人税の税率の変遷

区 分	62.4.1以降終了	平元.4.1以降開始	2.4.1以降開始	10.4.1以降開始	11.4.1以降開始	
各事業年度の所得に対する税率	普通 基本税率	42%	40%	37.5%	34.5%	30%
		32%	35%			
	軽減税率	年 8 0 0 万 円 以 下 (資本金1億円以下の法人のみ)				
		30%	29%	28%	25%	22%
	24%	26%				
	協同組合等	27%	27% 一定の協同組合等の 所得10億円超分30%	27%	25%	22%
		22%	25%			
	公益法人等	27%			25%	22%
	清算所得に対する税率	積立金から成る部分	非 課 税 (積立金から成る部分については清算所得に対する法人税を課さない)			
		その他	37%	35.2%	33%	30.7%
24.8%					23.1%	
同族会社の積立金に対する税率	資本金	資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額				
	基準所得	35%				
	基準額	年1,500万円				
	基準	各事業年度の留保取得金額から上記基準のうち、最も多い金額を控除した金額				
	年	3,000万円	以下	10%		
	年	3,000万円	超	15%		
	年	1億円	超	20%		
退職年金等積立金に対する税率	退職年金業務等を行う法人の退職年金等積立金の額の1%				非課税	

3 酒類の税率の変遷

区 分		昭和59.5.1以降		平成元.4.1以降		平4.4.1以降	平6.5.1以降
		従量税	従価税	従量税	従価税廃止		
清 酒	特級 (15度)	570,600円 / kl	税率 150/100 (非課税限度額あり)	(級別の廃止)		133,700円 / kl	140,500円 / kl
	一級 (15度)	279,500円 / kl	-	184,300円 / kl			
	二級 (15度)	107,900円 / kl	-	117,000円 / kl			
ビール		239,100円 / kl	-	208,400円 / kl			222,000円 / kl

区 分		平成元.4.1以降	平成6.5.1以前	平成9.10.1以降	平成10.5.1以降	平成10.10.1以降
ウイスキー類 (40度)		982,300円 / kl		551,000円 / kl	409,000円 / kl	
し よ う ち ゆ う	甲類 (25度)	119,800円 / kl	155,700円 / kl	201,900円 / kl	248,100円 / kl	
	乙類 (25度)	70,800円 / kl	102,100円 / kl	150,700円 / kl		199,400円 / kl

区 分		平成12.10.1以降
し よ う ち ゆ う	甲類 (25度)	248,100円 / kl
	乙類 (25度)	

(注) WTOの勧告に基づく税率の改正を、平成9年10月1日から段階的に実施

4 たばこの税率の変遷

区 分		平成元.4.1以降	平成10.12.1以降	平成11.5.1以降	
紙	巻たばこ	1,000本につき	3,126円	3,946円	3,536円
パイプたばこ・葉巻たばこ		1,000gにつき	3,126円	3,946円	3,536円
刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこ		1,000gにつき	1,563円	1,973円	1,768円
旧3級品の紙巻たばこ		1,000本につき	1,484円	1,873円	1,678円

(注) 平成10年12月1日たばこ特別税施行

平成 14 年度税制改正の要綱

平成 14 年 1 月 17 日
閣 議 決 定

社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえつつ、構造改革に資する等の観点から、連結納税制度を創設するとともに、中小企業関係税制及び金融・証券税制等につき所要の措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 連結納税制度

連結納税制度を創設することとし、次の措置を講ずる。

1 基本的な仕組み

(1) 適用法人、適用方法

税制度の適用法人は、内国法人である親会社（100%子会社に該当するものを除く。）と、その親会社に発行済株式の全部を直接又は間接に保有されるすべての内国法人（100%子会社）とする。

会社は普通法人と協同組合等に、100%子会社は普通法人に限る。

連結納税制度の適用は選択制とし、連結納税制度を選択する場合には、原則として、連結納税制度を適用しようとする事業年度の6月前までに承認申請書を提出し、その事業年度の開始前に国税庁長官の承認を受けるものとする。また、一旦選択した場合には継続して適用するものとする。

会社は、連結所得に対する法人税の申告及び納付を行う。

連結納税制度の適用を受けた100%子会社は、連帯納付責任を負うものとし、連結所得の個別帰属額等を記載した書類を税務署に提出する。

連結事業年度は、親会社の事業年度に合わせたものとする。

(2) 連結所得金額及び連結税額の計算

連結所得金額及び連結税額の計算の基本的な仕組み

イ 連結所得金額及び連結税額は、連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、所要の調整を加えた上で、連結グループを一体として計算する。

ロ その上で、連結税額を連結グループ内の各法人の個別所得金額又は個別欠損金額を基礎として計算される金額を基にして連結グループ内の各法人に配分する。

連結グループ内の法人間の取引

連結グループ内の法人間で、資産（固定資産、土地等、金銭債権、有価証券又は繰延資産（これらの資産のうち帳簿価額1,000万円未満のものを除く。）とする。）の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益は、その資産の連結グループ外への移転等の時に、その移転を行った法人において計上する。

利益・損失の二重計上の防止

連結納税制度の適用を受けている100%子会社（以下「連結子会社」という。）の株式を譲渡する場合、連結納税制度の適用を取りやめる場合等には、その譲渡等の時に

て、その連結子会社の株式の帳簿価額の修正を行う。

連結欠損金額

- イ 連結欠損金額は、5年間で繰越控除する。
- ロ 連結納税制度の適用開始前に生じた欠損金額は、親会社の前5年以内に生じた欠損金額等一定のものに限り、連結納税制度の下で繰越控除する。
- ハ 連結納税制度の適用を取りやめる場合、連結子会社が連結グループから離脱する場合等には、連結欠損金額の個別帰属額をその取りやめる親会社若しくは連結子会社又は離脱する連結子会社に引き継ぐ。

税率

連結所得に対する法人税の税率は、次のとおりとする。ただし、2年間の措置として、次の税率に2%を上乗せする。

- イ 親会社が普通法人である場合の税率 30%
- ロ 親会社が中小法人である場合の軽減税率（年800万円以下の部分） 22%
- ハ 親会社が協同組合等である場合の軽減税率 23%

（注）親会社が特定の医療法人である場合の軽減税率は23%、親会社が特定の協同組合等に該当する場合の特例税率は26%とする。

（3）連結納税制度の適用開始又は連結グループへの加入、連結グループからの離脱

連結納税制度の適用を受ける法人又は連結グループに加入する法人について、その適用の開始又は加入の前後でみなし事業年度を設け、その前の期間については単体納税制度又は他の連結グループの連結納税制度の下で申告納付を行い、その後の期間については連結納税制度の下で申告納付を行う。

連結グループから離脱した法人は、その連結事業年度開始の日に離脱したものとみなし、5年間再加入を認めない。

連結納税制度の適用開始又は連結グループへの加入に際しては、適用開始法人又は加入法人の資産（固定資産、土地等、金銭債権、有価証券又は繰延資産（これらの資産のうちその含み損益が資本等の金額の2分の1又は1,000万円のいずれか少ない金額に満たないものを除く。）とする。）については、直前の事業年度において、時価評価により評価損益の計上を行う。

ただし、次に掲げる法人（加入の場合は、ニからトまでに掲げる法人）については、資産の時価評価による評価損益の計上を行わない。

- イ 親会社
- ロ 株式移転に係る完全子会社
- ハ 親会社に長期（5年超）保有されている100%子会社
- ニ 親会社又は100%子会社により設立された100%子会社
- ホ 適格合併に係る被合併法人が長期保有していた100%子会社でその適格合併により親会社の100%子会社となったもの等
- ヘ 法令の規定に基づく株式の買取り等により親会社の100%子会社となったもの
- ト 株式交換に係る完全子会社（その完全子会社に長期保有されていた100%子会社を含む。）で一定の要件を満たすもの

2 連結所得金額・連結税額の計算に係る諸制度の取扱い

受取配当については連結グループ内の連結子会社からの受取配当について負債利子を控除せずその全額を益金不算入とすることとし、減価償却費については連結グループ内の各法人の個別計算によることとする等、連結所得金額・連結税額の計算に係る諸制度については、連結グループを一体として要件の判定や計算等を行うことを基本としつつ、制度の趣旨や技術的な観点も踏まえて、措置を講ずる。

3 租税回避行為の防止

多様な租税回避行為に適切に対応するため、包括的な租税回避行為防止規定等を設ける。

4 その他の整備

質問検査権、罰則等について所要の整備を行う。

5 適用関係

連結納税制度については、平成 14 年 4 月 1 日以後に開始し、かつ、平成 15 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度から適用する。

また、連結納税制度の創設に伴い、承認に関する経過措置を講ずる。

6 連結納税制度の創設に伴う財源措置

連結納税制度の創設に伴う税収減に対応するため、以下の措置を講ずる。

(1) 連結納税制度の仕組みの中での措置

連結納税制度を選択した法人に対する付加税（いわゆる連結付加税）の導入
連結所得に対する法人税の税率に、2 年間の措置として、付加的に 2 % を上乘せする。

連結子会社の連結前欠損金の持込み制限

連結納税制度の適用開始前に生じた欠損金額及び連結グループ加入前に生じた欠損金額について、親会社等のものを除き連結納税制度の下での繰越控除の対象外とする。

創設当初の加入子会社等の適用時期の特例（新規子会社等の加入制限）

連結納税制度の承認に関する経過措置の適用を受ける場合には、最初の連結事業年度中に連結グループに加入する法人及び連結納税制度の適用開始時の 100% 子会社のうち、一定のものについては、翌連結事業年度まで連結グループに加入できないものとする。

(2) 課税ベースの見直し

受取配当の益金不算入制度について、特定利子に係る措置を廃止するとともに、特定株式等以外の株式等に係る受取配当の益金不算入割合を 80% から 50% に引き下げる。ただし、中小法人及び協同組合等に関する経過措置等を講ずる。

退職給与引当金制度を廃止し、その廃止前の退職給与引当金勘定の金額については 4 年間（中小法人及び協同組合等にあつては 10 年間）で取り崩す。

経過措置により存置されている旧特別修繕引当金制度を廃止し、その廃止前の旧特別修繕引当金勘定の金額については 4 年間で取り崩す。

(3) 財源措置の見直し

現下の厳しい財政事情に鑑み連結付加税は 2 年間の措置として導入することとしたことから、2 年後において、連結納税制度の実施状況や財政状況等を踏まえ、改めて財源措置の見直しを行う。

（連結納税制度の詳細については、別紙のとおり。）

二 中小企業関係税制

1 同族会社の留保金課税の軽減等

同族会社の留保金課税制度について、次の措置を講ずる。

- (1) 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用措置について、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の中小企業者に該当する法人で前事業年度の損金の額に算入される試験研究費の額及び開発費の額の合計額の収入金額に対する割合が100分の3を超えるものを措置の対象に加えた上、その適用期限を2年延長する。
- (2) 中小法人に係る課税留保金額に対する税額については、2年間の措置として、その5%に相当する金額を軽減する。

2 交際費等の損金不算入制度の定額控除限度額の引上げ

交際費等の損金不算入制度について、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人に係る定額控除限度額を400万円(現行300万円)に引き上げる。

3 取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置

個人が相続又は遺贈により取得した取引相場のない株式等のうち当該会社の発行済株式等の総数の3分の1以下に相当する部分については、次の要件を満たす場合に限り、当該相当部分の価額のうち3億円を限度として、相続税の課税上、その課税価格を10%減額する措置を講ずる。

当該会社の発行済株式等の総額(相続税評価額ベース)が10億円未満であること。

被相続人等が当該会社の発行済株式等の総数の50%以上を有しており、相続人が引き継ぎ有し、かつ、役員として当該会社の経営に従事していたこと。

なお、この特例を選択した場合には、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例等の適用を停止する。

(注)上記の改正は、平成14年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

4 その他

- (1) 中小企業投資促進税制について、機械装置の取得価額の最低限度を160万円(現行230万円)に、リース費用総額の最低限度を210万円(現行300万円)にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
- (2) 中小企業技術基盤強化税制について、平成15年3月31日までの間に開始する事業年度(平成15年分)の特別税額控除割合を引き続き100分の10とする。
- (3) 欠損金の繰戻し還付の不適用措置について、中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額及び中小企業経営革新支援法の承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者の欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を2年延長する。

三 金融・証券税制

1 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度への改組

- (1) 老人等の少額貯蓄非課税制度(老人等の郵便貯金の利子所得の非課税制度、老人等の少額預金の利子所得等の非課税制度及び老人等の少額公債の利子の非課税制度をいう。)は、同制度の適用対象者とされている身体障害者手帳の交付を受けている者、遺族基礎年金受給者である被保険者の妻、寡婦年金受給者等(以下「障害者等」という。)に対する少額貯蓄非課税制度に改組する。

(注)上記の改正は、平成 18 年 1 月 1 日から適用する。

なお、年齢 65 歳以上の者（障害者等に該当する者を除く。）の有する改正前の老人等の少額貯蓄非課税制度の適用対象とされていた預貯金等につき平成 18 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等のうちに当該利子等の計算期間の初日から平成 17 年 12 月 31 日までの期間に対応する部分がある場合には、その対応する部分の利子等については、従来どおり非課税とする。

- (2) 平成 15 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日までの間の老人等の少額貯蓄非課税制度の適用については、老人等の郵便貯金の利子所得の非課税制度にあっては、同制度の適用対象者（障害者等に該当する者を除く。）のうち平成 14 年 12 月 31 日において非課税郵便貯金申込書を提出して預入をした郵便貯金を有していない者は、郵便貯金の預入の際に非課税郵便貯金申込書を、老人等の少額預金の利子所得等の非課税制度及び老人等の少額公債の利子の非課税制度にあっては、これらの制度の適用対象者（障害者等に該当する者を除く。）は、非課税貯蓄申告書及び特別非課税貯蓄申告書（非課税貯蓄限度額変更申告書及び特別非課税貯蓄限度額変更申告書を含む。）を、それぞれ提出できないこととする。

2 特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得計算及び申告不要の特例の創設

- (1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、証券会社に一定の要件を満たす特定口座（一の証券会社につき一口座に限る。）を設定し、当該特定口座を通じて取得等をした上場株式等で当該特定口座において管理されているもの（以下「特定口座内上場株式等」という。）を譲渡した場合において、当該特定口座外に当該特定口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等を有しているときは、これらの同一銘柄の上場株式等は、それぞれその銘柄が異なるものとして、これらの同一銘柄の上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算等を行うこととする。

- (2) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が選択をした特定口座において、特定口座内上場株式等の譲渡をした場合には、証券会社は、その譲渡代金の支払の際、一定の方法により計算をした差益について、15%の税率による所得税を徴収し、これを翌月 10 日までに納付するものとする。

この場合において、その年分の株式等の譲渡に係る譲渡所得等につき確定申告をするときは、当該特定口座内上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額を除外して確定申告を行うことができることとする。

- (3) 証券会社は、その年の特定口座内上場株式等に係る年間譲渡損益その他一定の事項を記載した報告書（年間取引報告書（仮称））を作成し、これを、翌年 1 月 31 日までに、特定口座内上場株式等の譲渡の対価の支払調書の提出に代えて当該証券会社の所在地の所轄税務署長に提出するとともに、当該特定口座を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付するものとする。

- (4) その他所要の措置を講ずる。

(注)上記の改正は、平成 15 年 1 月 1 日から実施する。

3 新株予約権制度の施行に伴う税制上の整備

商法の一部改正による新株予約権制度の施行に伴い、次の措置を講ずる。

- (1) 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例制度（ストック・オプション税制）について、次の改正を行う。

適用対象者の範囲に、新株予約権の付与決議のあった株式会社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限るものとし、出資を含む。）を直接又は間接に保有する関係にある法人の取締役又は使用人である個人（当該付与決議のあった株式会社の大口株主及びその特別関係者を除く。）等を加える。

その年における新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額を1,200万円（現行1,000万円）に引き上げる。

新株予約権の付与決議に基づき当該株式会社と当該取締役等との間に締結された契約の要件として、当該新株予約権の行使をすることができる期間が当該付与決議の日から10年以内とされていること及び当該新株予約権の譲渡をすることができないこととされていること等を定める。

(2) 個人又は法人に対して有利発行の特別決議に基づき新株予約権の付与（無償によるものに限る。）をした株式会社は、当該個人又は法人からの当該新株予約権の行使（ストック・オプション税制の適用を受けるものを除く。）があった場合には、当該個人又は法人の各人別に、その者の氏名又は名称及び住所、新株予約権を行使した日、新株予約権の行使に係る株式の種類及び数量並びに当該行使に係る権利行使価額その他の事項を記載した調書を、その新株予約権の行使をした日の属する年の翌年1月31日までに、当該株式会社の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。

(3) その他上記(2)の調書に関する質問検査権等を定める。

(注)上記の改正は、平成14年4月1日以後の新株予約権の有利発行の特別決議に基づいて締結する契約により与えられる新株予約権に係るものについて適用する。

4 その他

(1) 銀行業・証券業・保険業を営む外国法人（合算課税制度上の特定外国子会社等、国内取引相手の過少資本税制上の国外支配株主等に該当する一定の者等を除く。）外国の中央銀行又は国際機関が、一括清算法の対象者である国内の指定金融機関又は日本銀行との間で、一括登録国債、外国の国債・政府機関債・地方債、国際機関債、外国のこれらの債券の発行体の保証債又は外国の一定の金融機関債を用いて行う一定の要件（取引期間6か月以内等）を満たす債券の買戻又は売戻条件付売買取引で、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する取引により支払を受ける貸付金の利子について、本人確認手続等所要の規定を整備した上、所得税を課さないこととし、源泉徴収を免除する。

(2) 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限を3年延長する。

(3) 長期所有上場特定株式等を譲渡した場合の100万円特別控除の適用対象となる上場特定株式等の範囲に、証券取引所に上場されている未公開株式等投資法人（その有する資産を内国法人の未公開株式等に対する投資として運用する一定の投資法人をいう。）の投資口を加える。

(4) 償還差益に対する分離課税等の特例制度について、原則として、割引の方法により発行される公社債（以下「割引債」という。）のすべてにつき、発行時の源泉徴収の対象とする整備を行うとともに、短期社債等の振替に関する法律に規定する短期社債等については、その保有・償還が法人に限定されるもの等一定のものに限り、発行時の源泉徴収を行わな

いこととする。

- (5) 特定株式投資信託の要件に関し、証券取引所に新たに上場される株価指数連動上場投資信託に対応するための所要の整備を行う。
- (6) 外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等については、配当控除及び受取配当の益金不算入を適用しない。
- (7) 特定株式投資信託の受益証券と特定株式投資信託の信託財産に属する株式との交換をした場合の当該特定株式投資信託の受益証券の譲渡による課税の特例を廃止する。
- (8) 非居住者又は外国法人の一括登録国債の利子非課税制度について、国外で多数向けに募集された外国投資信託で証券投資信託に類するもの(国内で募集されたものを除く。)が支払を受ける一括登録国債の利子を、一定の要件の下に、非課税の対象とする。
- (9) 自己株式の処分に伴って生ずる譲渡益・譲渡損に相当する金額については、資本積立金額の増加・減少金額とする。

四 社会経済情勢の変化への対応

1 土地・住宅税制

- (1) 一定の要件を満たす中高層の耐火建築物及びその敷地を、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に一体として取得した場合には、当該中高層の耐火建築物及びその敷地の所有権等の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の25(本則1,000分の50)等に軽減する。
- (2) 平成15年12月31日までその適用が停止されている土地・建物等に係る長期譲渡所得に対する税率について、課税長期譲渡所得金額8,000万円超の部分の30%の税率を廃止するとともに、当該部分の税率を25%とする。
- (3) 収用交換等による資産の譲渡が、公共事業施行者から当該資産につき最初の買取り等の申出のあった日から6月を経過した日以後に行われている場合であっても、土地収用法の仲裁を受け、かつ、当該仲裁の申請が当該申出のあった日から6月を経過した日までになされているときは、一定の要件の下で、収用交換等の5,000万円特別控除の適用を認める。
- (4) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年延長する。
- (5) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用対象となる増改築等の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の修繕又は模様替えを加える。

(注)上記の改正は、増改築等をした居住用家屋を平成14年4月1日以後に自己の居住の用に供する場合について適用する。

- (6) 阪神・淡路大震災に係る再建住宅等の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用期限を3年延長する。
- (7) 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。

2 環境・福祉への配慮

- (1) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備等の見直しを行うとともに、一定の設備に係る基準取得価額を取得価額の100分の50相当額(現行100分の75相

当額)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

- (2) 再商品化設備等の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

次の設備を適用対象に加える。

イ 建設混合廃棄物選別設備のうち、特定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設の前処理として使用されるもの

ロ 廃木材乾燥熱圧装置、食品循環資源油脂化設備及び食品循環資源メタン化設備
ペットボトルリサイクル設備、建設廃棄物再生処理装置(破碎装置、加熱混合装置)及び生ゴミ処理機を適用対象から除外する。

再生紙製造設備に係る基準取得価額を取得価額の100分の50相当額(現行100分の75相当額)に引き下げる。

償却割合を100分の23(現行100分の25)に引き下げる。

- (3) 障害者対応設備等の特別償却制度の適用期限を2年延長する。
(4) 特定再開発建築物等の割増償却制度について、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の認定建築物の範囲に一定の増改築等を加えた上、割増率を100分の10(現行100分の12)に引き下げる。
(5) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。
(6) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。
(7) 山林に関する相続税について、次の措置を講ずる。

個人が相続又は遺贈により取得した山林(立木及び林地)のうち被相続人が森林施業計画を作成しており、かつ、相続人が引き続き森林施業計画に基づく施業を継続していた場合の当該森林施業計画が作成されている区域内に存する山林については、相続税の課税上、その課税価格を5%減額する措置を講ずる。

なお、この特例を選択した場合には、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例等の適用を停止する。

(注)上記の改正は、平成14年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

計画伐採に係る相続税の延納等の特例について、その適用要件である森林施業計画に係る立木の価額の課税相続財産の価額に占める割合を20%以上(現行30%以上)に引き下げるとともに、利子税の割合を年0.6%[年1.2%](現行年1.6%[年3.0%])に引き下げる。

(注)利子税の割合の本書きは、利子税の割合の特例措置の適用後の利子税の割合(公定歩合が年0.1%の場合)であり、[]書きは、利子税の割合の特例措置の適用前の利子税の割合である。

- (8) 自動車リサイクル法(仮称)の制定及び道路運送車両法の改正により、マニフェスト(仮称)が義務付けられるとともに抹消制度が整備されることに伴い、マニフェスト(仮称)により、使用済み自動車適正に解体処理されたことが陸運支局長等により確認された場合に、自動車検査証の有効期間の残期間に相当する自動車重量税額を還付する措置を講ずる。

(注)上記の改正は、自動車リサイクル法(仮称)によりマニフェスト(仮称)が義務

付けられるとともに道路運送車両法の改正により抹消制度が整備される時期に合わせて実施する。

3 沖縄の経済振興等に係る税制上の措置

沖縄振興特別措置法（仮称）の制定等に伴い、次の税制上の措置を講ずる。

- (1) 金融業務特別地区（仮称）内において新設された法人のうち、専ら同地区内で金融業又は金融関連業務を営むものであって常時使用する従業員が20人以上であること等の要件を満たす認定法人については、その設立後10年間、同地区内で営む金融業又は金融関連業務から得られた所得について、100分の35の所得控除を認める。ただし、所得控除額は金融業務特別地区内における人件費の100分の20を限度とし、下記(2)の特別税額控除制度との選択適用とする。
- (2) 金融業務特別地区(仮称)内において新增設された金融業又は金融関連業務用の建物等、機械装置及び特定の器具備品について、取得価額の100分の15（建物等については、100分の8）の特別税額控除を認める。ただし、特別税額控除額は、当期の法人税額の100分の20を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。
- (3) 特定情報中枢機能振興地区（仮称）内において新設された法人のうち、専ら同地区内で特定の情報中枢事業を営むものであって常時使用する従業員が20人以上であること等の要件を満たす認定法人については、その設立後10年間、同地区内で営む特定の情報中枢事業から得られた所得について、100分の35の所得控除を認める。ただし、下記(6)の特別税額控除制度との選択適用とする。
- (4) 産業総合振興地域（仮称）内において新增設された工業等の用に供される機械装置、特定の器具備品及び建物等について、取得価額の100分の34（建物等については、100分の20）の特別償却又は取得価額の100分の15（建物等については、100分の8）の特別税額控除の選択適用を認める。ただし、特別税額控除額は、当期の法人税額の100分の20を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。
- (5) 沖縄振興特別措置法（仮称）において中小企業経営革新支援法の特例措置が講じられることに伴い、次の税制措置を講ずる。

経営革新計画の承認を受けた沖縄の中小企業者が取得する承認経営革新計画に定める機械装置、特定の器具備品及び建物等について、取得価額の100分の34（建物等については、100分の20）の特別償却又は取得価額の100分の15（建物等については、100分の8）の特別税額控除の選択適用（一定の要件を満たすリース資産（機械装置及び器具備品に限る。）についても、特別税額控除を適用）を認める。ただし、特別税額控除額は、当期の法人税額の100分の20を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。

経営基盤強化計画を実施する沖縄の中小企業者が有する機械装置及び建物等について、100分の27の割増償却を認める。

経営革新計画の承認を受けた沖縄の組合等が構成員に賦課する負担金について特別償却を認め、増加試験研究費の特別税額控除制度の対象に加えるとともに、組合等が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める。

経営革新計画の承認を受けた沖縄の中小企業者の欠損金額について、前1年間の繰戻し還付を認める。

- (6) 沖縄振興開発特別措置法に基づいて講じられている次の措置については、次のとおり拡充又は適用期限の延長を行う。

特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除制度の認定期限を平成 19 年 3 月 31 日まで延長するとともに、自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を新增設した場合の特別償却又は特別税額控除制度の適用期限を 5 年延長する。

情報通信産業振興地域において情報通信産業用機械等を新增設した場合の特別税額控除制度について、対象業務及び対象設備を拡充した上、その適用期限を 5 年延長する。

観光振興地域について、地域指定要件及び対象施設要件の緩和を行った上、同地域において特定民間観光関連施設を新增設した場合の特別税額控除制度の適用期限を 5 年延長する。

沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度の適用期限を 5 年延長する。

沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限を 5 年延長する。また、平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間の措置として、対象となる路線に、沖縄県の離島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線のうち特定離島路線に係る航空機燃料税の税率の特例措置の対象とされている路線を加える。

- (7) 次の復帰特別措置の適用期限を 5 年延長する。

県産酒類に係る酒税の軽減措置

揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の軽減措置

輸出物品販売場に係る消費税の特例措置

4 その他

- (1) 2005 年日本国際博覧会出展準備金（仮称）制度を創設する。
- (2) 全国新幹線鉄道整備法において新幹線鉄道大規模改修引当金（仮称）が義務付けられることに伴い、新幹線鉄道大規模改修準備金（仮称）制度を創設する。
- (3) 中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の漁船の割増償却制度について、漁業経営改善計画（仮称）を実施する漁業者が取得する漁船につき、5 年間普通償却限度額の 100 分の 14 の割増償却を認める措置に改組する。
- (4) 中小漁業構造改善計画に基づき漁業者が建造する漁船の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、漁業経営改善計画（仮称）を実施する漁業者が、漁船を取得した場合の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を 1,000 分の 3（本則 1,000 分の 4）に軽減する措置に改組した上、その適用期限を 2 年延長する。
- (5) 公益法人等の収益事業に係る課税について、私立大学等が他の者の委託に基づいて行う研究に係る一定の事業を請負業の範囲から除外する。
- (6) 寄附金控除等の対象となる特定公益増進法人の範囲に、次に掲げる法人を加える。
- 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の規定に基づき犯罪被害者等早期援助団体として指定された民法法人
- 障害者スポーツの総合的な普及振興及び障害者スポーツを行う他の団体に対する支援を主たる目的とする民法法人でその業務が全国の区域に及ぶもの
- (7) 相続財産を贈与した場合に相続税が非課税とされる法人の範囲に、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の規定に基づき犯罪被害者等早期援助団体として指定された民法法人を加える。

(8) 認定NPO法人制度について、認定要件の一部を緩和する。

五 その他の租税特別措置の改正

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

1 廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

- (1) 中小企業新技術体化投資促進税制
- (2) 沖縄の工業等開発地区における工業用機械等の特別税額控除又は特別償却
- (3) 沖縄の特別中小企業者が事業化設備等を取得した場合等の特別税額控除
- (4) 製品輸入額が増加した場合の特別税額控除
- (5) 再生資源分別回収設備の特別償却
- (6) 特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却
- (7) 拠点地区における産業業務施設の特別償却
- (8) 低開発地域工業開発地区における工業用機械等の特別償却
- (9) 自由貿易地域投資損失準備金
- (10) 創業中小企業投資損失準備金
- (11) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減
- (12) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による承認に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減
- (13) 新事業創出促進法の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法の規定による認定に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減
- (14) 沿道整備権利移転等促進計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減
- (15) 鉄道事業者が日本鉄道建設公団から無償で取得する鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税
- (16) 沖縄の料飲店用輸入ウイスキー類に係る酒税の軽減

2 縮減等

(1) 特別償却

公害防止用設備の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を1年又は2年延長する。

イ 一般公害防止用設備の構築物に係る償却割合を100分の12(現行100分の16)に引き下げる。

ロ 脱特定物質対応型設備に係る取得価額の最低限度を230万円(現行200万円)に引き上げる。

電線類地中化設備の特別償却制度について、対象設備の範囲の見直しを行う。

船舶等の特別償却制度について、船員訓練設備に係る償却割合を100分の10(現行100分の16)に引き下げる。

特定中核的民間施設等の特別償却制度のうち、山村振興法の保全事業用資産の特別償却制度及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する

法律の農林業等活性化基盤施設の特別償却制度の建物等に係る取得価額の最低限度を2,000万円（現行1,700万円）に引き上げる。

地震防災対策用資産の特別償却制度について、償却割合を100分の9（現行100分の10）に引き下げる。

事業革新設備等の特別償却制度について、次の見直しを行う。

イ 産業活力再生特別措置法に係る措置について、対象設備の見直しを行う。

ロ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に係る措置について、償却割合を、機械装置にあつては100分の12（現行100分の14）に、建物等にあつては100分の6（現行100分の7）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を平成15年6月30日まで延長する。

特定電気通信設備等の特別償却制度について、次の見直しを行う。

イ 電気通信利便性充実設備に係る特別償却について、加入者系光ファイバケーブルに係る償却割合を100分の6（現行100分の7）に引き下げるとともに、電気通信事業者が取得する次世代インターネットプロトコル対応のルーター（事業所と加入者間の事業所側に設置するものに限る。）につき100分の12の特別償却を認める。

ロ 電気通信役務安定提供設備に係る特別償却について、回線切替装置に係る償却割合を100分の5（現行100分の6）に引き下げる。

ハ 不正アクセス対策用設備に係る特別償却について、ファイアウォール装置に係る償却割合を100分の15（現行100分の20）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

商業施設等の特別償却制度について、食品流通構造改善促進法の共同利用施設及び食品商業集積施設に係る措置を廃止した上、その適用期限を2年延長する。

特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の20（現行100分の22）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の9（現行100分の10）に引き下げるとともに、対象資産の取得価額の最低限度を2,800万円超（現行2,500万円超）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

医療用機器等の特別償却制度について、一般の医療用機器に係る取得価額の最低限度を500万円（現行400万円）に引き上げる。

農業経営改善計画等を実施する者の機械等の割増償却制度について、共同改善計画に係る措置の割増率を100分の12（現行100分の14）に引き下げた上、林業経営改善計画に係る措置及び共同改善計画に係る措置の適用期限を2年延長する。

優良賃貸住宅等の割増償却制度について、割増率を、耐用年数35年以上のものにあつては100分の40（現行100分の44）に、耐用年数35年未満のものにあつては100分の30（現行100分の32）にそれぞれ引き下げるとともに、都心共同住宅に係る措置の適用対象から高度利用地区の区域及び再開発地区計画の区域内の建築物を除外した上、その適用期限を2年延長する。

倉庫用建物等の割増償却制度について、割増率を100分の12（現行100分の16）に引

き下げるとともに、対象資産に係る規模要件を引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

(2) 準備金等

海外投資等損失準備金制度について、特定の海外債権に係る措置を廃止した上、その適用期限を2年延長する。

プログラム等準備金制度について、次の見直しを行う。

イ 汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用の積立てについて、積立率を100分の10(現行100分の13)に引き下げるとともに、積立限度額を年5億円(現行年6億5,000万円)に引き下げる。

ロ 汎用プログラムのうち制御プログラム以外のものの開発費用に係る積立率を収入金額100億円以下の部分にあっては100分の20(現行100分の23)に、収入金額100億円超の部分にあっては100分の10(現行100分の15)にそれぞれ引き下げる。

ハ 情報処理システムの企画等の役務の開発に要する費用に係る積立率を100分の7(現行100分の9)に引き下げる。

ニ データベースの構成に要する費用に係る積立率を収入金額100億円超の部分にあっては、100分の6(現行100分の8)に引き下げる。

ホ 統合情報処理システムサービスの補修費用に係る積立限度額を年5億円(現行年10億円)に引き下げる。

異常危険準備金制度について、次の見直しを行う。

イ 火災保険等に係る異常危険準備金について、洗替保証限度額を現行の当年度保険料の100分の34相当額から、平成14年度にあっては100分の32相当額に、平成15年度にあっては100分の30相当額に引き下げる。

ロ 船舶保険等に係る異常危険準備金及び原子力保険に係る異常危険準備金について、準備金の積立て後10年を経過したものについては益金の額に算入する。

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例制度について、適用対象から次に掲げる業務に充てるための負担金を除外する。

イ 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の基本構想に係る生涯学習の機会の提供に必要な一定の業務

ロ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の振興財団が行う特定施設の整備事業に必要な一定の業務等

ハ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特定周辺整備地区の施設整備に関する業務

(3) 登録免許税の特例

国有農地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象から次の登記を除外した上、その適用期限を2年延長する。

イ 農地法第36条の規定による土地の売渡しを受けた場合の所有権の保存登記

ロ 農地法第61条の規定による土地の売渡しを受けた場合の所有権の保存登記及び移転登記

農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の1.5(現行1,000分の1)に引き上げる。

農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。

イ 漁業協同組合が、平成 14 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に、水産業協同組合法の規定に基づき漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合について、税率を 1,000 分の 6（本則 1,000 分の 50）等に軽減する措置を加える。

ロ 森林組合が森林組合法の規定により森林組合連合会の権利義務を包括承継した場合の軽減措置を廃止する。

ハ 農業共済組合が農業災害補償法の規定により農業共済組合連合会の権利義務を包括承継した場合の軽減措置の適用期限を 2 年延長する。

中小企業者が集団化等のため取得する土地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。

イ 事業協同組合等が旧中小企業事業団から融資を受けて取得した土地等を組合員等に再譲渡する場合の軽減措置について、経過措置の一部を見直した上、その適用期限を 1 年延長する。

ロ 事業協同組合等が環境事業団から譲り受けた土地を組合員等に再譲渡する場合の軽減措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止する。

国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 1.5（現行 1,000 分の 1）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

公的医療機関の開設者等が国立病院等に係る土地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象者の範囲を見直した上、その適用期限を 1 年延長する。

特定の民間都市開発事業等の用に供する土地を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。

イ 特定の民間都市開発事業等の用に供する土地を取得した場合の軽減措置を廃止する。

ロ 特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の軽減措置について、適用対象となる施設の範囲から、一定の漁港施設を除外する。

民間都市開発推進機構が取得する土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置を 1,000 分の 6（本則 1,000 分の 50）の税率による軽減措置に改組した上、その適用期限を 3 年延長する。

不動産特定共同事業の事業者が取得する不動産の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象から任意組合型の契約に係る事業を除外した上、その適用期限を 2 年延長する。

認定特定事業計画等に基づき施設等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。

イ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する認定特定事業計画等に基づき施設等を取得した場合の軽減措置について、適用対象となる施設等の範囲を見直した上、その適用期限を 2 年延長する。

ロ 新事業創出促進法に規定する認定中核的支援機関が基本構想に基づき不動産を取得した場合の軽減措置を廃止する。

- (4) 工業等開発地区内の農用地等を譲渡した場合の800万円特別控除、工業等開発地区への事業用資産の買換え特例、特定事業所に係る海外投資等損失準備金、沖縄の旧中小企業近代化促進法に係る措置等について、廃止する。

3 適用期限の延長

- (1) 次に掲げる特別措置の適用期限を5年延長する。

国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例

日本鉄道建設公団が行う基盤整備事業に基づき、旅客鉄道株式会社等が交換により取得した建物に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税

旧自作農創設特別措置法等に基づく売渡し等に係る土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税

- (2) 暇利用施設の特別償却制度について、基本構想の変更同意期限を2年延長する。

- (3) 用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例制度の適用期限を2年延長する。

- (4) 欠損金の繰戻し還付の不適用措置の適用期限を2年延長する。

- (5) 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例

特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税

航空機の特別償却

特定都市鉄道整備準備金

ガス熱量変更準備金

特定対内投資事業者に係る欠損金の繰越期間の特例

農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

卸売市場法の規定による認定に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減

特定の輸入石油製品等に係る石油税の免税

特定の国産石油製品に係る石油税の還付

約束手形に係る印紙税の税率等の特例(コマーシャル・ペーパーの税率の軽減)

- (6) 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。

清酒等に係る酒税の税率の特例

入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例

六 その他

- 1 国立ハンセン病療養所等を退所した者に対してハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定する福祉の増進の措置として国から支給される退所者給与金については、所得税を課さないこととする。

- 2 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度等について、対象となる国庫補助金等の範囲に次に掲げる助成金を加える。

- (1) 電波法の特定周波数変更対策業務に基づく指定周波数変更対策機関の給付金

- (2) 農畜産業振興事業団法附則第11条第1項の砂糖生産振興資金を活用して行う事業に基づく農畜産業振興事業団の助成金

- (3) 産業技術力強化法に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金で高効率次世

代半導体製造システム技術開発補助事業等に係るもの

- 3 非居住者又は外国法人が匿名組合契約に基づいて支払を受ける利益の分配について、国内の事業者が 10 人未満の匿名組合員と匿名組合契約を締結している場合における利益の分配を、源泉徴収の対象とする。
(注)上記の改正は、平成 14 年 4 月 1 日以後に支払われる利益の分配について適用する。
- 4 外国税額控除制度について、外国法人税又は外国所得税が控除対象とされない通常行われない取引の範囲に、債権譲渡を利用した租税回避取引を加える等所要の整備を行う。
- 5 簡易な簿記の方法により記録している者に係る青色申告特別控除の特例の適用期限を 3 年延長する。
- 6 被災代替資産等の特別償却制度の適用期限を 3 年延長する。
- 7 震災特例法に係る特定の資産の買換えの場合等の課税の特例制度の適用期限を 3 年延長する。
- 8 平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間に入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税について、税率の特例措置を講ずる。
- 9 揮発油税及び地方道路税の免税対象となる灯油の規格のうち、初留温度を 140 度(現行 145 度)に引き下げる。
- 10 石油化学製品の製造のため消費される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置の対象範囲に、ポリビニルエーテルの製造のためビニルエーテルの重合溶剤用として消費される揮発油を追加する。
- 11 その他所要の税制の整備を行う。

(備考)以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

(別表)

平成14年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 連結納税制度		
(1) 連結納税制度の創設	7,980	5,680
(2) 連結納税制度の仕組みの中での措置		
連結付加税の導入	+1,030	+730
連結子会社の連結前欠損金の持込み制限	+480	+170
創設当初の加入子会社等の適用時期の特例	+2,110	+1,500
(小計 + +)	(+3,620)	(+2,400)
(3) 課税ベースの見直し		
受取配当の益金不算入制度の見直し	+820	+610
退職給与引当金制度の廃止	+3,240	+2,350
旧特別修繕引当金制度の廃止	+110	+110
(小計 + +)	(+4,170)	(+3,070)
計	190	10
2. 中小企業関係税制		
(1) 同族会社の留保金課税の軽減	100	40
(2) 交際費等の損金不算入制度の定額控除限度額の引上げ	130	40
(3) 取引相場のない株式等の相続税の課税価格の計算の特例の創設	40	20
計	270	100
3. その他		
(1) 企業関係租税特別措置の改正	+190	+180
(2) その他	100	40
計	+90	+140
合計	370	170

(注) 1. 連結納税制度の創設に伴う税収減については、「3.その他 (1) 企業関係租税特別措置の改正」による増収も含めると、平年度0億円、初年度▲30億円の減収と見込まれる。

2. 連結納税制度は、平成14年4月1日以後に開始し、かつ、平成15年3月31日以後に終了する事業年度から適用することとしているため、初年度の計数は平成15年3月期決算法人に係る減収額を計上した。なお、連結納税制度の創設による減収額の初年度(▲5,680億円)と平年度(▲7,980億円)の計数の差額分(▲2,300億円)の影響は翌年度に生ずる。

(備考) 上表のほか、

1. 中小企業投資促進税制の延長等による減収額は、平年度▲1,570億円、初年度▲1,000億円と見込まれる。
2. 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度への改組は平成18年1月1日から適用されるものであり、当面の税収には影響しない。改組後の増収額については、平成18年1月1日以降長期間をかけて段階的に平年度化していくものであり、また、将来の金利動向等に左右されるため、現時点で確定的に見込むことは困難である。

別紙 連結納税制度

1 基本的な仕組み

(1) 適用法人

連結納税制度の適用法人は、内国法人である親会社（100%子会社に該当するものを除く。）と、その親会社に発行済株式の全部を直接又は間接に保有されるすべての内国法人（100%子会社）とする。

なお、親会社は普通法人と協同組合等に、100%子会社は普通法人に限る。

従業員持株会の株式及びストック・オプションにより取得された株式のうち、一定のものについては、上記の保有割合の判定から除外する。

(2) 適用方法

連結納税制度を適用しようとするときは、その適用しようとする事業年度開始の日の前日から起算して6月前の日までに親会社及びそのすべての100%子会社の連名で承認申請書を国税庁長官に提出し、その承認を受ける。

その承認申請書の提出後、連結納税制度を適用しようとする事業年度開始の日の前日まで承認又は却下の処分がなかった場合には、その前日に承認があったものとみなす。

上記の承認申請書の提出期限は、親会社の設立事業年度から連結納税制度を適用しようとするときはその設立の日から起算して1月を経過する日と設立事業年度終了の日から起算して5月前の日とのいずれか早い日とし、設立事業年度の翌事業年度から連結納税制度を適用しようとするときは設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から起算して5月前の日とのいずれか早い日とすることができる。この場合、その承認申請につき承認又は却下の処分がなかったときのみなし承認の日は、その承認申請の日の翌日から起算して5月を経過する日とする。

なお、この特例の適用を受ける場合には、その資産の時価評価による評価損益を計上する必要がある100%子会社について、翌連結事業年度開始の日に連結グループに加入したものとする等の措置を講ずる。

連結納税制度の適用の取りやめは、やむを得ない事由がある場合に限るものとし、事前に国税庁長官の承認を受ける。

(3) 納税主体

親会社は、連結所得に対する法人税の申告及び納付を行う。

連結納税制度の適用を受けた100%子会社は、連結所得に対する法人税について連帯納付責任を負う。

連結納税制度の適用を受けた100%子会社は、連結所得の個別帰属額等を記載した書類を税務署に提出する。

(4) 連結事業年度

連結事業年度は、親会社の事業年度に合わせたものとする。

(5) 連結所得金額及び連結税額の計算

連結所得金額及び連結税額の計算の基本的な仕組み

イ 連結所得金額は、連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、これに所要の調整

を加えた上で、連結グループを一体として計算する。

□ 連結税額は、連結所得金額に税率を乗じた金額から各種の税額控除を行って計算する。

八 連結所得金額及び連結税額の計算の過程においては、所要の調整を行った結果算出される金額等を連結グループ内の各法人に合理的な基準により配分する。

二 連結税額については、連結グループ内の各法人の個別所得金額又は個別欠損金額を基礎として計算される金額を基にして配分する。

連結グループ内の法人間の取引

イ 連結グループ内の法人間の資産等の取引は、原則どおり時価により行う。

□ 連結グループ内の法人間で固定資産、土地等、金銭債権、有価証券（売買目的有価証券を除く。）又は繰延資産（これらの資産のうちその帳簿価額が1,000万円未満のものを除く。）の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益は、その資産の連結グループ外への移転、連結グループ内での費用化等の時に、その移転を行った法人において計上する。

なお、この場合、減価償却資産、有価証券及び繰延資産に係る譲渡損益については、簡便法により計上を行うことができる。

八 連結グループ内の法人間の寄附金については、その全額を損金不算入とする。

利益・損失の二重計上の防止

連結納税制度の適用を受けている100%子会社（以下「連結子会社」という。）の株式を譲渡する場合、連結納税制度の適用を取りやめる場合等には、その譲渡等の時において、その連結子会社の株式の帳簿価額の修正を行う。

連結欠損金額

イ 連結欠損金額は、5年間で繰越控除する。

□ 連結納税制度の適用開始前に生じた欠損金額については、次に掲げるものに限り、連結納税制度の下で繰越控除する。

(イ) 親会社のその適用開始前5年以内に生じた欠損金額

(ロ) その適用開始前5年以内に行われた株式移転により設立された親会社とその株式移転に係る完全子会社であった連結子会社の株式の全部をその株式移転の日から継続して保有している場合のその連結子会社のその適用開始前5年以内に生じた欠損金額又は連結欠損金額の個別帰属額

八 連結納税制度の適用を取りやめる場合、連結子会社が連結グループから離脱する場合等には、連結欠損金額の個別帰属額をその取りやめる親会社若しくは連結子会社又は離脱する連結子会社に引き継ぐ。

税率

連結所得に対する法人税の税率は、次のとおりとする。ただし、2年間の措置として、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する連結事業年度については、次の税率（注書きに掲げる税率を含む。）に2%を上乗せする。

イ 親会社が普通法人である場合の税率 30%

□ 親会社が中小法人である場合の軽減税率（年800万円以下の部分） 22%

八 親会社が協同組合等である場合の軽減税率 23%

（注）1 親会社が特定の医療法人である場合の軽減税率は、23%とする。

2 親会社が特定の協同組合等に該当する場合の年10億円を超える部分に対

する税率は、26%とする。

(6) 申告納付期限

連結税額の申告納付は、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に行う。

連結申告については、2月の申告期限延長の特例を設ける。

(7) 連結納税制度の適用開始・連結グループへの加入・連結グループからの離脱

連結納税制度の適用開始

イ 連結納税制度の適用を受ける法人について、その適用開始の前後でみなし事業年度を設け、適用開始前の期間については単体納税制度又は他の連結グループの連結納税制度の下で申告納付を行い、適用開始以後の期間については連結納税制度の下で申告納付を行う。

ロ 連結納税制度の適用を受ける法人の資産(固定資産、土地等、金銭債権、有価証券(売買目的有価証券を除く。))又は繰延資産(これらの資産のうちその含み損益が資本等の金額の2分の1又は1,000万円のいずれか少ない金額に満たないものを除く。)とする。ロ及びハにおいて同じ。)については、直前の事業年度において、時価評価により評価損益を計上する。ただし、次の法人については、資産の時価評価による評価損益の計上を行わない。

(イ) 親会社

(ロ) 親会社が最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に株式移転により設立され、かつ、親会社がその株式移転の日からその開始の日まで継続してその株式移転に係る完全子会社であった100%子会社の株式の全部を直接又は間接に保有していた場合のその100%子会社

(ハ) 親会社が最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日まで継続して100%子会社の株式の全部を直接又は間接に保有していた場合のその100%子会社

(ニ) 親会社又はその100%子会社が最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日の前日までの間に100%子会社を設立し、かつ、親会社がその設立の日からその開始の日まで継続してその100%子会社の株式の全部を直接又は間接に保有していた場合のその100%子会社

(ホ) 親会社が最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に適格合併、合併類似適格分割型分割又は株式移転により法人(被合併法人、分割法人又は完全子会社がその5年前の日(その被合併法人、分割法人又は完全子会社がその5年前の日からその合併の日の前日、分割の日の前日又は株式移転の日までの間に設立した100%子会社については、その設立の日)からその合併の日の前日、分割の日の前日又は株式移転の日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた法人に限る。)の株式の全部を直接又は間接に有することとなり、かつ、親会社がその合併、分割又は株式移転の日からその開始の日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた場合のその法人

(ヘ) 最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に、法人の株主の有するその法人の端株のその法人、親会社若しくはその100%子会社による買取りその他これに類する買取り又は法人の株主が法令の規定によりその有するその法人の株式の保有を制限されたことに伴うその株式のその法人、親会社若しくはその

100%子会社による買取りにより、親会社はその法人の株式の全部を直接又は間接に有することとなり、かつ、これらの事由が生じた日からその開始の日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた場合のその法人

(ト) 親会社が最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に株式交換により法人(完全子会社とその完全子会社がその5年前の日(その完全子会社がその5年前の日から株式交換の日までの間に設立した100%子会社については、その設立の日)からその株式交換の日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた法人とに限る。)の株式の全部を直接又は間接に有することとなり、かつ、株式交換の日からその開始の日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた場合で、次の要件を満たすときのその法人

(i) 直前の事業年度終了の時ににおいて、その法人の資産(棚卸資産、法令の規定により保有を制限されることとなるもの及びこれに類するものを除く。)の全部につき、最初の連結事業年度開始の日以後に譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由による利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと。

(ii) その法人の資産について、直前の事業年度の法人税の申告期限までに、そのすべての明細を税務署に届け出ていること。

(iii) 直前の事業年度終了の時ににおいて、親会社が継続してその法人の株式の全部を直接又は間接に保有することが見込まれていること。

(iv) 法人税を免れる目的でその法人を100%子会社としたものでないことが明らかであること。

連結グループへの加入

イ 連結グループに加入する法人(において「加入法人」という。)について、その加入の前後でみなし事業年度を設け、加入前の期間については単体納税制度又は他の連結グループの連結納税制度の下で申告納付を行い、加入以後の期間については連結納税制度の下で申告納付を行う。

ロ 加入法人の決算日及びその加入の日が親会社の決算日の前後1月以内となっている場合には、加入法人について、みなし事業年度の特例を設ける。

ハ 加入法人の資産については、直前の事業年度において、時価評価により評価損益を計上する。ただし、次の法人については、資産の時価評価による評価損益の計上を行わない。

(イ) 親会社又は連結子会社が100%子会社を設立した場合のその100%子会社

(ロ) 親会社が適格合併等(適格合併又は合併類似適格分割型分割をいう。)により法人(被合併法人又は分割法人が適格合併等の日の5年前の日(その被合併法人又は分割法人がその5年前の日から適格合併等の日の前日までの間に設立した100%子会社については、その設立の日)から適格合併等の日の前日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた法人に限る。)の株式の全部を直接又は間接に有することとなった場合のその法人

(ハ) 法人の株主の有するその法人の端株のその法人、親会社若しくはその100%子会社による買取りその他これに類する買取り又は法人の株主が法令の規定によりその有するその法人の株式の保有を制限されたことに伴うその株式のその法人、親会社

若しくはその 100%子会社による買取りにより、親会社がその法人の株式の全部を直接又は間接に有することとなった場合のその法人

- (二) 親会社が株式交換により法人(完全子会社とその完全子会社が株式交換の日の5年前の日(その完全子会社はその5年前の日から株式交換の日までの間に設立した100%子会社については、その設立の日)から株式交換の日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた法人とに限る。)の株式の全部を直接又は間接に有することとなった場合で、次の要件を満たすときのその法人
- (i) 株式交換の時ににおいて、その法人の資産(棚卸資産、法令の規定により保有を制限されることとなるもの及びこれに類するものを除く。)の全部につき、株式交換の後に譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由による利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと。
 - (ii) その法人の資産について、直前の事業年度の法人税の申告期限までに、そのすべての明細を税務署に届け出ていること。
 - (iii) 株式交換の時ににおいて、親会社が継続してその法人の株式の全部を直接又は間接に保有することが見込まれていること。
 - (iv) 法人税を免れる目的でその法人を100%子会社としたものでないことが明らかであること。

連結グループからの離脱

- イ 連結事業年度の中で連結グループから離脱する連結子会社については、その離脱した日の属する連結事業年度開始の日に離脱したものとみなす。
- ロ 連結グループから離脱した法人については、5年間再加入を認めない。

その他

連結納税制度の適用開始前又は連結グループへの加入前の長期割賦販売等に係る損益で繰り延べているもの(1,000万円未満のものを除く。)及び特定資産の買換え等に係る特別勘定の金額(1,000万円未満のものを除く。)については、その法人(上記ロ又はハの時価評価の適用除外となる法人に該当するものを除く。)の直前の事業年度において、その繰り延べている損益の計上又はその特別勘定の金額の取崩しを行う。

